

第 4 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 2 0 年 1 2 月 9 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	8
○日程第 6 報告第 2 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	9
○日程第 7 報告第 3 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 0
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 1
○日程第 9 報告第 5 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 1
○日程第 1 0 報告第 6 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 2
○日程第 1 1 報告第 7 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 3
○日程第 1 2 報告第 8 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 3
○日程第 1 3 報告第 9 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 4
○日程第 1 4 報告第 1 0 号 専決処分について（調停の申立て等）	1 4
○日程第 1 5 議案第 1 号 平成 2 0 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）	1 5
○日程第 1 6 議案第 2 号 平成 2 0 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 1
○日程の追加について	2 2
○日程第 1 7 議案第 3 号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例	2 2
○日程第 1 8 議案第 4 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	2 3
○日程第 1 9 議案第 5 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	2 8
○日程第 2 0 議案第 6 号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について	3 0
○日程第 2 1 議案第 7 号 中空知衛生施設組合規約の変更について	3 6
○日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	3 7
○休会の件について	3 8
○散会宣告	3 8
第 8 日目（平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日）	
○開議宣告	4 3
○日程第 1 会議録署名議員指名	4 3

○行政報告訂正について	4 3
○日程第 2 一般質問	4 3
1 番 渡 辺 精 郎 君	4 3
1 2 番 三 上 裕 久 君	5 5
4 番 清 水 雅 人 君	6 5
5 番 関 藤 龍 也 君	8 5
○議事延長宣告	9 6
1 1 番 堀 重 雄 君	9 6
1 0 番 荒 木 文 一 君	1 0 7
○延会の件について	1 1 6
○延会宣告	1 1 6

第 9 日 目（平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日）

○開議宣告	1 2 1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 2 1
○日程第 2 一般質問	1 2 1
3 番 酒 井 隆 裕 君	1 2 1
2 番 窪之内 美知代 君	1 3 5
9 番 大 谷 久美子 君	1 4 7
1 4 番 田 村 勇 君	1 5 5
○議事延長宣告	1 6 5
○日程第 3 議案第 8 号 平成 2 0 年度滝川市一般会計補正予算（第 6 号）	
議案第 9 号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例	1 6 5
○日程第 4 議案第 1 0 号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 7 8
○日程第 5 報告第 1 1 号 監査報告について	
報告第 1 2 号 例月現金出納検査報告について	1 7 9
○日程第 6 意見書案第 1 号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める要望意見書	
意見書案第 2 号 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室統合計画 の撤回を求める要望意見書	1 8 1
○動議の提出	1 8 1
○日程の追加について	1 8 2
○追加第 1 決議案第 1 号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督 権・監督権等の責任の調査に関する決議	1 8 2
○日程第 7 請願第 6 号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権 ・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行う ことを求める請願書	1 8 7

○日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 8 7
○市長あいさつ	1 8 7
○議長あいさつ	1 8 8
○閉会宣告	1 9 8

平成20年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成20年12月 9日（火）

午前10時01分 開 会

午後 1時53分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 9 報告第 5号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第10 報告第 6号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第11 報告第 7号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第12 報告第 8号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第13 報告第 9号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第14 報告第10号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第15 議案第 1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第 2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

- 日程第17 議案第 3号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第18 議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第 5号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第 6号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第21 議案第 7号 中空知衛生施設組合規約の変更について
- 日程第22 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 精 郎 君 | 2番 | 窪之内 美知代 君 |
| 3番 | 酒 井 隆 裕 君 | 4番 | 清 水 雅 人 君 |
| 5番 | 関 藤 龍 也 君 | 6番 | 本 間 保 昭 君 |

7 番 山 口 清 悦 君
 9 番 大 谷 久美子 君
 1 1 番 堀 重 雄 君
 1 3 番 堀 田 建 司 君
 1 5 番 山 腰 修 司 君
 1 7 番 水 口 典 一 君

8 番 中 田 翼 君
 1 0 番 荒 木 文 一 君
 1 2 番 三 上 裕 久 君
 1 4 番 田 村 勇 君
 1 6 番 井 上 正 雄 君
 1 8 番 山 木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 田 村 弘 君
 教 育 長 小 田 真 人 君
 総 務 部 長 高 橋 賢 司 君
 保 健 福 祉 部 長 狩 野 道 彦 君
 経 済 部 長 多 田 幸 秀 君
 教 育 部 長 高 橋 一 昭 君
 監 査 事 務 局 長 中 本 隆 之 君
 病 院 事 務 部 参 事 居 林 俊 男 君
 企 画 課 長 舘 敏 弘 君
 行 政 経 営 課 長 五十嵐 千夏雄 君

副 市 長 末 松 静 夫 君
 理 事 飯 沼 清 孝 君
 市 民 生 活 部 長 西 村 孝 君
 保 健 福 祉 部 参 事 佐々木 邦 義 君
 建 設 部 長 岡 部 豊 君
 教 育 部 指 導 参 事 早 瀬 公 平 君
 病 院 事 務 部 長 東 照 明 君
 総 務 課 長 伊 藤 克 之 君
 財 政 課 長 吉 井 裕 視 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
 書 記 山 本 信 子 君

次 長 田 湯 宏 昌 君
 書 記 寺 嶋 悟 君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成20年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。12月9日から12月17日までの間、9日間にわたりまして平成20年第4回市議会定例会が招集をされまして、補正予算及び条例改正などをご審議いただくわけでございますけれども、厳しい社会経済情勢と市民生活への影響が憂慮される中にありまして適正、迅速な行政執行が求められますことから、ご提案を申し上げます諸議案について十分議を経て、ご賛同をいただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

行政報告につきまして発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成20

年9月4日から12月2日までの行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございます。お目通しをいただきたいというふうに思いますが、以下数点にわたって口頭でご報告を申し上げます。

1点目は、まちづくり懇談会の開催についてでございます。平成20年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会と共催によりまして11月6日から11月27日までの間、小学校7校で開催をしたところでございます。今年度は、学校を地域活動の重要な一つの拠点にしたいという発想を持ちまして開催区域を小学校区として、かつ小学校を会場として開催をいたしました。329人の市民の皆さん方のご参加をいただきました。会場の変更が影響を与えたのかということもあると思いますが、例年より少ない参加ということになったのは課題だというふうに思いますが、子供の居場所づくりと地域ぐるみの見守り、災害時の避難場所と避難体制、国道の改修要望など、さまざまなご意見、ご提言をいただいたところでございます。そのまとめとして、まちづくり市民会議を12月18日、たきかわホールで開催をいたします。7会場から出されました課題、要望等を集約、整理した上で行政としての具体的な考え方、方針を示させていただきます。また、地域の子育て力につきましてはのパネルディスカッションも行う予定であります。

2点目は、滝川市くらし安全・安心地域づくり条例についてでございます。本年8月5日に第1回条例策定市民会議を開催をしていただきまして、いわば後発先進市を目指して熱心にご討議をいただいたところでございます。滝川市くらし安全・安心条例につきましては、11月の10日に滝川市安全・安心地域づくり条例案として検討結果をご報告をいただきました。その基本は、みずから防ぐ、みずから守る、子供から高齢者までだれもが無理なく継続できる、行政も地域も企業も一緒に取り組む、この3つの柱を基本理念として策定市民会議からご提案をいただいたところでございます。現在12月20日から26日までご提案をいただきました条例案について、市民の皆様からご意見、アイデアをいただいているところでございます。今後は、皆様からいただいたご意見を盛り込みながら、平成21年第1回市議会定例会においてご審議をいただき、平成21年4月施行を目指して進めてまいりたいというふうに思います。

3点目は、平成20年産米の出荷状況についてでございます。本年産米の出荷は、11月14日現在で見ますとJAたきかわの契約数量15万5,508俵に対し、出荷予定数量は17万9,009俵の見込みでございまして、出荷予定割合は115.1パーセントとなっております契約数量を大きく上回っている状況でございます。ことしの作柄は、4月の好天に加えまして日照時間が多かったことから豊作となったわけでありまして、低たんぱく米、高品質米の出荷も例年に比べて極めて多い状況であります。滝川産米の評価が一層高まるものと期待をしているところであります。

4点目は、生活保護費国庫負担金についてでございます。去る11月7日、会計検査院は平成19年度決算にかかわりまして検査報告を内閣に提出をいたしました。この中で、本市の生活保護費負担金の経理において医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金計1億7,914万5,000円が過大に交付されている旨、指摘がなされたところでございます。これを受けて厚生労働省は11月13日、会計検査院の報告のとおり本市に対しまして生活保護費負担金1億7,914万5,000円の返還について行政指導が行われました。

会計検査院の指摘は、次の３点にわたっております。１点目は、福祉事務所が医療扶助の決定に際し、市内の主治医の要否意見書等において被保護者の病気は市内の病院で治療可能であるなどとしていたのにもかかわらず適切な判断を行わなかったこと、２点目は医療要否意見書等による治療の必要性等について十分確認を行わず、検診命令等の措置を適切に行っていなかったこと、この２点につきましては実は第三者委員会においても同様の指摘がなされたという経緯がございます。３点目は、北海道において管内の各福祉事務所に対して行う適正な生活保護の実施、特に通院移送費の取り扱いに関する指導が十分でなかったことの３点が指摘されたところであります。

厚生労働省は、公正な第三者機関である会計検査院が実地検査をした結果であり、厚生労働省としても市内での治療が可能と理解していることから、会計検査院の判断に従うとの判断であります。ただし、滝川市も詐欺事件の被害者であることから、補助金等の交付決定の取り消しではなく負担金額の再確定による返還としたもので、実績報告書の訂正書類の提出期限及び返還金の納入期限については滝川市の事情を考慮するというふうにされているところであります。しかし、この２０年度末を超えてこういう対応がなされるというふうには想像しがたい実態も同時にあります。

市といたしましては、札幌市への通院自体がすべて不適切とされたこと、つまり入り口段階から不適切と判断されたことはまことに残念であるとの考え方から、何点かについて滝川市の考えを主張したところであります。特に医師と被保護者との信頼関係、心理的作用の及ぼす諸効果をあわせ医療機関の選定に考慮したこと、特に精神的な問題を解決するためには被保護者と信頼関係のある医師に治療をゆだねる必要があることなどが考慮されておらず、この点についても強く理解を求めたところでございますが、甚だ残念ながら主張は認められない状況でございます。しかし、本市における検証第三者委員会あるいは会計検査院から指摘された生活実態、診療内容、通院状況などの把握が十分行われておらず、被保護世帯に係る要否意見書等による治療の必要性について十分確認を行わず、検診命令等の措置を適切に行っていなかったこと、また結果としてこれだけ巨額の移送費を長期にわたり支給を続け、多額の不正受給を生む結果となったことについては謙虚に反省をしなければいけないというふうに加え、改めて深くおわびを申し上げます。

会計検査院は、独立性の極めて高い憲法上の機関であり、その検査結果が翻る可能性は甚だ低いものというふうに加えざるを得ないということも認識をいたしております。また、厚生労働省の措置に対し不服を申し出る選択肢もありますが、現実的には同省の判断が変わる可能性はないものと思われ、逆に補助金適正化法に基づく交付決定の取り消し措置も想定されないわけではありませんが、その場合には加算金の納付が求められる事態も危惧されるところでございます。これらのことから、顧問弁護士を含め、これまで検証にかかわっていただきました多くの皆さん方のご意見も参考にさせていただきまして、総合的かつ冷静に判断をした結果、厚生労働省の行政指導による自主返還の道、補助金の再確定の進めざるを得ないというふうにより決断をしたところでございます。しかし、この返還金とは区別して医師は患者との信頼関係をもとに治療行為を行うものであり、医療保護の現場における判断に悩んだり混乱することのないよう改善が必要とされる点については、国に対してこの返還と切り離して求めていく考え方であります。

なお、生活保護費の詐欺事件に関しましては、介護タクシー会社役員ら２被告の第２回公判が１

1月21日、札幌地方裁判所で行われ、市職員6人が検察側証人として出廷し、証言台に立ったところでございます。また、現在損害賠償請求に係る民事訴訟が係争中ではありますが、改めて司直の賢明なる裁断が下されることを信じてやまない次第であります。

一方、自主返還に伴う財源についてでございますが、本年4月に取りまとめました生活保護費詐欺事件に関する報告書でお示しをさせていただきましたとおり、最終的に税の投入を行わない仕組みによりまして期限を定めて処理をするとの考え方に変わりはありません。ただ、返還金は滝川市に求められることから、報告書にも記載させていただきましたとおり一時的には財政調整基金を取り崩し、国庫に返還する考え方でございます。したがって、返還を求められた1億7,914万5,000円、全体の4分の3でございますが、この金額につきましては一時的に財政調整基金を取り崩し、国庫に返還を行うこととして、このほか当該返還額に伴います滝川市の負担額5,971万5,000円、全体の4分の1でございますが、これを合わせた合計2億3,886万円、さらに財政調整基金を埋め合わせるまでの間に生じた利子相当額を含めて（仮称）滝川市再生基金として税以外の財源により積み立てをし、その全額を財政調整基金に返済をしたいというふうに考えております。

最終的に税の投入をしないという考え方についてでございますが、詐欺事件の受刑者、被告に対しては損害賠償請求を求めてまいります。また、既に市長、副市長を初め関係職員に対する処分によりまして給料の減額が行われておりますが、こういう人件費の減額分及び今後減額が見込まれる分については返還により不足する財源に充てたいというふうに考えております。さらに、関係した退職職員にも協力を求める考えでありますし、寄附金についても受け入れていきたいというふうに考えております。しかし、今回厚生労働省から返還を求められましたのは通院移送費の全額でありまして、さらに返還額に伴う滝川市の負担額を加えると総額約2億4,000万円という膨大な金額に上りますことから、到底これらのみで賄える金額ではありません。市として返還に応じざるを得ないという状況下におきまして、組織として対応する以外にその道はないというふうに判断をしているところであります。したがって、職員への協力をお願いをしたいというふうに考えているところでありまして、その金額につきましては今後における市長及び副市長の給与の減額分、さらには想定される寄附金等をすべて充当してもなお不足する額を明らかにして職員へ協力をお願いをしたいというふうに考えております。

職員への協力要請による組織的対応と申し上げましたが、現在取りまとめております新しい活力再生プランにおきましても不足財源の一部を職員への協力をお願いをしたいというふうに考えているところでございまして、基金取り崩し分と新活力再生プランの財源不足分を総合して全体財源収支不足額をぜひ職員へ協力をお願いをしたいというふうに考えております。職員に協力をお願いする具体的な内容につきましては、現在開催をしております職員説明会での意見を考慮をいたしまして、今後職員労働組合などとも協議を進める中で改めて職員への説明会を開催し、ぜひともご理解をいただきたいというふうに考えております。また、12月18日には先ほど申し上げましたまちづくり市民会議を予定をしているところでございますが、市民の皆様にはその時点でお話できる内容について説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、4点にわたりまして口頭で補足をさせていただきまして、行政報告とさせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから印刷配付をしております教育行政報告のほか、3点にわたってご報告をさせていただきます。

初めに、これまでも教育行政推進に格別のご支援、ご協力をいただいております北門信用金庫様から今回創業60年を記念して250万円のご厚志をいただいたことから、北門信用金庫コレクションによる北海道美術の潮流展を開催をさせていただきました。これは、9月の20日から10月19日までの1カ月間、滝川市美術自然史館において北門信用金庫様の美術コレクションの中から北海道美術の形成に大きな役割を担った作家たちの作品を中心に展示を行ってまいりました。また、本展覧会の関連事業といたしまして講演会やミニコンサート並びに芸術鑑賞バスツアーや朗読会など、さまざまな事業も開催をすることができました。本展覧会には、期間中3,880名余りの多くのお客様にご来場をいただくなど盛会裏に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。また、さらに図書の実用ということでも500万円の浄財を11月にまたいただきました。ただいま教育委員会の内部でこのご寄附の趣旨に沿う活用方法について鋭意検討中であります。北門信用金庫様に対しまして深くお礼を申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、アメリカマサチューセッツ州、ロングメドー町との教育交流について報告をいたします。去る10月15日から22日までの4日間、第18回ジュニア大使訪問団の団長としてロングメドー町を中心に訪問してまいりました。同町との交流につきましては、昨年からは滝川西高等学校がロングメドー高等学校に短期留学生を派遣しており、本年も2名を14日間派遣したところです。また、ロングメドー高校からは本年2月に17名の訪問団が本市を訪れ、全校交流会、授業参観、ホームステイなどを通して活発な交流が行われたところであります。今回の訪問に際しましては、ロングメドー町教育委員会、ハート教育長を表敬訪問し、西高等学校による相互交流が積極的に実施されていることは大変意義深いものと確認をし、これらの成果を評価し、さらに両校を中心とした教育交流をさらに活性化することで両地域の未来を担う子供たちの人材育成並びに地域活性化に資することを目的に、滝川市・ロングメドー町教育交流推進に関する覚書を取り交わした次第であります。今後本市とロングメドー町が教育交流を通して、子供同士のつながりと家庭や地域の方々ととの交流がさらに深まるよう推進してまいります。

3点目は、滝川工業高等学校土木科間口存続にかかわる取り組みにつきましてご報告をさせていただきます。まずは、さきの定例会におきまして要望意見書の採択をいただくなど議員の皆様にもご支援に対しまして改めてお礼を申し上げます。現在滝川市教育委員会といたしましては、審議会の皆さんを初め関係各位のご支援をいただきながら北海道教育委員会への働きかけを初めとした取り組みを進めているところでございます。具体的には工業高校と連携の上、同校の活性化を支援する会交付金を活用しながら中学生向けPRパンフレットの作成並びにこのパンフレットを活用した各中学校への訪問、PRを行うなど同校の特徴的な魅力を広くPRする取り組みを進める一方で、市内中学校におけるもの作り講演会の開催など、中学校のキャリア教育に接続させながら中学生に対し、将来への夢を持つことへの重要性や物づくりに対する興味、関心の啓発を行っております。

また、同校の魅力をさらに高めるための学校を中心とした組織的な活性化策の検討につきましても引き続き同校と協議を行っているところでございます。今後におきましても地域一丸となった取り組みをさらに進め、北海道教育委員会へ同校土木科間口減の見直しについて働きかけてまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第5、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

（「行政報告の質疑は」と言う声あり）

○議 長 行政報告については質疑をお受けいたしません。一般質問でお願いいたします。

（「議事進行」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 これまで行政報告について質疑を受けなかった例というのは、私はないと思うのですが、なぜこういう議長判断がとられるのかお聞かせください。

○議 長 滝川市議会議会運営に関する申し合わせ事項、1ページの1の（2）、行政報告についてと明記してございますので、そちらをお読みください。

（「読めって、今持っていないんで」と言う声あり）

○議会事務局長 （2）の行政報告という欄でございますけれども、アの行政執行上重要な問題または議会に報告を要する……

（「局長、マイク通るように、全然聞こえないんだわ」と言う声あり）

○議会事務局長 それでは、申し合わせの1の（2）、行政報告でございますけれども、（イ）でございますけれども、報告時期は原則として定例会のみとして文書及び口頭による報告とする。この場合、質問は一般質問において通告制とするということで申し合わせをしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これまで私は市長の行政報告、教育行政の報告について何回質疑してきたかわかりません。それで、一般質問と行政報告というのは議決事項ではないですから、いわゆる一事不再議には当たらないし、今それを適用すると何でこれまでそれを適用しなかったのか、議運で整理してください。求めます。

（「ルールは守らんとだめだよ」と言う声あり）

○清水議員 ルール守っていないのは議長でしょう。いきなりだよ、これ。これまでの経過は全然無視だよ。

○議 長 一たん休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時44分

○議長 再開をいたします。

今会議録を精査させましたが、平成１７年から平成２０年までで定例会で行政報告に対する質疑は一切ございません。ただし、先ほどもお話ししましたが、臨時会においてはそのようなことが…臨時会にも行政報告をすることができる。この場合の質問は、報告事項に限り許すこととするという申し合わせがございます。ということでありますので、清水議員、動議を取り消しをしてください。

○清水議員 了解いたしました。

○議長 長 取り消しをしてください。

○清水議員 私の記憶違いということで取り消しをいたします。

○議長 長 では、改めて議事を進めます。

日程第５、報告第１号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第１号 専決処分につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は、平成２０年９月２日午前１１時ごろで、事故発生場所につきましては栄町２丁目９番地先、駅前無料駐車場内にあります。

相手方につきましては、幸町３丁目１番６号、上山健輔氏であります。

損害賠償額につきましては、駐車場の設置者である市と管理者である駅前商店街組合連合会と応分の負担とし、市の損害賠償額は１５万２，５７５円で、全国市長会の損害保険の対象としたところであります。

事故の原因であります、上山氏が駐車場に入場し、側溝の上を通過したところ、側溝のふたが大きく持ち上がり、車両の下部に損害を与えたものであります。この後、報告させていただきます報告第２号の西ヶ迫氏と報告第３号の増子氏の３件が３０分程度の間に連続して起こったものであります。

専決処分年月日につきましては、平成２０年９月１８日であります。

以上、専決処分の内容について報告をさせていただきました。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結をいたします。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第６ 報告第２号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 日程第6、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分につきまして、報告第1号に続き地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定で、事故発生日時は平成20年9月2日午前11時ごろで、発生場所は栄町2丁目9番地先、駅前無料駐車場内であります。

相手方につきましては、札幌市手稲区稲穂1条1丁目12番30—607号、西ヶ迫実氏であります。

損害賠償額につきましては、市の損害賠償額は2万4,372円、事故の原因につきましては報告第1号と同様でございます。

専決処分年月日につきましては、平成20年9月18日であります。

以上、専決処分の内容について報告をさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第7、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第3号、報告第1号、第2号に続きまして専決処分につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は、平成20年9月2日午前11時ごろで、発生場所は栄町2丁目9番地先、駅前無料駐車場内であります。

相手方につきましては、芦別市北2条西1丁目8、増子治洋氏であります。

市の損害賠償額につきましては3万4,735円、事故の原因につきましては報告第1号と同様でございます。

専決処分年月日につきましては、平成20年9月18日であります。

以上、専決処分の内容について報告をさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）

- 議長 日程第8、報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。保健福祉部長。
- 保健福祉部長 報告第4号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。
専決事項につきましては、交通事故に伴う損害賠償額の決定でございます。
事故発生日時につきましては、平成20年6月30日午後2時35分ごろでございます。
発生場所につきましては、滝川市本町3丁目3番地先、樺戸踏切の手前交差点の場所でございます。
事故の相手方につきましては美村真生さん、賠償の相手方につきましては美村均さんでございます。
損害賠償額につきましては、14万4,503円でございます。
事故原因でございますが、介護認定調査用務を終えまして、公用車両にて市道西裡仲通線から市道広小路5丁目通り線に右折して進入しようとしたところ、右方向に停車していた車両の後方から同市道を横断してきた相手方自転車に接触をし、損害を与えたものでございます。
専決処分年月日につきましては、平成20年9月30日でございます。
なお、職員に対しましては交通安全の徹底について十分指導してまいりますことを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

- 議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第5号 専決処分について（調停の申立て等）

- 議長 長 日程第9、報告第5号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。
説明を求めます。建設部長。
- 建設部長 報告第5号 専決処分についてご報告申し上げます。
地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をいたします。

専決事項でございますけれども、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立てでございます。

相手方でございますけれども、滝川市滝の川町東3丁目15番7号、滝の川団地287号に入居しております田中美紀さんでございます。

申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの督促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立てをするものでございます。

追行の方針でございますけれども、(1)といたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。(2)といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは、裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日でございますけれども、平成20年10月9日でございます。

以上をもちまして報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第6号 専決処分について(調停の申立て等)

○議 長 日程第10、報告第6号 専決処分について(調停の申立て等)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第6号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項でございますけれども、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立てでございます。

相手方は、滝川市一の坂町東2丁目7番1号、一の坂団地105号に入居しております柏山鉄男さんでございます。

申し立ての趣旨並びに追行の方針でございますけれども、報告第5号と同文でございますので、省略させていただきたいと思います。

専決処分年月日は、平成20年11月26日でございます。

以上をもちまして報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結をいたします。
報告第6号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第7号 専決処分について（調停の申立て等）

- 議長 長 日程第11、報告第7号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。
説明を求めます。建設部長。
○建設部長 報告第7号 専決処分についてご報告申し上げます。
地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。
専決事項でございますけれども、報告第6号と同様でございます。
相手方につきましては、滝川市一の坂町東2丁目7番1号、一の坂団地204号室に入居しております工藤こずえさんでございます。
申し立ての趣旨、追行の方針でございますが、報告第6号と同じでございますので、省略させていただきます。
専決処分年月日は、平成20年11月26日でございます。
以上をもちまして報告第7号の説明を終わらせていただきます。

- 議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

- 議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結をいたします。
報告第7号は報告済みといたします。

◎日程第12 報告第8号 専決処分について（調停の申立て等）

- 議長 長 日程第12、報告第8号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。
説明を求めます。建設部長。
○建設部長 報告第8号 専決処分についてご報告申し上げます。
地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。
専決事項でございますけれども、報告第7号と同じでございます。
相手方でございますけれども、滝川市一の坂町東2丁目7番1号、一の坂団地307号に入居しております佐藤文俊さんでございます。
申し立ての趣旨並びに追行の方針でございますが、報告第7号と同じでございます。

専決処分年月日でございますけれども、平成２０年１１月２６日でございます。

以上をもちまして報告第８号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第８号は報告済みといたします。

◎日程第１３ 報告第９号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第１３、報告第９号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第９号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告をいたします。

専決事項でございますけれども、報告第８号と同様でございます。

相手方でございますが、滝川市有明町３丁目３番３号、銀川団地５０１７号に入居しております佐々木哲夫さんでございます。

申し立ての趣旨並びに追行の方針でございますけれども、報告第８号と同様でございます。

専決処分年月日は、平成２０年１１月２６日でございます。

以上をもちまして報告第９号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第９号は報告済みといたします。

◎日程第１４ 報告第１０号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第１４、報告第１０号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第１０号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げます。

専決事項につきましては、報告第９号と同様でございます。

相手方でございますが、滝川市東滝川町1丁目4番6号、東栄団地18号に入居しております倉野将司さんでございます。

申し立ての趣旨並びに追行の方針でございますけれども、報告第9号と同様でございます。

専決処分年月日は、平成20年11月26日でございます。

以上をもちまして報告第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第10号は報告済みといたします。

◎日程第15 議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

○議長 長 日程第15、議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、他自治体との共同化によるシステム構築経費、寄附金受領に伴う寄附者の意向に沿った事業の予算化及び燃料費高騰等による低所得者層への対策費の補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,522万4,000円を増額し、予算の総額を197億5,781万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額153万8,000円の増額につきましては、総合行政ネットワークの管理に要する経費の補正でございます。都道府県、各市町村相互に接続した広域ネットワークである総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANですが、LGWANへの現行接続システムの保守体制が平成21年3月をもって終了することに伴い、当初は来年度の更新を予定しておりました。しかし、これに係る更新経費を軽減するため道内169団体参加によるシステムの共同化を実施することとなり、これに伴い2月中のシステム構築の必要があることから、今年度予算を増額補正したいとするものでございます。

2款1項9目交通安全対策費、補正額12万7,000円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。市にご寄附をいただきました寄附者の意向に沿い、交通安全教

育の充実を図るための備品及び交通安全の旗等の購入を行いたいとするものでございます。

2款2項1目徴税費、補正額858万8,000円の増額につきましては、市税の賦課事務に要する経費の補正でございます。65歳以上の公的年金等の受給者のうち一定要件を満たす方については、平成21年10月より個人住民税を公的年金から天引きさせていただく特別徴収制度が導入されます。これに伴い、特別徴収の対象となる方の情報を電子データ形式で総務大臣が指定する経由機関を通じて社会保険庁等と相互交換をすることが必須となりますことから、データ交換に係る経由機関への負担金、データの確認等の審査システムの構築及び既存の基幹システムの改修が必要となります。また、今後予定される納税者等の電子申告サービスの導入にかんがみ、この審査システムの構築につきましては他の自治体との共同化で実施することにより今後の運用経費の軽減化を図りたいとするものであります。このことから、公的年金からの特別徴収に係るシステム改修等の経費について増額補正したいとするものであります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額31万5,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。住民基本台帳カードについては、その普及について推進しているところでありますが、確定申告の電子申請、いわゆるe-Taxで確定申告した場合に最高5,000円の所得税の税額控除が19年度、20年度の2年間に限り、いずれかの年に受けられることとなったこともあり、予想以上の交付状況となっております。これからの確定申告時期における交付増も見込まれることから、必要経費について補正したいとするものであります。

3款1項1目社会福祉費、補正額908万9,000円の増額につきましては、福祉灯油助成事業に要する経費の補正でございます。灯油購入費助成については、昨年度原油価格の急激な高騰を受け、特に強く日常生活に影響を受ける市民税非課税世帯のうち70歳以上の高齢者世帯、母子、父子世帯、重度障がい者世帯を対象に1世帯当たり5,000円の助成を実施したところでありますが、今年度についても以下の趣旨及び内容で実施したいとするものであります。昨年度は、本格的な灯油需要期を迎える12月1日を基準日として灯油価格を前年と比較し、その差額20円について冬期間の一月当たりの平均灯油消費量253リットル分、5,000円を助成したところであります。今年度については下落傾向であります、11月1日現在の灯油価格と18年12月1日現在の灯油価格との差額が12.5円あることから、冬期間1カ月分は3,000円となります、北海道においても福祉灯油事業に対する補助制度をより手厚いものに改正していること及び生活必需品や電気代等の値上がり等を加味し、灯油代の負担軽減という面だけでなく生活全般に対する住民不安の解消のため、価格差に基づいて算出した助成基本額に1,000円を加算し、4,000円を1世帯当たりの助成額とし、実施することとしたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款3項1目小学校費、学校管理費、補正額125万1,000円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費20万円の増額、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費105万1,000円の増額の補正でございます。教材、教具に要する経費につきましては、市にご寄附をいただきました寄附者の意向に沿い、第一小学校の備品整備を行うものでございます。その他小学校教育の実施及び管理に要する経費につきましては、要保護、準要保護児童就学援助費の補正でございます。今年度につきましては、認定者の増加が想定を超える見

込みであり、必要額の補正を行いたいとするものであります。就学援助費の認定については、当該世帯の所得が生活保護基準における最低生活費の1.3倍を超えない世帯について該当となり、認定しております。認定者数の増加の要因を分析した結果、生活保護基準の1.1から1.3倍に相当する所得階層世帯の増加が顕著となっており、昨年度まで該当とならなかった世帯においても所得の低下により新たに該当となるケースがふえていることが要因と考えられます。

10款4項1目中学校費、学校管理費、補正額100万5,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、要保護、準要保護生徒就学援助費の増額をしたいとするものでございます。認定者数の増加の要因につきましては、小学校費同様に所得水準の低下が原因と考えられますが、認定者の就学に支障を来さぬよう必要額について増額補正したいとするものでございます。

10款6項1目学校給食費、補正額331万1,000円の増額につきましては、学校給食の実施に要する経費の補正でございまして、うち326万1,000円につきましては準要保護児童生徒給食費援助費の増額であり、前述の理由による認定者数の増加によるものでございます。5万円につきましては、市に対してご寄附をいただいた寄附者の意向に沿い、小中学生に対する食育事業に活用するための備品整備を行いたいとするものであります。

以上、歳出合計で2,522万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。14款2項1目総務手数料7万5,000円の増額、16款2項1目民生費補助金440万円の増額、18款1項1目一般寄附金12万7,000円の増額、18款1項7目教育費寄附金25万円の増額は歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,037万2,000円の増額については、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で2,522万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、私からは福祉灯油助成事業に要する経費について何点かご質疑させていただきたいと思います。

この福祉灯油の取り組みにつきましては、昨年度も実施され、今年度も早いうちから実施が市長によって行われるということが述べられたこと、また他自治体では通知はがきなどは出していない自治体もあった中、本市においては個人情報保護なども加味しながら全世帯に通知したなど、こうしたことについては十分評価しております。こうしたことを踏まえて質疑をいたしたいと思います。

まず、この助成額についてであります。昨年度5,000円から4,000円に減額という形になりましたが、灯油単価差額でいきますと、昨年度と比較しますとごらんのとおりさほど大きな変化はないというふうに理解はしております。ただし、厚生常任委員会の中で出されました資料の中を拝見いたしますと、減額を検討されているという自治体というのは拝見しながらではなかった

というふうに記憶しております。また、北海道の自治体の中では、ある自治体では5,000円から1万円、またある自治体は4,000円から5,000円など増額していることが多いのも承知をしております。また、こうしたことについてどのように調査されたのか、このことについてお伺いしたいと思います。

続きまして、この事業についてであります。現在説明のとおり、ガソリンや灯油などが急騰いたしましたが、こうした価格も大きく下がりました現在下落傾向が続いております。また、おくれながら軽油、また重油なども少しずつ下がってきている状況であります。ただし、来年度も同じ状況だという保証は今のところはどこにもないわけであります。こうした事業をまたこのような灯油などの急騰を行った場合に実施する用意があるのかどうか、このことについてお伺いを申し上げます。

最後であります、灯油券の受け取り方法についてであります。現在灯油券の受け取り方法については、基本的に市役所のほうに受け取りに来るということになっております。これを昨年度もありましたけれども、江部乙地区でありますとか、また東栄地区でありますとか、比較的遠いところに対して利便性のよい方法でこうしたものを受け取れるような形ができないものかということをお伺いしたことがございます。本年においてもぜひそうしたご配慮をお願いしたいと思いますが、その考えについてお伺いします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 酒井議員の1点目の質疑でございますが、私どもは昨年も緊急の対策として福祉灯油の助成を行ったわけでございますが、積算根拠というものは昨年とこれは変えるということには私どもはならないと思っております。昨年場合は20円の単価差がありました。今回は12.5円です。これについて動かすことになると、いろいろと我々の根拠が崩れてまいります。基本的にこの11月と比較しての82円50銭ですから、実は12月に入ってからまだ灯油単価は下がっております。70円台になっているわけでございます。そういう中で、先ほども申しましたけれども、灯油だけでなくいろいろな生活必需品のいわゆる高騰等も考慮いたしまして実際の差額、平成18年との差額の12円50銭で計算したら3,000円ちょっとになるのでありますが、その辺を考慮して福祉灯油額を決定したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目の現在は下落傾向だけれども、また来年に向けてどうなのだというご質疑だと思いますが、これはそのときの実態に沿ってまた考えていく用意はありますが、今はまだはつきりどうこうという時期ではないというふうに考えてございます。

それから、灯油券の受け取り方法であります、昨年も支所での受け取りもやっております。ですから、その辺も考慮しながらことしも対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 緊急事業ということでもありますけれども、ぜひまたこうした事態が起きましたら、昨

年、また本年と同様手厚い対策をとっていただきたいと思います。

終わります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、質疑をしたいと思います。

まず、ただいま上程されました議案の８ページ、９ページのところでの徴税費につきまして、そして９ページでは市税の賦課事務に要する経費につきましてご質疑したいと思います。この８５８万円でそのシステムを作成すると、明年の１０月に備えてということでございますが、システムばかり先行して、肝心の市民に対してこの周知はしっかりとやらなければいけないと思います。特にそのシステムからではなくて窓口でしっかりと納めたいというような、そういう人に対してやはり早くからしっかりと周知をしなければいけないと思いますので、したがってこのシステムを導入すると同時に、まずどのように市民に対して周知をするか。特に今申し上げましたように反対だと、自分で納めますよと、そういうふうに表示する、そういうような意向の人をどのように吸収するのか。これがぎりぎりになったのでは、もうそのシステムに入りましたよ、だめですよと、こういう冷たいことではいけないと思いますので、したがってやっぱりもう１年も切りましたから、その周知方法をしっかりと対策をしていただきたいと思います。その辺はどうなっているかにつきまして。

それから、もう一点は、この国民年金からいろんなものが差し引かれ、差し引かれ、やがては国保税のほうもそうやってそのシステムできっと徴収したいのかもしれませんが、それは国がやっているからということで市町村は逃げるわけでありますが、その国民年金も満度に出ていないような人、２万円の人、５万円の人とか、そういう人がいろいろいるわけです。そうしますと、もうゼロ円どころかマイナスになって足りない。では、残りは窓口で納めなさいよと。何かその辺がおかしいのではないかと思うのですが、そういうところをどのようにするかと。

３点目ですが、こうやって職員の手間が省ける、市長に言わせればだんだんと三百数十名に減らしているから、ちょうどこういうシステムも導入して職員減をしているからと、こういうことになると思うのですが、やっぱりこれだけの大金を使ってそういうシステムを手で、つまり職員の手でやるのとコンピュータでやるのとでは相当数の人数、違うと思うのですが、その辺がどれぐらいの差があるものなのか、これをちょっと、もしこら辺がわかればこれも発表していただきたい。

以上、３点お願いします。

○議長 長 渡辺議員、１、２、３、質疑ございますが、特に２、国庫補助の関係につきまして、これはちょっとこれからずれておりますので、できる限りのお答えはいたしますけれども、それでよろしいですね。

では、１、２、３について、市民生活部長。

○市民生活部長 渡辺議員の質疑にお答えしたいと思います。１点目でございます。市民周知ということでございますが、制度開始が２１年１０月ということで決められておりますので、市民周知については徹底を図っていきたいと思いますが、今考えておりますのは新年度以降というような格好で４月以降ということで考えておりますが、ほかにもパンフレット等は２１年１０月から来て

いるというような格好で周知はしておりますが、なお一層市民周知については徹底を図っていきたいと思います。

それと、手作業と機械化というのでしょうか、システム化したことによってどのような具体的なということですが、新制度移行に伴いまして窓口ですとか、制度の周知徹底等で初年度はかなり混雑するものと見込まれます。それで、具体的にどの面が削減できるかというのはまだ試算してございませんが、それらの制度が通常化といいましょうか、皆さんに周知していただいて制度がスムーズに運用されたときにはある程度の削減効果等が見込まれるのではないかと、今現在はそうように考えております。

以上です。

○議 長 あと答弁はありませんね。渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

それでは、再質のほうですが、確かにこのコンピュータ等の整備というのは必要かもしれませんが、データの確認など、今まで毎年数百万円、数千万円とさまざまなコンピュータシステムを整備をしているはずなのですが、これはこれぐらいというのは変ですが、この対応をもう少し安いようなソフトでそれで対応できるとか、そういうことはできないものなののでしょうか。やっぱりこういうもののシステムは、随分相当経費をかけていると。何か安いソフトというか、そういうものでできる方法というのはないものかどうか、この点だけお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 うちのほうのホストのシステムの変更のときにあわせてそれらの制度変更が、あわせてうちのほうのシステムが変更できたときには含めて変更いたしますので、低額になろうかと思いますが、今の制度変更が毎年のように出てまいります。それに対応するためには、制度が明らかになった段階でうちのほうのシステムまたは経路機関のシステム等に対する何らかの負担等が出てくるのが今の現状でございます。

以上です。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 では、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第16 議案第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第16、議案第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1項、歳出歳入それぞれ378万円を追加し、55億8,989万4,000円としたいとするものでございます。

第2項におきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというところであります。

次に、歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、13節委託料378万円の増額でございます。国民健康保険制度改正等によるシステム改修費でございます。改修内容でございますが、70歳から74歳の窓口負担割につきまして1割負担の方が平成21年4月より2割負担となる予定でありましたが、平成22年3月31日まで1割負担に据え置かれたこと、それと70歳から74歳の現役並み所得者の所得判定単位が変更されたこと、75歳到達月における自己負担限度額の特例が創設されたこと等に伴いますシステムを改修したいという内容でございます。

歳出補正額378万円を増額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。7款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金、5節財政安定化支援事業繰入金、8款1項1目繰越金の補正の中身でございますが、歳出でご説明いたしましたシステム改修費につきましては事務費であることから、その財源を7款1項1目3節一般会計繰入金の職員給与費等繰入金に求めることになります。一部が国からの特別調整交付金として交付される見込みでございますが、詳細が決定されていないため全額繰入金で計上したいとするものでございます。同じく一般会計繰入金の5節財政安定化支援事業繰入金は減額の見込みにありますことから、今回378万円を減額し、その財源を8款1項1目繰越金に振りかえたいとするものでございます。

以上、378万円を増額したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

- 議長 長 お諮りをいたします。
本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第17から第22までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第17 議案第3号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例

- 議長 長 日程第17、議案第3号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

- 建設部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例でございますけれども、平成21年4月1日より滝川市下水道事業を特別会計から公営企業会計に移行を図るため地方公営企業法第4条の規定により滝川市下水道事業を設置し、その経営の基本に関する事項を定めるとともに、法第2条第3項の規定により同法の財務規定を適用するため必要な事項を定めたいとするものでございます。

第1条でございます。下水道事業の設置でございますが、地方公営企業法を適用するのに下水道事業の設置について定める規定でございます。

第2条でございますけれども、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき財務規則等を適用する旨の規定でございます。

第3条は経営の基本を明確にするため、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと法で規定されております。そのために下水道法の規定により認可を受けた計画のうち、排水区域は滝川市の区域内、排水人口3万9,500人、1日最大汚水量は2万1,273立方メートルと主なものを掲載してございます。

第4条でございますけれども、重要な資産の取得及び処分についての規定です。重要な資産については政令に基準があって、土地については1件5,000平米以上で予定価格の金額が2,000万円以上が該当基準になってございます。その重要な資産の取得及び処分が生じた場合には議会の議決をもって行わなければならない。そのために定める規定でございます。

第5条は、管理者の権限のうち出納その他の会計事務及び決算に係るものについて、会計管理者に行わせるために定める規定でございます。

第6条は、業務状況の作成と公表に関する規定でございます。下水道事業の概要や経理の状況を明らかにするために、第1項は半期ごとに作成する義務規定でございます。第2項は、業務の状況及び経理の状況を作成する義務規定でございます。作成した書類は、市の広報などを通じて公表していきたいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。附則第1項におきまして、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものでございます。

附則第2項におきまして、滝川市営事業等調査審議会条例の一部改正で、第1条中「、下水道事業」を削るものでございます。

附則第3項において、滝川市下水道事業特別会計条例は、平成21年3月31日をもって廃止するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第18 議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第18、議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第４号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成１７年秋に発覚をいたしました構造計算書偽装問題に対処するため、平成１８年６月２１日に建築物の安全性の確保を図るため建築基準法の一部を改正する法律が公布され、平成１９年６月２０日から施行され、構造計算適合性判定制度が創設されるとともに、あわせて確認審査等に関する指針が国土交通省から告示され、審査の厳格による事務量が增大したところでございます。このことから、建築確認手数料並びに関係審査手数料を改正したいとするものであります。この改正後は、確認申請手数料等につきましては北海道と同額となります。

また、租税特別措置法に基づく事務につきましては、土地の投機的な売買を規制するための短期的な譲渡に対する重課制度において優良な宅地の供給に寄与するものとして認定されるものを適用除外することができるもので、知事及び市町村長が優良地認定を行うものとされております。宅地面積が１，０００平米を超えるものは知事認定となっておりますが、地方自治法第２５２条の１７の２の規定に基づきこれまで事務について移譲を受けてきておりますが、今回法において新たに連結法人に係る項目が追加されたことに伴い、北海道から権限を受ける項目を追加するとともに、あわせて法改正に伴う条項整理をしたいとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の１ページをお開きいただきたいと思います。別表１２の項第１号中「３万７，５００円」を「７万５，１００円」に改め、同項第３号ア及びイ、２ページ、次のページをお開きください。第４号ア及びイ並びに第５号ア及びイ中「８万６，４００円」を「９万４，９００円」に改めたいとするものであります。これは、審査手数料の改正となります。

次のページ、３ページをお開きください。同表１３の項第１号ア中「８，０００円」を「１万２，０００円」に改め、同号イ中「１万３，０００円」を「１万９，０００円」に改め、同号ウ中「１万９，０００円」を「２万７，０００円」に改め、同号エ中「２万５，０００円」を「３万７，０００円」に改め、次のページをお開きください。同号オ中「４万１，０００円」を「６万１，０００円」に改め、同項第２号ア中「１万３，０００円」を「１万５，０００円」に改め、同号イ中「８，０００円」を「１万円」に改めたいとするものでございます。これは、確認審査手数料の改正となります。ここまでの条例改正につきましては、平成２１年４月１日から施行したいとするものであります。

続きまして、同表１４の項第１号中「又は第６３条第３項第７号イ」を「、第６３条第３項第７号イ又は第６８条の６第３項第７号イ」に改め、次のページ、５ページをお開きいただきたいと思います。同項第２号中「若しくは第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ又は第３１条の２第２項第１５号ニ若しくは第６２条の３第４項第１５号ニ」を「、第３１条の２第２項第１６号ニ、第６２条の３第４項第１６号ニ、第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ又は第６８条の６第３項第６号若しくは第７号ロ」に改めたいとするものでございます。これは、租税特別措置法に基づく事務で北海道からの権限移譲に伴う条例改正でございます。これにつきましては、平成２１年１月１日から施行したいとするものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、3点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、参考資料で12項が3万7,500円から7万5,100円ということですが、道路の位置の指定の申請に対する審査ということで、どのような人がこの増額の影響を受けるのかということについて、まず1点伺います。

2点目は、全体として値上げの原因については事務量の増大というふうに述べられましたが、現在具体的に実務でかかわってられる職員数について伺います。また、事務量の増大の中にいわゆる人件費以外の物件費とか、そういったものがどの程度含まれるのか、あるいは含まれないのかについて伺います。

大きな3点目ですが、値上げした場合の市の増収見込みについて伺います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 まず、1点目の道路の位置の指定ということはどういうものかということですが、これは私道のことを指しております。私道というのはどういうことかと申しますと、基本的に建築確認をとるためには公道に面していなければならないのが1つと通路に面していなければいけないということでございまして、基本的には市道に面したところに皆さんお建てになっているのですが、奥行きが深い土地であれば、そこに私道を設置をして家を何軒か建てるという場合があります。そういうときの私道の位置の指定のことを指しております。これが1点目でございます。

それから、全体として仕事の量がどれだけふえているのだということでございますけれども、私も今まで1人で建築確認をやってまいりました、建築住宅課で。それをことし職員を1人入れまして1.5人ぐらいかかっております、実際論としまして。そして、2人で適宜やっているというような状況下にあります。

それから、これだけ手数料を改定したら幾らぐらいふえるかということでございますけれども、平成19年度の実績からいきますと大体平成19年は250万円ぐらいの手数料でございました。それを新しい料金に置きかえますと357万3,000円ということになります。約100万円強ぐらいは増額になるということでございます。

以上でございます。

(「物件費は」と言う声あり)

○建設部長 物件費は、基本的には審査ですので、ほとんど同じということで考えていただいて結構かと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これによる新築需要についての影響という点で、地元業界とか、あるいは銀行ですとか、そういったところとどんな調査や検討をされたのか、影響が需要に対して出るのか出ないのかということについてどのような調査等をされたのか伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 この手数料でございますけれども、これは今回北海道と同額になります。確認申請手数料並びに審査手数料ですね。それはどういうことかと申しますと、滝川市、我々は限定特定行政庁ということで確認申請をおろすことができる自治体でございます。それは、ほとんどの市がそういうことができるのですが、町村は北海道しかおろすことができないのです、基本的に。それと、もう一つ、滝川市であっても一定の規模以上というか、100平米でもそうなのですけども、住宅でもそうなのですが、軒高の違いによっては北海道が許可を出すと。許認可権限を持っている。我々が持つのは、木造で300平米でも500平米でも滝川市で出すことができる部類はあります。ただ、部材が木造でなければ北海道に、500平米でも我々は木造であれば出せるのですけれども、それが鉄骨だということになりますと、それは北海道に申達して北海道が許可を出すということでございます。考え方というか、そういう制度です。ですから、私どもは最終的に今おっしゃった影響がどうだとかなんとかという、そういうことはあるやもしれません。ただ、そこまでは調べておりませんけれども、やはり同じ建物、構造が違うだけで手数料が違う、同じ滝川市内であっても手数料が違うというのはいかなものかということで私どもは北海道と同様な手数料条例を定めたいと。それで、私どもも他の市町村もこの付近全部調べてみました。それで、基本的には北海道と同額にするとということですのですべてが動いております。そのようなことから私どもは定めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 事務量の増大について、もう少し細かく伺いたいのですが、1人から1.5人と。0.5人工ふえたということではないと思うのです。ほかの仕事もやっていると思うので、実質0.1人工ふえるのか、0.05人工ふえるのか、実質でお伺いをします。

2点目は、交付税措置等、国、道の財源はこれに関してはあるのかないのかの確認。

以上です。

○議長 長 少々の時間お待ちください。

ちょっと休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○議長 長 会議を再開いたします。

建設部長、答弁をお願いします。

○建設部長 まず、実質人員がどれだけ仕事量がふえたかと申しますと、やはり0.5人工ふえております。仕事の内容としましては、昔と言ったらおかしいのですが、今まで我々木造で住宅を建てたときもそうなのですけども、はりなんかに木造を使ったり、鉄のものを使ったり今はしております。鉄骨ですね。そうしますと、必ず構造計算というのが、昔は要らなかったのですが、今は

全部要るという形になりまして、そのチェックも全部しなければいけないと。それから、もう一つは、こういう壁材がございます。この壁材が果たして適合しているのかどうかということまで今チェックが入るそうでございます、そういうものに物すごく時間と手間暇がかかっているということでございます。

それから、２点目の交付税措置されているのかというようなことだと思うのですが、これには全くありません。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第４号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

今全国、特に北海道は不況に突入し、今後について予測もつかない状況です。昨日の北海道新聞夕刊でも貸し渋り、貸しはがしの影響は住宅ローンにも及んでいます。今値上げ理由とされた事務量の増大は、内なる経費節減、内なる改革で補うことができるものと考えます。しかし、例として２００平米から５００平米の住宅新築に関する確認申請の手数料は２万５，０００円から３万７，０００円と１万２，０００円もの増であり、この影響ははかり知れません。このような状況下での住宅建設に係る費用については、今国では住宅ローンの新たな優遇策など各政党から提案がされている中、地方自治体としても住宅をつくる上での障害をできるだけつくらないという政策を基本としなければならないと考えます。ましてや１００万円程度の増収であれば、内なる改革で十分にできることだというふうに考え、据え置きを求め、反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結をいたします。

これより議案第４号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第４号は可決されました。

この辺で休憩に入りたいと思います。再開は午後１時ちょうどといたします。休憩をいたします。

休憩 午後 ０時０１分

再開 午後 １時００分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第 19 議案第 5 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を
改正する条例

○議長 日程第 19、議案第 5 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第 5 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、市営住宅等から暴力団員を排除するための改正でございます。滝川市営住宅及び滝川市特定公共賃貸住宅から暴力団を排除したく、これらの住宅の入居等の条件に暴力団員でないことを加えるものでございます。

条例案の概要につきましては、入居者の資格等の規定において暴力団員排除の規定を追加しようとするものであり、この場合の暴力団員とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号等と言う集团的に、または常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員を指すものでございます。

改正内容でございますけれども、4 つほどございまして、新たに入居しようとするときの入居者の資格、入居後新たに同居しようとする際の承認の条件、3 番目といたしまして入居者の死亡等により入居の権利を承継しようとするときの承認の条件、4 番目としまして新たに駐車場を使用しようとするときの使用者の資格等に暴力団員でないことを追加するものであります。また、入居者が暴力団員であることが判明したときに明け渡しを求める勧告を行い、これに従わない場合は住宅の明け渡しを求めることができる旨の規定を追加するものでございます。さらに、暴力団員であるか否かについては、警察署長に対して意見を聴取する旨の規定も追加するものでございます。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。第 4 条でございますが、公募の例外ですが、土地区画整理事業の事業主体を規定した土地区画整理法第 3 条に新たに第 3 項として区画整理会社が追加されたため第 3 項が第 4 項に、第 4 項が第 5 項に繰り下げられたため引用規定を改正するものでございます。

第 5 条は入居者の資格、次のページをお開きください。並びに第 6 条は入居者資格の特例についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項の整理でございます。

第 7 条でございますが、入居の申し込み及び決定についてですが、これについても条項の整理でございます。

第 11 条は同居の承認、次のページをお開きください。並びに第 12 条は入居の承継についてですが、公営住宅法施行規則に定める内容について本条項に明記したこと、暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項の整理でございます。

4 ページ、次のページをお開きください。第 14 条でございますが、収入の申告等についてですが、これは条項の整理でございます。

第 39 条は、市営住宅の明け渡し請求についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたこ

とによるものでございます。

第49条は、特定公共賃貸住宅の入居者資格についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項の整理であります。

5ページをお開きください。第51条の4は、駐車場使用者の資格についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたことによるものであります。

第53条の2は、警察署長の意見の聴取についてですが、暴力団員であるかどうかについて警察署長に意見を聞くことができることについて新たに条項を設けるものでございます。

第53条の3は、勧告についてでございますが、警察署長から意見を述べられた場合が必要があると認めるときに、入居者に対して市営住宅の明け渡し等の措置をとるべき旨の勧告ができることについて新たに条項を設けるものでございます。

6ページをお開きください。次に、滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例では、第5条は入居者の資格についてでございます。暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項の整理でございます。

第6条は、入居の申し込み及び決定についてですが、条項の整理でございます。

7ページをお開きください。第11条は同居の承認、第12条は入居の承継についてでございますが、暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項の整理でございます。

8ページをお開きください。第16条は家賃の減額、第21条は入居者の届け出義務についてですが、これについては条項の整理でございます。

第29条は、住宅の明け渡し請求についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたこと及び条項等の整理でございます。

9ページをお開きください。第32条は、駐車場使用者の資格についてですが、暴力団員の排除等の条項が追加されたことによるものでございます。

第39条でございますが、警察署長の意見の聴取についてですが、暴力団員であるかどうかについて警察署長に意見を聞くことができることについて新たに条項を設けるものでございます。

第39条の2は、勧告についてでございますが、警察署長から意見を述べられた場合が必要であると認めるときに、入居者に対して特定公共賃貸住宅の明け渡し等の措置をとるべき旨の勧告ができることについて新たに条項を設けるものでございます。

附則といたしまして、平成21年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第20 議案第6号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

○議長 長 日程第20、議案第6号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この変更は、中空知広域市町村圏組合を構成する関係市町が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、当該関係市町が出資している額を上限とする基金処分の特例制度を創設するため変更したいとするものでありまして、地方自治法において一部事務組合の規約の変更はすべての構成市町の議会の議決を経て知事の許可を受けなければならないとされておりますことから提案をするものであります。

参考資料によりご説明をさせていただきます。新旧対照表をお開き願います。現行第15条第2項でございますが、関係市町の基金に対する出資額を別表により規定するものでありますが、基金の処分を出資限度額の範囲内で処分できるものとするよう変更するものであります。また、処分と再出資により額の変更が生じた場合において構成市町の議会議決、道の許可を不要とするため出資額の規定を組合条例に委任するものであります。

同条第4項でありますけれども、組合解散の場合、それぞれ解散時の基金出資額の割合で関係市町に帰属するとする旨を明記するものであります。

次に、新たに第16条を加えまして、どのような場合において基金の処分ができるかを特例として規定するものであります。内容は、財政状況の悪化により財政再生団体となるおそれがある関係市町が財政再生団体となることを回避するため、当該関係市町が現に出資している額を上限として処分することができる旨、規定するものであります。

第2項では、処分した基金を再出資することができる旨を規定するものです。別表中、第15条関係として出資額を出資限度額に、出資比率を出資限度比率に改めるものであります。

附則におきまして、規約変更の施行期日を知事の許可のあった日としたいとするものであります。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく4点について質疑を行いたいと思います。

規約の第16条で、財政再生団体となることを回避するためということの具体的にはだれがどういう時点で、申し込みを例えばいつまでにとか、そういう処分の意向が出てから処分されるまでのスケジュールについて、どんな手続があって行われるのかということをもまず伺います。

2点目は、実態として4億円が道債と。そして……国債に変わったのかな。6億円がユーロ債になっているわけで、今の5市5町の状況を見た場合、十分早い時点で取り崩しが行われる可能性がある。5市5町の平均でいえば9,000万円ということですから、5つの自治体がこれに該当すれば道債、国債の部分より出てユーロ債を取り崩さなければいかぬという事態も十分考えられるというふうに思うのですが、その場合はユーロ債を取り崩すということになるのかどうかについて2点目として伺いをしたいと思います。

3点目は、解約すれば報道では1億2,000万円の元本割れという表現だったというように思うのですが、正しく言えば解約をすればその時点の市場価格での売買ですから、解約した時点のことなのですが、解約すれば市場価格ということでそのように市場価格で取引せざるを得ないということで確認をしてよいのか、これが3点目です。

4点目は、運用益なのですが、19年の12月、そして20年の6月、これは契約として最初の2回については年3.6パーセントを保証するというので運用益が出ていますが、12月は早速運用益がゼロと。今後運用益がずっとゼロないし予算を大幅に下回っていった場合、事業の継続というのが困難になると。その場合、どのように組合は予算を確保していくのか。

以上、4点について伺います。

○議長 一部事務組合の事務は、構成する個々の地方団体の事務ではありませんので、構成団体の議会で質疑することはできないことにはなっております。これは、一部事務組合の議会でやるべきことでありますが、こちらでわかっている範囲で答えさせますので、それでご了解ください。よろしいですか。

○清水議員 はい。

○議長 では、答弁を求めます。市長。

○市長 財政再生団体という制限がありますから、財政再生団体に入る危険性がある、この基金を取り崩すことによってそれを免れることができるという条件であります。だれがどういう時点で、これはわかりません。ただ、この要請があったのは5市5町のうちの4団体からぜひとも基金を取り崩せるという規約の改正をしてほしいという要請があって、これまでさまざま議論をしてここまで来たところでもあります。財政再生団体入りがいつの時点で、これは基金を取り崩すとかなんとかは別ですよ。いつの時点でそれが決まって、そしてどんな手続に入るのかというのは、私は実は承知はしておりません。しかし、そのときに基金を取り崩せるかどうかということ、今の規約では今回議会にかけよう、まず議会にかけて構成団体のすべて、10構成市町によってその規約改正の議決がなされて、それで北海道知事の認可を受けるということが実は必要なわけがあります。このためには、なかなか時間がかかるという話になります。この時間がかかるということと、この条例改正にありますように今の規約では取り崩すことができると同時に改めて出資ができることに

なって、これはある意味では5市5町の構成団体で運営している事業ですから、これを認めないというのは逆におかしな話になるので、今度は再出資したときに現在の規約ではまた5市5町の議会を開催して全部の議決を経て知事に認可の申請をしなくてははいけない。そういう実は煩雑な手続になることによって、現実問題として財政再生団体の危険性が極めて高まった、そういう団体に対して迅速な対応ができるかという対応ができない規約になっている。これをやはり迅速に対応することが必要ではないのかという実は考え方であります。

2点目、議長から知り得る範囲でという話がありましたけれども、4億円の道債、これは必要になった時点で当然売却することができます。この道債は、過日の理事会の承認を得て運用利率の高い国債を購入するということで、国債に道債を売って利率の高い国債を購入いたしております。この国債もまた同様であります、売却することは可能です。ただ、このときに売却益が生じるのか、売却損が生じるのかというのは別問題であります。今回道債を売却したときには売却益が出ました。

1. 5パーセントを国債2. 0パーセントに乗りかえたと。その場合に売却益が生じております。早い時点で取り崩す可能性があるのかどうかということですが、私はその可能性は多くはないというふうに思っています。しかし、いつの時点でもその危険性が発生をしたときにはやっぱり迅速に対応できる、そういう体制はつくっておかなくてははいけないというふうに判断をいたしております。ユーロ債の取り崩しも可能であります。しかし、これは米ドル、円の為替レートリスクというのが入ってきますから、今のような超円高の状況の中ではなかなか取り崩しは難しいというふうに思います。同時に、仮に早い時点で取り崩しが行われる可能性が4億円を超えるのかと。私は、そんなことを超えたら大変なことになるというふうに思います。そういうふうにならないことで、それぞれが最善の努力を行っている。現実問題として財政再生団体の状況にある、そういう自治体の苦闘というものを間近に見ているわけですから、そうならない最善の努力がそれぞれの自治体で行われている。4億円を超える取り崩しが行われる可能性は極めてまれであるというふうに思います。

それから、ユーロ債を解約した場合の市場価格での売買と、そういうことになるわけですがけれども、理事会において基本的に理解をしているのは30年債でありますけれども、30年持ち続けようということでもあります。ただ、その中には円安にぶれることでありましようし、円高にぶれることもある。そういうものに対して神経質に対応していくというのは、逆に今投げ売りが行われているという状況もあるようであります。そういう選択は、適切な選択ではないというふうに思います。

4点目、運用益であります。道債の1. 5パーセントの運用益を3. 6パーセントで1年間この運用益を得たわけであります。1年間2. 1パーセント実は運用益では利益を生じたわけでありまして、道債を売却したときの売却益も若干あるわけであります。問題は、この超円高傾向がいつまで続くのかという判断になるというふうに思います。私は、そういう面でのプロでも何でもありませんから、今後これは冷静に見詰めていく必要があるというふうに思っておりますのと同時に、この超円高傾向が数カ月で戻るというふうには思えませんから、組合の運営をどうしていくのかということについては理事会においてよく議論が必要だというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、4億円を超えることは余り想定できないけれどもと言いつつ、市場価格で対応せざるを得ない可能性は認められたというふうに思うのです。こういうリスクが高い運用をした理事長ということでは、これは一部事務組合の代表者ですが、滝川市の代表として理事をされている市長の責任をどのようにお考えになっているのかについて、まず1点お伺いをしたいと思います。

運用益について、道債の1.5パーセントにも満たないような状況になった場合、理事会で運用をどうしていくか協議が必要というふうに述べられましたが、事業をするためにはお金が必要であって、その運用益が出なければ負担金を関係市町に求めざるを得ないと、このようにならざるを得ないのではないですか。協議ということではなくて、もう一年、少なくとも2年間この円高が続けば確実にそういう負担金を集めなければならないという事態に直面せざるを得ないというふうに思うのです。そういうふうなことになるざるを得ないような状況に直面していることについて、どのようにお考えになっているかと。

3点目は、道内広いですけれども、ふるさと基金は全市町村が持っているわけですね。結局このハイリスクのものを現在運用しているのは、南空知と中空知だけだと私の情報では聞いておりますが、北網のふるさと基金は、北見、網走地域ですね。これは、バブルがはじける前に売って解散すると、そういったことが近く行われるというふうに聞いているのですけれども、このユーロ債についてこういうふうに書いているのです。本債券の価格は、為替及び金利の変動の影響により上下いたしますので、これにより損失をこうむることがあります。また、倒産等本債券の発行会社の財務状態の悪化により損失をこうむることがあります。つまり国際復興開発銀行、これは各国が出資している銀行だと思っておりますが、今はもう何もどこが安心とかと言ってられない時代ですね。こういったことについても含めて、本当に30年間持っていれば元本は本当に保証されるのかということでは、発行元が財務状態が悪化すれば何をしてくるかわからないですね。極端なことを言えば、組織がなくなって10分の1で売買されるとかいうことだってあり得るというふうに思うのですが、これについての市長の認識をお伺いいたします。

それと、ちょっと細かい話なのですが、取り崩した市町村はこの広域市町村圏組合に対して、運用益という点では確保できないわけですから、それは負担金ということで徴収するというふうになるのか。

以上です。

○議長 市長。

○市長 国際復興開発銀行債、取り崩したときという前提条件ありきで質疑をしているから、前提条件ありきで答えているだけの話で、だから質疑に対して答えなかったほうが今の質疑を聞きながら適切かなというふうに思いましたけれども、私はユーロ債を取り崩すということの可能性は極めて低いとお答え申し上げているわけです。可能性は認めているという認識では全くありませんから、それは誤解しないでいただきたいというふうに思います。こういう質疑の仕方では、いや、認めたという話になると、それは予測上のことについては一切もう答えられないということにしか

りませんから、これはひとつ賢明な清水議員でありますから、ご配慮いただきたいというふうに思います。

それから、理事長もしくは滝川市から出ている理事の責任ということでもありますけれども、かつては組合長制度でありました。ふるさと市町村圏基金を設置をして、これを運用するということがなったときに理事会制という合議制度に移行をいたしました。したがって、組合長制度のときと理事会制度のときの責任のあり方というのは、やはり大きく違うだろうというふうには思います。しかし、理事長としての責任は別にあるわけではありますが、基本は合議制ということの中に成り立っております。したがって、会計管理者会議を行い、担当の企画課長、企画係長等の会議を積み重ね、そして副市町長会議を行い、理事会において審議をしていただいて決定をし、決定をした経過に基づいてまた会計管理者の会議を開いていただいてその運用の具体方法を行うと、こういう手続をとって機動的な決定もしながら運用されたということでもありますことをご報告申し上げておきたいというふうに思います。

私は、負担金を増額するべきかどうかというのはこれからの問題だというふうに思いますけれども、なかなかそういう道は難しいだろうというふうに思います。したがって、先ほど申し上げましたもし道債1.5パーセントをそのまま運用していたら、その生じなかったいわば2.1パーセントの金利の分、やっぱりこの部分の利益は生じているわけでありますから、1年とか2年とか、こういう利益のことも考えながら運営をどうしていくかという期間が必要だと。今軽々に判断してはいけないのではないかとというふうに滝川市選出の理事としては思っております。そのときに広域圏としてどうするのかというと、この間の理事会で決定をいたしましたけれども、ふるさと市町村圏基金運用委員会を発足させましょうと。そして、その運用委員会、この具体的な形はこれから理事会提案をして決まっていくわけでもありますけれども、この運用委員会の中でその運用のやり方あるいは事業のあり方、こういうものについて議論をしていきましょうと。そのときに基金果実のことがあるものですから、やはり専門のアナリストの意見を聞くということもこの運用委員会が物事を判断していくときに参考にしようではないかということでこの間の理事会で決定をいたしましたから、これは年明け早々でもこういう委員会の発足というものが行われていくというふうな認識を持っております。

それから、国際復興開発銀行債はトリプルエーです。日本の国債よりランクは高いという債券であります。しかし、何があるかわからないというのはご指摘のとおりでありまして、そういう意味では国際的な高い評価のある債券であるということが背景にあります。ご質疑にありましたように南空知は、かなりな部分をこの国際復興開発銀行債で運用をいたしております。

取り崩しをした市町村の扱いをどうするのかということですが、これはひとところヤミ起債論議が議論になったことがあります。北海道知事としてもこのヤミ起債に近い形では、規約の改正は知事として認められないという基本のスタンスがあります。したがって、本当は取り崩したら、また返してくださいという規定がこの規約の中にうたえればいいのですけれども、それはやっぱりヤミ起債の表現に近くなってしまうと。しかも、それに運用利率の分を加えて負担金で納めてくださいという約束事がなされると、それもまたヤミ起債に近い約束事になるから、これは適切でない

という認可をする知事側としての実は判断であります。したがって、それにこだわる限りは規約の改正が成り立たないというふうに理事会としては判断をいたしました。したがって、どうしたのかというと、今回の規約改正にありますように出資の限度額と限度割合を決めたということです。あくまでも任意によって戻していただく、それから任意によって運用果実相当分の負担を納めていただく、それはあくまでも任意であると、そういう実は枠組みであります。しかし、私は一滝川市の構成市町の首長でありますけれども、5市5町の一緒にふるさと市町村圏を運用していこうと、その背景に30年債も認めたということでもありますから、私はそういう審議の中にこの取り崩した場合の対応がなされていくというふうに思っております。

北海道知事、認可というふうに数度申し上げましたけれども、許可であります。訂正いたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 滝川市も含め、地方自治体で基金をこういうリスクの高いというよりリスクのあるというか、リスクが高いでいいと思うのですが、それで運用しているという例は恐らくないのです。なぜこのふるさと基金でこんなことが起きてしまったのかと、これは解明をしなければならない私は重大問題だというふうに思うのです。魔が差したのか、何か強い力が働いたのか、一体全体こういう有価証券を買うきっかけは何だったのかということは解明しないと私はだめだと思うのです。公金がこのように危険な状態、一体その税金、もとは税金だということを、あるいは住民の共有財産だということを理解をしていれば絶対にできないことをやられたなど。これは補助金適正化法がもし、これは補助金ではないですけども、既にこちらの財産ですから、やはり何らかの形でこれはまずいことをしてしまったという判断を理事者としての田村市長が述べる必要があるのではないかなと。今言われた基金運用委員会を発足させて専門のアナリストの意見を聞くと。これは、もう危険な状態に入ったから、いや応なしに対応しているだけの話で、もう既に発生したリスクから逃げることはできないのです。そういう点では反省と、また反省の前になぜこんなことになってしまったのか、どんなきっかけでこういうことになったのかをお聞きすると同時に、反省する考えがないのかということをお伺いします。

○議長 市長。

○市長 組合、理事会において決定されたことでありますから、これまで申し上げた以外のことについてはお答えいたしかねます。

ただ、滝川市はこういう運用はやっていませんね。むしろ内部における運用をやっていると。ほかからはできるだけお金を借りないで、そして内部における基金運用ということを中心にやっているわけです。ただ、北海道においてどういう運用をしているのかわかりません。しかし、いろんな財団では外国債における運用というのは比較的多く行われているのではないのでしょうか。どんなそれでは財団等で行われているのかということは、今はデータがありませんから、ご説明することはできませんけれども、これが皆無で極めて珍しい状況であるというふうにも実は理解をしております。これは、ある意味では超円高になってリスクが顕在化することによって問題が大きくなったということでもあります。むしろ円安になっていったら、これは逆によかったという話になるかもしれない。ひょっとすると、ある時点では手放す、売却益が生じるということもあるかもしれません。

私は、やっぱり前FRB、グリーンSPANさんが100年に1度の出来事だというふうに言った、それはまさにそのとおりなのだろうと。こういう状況が生じるから、一切こういうものについてはやめなさいと。従来なぜその道債を買ったかという、定期預金が元本保証されなくなったからです。したがって、道債運用をしようということを決めたわけでありすけれども、リスクが高いという判断は根っこに置きつつ、理事会が判断をしたということについてはご理解をいただきたいというふうに思いますし、現実にはリスクが生じつつあるということについて対策をどう練らなくてはいけないのかということは、ある意味では当たり前の話ではないかというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第21 議案第7号 中空知衛生施設組合規約の変更について

○議 長 日程第21、議案第7号 中空知衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第7号 中空知衛生施設組合規約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、中空知衛生施設組合規約を一部下記のとおり変更したいとするものであります。

火葬場施設及びし尿処理施設の運営に係る費用の負担割合の算定に係る期間、対象期間は前年の1月から12月と現行しているところでございますが、構成市町の負担割合の決定がどうしても年明けにずれ込みまして構成市町の予算編成作業に支障を来していることから、廃棄物中間処理に係る負担割合の算定に係る対象期間、こちらのほうは前々年度10月から前年度9月までということになってございますが、この期間に合わせたいとするものでございます。

参考資料によりましてご説明申し上げますので、参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表2の項第2号及び3の項第2号中、前年実績割を前年度実績割に改め、同表備考第1項中「前年実績割」とは、前年の1月から12月を「前年度実績割」とは前々年度の10月から

前年度の９月に改め、同表備考中第４項を削り、第５項を第４項とするものであります。

次のページをごらんください。附則で、施行期日を平成２１年４月１日からとし、経過措置で改正後の別表の規定は平成２２年度以降の組合市町の負担金について適用し、平成２１年度分までの組合市町の負担金については、なお従前の例によるものとなります。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第７号は可決されました。

◎日程第２２ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第２２、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、工藤淑江氏が平成２１年３月３１日で任期満了となりますことから、後任の候補者として引き続き同氏を推薦をしたいというふうに考えております。したがって、人権擁護委員法第６条第３項の規定により意見を求めるものとなります。

工藤淑江氏の略歴につきましては、お手元に印刷配付のとおりとなりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより諮問第1号を採決いたします。
本件については可と答申することに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。
議事の都合により、12月10日から12月15日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、12月10日から12月15日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 1時53分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成20年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成20年12月16日（火）

午前10時01分 開 議

午後 5時40分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市民生活部長	西 村 孝 君
保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君	保健福祉部参事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	多 田 幸 秀 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	高 橋 一 昭 君	教育部指導参事	早 瀬 公 平 君
監 査 事 務 局 長	中 本 隆 之 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部参事	居 林 俊 男 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	吉 井 裕 視 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
---------	-----------	-----	-----------

書

記 山 本 信 子 君

書

記 寺 嶋 悟 君

開議 午前 10 時 01 分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18 名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎行政報告訂正について

○議長 長 ここで総務部長から 12 月 9 日の本会議におけます行政報告について、訂正したいとの申し出がございましたので、発言を許可をいたします。総務部長。

○総務部長 おはようございます。12 月 9 日の行政報告に一部誤りがありましたので、ご訂正をお願いいたします。

行政報告の 1 ページでございますけれども、企画課の 5 番、10 月 9 日から 17 日のジュニア大使訪問団の関係でございます。報告事項ではなくて、日付が 10 月 9 日から 17 日となっておりますのが 10 月 15 日から 22 日に訂正をお願いしたいと思います。10 月 15 日から 22 日の間違いでございます。

以上、訂正申し上げますとともにおわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長 長 日程第 2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問につきましては一問一答方式で、30 分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、皆様、大変ご苦労さまでございます。特に後ろの傍聴の方々、大変早朝からありがとうございます。

それでは、私は介護タクシー詐欺、不当支出、そういう事件を、この発覚以来 1 カ年過ぎました。その間の経緯をゆっくり確認する時間はありませんが、4 月の 22 日、第 2 回臨時市議会で私と共産党の提出した市長の不信任案、これに気をよくしたのか、その晩の市民説明会で市長は国が返還と言ってきたら、税金投入をしない方法で返還する、返還に責任を持つために市長を辞職せずに継続すると市民に約束しました。そして、11 月、会計検査院から不当支出が宣告され、続いて厚生労働省から約 1 億 8,000 万円の返還命令が来ました。しかし、それ以来揺れ続ける返還方法で

ありますが、市民はこの状態を田村丸のダッチロール状態と、このように表しているところがございます。

ここから本日の質問をさせていただきたいと思います。今回は、市長の基本姿勢一本に絞っての質問でございますので、明快なる答弁をお願いをしたいと思っております。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、介護タクシー詐欺・不当支出事件の全容解明に向けて。会計検査院・厚生労働省の各官庁からの通知・指示・命令について
- 2、厚生労働省は「1億7,914万円を返還せよ」と判断した。「給与条例」で削減した市費をあてることは「税を投入しない」という約束に反する
- 3、市長は現職のままでの抛出は公職選挙法違反である。抛出は寄附行為であり、潔く辞職して寄附すべきではないか
- 4、秘書室での暴力団との接点について

1点目、改めて会計検査院、厚生労働省からの通知、指示あるいは命令、こういうものについての1点目でございます。これを市長のご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議 長 では、渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。生活保護費の返還につきましては、市議会冒頭で考え方についてご報告を申し上げたところでございますが、第三者委員会のご指摘、厚生労働省の指導、そういうのを得てこれまで対応してまいりました。深い反省をもって今後の対応をしなくてはならないというふうに思います。1つは返還への対応であり、2つ目は不祥事の再発の防止に万全を期するということであります。改めておわびを申し上げ、その決意を新たにしたいというふうに思います。

ご質問のございました通知、指示、命令等ということでございますが、現在は行政指導であります。会計検査院から通院移送費の支給について不当との検査結果が示されて、これに基づいて厚生労働省から国庫負担金の返還に係る行政指導を受けたという状況でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目でございます。

今まで福祉事務所、市長ともに昨年11月19日から正当な、正常な福祉事務処理と、こういうふうにしてきた行政の事務がこのことからすべて論拠を失った、崩れ去った、こういうふうにして考えますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 第三者委員会では、その手続のすべてが違法かどうかという内部検証委員会の議論がありました。その議論を踏まえて、第三者委員会において生活保護の専門家あるいは弁護士等の法律家を含めて市民の皆さん方に検証していただいたわけであります。その結果は、さまざまな問題があり、不相当という第三者委員会の結論をいただいたわけであります。私は、この第三者委員会の検証結果を重く受けとめるというふうに申し上げたわけございまして、そういう意味では第三者委員会の検証結果に基づいて私としては今物事を進めているわけであります。しかし、ここで厚

生労働省の結論が出たわけでありますから、私はその方向に沿って適切な道を進んでいかななくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、３点目にまいりたいと思います。

行政処分で切り抜けようとしたかもしれませんが、不当な行政事務と、このように烙印を押されたわけでありますが、この事件に対する滝川市の福祉行政は再検証の必要が出てきたのではないのでしょうか。事によっては再び刑事責任が出る、そういう要素が出てきたと考えますが、責任と反省をどのように考えておられるのでしょうか。私がかねてより主張しております背任というものの責任、これが濃厚で現実味を帯びてきたのではないかと、こういうふうに思うわけでありますが、背任の責任を認めるべきではないのでしょうか、お答えください。

○議長 長 市長。

○市長 片倉受刑者の詐欺事件における公判での刑の言い渡しでの裁判長の話引用いたしますと、一地方都市の生活保護費予算のかなりの部分を食い物にした未曾有の巨額公益詐欺として、市の対応が不適切な点があったとしてもそれにつけ込んで不正な利益をむさぼっていた受刑者に是非を論ずる資格はないとする量刑、懲役１３年の判決が下されたわけであります。さらに、検察側の冒頭陳述及び裁判官の判決における主文におきましても、滝川市職員が自己または第三者の利益を図る目的をもって職務に背く行為、つまり背任であります、をしたという内容は示されていないというふうに判断をしております。厚生労働省もこれまで生活保護法に基づき判断すると言い、その判断がこのたび示されたわけでありますけれども、そもそも背任行為があったのかどうかということは警察機関が捜査の上で立件をし、最終的には裁判所で判断を下すものであるというふうに理解をしています。しかし、ひとみ被告らの詐欺事件の裁判は継続中でありますから、今後その動向を見てまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長のそういう見解はわかりましたが、見解の相違でありまして、私は未曾有の不当支出、不正支出と、こういうふうにしてはつきりと申し上げておきたいと思います。再びこの背任の責任は、何らかの機会にまた再燃するかもしれませんので、その点よろしく願います。

それでは、４点目にまいります。片倉勝彦、ひとみの病状から、病院の選択について会計検査院は滝川市内の病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた移送に必要な最低限の額に違反した取り扱いということで、負担金計１億７，９１４万円が過大に交付されていて不当と認められるという趣旨の判断であると思われます。

以上の確認から、かねてより私の主張する生活保護法第２８条違反のおそれ、これはまたまた現実味を帯びてきたのではないのでしょうか。つまり生活保護法第２８条での身体状況の把握が不十分で、その結果片倉を札幌の病院へ許可したのではないのでしょうか。そのことは、当然嘱託医としての滝川市立病院の院長のこの判断も問題があり、福祉事務所と嘱託医の責任は逃れることはできないと、こういうふうに考えますが、統括責任者としての市長のこの責任、これは反論できるもので

はないと、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 これまでも幾度もご答弁を申し上げてまいりましたが、この受刑者が滝川市に転入した際に滝川市内病院の医師が今後ともこの札幌の病院での治療が望ましいという意見を踏まえて福祉事務所内で検討の結果、札幌市内病院への通院を認めたということであります。また、この検証第三者委員会あるいは会計検査院からも同様の指摘であります。生活実態、診療内容、通院状況の把握が十分行われず、被保護世帯に係る要否意見書等による治療の必要について十分確認を行わず、検診命令等の措置を適切に行っていなかったこと、また結果として巨額の移送費を長期にわたり支給し続けて多額の不正受給を生む結果になったということについては、これは渡辺議員もかねて来指摘をしていることであって、私は謙虚に反省をしなくてはいけないというふうに思います。

しかし、会計検査院が指摘をしたのは、滝川市で診ることができたものをなぜ札幌に通わせたのかと、その入り口段階での問題指摘であります。それ以降の過程において、どこが医師の判断、福祉事務所の判断を含めて正しかったのか、間違いであったのかというそのものではありません。そもそも入り口から適切でなかったという判断であります。このことは第三者委員会においてもそもそも論として指摘をされた内容であります。ご指摘の点は謙虚に反省をしながら、今後万全を期したいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 相当謙虚になられましたので、再質問をしようと思ったのですが、次の5点目と関連がございますから。

今ありました札幌の医師がそのような診断を下して、そういう私のところに来て治療するのが望ましいと。私が札幌の医師であってもそういうことは当然言うと思います。しかし、そこが問題だと思うのです。それは、滝川市の権限と滝川市立病院の院長の、その嘱託医との責任のもとで、いや、そういう必要はないと、滝川市立病院でしっかりと治療できる、あるいは近くの砂川でも、そういうようなことがなぜ行われなかったかというような意味で5点目にまいります。

会計検査院の判断によれば、嘱託医と福祉事務所の対応の弱さから札幌の病院に通わせたことになるのではないのでしょうか。その観点から、札幌の病院の医師が私のところでなければ治療できないという趣旨の診断書は問題ではないのでしょうか。2けたに上る札幌の病院の医師の診療だとか診断書のこういう検証が必要になってくると思うわけであります。毎日介護タクシーで滝川から札幌の移送費が、これが目的だった暴力団の要求に屈した札幌の病院の問題をしっかりと検証してもらいたい。それをやはり検証を延ばしている市長、副市長は退陣すべきだと、こういうふうには私は見解を述べて市長の見解を求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 札幌の医師の判断ということについては、第三者委員会においても全力を尽くしていただきました。しかし、一部を除いてそれはかなわなかったわけであり。しかし、今回会計検査院及び厚生労働省が指摘したのは、滝川市立病院で治療できたものを本人の意向を踏まえて札幌に通わせたこと自体に問題があると。それは、医師の判断とか何かではない、福祉事務所において

判断すべきことなのだと、そういう厳しい指摘であります。私は、それは福祉事務所の権限としてあるわけであり、謙虚に受けとめなくてはいけないというふうに思います。ただ、返還の問題と、それから生活保護を担当する現場の問題として、さまざまある問題は別の問題として厚生労働省に要請していかなくてはならない課題もあるというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 相当謙虚になってまいりましたが、肝心なところはぼやかしておりますが、次にまいりたいと思います。

それでは、2項目め、厚生労働省は1億7,914万円を返還せよと、こう判断したわけであります。給与条例で今後削減した市費であることは税を投入しない、こういう約束に反する、こういうことについてこの見解をこれから求めたいと思います。

まず、1点目であります。今回の返還に当たっての滝川市が主張するいわゆる自主返還はへ理屈だと、こういうふうにして市民の皆さんは感じておられます。後ろの傍聴の皆さんも必ずそうだと思います。厚生労働省が言っているわけではありません。市長を初め、市役所内部のやり方を正当化するために自主返還、こういうことを自己主張しているにすぎないと思います。なぜなら、自主返還なのに期限がつけられ、期限内に返還できなければ10.95パーセントのペナルティーがかけられる、こんな不思議なことはない。素直に返還命令と、こういうふうにして考えるが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 過日の協議会において、生活保護法第16条に基づいて修正をし、第18条第2項に基づいて返還をするのだというご説明を申し上げましたが、第16条というのは訂正をさせていただきます。第16条の該当ではありません。第18条第2項は明らかに返還であります。

自主返還かどうかということを議論しても、ある意味では始まらないというふうに思っています。なぜならば、自主返還というのは法律用語ではなくて一般的な判断の用語であるからであります。厚生労働省からは、生活保護費負担金の返還手続の行政指導を受けたということです。行政指導の内容は、滝川市みずからが厚生労働省、会計検査院から指摘のあった部分について実績報告書の訂正を行って厚生労働省に提出しなさいと、国が指摘したことについて実績報告書、要するに自主的に訂正をして厚生労働省に出すようにしなさいと、こういう行政指導であります。これを私は自主返還ということを言ってきたわけでありますが、自主返還という法律用語がないぞとするならば一般論的な自主的な返還という用語に変わるというふうに思います。しかし、そこを論議しても始まらないのではないかとこのように思っております。その実績報告書を滝川市が自主的に訂正をして厚生労働省に提出をすると、次に厚生労働省はどういう対応をとるかといいますと、補助金等適正化法第18条第2項の規定によって期限を定めて今度は返還を命ずるということになってくるわけであります。このときに初めて返還が命じられるということになります。この場合には、加算金がかからないということになります。ただ、期限が決められますから、この期限内の納付であれば延滞金もかからないという扱いになるわけであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ここは再質をしたいと思います、再質問。

それでは、自主的ということをきょう初めて申しましたが、やはり自主的返還というのは取り消してもらいたい。なをつけようが、自主的だとか自主的なであっても自主ということは、これは違うということをして市長の口からしっかりとやっぱりここで取り消してもらいたいと思います。お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 長 みずからが否を認めて実績報告書を訂正するという意味であります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。したがって、言葉では出しませんが、私の主張のようなことで訂正したと、こういうことで理解しておきたいと思います。

2点目にまいります。返還についても市長、副市長や事件に関係した職員で約5,500万円、一般職員やOBに協力してもらって1億8,500万円、合わせて2億4,000万円の全額を返済すると新聞報道がなされたわけであります。しかし、ここで問題なのは税を投入しないという、そういう明言に反するのではないのでしょうか。条例で給与を減額し、そのお金を拠出して返還基金にするのは、まさに税金を投入する裏わざにすぎないと思います。職員に協力してもらう方法は、1度支給した給与の袋あるいは財布の中からカンパして支出していただく方法が、これが筋だと考えますが、いかがでしょうか。給与削減条例で職員給与を削減したお金は、一般会計そのものに戻すのが筋であります。つまり財政上のピンチなどの理由で市民に説明できる条件が不可欠ではないのでしょうか。返還金を捻出するために、このような条例改正をすることは不純ではないのでしょうか。この方法は、税投入方式そのものであると判断します。違法性のリスクの高い、そういう行為を重ねるべきではありません。職員の給与削減で返還金にするのは地方公務員法に抵触すると、こういうことを申し上げて見解を求めたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 いろいろご質問の中で数字が出ているわけでありますが、今ははっきりいたしておりますのは厚生労働省から行政指導があった移送費の過大支給分の1億7,914万5,000円、それにかかわる滝川市の負担額を加えた総額約2億4,000万円、この部分だけであります。

最終的に税を投入しないという考え方についてでございますが、これはいろんな方法が考えられるわけであります。したがって、確実に返済できる方法でなくてはいけないと。そういう中で職員の理解を得て、市民の皆さん方にも理解をいただいて、議決しなくてはならない案件については議会の議決をいただいて、それがどういう適切な道なのかということをご判断いただくのがこれからの私の責任だというふうに思います。そういうことの中で、最終的に税を投入することになるのか、しないことになるのかと。私は、基本の考え方として最終的に税を投入しないやり方によって補填をさせていただきたいということを申し上げているわけで、それに適する提案になるのかどうかということについては今後の方法論でご議論をいただきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、それらのことで関連しまして、参考までに5月1日の北海道の有力商業新

聞にこういうことが出ているわけであります。やるべきことが行われなかったという指摘を厳粛に受けとめたいと、田村市長は4月22日、第三者委報告を受け、最終的な責任は市にあるとすべての支給の責任が市にあることをようやく認めた。田村市長は、不正受給者補填の枠組みを示したものの、対象者に対する法的拘束力を伴わない自主的な返還を当てにしている。返済額は最大で2億4,000万円、これを対象者21人で分担すれば1人当たり平均1,100万円強になる。これら対象者による善意の返済でどの程度補填の実績が上げられるかはまだ見えない。こういうふうにしてしっかりと申し出ておりますから、そのことを基調にさせていただきのこと、それからこれからのこともしっかりと、こういうさきの明言をしっかりと守ってもらいたいものだと思います。

それでは、3項目めにまいりたいと思います。市長の問題について、市長の拠出金、このことの問題についてまいりたいと思います。現職のまま市長がこの拠出をするのは公職選挙法違反である、このことをしっかりと申し上げたいと思います。拠出は寄附行為であり、市長は辞職して寄附すべきではないか、こういうことについてであります。

1点目です。市長が現職のままで返還金を拠出するということは、公職選挙法の寄附の禁止、公職選挙法第199条の2に違反になるわけであります。奥さんの名義で返還しようとしても、これは他人名義で政治活動を禁じている政治資金規正法というものがつくられました。この法の第22条の6の第1項にしっかりと違反するわけであります。これは、質問したり、議論したり、そういう余地はないわけであります。このことから、現職のまま寄附行為は違法になり、裏わぎを使ってもこの条例の趣旨をねじ曲げることになります。市長は辞職してあがなうべきだと、こういうふうを考えるわけであります。公職選挙法に違反して拠出するべきではありません。ましてや一般職員と同じように給与削減条例の裏わぎで禁止行為をクリアしようとしても、これは市長みずからが条例で違法性の高い寄附行為の裏わぎをクリアしようとしても、これはもうだめだと、こういうことでしっかりと忠告しておきたいと思います。法学上、法律や条例というものは違反とか、それが適正であるかというほかに、その目的がはっきりとしなければいけない。目的が大事なのであります、法学上。それは、条例で1度市長の給与をカットして一般の財源に入れて、それをあたかもご自分の給与のようにして拠出して寄附する、積み立てる、そんな不純な条例を改正するべきではない、私は強く申し上げてこの見解を求めたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 給与を辞退する、あるいは返上する、そういう行為は公職選挙法上の寄附行為に当たるというふうに判断されています。しかし、条例を改正して給与の暫定的な減額措置をとるということは法律解釈上、相当というふうにされているのであります。多くの自治体で同様の取り扱いがなされております。これが法律上、否定されるということになりますと、私自身は公約で市長給与30パーセントカットしますということを申し上げて、議会で30パーセントカットの条例を可決いただきました。こういうことは、ほかの自治体でも行われております。こういうものもそれでは公職選挙法違反になるのかどうかということになってまいります。辞退もしくは返上ということではなくて、条例で定めて減額措置をとるということでありまして、公職選挙法違反には当たらないというふうに考えております。そして、私自身としては社会的責任を果たすということでの対応で

あります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質問であります。

辞退をして条例をつくって、それは暫定的な給与条例でもどんな条例でも、それを市費に戻すということは結構なのです。私が言っているのは、そこでとどまらず、その法律や条例の目的があるということであります。なぜその条例をつくるかといえば、市長、副市長あるいは職員も同じであります。それはしっかりと次の積立金にして最後には返還金にしなければいけないという、そういう不純な目的がある。これは法学上、そういう条例やこの法律というのはしっかりとそれは違法性のものだと、こういうふうにして最終的に判断されると思うのです。今つくるときには、総務省であろうが検察庁であろうが、どこでも市町村の自治体には不当介入でありますから、条例を改正したり、つくるときにはそういうことは勧告はしません。しかし、それを実行した段階でしっかりとそういう違法性というものが生まれてくる、私はそういう見解です。これについては、しっかりとやっぱり市長と見解を相違すること、何回もこれは今議論しなければいけないと、こういうふうに思います。ご見解をお願いします。

○議長 市長。

○市長 法律に違反をして議会に議案を提出をすると、そういう考え方は全くありません。しかし、この返還金については透明性をもって対応しなくては市民の皆さん方の理解も得られないと。そこら辺のことは、法律違反ということになっては適切ではありませんから、法律を守る形でどういう形が考えられるのかということで提案したことでございますが、これから具体的な対応が始まるということでございますから、議会でも十分ご審議をいただきたいというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 全くそこが見解の相違でございますが、私も当面暫定的な給与条例やそういうものが違反だとは言っていないのです。その法学上、そういう法律や条例をつくって、それを実践して最終的にその条例をつくって、そして削減して、優しい言葉で言えば、そのお金はどこへ行くかというところと拠出金になって返還金になる。これは、それをやってしまえば必ず法律違反だと、こういうことになるわけで、今暫定的な条例をつくる、そのものを違法だなんて私は言っていないから、この辺の見解は全く違う。だから、結果責任ということになると思います。結果責任、そのことだけはしっかりと申し上げて、これもまたいかに議論をしてもそういう平行線だと思います。私は、もう一度申し上げます。暫定的な給与条例やら削減の条例が違反だとは言っておりません。それによって、市長の分が拠出されて寄附行為ということになったときには、それは実行行為で違法性が高く、これは問題になるよと、こういうことを警告を発しておきたいと思うわけであります。

それでは、2点目にまいります。それでは、どうしたらいいかと、こういうことになるわけですが、私は市長辞任により次期市長のもとでこの返還問題を処理すべきではないかと、こういうことであります。第三者の首長が仕切らなければ、当事者としての現職市長では自分の欲と職員とのしがらみが絡んで解決は難しいと考えます。見解を求めます。

それから、次の③も同じ趣旨でありますので、続けます。これは同時にお答えください。さらに

問題なのは、市長、副市長、職員ともに不祥事で処分されたことしの４月から１２月までの減給分が返還金５，５００万円に算定したそうではありますが、その案の中に市長の分が繰り入れられているということでもあります。これは大変なことになる。市議会でも賛成をしたと、こういう方はそんな理解のもとに給与条例を賛成したわけではないと、こういうふうになるわけでもあります。こういうことが市長の約束した税を投入しない、こういうものにもしっかりと反しているわけでもあります。市長は、ご自分の資産を拠出しないように市長の職にしがみついて、そして期間中に給与から裏わぎでどんどん、どんどん返還していますよと、こういうことになると思うのですが、そういう措置をしようとする自己欲望が見え隠れするわけでもあります。もう辞職しかない、こういうことを考えますが、責任ある見解を求めたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 自分の欲だなんていうことは、これっぽっちもありません。私に与えられている今の責任を最大限果たしていくと、その責任を果たさせていただきたいということをお願いを申し上げてきたわけでもあります。そして、厚生労働省への返還の額そのものが決まったわけですから、それへの対応を万全にしないといけないというふうに思います。私利私欲をもってこれに対応しているわけではないということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

返還への枠組みについては、大きく分けて２つというふうに考えております。１つは、市長及び副市長の給与減額については、これはやっぱり税の投入と、ある意味では税金から給与をいただいておりますから、それも税の投入だと言えばそうなりますけれども、それではそれ以外どこから対応するのかというのは、やっぱりほとんど不可能な話になるのではないのでしょうか。あるいは、関係者の寄附金等を含めて最大限の関係者による補填ということを考えていきたいというふうに思いますけれども、しかし金額的には巨大な金額であります。したがって、職員の皆さん方にはぜひとも組織的な対応のご協力をお願いしたいということで今協議をさせていただいておりますけれども、大きく分けてこの２つの対応で万全を期していきたいと。そして、その道をつくっていくことが私の当面の最大の責任であり、同時に再び不祥事を起こさない確実な形づくりというのが私に与えられた責任であると。私利私欲はありません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質問であります。

難しい理屈は必要ありません。後ろの市民の皆さんも行政処分で減給されたお金は、これは市長、まだ自分の懐のような気をしていませんか。これは、本人のお金ではないのですよ。もう完全に市費に戻るのです。そこを誤って、その分を拠出して寄附金にしようなんていうのは、これは全く違っていると思いますので、再答弁をお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 私は、そういう判断をいたしておりません。しかし、渡辺議員がそういう疑念があるということであれば、提案をさせていただいた中で十分ご議論をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ここのところは少し時間をかけて、こういうことで先ほどの5月1日の有力な商業新聞のまた続きを申し上げたいと思います。関係した退職者を含めて滝川市再生基金（仮称）に自主的に私財を拠出し、財政調整基金に戻す、こういうことで市は既に退職した一部職員から拠出協力の念書をとっていると、こういうことをしっかりと述べているわけであります。こういうことからしたら、私財というのは自分の給与を減額したものを私財と言うのですか。ここについてもう一度お答えください。

○議長 市長。

○市長 新聞がどういう報道をされているのか、報道機関がどういう報道をされているのか、十分すべてを知っているわけではありません。ただ、関係をした退職OBの対応はどうするのかということが議会でも問われたわけであります。しかし、それは何らかの形で協力を求めていくと、こういうことをお答え申し上げているわけでありまして、関係OBについては市役所職員を退職したから免罪されるわけではないということの表明を行ったわけでありますから、それは今後もその方針は変えずにいきます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長はそうに言うておりますけれども、もう一度申し上げたいと思います。今辞任されますと、背任の責任も公職選挙法の寄附行為の禁止にも違反しないと。次の市長の指示のもとで従えばよろしい、私財を投入すればよろしいと。今のまま続けられますと、満身創痍でそういうことになるということを予言しておきたいと思います。

それでは次、4項目め、秘書室での暴力団との接点について。これ昨日少しわかったのですが、肝心の召喚してしっかりと事前に通告している前秘書課長がきょう来られていない、出席しないというようなことがあるのですが、事実でしょうか。確認をしてください。私は、しっかりと通告しているわけであります。

○議長 長 総務部長、お答えください。

○総務部長 渡辺議員の通告質問の要旨の中に前任課長に当時の対応について指名して答弁を求める内容であります。この場合、組織、職制で対応すべきと考え、私のほうでヒアリング等を行って質問の趣旨に沿った答弁をしたいと考えております。この見解は、新訂議会実務ガイドブックという本が出されておりますけれども、その見解に従って対応したいと考えております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、そういう代理の方がこの答弁に、大事なところの答弁に代理を立てる、これが滝川市の問題だということで、ここのところは質問をカットしたいと思います。

そこで、この問題についてお答えしていただく必要はございませんから、この項目の質問はカットして、前秘書課長以外の答弁は無用であります。しかし、このことはこの事件の象徴的現象であるということを後ろの市民の皆さんも、そしてマスコミもしっかりと聞いていただきたいと、こういうふうに思うわけであります。国会はもとより、小さな村の村議会まで通告制で召喚に指名された人を答弁に出さない、こういう議会はないということであります。議会制民主主義のもとに、そこを風穴をあける滝川市だと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

さて、事の発端は、先日のあるテレビ放送で秘書室が暴力団の片倉受刑者と札幌のタクシー会社の社長などと滝川市の福祉課のケースワーカー等が会っていたという内容が明らかにされました。前秘書課長への質問をしたいということで厚生常任委員会に申し入れているのですが、なかなかその機会がないので、この本会議になったところでもあります。そういう意味で、関係者がこの前秘書課長を呼べないということは、滝川のこの事件を象徴しているということを申し上げておきたいと思います。議会は何をやっているのだと、こういう市民の批判にこたえない滝川市の隠ぺい体質がまたまた露呈したものだということを申し上げておきたいと思います。１年半にもわたって事件を隠ぺいし続けてきた、事件判明後も徹底して真相解明やそういうものに消極的であることと前秘書課長のこの黒幕にさらに鉄のカーテンを本会議でも立てる、その市の理事者に強く抗議をしておきたいと思っております。

それでは、最後でございますが、市長にお尋ねいたします。このように臭い物にふたをする田村市政であります。１年半にわたってこのような大金を不正支出した、なぜという疑問に秘書室が関与したのではないかという疑いがあるわけであります。札幌の介護タクシー会社の小向被告の拘置所からの手紙は具体的であります。もう疑う余地がないぐらいだと思うのですが、市長としても足元の秘書課長の行為、秘書室での事案、こういうものを責任持って調査をすべきだと、こういうふうに考えますが、ご見解を述べてください。

○議長　市長。

○市長　経緯は本人から確認しておりますから、ですからご質問をいただければ答えるわけがあります。しかし、それが不要ないということでございますから、隠ぺいなどということではありませんから、ご質問をいただいておりますというのがやっぱり通告の筋ではないかというふうに思います。私としては、前秘書課長からその後の渡辺議員がご質問の件及びその報道があった件については報告を受けております。ですから、質問してください。お答え申し上げますから。

（何事か言う声あり）

（「だから、ちゃんとしたほうがいいと思うんだよ」と言う声あり）

（「そんなこと後ろで言わないでください」と言う声あり）

（「変だから」と言う声あり）

（「何が変なんですか」と言う声あり）

○議長　長　私語はお慎みください。渡辺議員。

○渡辺議員　いいですか。これ大事なところなのです。市民の皆さんも疑問に思っています。ここに、これ滝川のしっかりとした介護タクシーの写真がありますよ。それなのに札幌のタクシーの会社の社長と運転手がなぜ滝川市の秘書室にあらわれて、そこで何が行われていたか。それは、やみの談合ではないでしょうか。こんなことをはぐらかして本人以外が答弁する。そんな状況を詳しく聞いたと言ったって、本人以外が答えてもらうことは何ら必要ない。このことは強く申し上げ、こういうやみのことをやっているから答弁できない、こういうことだと思います。このようなものをもう私は目撃してしっかりと調べてある、このことについてどうなのですか、それをもう一回。

（何事か言う声あり）

(「冗談でない。やかましい。しゃべらんでください、後ろ」と言う声あり)

○議 長 市長。

(何事か言う声あり)

(「しゃべるんでない」と言う声あり)

○市 長 お答え申し上げると言っているのです。お答え申し上げた結果、それでも真相の究明ができないということであれば、議会の権限として本人を呼んで答弁を求めることもできるわけがあります。私は、ぜひ真相究明していただきたい。そのためには、やっぱり通告しているわけですから、この通告質問を続けていただくということがそれに近づくことになるのではないのでしょうか。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 後ろでがたがた言わないでください。質問の邪魔をして、本間議員、冗談でないですよ。いいですか。私は、通告しているのにもかかわらず、本人が出てこない……

○議 長 渡辺議員、もう少しお静かに質問をしてください。

○渡辺議員 私は、事前に通告して本人に聞こうということで、本人しかそんなのは答えてもらう必要はないという、こういう見解で、代理の者で必ず質問しなさいってどういうことですか。質問権は私ですよ。おかしいのではないかと。後ろもそういうことを言っているのはとんでもない、私の質問権を侵すものだと思います。本人以外は必要ないと言っているのですから、それで質問をしなさいというのは質問権の侮辱であります。強く抗議をしたいと思います。

そういうことで、これ以上やっても仕方ない、時間がないと思いますので、終わりますけれども、まだまだ2億4,000万円、あるいは1年半にわたって不正受給を続け、そして傍聴の皆さんも私も何も真相を語ろうとしない、この課題は真相解明、返還金問題がまだまだ残っています。今後くれぐれもしっかりと答弁をしていただきたい。通告したことは守ってもらいたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

(「議長」と言う声あり)

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 このままだと傍聴者も含めて、答弁者はだれが選択できるのかというところが明確になっていないのではないかと。先ほど部長が言ったそういう規則とかの関係を含めて、きちんとさせておくべきだというふうに思いますが。

(「それと関連していいでしょうか」と言う声あり)

○議 長 はい、どうぞ。

○本間議員 議運で私がこの件について質疑を申し上げ……

(「聞こえない。マイク使えよ」と言う声あり)

○本間議員 もうちょっと大きい声で言います。

この件につきまして、この内容につきまして本人を出すことになるのかどうなのかという質疑を申し上げたときに渡辺議員は何の反論も申し上げられなかったもので、これに関しては納得されてい

るものとされて進んでいるのではないかと思っていましたが、このような内容になるとはまさか思
いもよらぬものだというふうに感じますけれども、これは整理が必要だというふうに思います。

○議 長 ここでちょっと整理をいたします。

窪之内議員のことについて、こちら事務局からお答えをいたします。

○議会事務局長 先日の議運の中でもお話をしたのですが、こちらに議会運営の実際という
見解が載っております。質問議員が通告書に書いた答弁を求める者に長や議長が拘束されるのかと
いうような質問内容でございます。これについては、質問議員が書く答弁を求める者とは質問議員
の希望であると、だれが答弁するかは執行機関が判断することであるというような見解が示されて
おります。

○議 長 今事務局から発表がありましたとおりに、議運においてもそのような整理がなされて
おりますので、これについてはこのまま進めさせていただきますし、先ほど市長のお話がありまし
たとおり、ここで答弁を行っていただく後、また再度疑問がいろいろございましたら、そのときは
そのときでまた議運にかけるとなりして皆さんの発言をなるべく制限しないような形で議会として
とり行っていくつもりでございますので、今回はこれにて渡辺議員の質疑を終了させていただきます。

次、三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。今市民生活は大変な状況にあると
いうことを前提として、きょうは質問させていただきたいと思います。

◎ 1、経済対策

- 1、本市を取り巻く経済情勢について
- 2、中小企業緊急保証制度について
- 3、定額給付金について

経済対策ということで、まず市長に伺っていきいたいと思います。今原油、原材料の高騰で、あ
るいは世界的金融不安ということで中小企業、特に滝川市は中小企業がすべてです。その中小企業
が資金繰りに苦しんでいるという状況を踏まえて、市長はこの滝川を取り巻いている経済情勢をど
のようにとらえているか、まず伺いたいと思います。

○議 長 申しわけございません。傍聴席の皆さん、もう少しお静かにお願いをいたします。よ
ろしいですか、傍聴の皆さん。

では、続けます。市長。

○市 長 原油価格の高騰、その後下落しておりますけれども、それに伴うこの材料価格の値上
げというのは引き続き物価に影響を与えているというふうに思いますし、そういうことでは仕入れ
価格が依然として高どまりであるという実態もある。一方、この市民生活におきましても物価高に
よる個人消費の低迷ということから、市内においても企業収益は悪化感を強めて厳しい状況にある
というふうに思います。滝川市自体で景況調査をやっておりませんから、滝川市自体のデータはな
いわけではありますが、地元金融機関がやっておりますこの景況レポート、これは最近は10月発行

でありますけれども、7月から9月の業況判断は48.7パーセントの企業がやや悪い、もしくは悪いという評価をいたしておりますし、10月から12月、もう既に12月に入りましたが、その見通しにおいても一部で改善の見通しはあるけれども、現下の状況は極めて厳しいという判断であります。一方、これは2カ月前の調査でありますから、その後2カ月後にどういう変化をしているのかというのは定かにわからないわけではあります、しかしきのう日銀短観が示されました。その日銀短観によりますと、来年3月までの予測については全産業で、これは北海道です。全産業でマイナス38ということになって、98年9月以降の低水準にとどまる見通しという判断がなされております。したがって、私どもが心配いたしますのは、この10月時点で地元金融機関が行われた調査よりもさらに厳しい状況が見込まれていくのではないかと判断をいたしているところであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先日の本会議で昨年に続き福祉灯油の助成、それと就学援助のための補正を可決させていただいたところでもありますけれども、そのことをとって市民生活は本当に大変なのだということがわかるのですが、今この場に及んで市長はこれ以外にどのような対策、どのような指示をされているのか、それを伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 やはり私としては、今打つべき手は打っております。さらに、国の景気対策が具体的に早く発動されて、そうして具体的に効果が出てくるということを早く望みたいというふうに思っておりますし、やはり第2次補正もできるだけ早く国としては対応してほしいものだというふうに思っております。

この間、融資制度とか福祉灯油とか対策を打たせていただいておりますけれども、今いろんな形で情報収集をしております。金融協会との懇談でありますとか、あるいは商工会議所、商工会との意見聴取でありますとか、そういうことを行っておりますので、今後の状況によってはどういう具体的な手が打てるのかということ、これは景気対策に具体的に自治体が手を打つというのはなかなか難しいことですから、しかしそうはいっておれない状況もあるのだろうというふうに思いますので、情報収集にはさらに力を入れていきたいというふうに思いますのと、やはり国の景気対策というのがもう少し迅速に大規模で行われるべきだというふうに思っています。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 国だけでなく、それぞれの自治体で打つ手もあると思います。福祉灯油の助成制度あるいは今回の就学援助の助成、その辺を速やかにやっていただきたいなと思っております。

それで、次に移りたいと思いますが、原油高の打撃を受けて先ほども申したとおり中小企業が本当に資金繰りに困っている。そういうような中で、10月31日に中小企業緊急保証制度というのがスタートしました。まず、市長にこの中小企業緊急保証制度を中小企業が受けるためにはどのような要件があるのか伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 中小企業緊急保証制度の関係でございますが、経済産業省が安心実現のための緊急総

合対策において決定されました中小企業金融対策として新しい保証制度、原材料価格高騰対応等緊急保証制度が10月31日に開始されたところであります。制度につきましては、原油、原材料価格や仕入れ価格の高騰、景況悪化の影響を強く受けている中小企業者を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証するものであります。対象業種につきましては698業種、主な業種につきましては建設業、製造業等であります。保証制度は、信用保証協会の100パーセント保証であり、一般保証8,000万円に加えて別枠で8,000万円までの保証が利用できるものというふうになってございます。

ご質問の要件でございますが、対象となる中小企業者は以下の3つのいずれかに該当することが条件となっております。1つ目は、最近3カ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3パーセント以上、2つ目は製品等原価のうち20パーセントを占める原油等の仕入れ価格が20パーセント以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと、3つ目は最近3カ月間の売り上げ総利益または営業利益率が前年同期比マイナス3パーセント以上、この3つのいずれかに該当することが条件となっております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今説明があったように、滝川におけるほとんどの中小企業はこの制度の要件に合致するのではないかなと私は思っております。

そこで、全国的には大変この制度、好評を博しておりますけれども、滝川はまだ20件ほどということ聞いておりますけれども、これ中小企業の方々が本当にこの制度をわかっているのか、あるいは滝川市としてどのような告知をされているのか、本当に中小企業のことを思われてやはり行政としても力を入れていかなくてはいけない部分だと思います。告知するためにどのような対策をとられているのかお聞きします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問の制度の告知につきましては、市商工労働課に相談窓口を設け対応するとともに、パンフレット及び市の公式ホームページにおいて現在PRに努めているところであります。また、商工会議所、商工会、市内金融機関、保証協会など関係機関とも連携しまして中小企業の方々に広報紙並びにパンフレットで周知を行うとともに、窓口相談においてPRを行っているところであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それなりに告知はされていると。それで、わかったと、この制度はこういうのがあるのだということはわかった。それで、滝川の市役所に来て相談する、その際にこの指定業種に係る市長の認定事務というのがあるのです。これを通過しないことには、信用保証協会のほうにいった銀行にというふうにはいかないと思うのですが、なるだけここを通過しやすいような形でやはり市長というか、滝川市の対応、そういったものを迅速にするとか、そういったことが必要なのかなと思いますけれども、その辺について市長はどのようにお考えなのか。部長ですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 市が行っている認定事務に関しましてですけれども、緊急対策ということもございまして、事業者から認定申請を受理後、迅速に審査を行いまして翌日認定書を発行しております。認定書交付後、事業者は取引金融機関と調整をしまして保証協会の審査を受け、融資が実行されるという流れになってございます。議員さんからお話がありましたように、12月10日現在16件の緊急保証制度の申請を審査、認定しているところであります。中小企業、金融機関からの窓口相談、電話相談に積極的に応じておりまして、今後とも認定事務を迅速に進めるとともに関係機関と連携し、市及び道の融資制度の利用促進並びに緊急保証制度の周知を図ってまいります。

○議長 三上議員。

○三上議員 ある自治体では、信用保証協会に支払う信用保証料というのがありますが、それを全額行政として補助しているというところもあるのです。それを滝川でやれということではなくて、やはり中小企業の側に立った支援というか、そういったものがこれから求められると思います。

それでは、次に移りたいと思います。定額給付金についてです。この定額給付金については、まだ国の段階で決まっているわけではございません。ですから、どうなのだと、この12月議会で何を問うのかということとはわかるのですが、ただこの定額給付金、決まってから対応を考えても遅いのです。ですから、私はこの12月議会でまず確認しておきたいということで質問を出させていただきました。

この制度は、世間ではばらまき、あるいは経済効果、あるいは生活支援には全然効果がないと言われております。そして、2兆円を投入するならば別の形で使ったほうが良いと、そういう批判もあります。しかし、私はそうは思っておりません。今市長からもお話があったとおり、滝川は大変だと、市民生活は大変だと。そういった緊急事態ともいえるべきこういう滝川の経済状況の中で、この定額給付金は特定の業界の方々だけに支給するというものではないのです。国民全員に支給していくというところがあります。そして、急激な物価高の一方で所得が上がらない。この給付金が入れば、私は消費に回さざるを得ないと考えております。多くの家庭もそのように考えているのではないのでしょうか。2兆円を使うなら、先ほど申したとおり長寿医療の負担をそのお金で軽減したほうが良いのではないの、あるいは介護対策だとか雇用対策に使ったほうが良いのではないのという話も一方ではあります。しかし、この定額給付金は期限付きの時限的な措置なのです。ですから、介護保険、介護対策とか雇用対策にかけるお金というのは、やはり恒久的なことを考えなくてはいけないので、今回はそういうのには似合わないだろうというふうに私は思っております。そこで、市長に質問したいと思います。国が実施しようとしているこの定額給付金制度、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ことしの10月に家計調査というのが全国的に行われているのですが、その北海道分のまとめです。実収入は実質2.5パーセント減少、可処分所得、実質で3.1パーセント減少、消費支出、実質で3.0パーセント減少、つまりこういう統計数字から見えてくる姿は、やっぱり家計では収入が減少して支出も抑えられているということでありまして。それでは、どういう部分で支出が抑えられているかということ、一方支出増を余儀なくされている部分もあるのです。先ほどご

質問のありましたように、価格の高騰した食料品とかって結果的に支出増になってしまいますから、あるいは住居、生活上必要な家事用品、子育てのための教育費、こういうのは削減できないというふうに統計ではあらわれている。では、どの部分を削減しているかという保健医療費とか交通通信費、これはある意味では心配です。私は、この定額給付金の制度がどういう形の制度になっていくのか、それはこれからの議論だというふうに思うのですけれども、主目的は何かといえやっぱり生活支援のための給付金だと。その生活は、北海道においても今こういう状況になっているということをもまず第一に考えて制度設計されるべきだと。このことが経済の発展につながるのかどうかというのは2次的な話であるというふうに思っております。ぜひとも国民理解の得られる形で決まるものは早く決めてもらいたいというふうに私としては願っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 実は、市内の西町に住む35歳の主婦、この方からの手紙をちょっと紹介したいと思います。「私は、西町に住む35歳の主婦です。夫は、塗装業を営んでおります。昨年からの仕事の量が減り、仕事に使うテープ、ビニール、ペンキ、シンナーなどの材料費の値上がりで家計は火の車です。子供は中1、小6、小4の3人おります。今回の定額給付金が出たら、進学準備に充てたいと思っております。テレビを見ていたら、政治家やコメンテーターの人たちが定額給付金はばらまきで、国民の大多数が給付に反対で意味がないと話しておりますが、私たち庶民の暮らしは今本当に大変であることを理解されておりません。心ある政治家の皆さんには、ぜひ実現のために努力してもらいたいと思います」ということで、その後ずっと続いていたのですけれども、きょうちょっとカットしながら持ってきました。

そこで、先ほども市長のほうからは定額給付金、早く制度となってほしいと、実現してほしいという声がありましたので、次質問に移りたいのですが、私は生活支援というのが第一だと、その次に経済効果があるのではないだろうかというふうに思っております、私も。そこで、この定額給付金が、例えばこの制度が実現した場合、この定額給付金にかかわる滝川市の事務経費の予測とそれに伴う人員体制というのをやはり早急に考えていかなければいけないと思っていますのです。聞いたところによると、定額給付金だけで滝川の人口、滝川の人々がもらえる、市民がもらえるお金が6億8,000万円ということだそうです。これが例えば滝川市で全部……貯金する方もいると思います。消費するときは滝川で全部落としてくれたら、すごい経済効果だと思うのです。そういったことを念頭に入れて質問したいのですが、滝川市のその事務経費と人員体制というのはどのようなことを予想できますでしょうか、今の時点で。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、事務経費につきましては申請方式とか、さらにまた申請期間、制度の詳細が確定していないという段階で、なかなか試算は難しいと考えております。現在までの情報の中では、支給に係る事務費は国の10割負担、ただし人件費の本俸分、あるいはまた備品購入費は対象外という情報があります。何分にも初めての給付金ということなものですから、なかなか試算は難しいと考えておりますけれども、参考となるかどうかはちょっとわかりませんが、私どものほうで今押さえているのは平成11年に実施されました地域振興券

の場合を若干ちょっと申し上げますと、申請期間が平成11年3月から8月、6カ月間、事務費として振興券の印刷費等で470万円程度、その他等で2,080万円、合計で2,550万円強ということであります。今回の定額給付金は対象者支給金額、先ほど三上議員のご質問にもございましたように地域振興券の9年前のときの額よりは3倍に近い額ということを想定しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり何分にも制度の詳細が明らかになっていないということで、詳しい試算は現段階ではしておりません。この点、ご理解をいただきたいと思います。

また、人員体制でございますけれども、これにつきましても詳細確定後、具体的な準備をしたいというふうにも思っておりますけれども、三上議員の心配もいただいております関係もあって私どもも早目に、まだ補正予算の提案も至っていませんけれども、早目に関係者によるそのプロジェクトを立ち上げたいと考えておりますし、基本的には現行体制の中で所管を決めて適切に執行する体制を整えたいと考えております。ちなみに、地域振興券の場合は職員2名、パート3名と、そういう体制で執行しておりました。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 この事務経費は、国から前渡しの概算払いですよね。ですから、滝川である程度都合をつけてつくるというのではなくて、概算払いで国から送ってくるのですね。そうしたら、何も滝川に不利な部分はないのです。ただ、それを支給するに当たっての事務作業がふえる、あるいは支給の際に詐欺まがいの行為が発生する可能性がある。確かに年度末を迎えて、職員にとっては大変な事務作業量がふえると思うのです。ただ、私は先ほども申したとおり、やはりこの制度はチャンスにとらえる、滝川にとってはチャンスなのだととらえて、ぜひ地域の景気経済対策に効果あるようにすべきだと思うのです。そこで、再度伺いますけれども、そういったことを踏まえてどのようにお考えなのか、もう一度伺います。

○議長 長 どなたかお答えください。市長。

○市長 決まったときは、やっぱりこれが消費にしっかり結びついていくような、そういうことにしなくてはいけないというふうに思います。地域振興券の場合は、それはやっぱり地元での消費ということで進んだわけでありましてけれども、これはお金ですから、だからどこへ行って使ってもいいという話になりますね。それはそれで生活を助けるということになるわけでありましたが、先ほどご質問もありました地域の経済への波及効果ということを次の段階で考えるとすると、私はやっぱり市商連、商工会議所、商工会、そういう皆さんと相談していかに地域にお金が落ちるか、そういうものやサービス、そういうのをどうするのかということを真剣に考えなくてはいけないというふうに思っております。これという知恵がありましたら、ぜひかしてください。よろしくお願いします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ところで、理事者の方にお聞きしたいのですが、定額給付金を辞退されるという方はいますか。

(「みんなもらえばいいんだ」という声あり)

○三上議員 みんなもらいますよね。何かに使いますよね。そういったことで、ぜひ職員も議会もアイデアを出し合いながら、この滝川市の経済が浮揚できるような取り組みをしていきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

◎ 2、農産物の販売促進

1、滝川物産展について

2、ブランド化へ向けた取り組みについて

次に、滝川物産展について伺いたいと思います。よく北海道物産展を首都圏で開くと、私も以前スーパーにいたものですから、よく聞いておるのですけれども、すごく好評なのですね、北海道物産展という。それで、今回滝川も銀座に乗り込んで滝川物産展というのを開催されたと聞いております。結構好評だったと聞きますけれども、ただいかんせん品数が少なかったということで、そういったことも聞いておりますけれども、今回銀座に乗り込んで開催した効果について、まず聞いておきたいと思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 先ほど経済部長からセーフティーネットのお話をして、また私どもとしては地域経済を何とかしたいという取り組みの中で今回東京での開催を行ったわけですが、昨年都内に145万部、空知の産品を含めて145万部PRさせていただいた次の段階として今回市とJAたきかわ、それから商工会議所、北門信用金庫等の農商工の連携によって、読売新聞社さんの協力もいただきながら東京の銀座のマロニエゲート、銀座インズで11月の8日、9日、2日間物産展を開催させていただきました。滝川市単独での東京における物産展は初めての試みとなりますし、これらに関して議会の中の活性化の会派、横断的な協議会も含めて協力をいただいたこともお礼申し上げます。

東京での販売PRを通して売れる商品のリサーチを目的とした官民による農商工連携の実験的な取り組みということの中で、滝川という地名が浸透していない中で東京銀座でPRできたことは大変有意義であった大きな一歩と考えております。2日間で約40万円の売り上げということで、産品も少なかった、それから商品もちょっとお客さんのニーズによっては偏りがあるだとかを含めてさまざまな分析を今行っているところでありますが、こういう民間とのネットワークによって試みができたということは大きな成果でありまして、次の展開につなげていきたいと思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今の話で大体次の振る質問も答えていただいたのかなと思います。民間ネットワークを利用しながら、今後も開催していただけるというお話だと思います。

それで、次に移ります。ブランド化に向けた取り組みということで、2006年の商標法の改正によって、いわゆる地方、各地域は生き残りをかけてブランド化に取り組んだのです。それで、地域ブランド構築のための手法としては、私は2つあるのではないだろうかと考えております。1つは、夕張メロンやいわゆる魚沼産のコシヒカリに代表されるようにその地域を代表する特産品のブランドを高めて、そのことによって地域のイメージをアップさせるというのが1つ、そしてもう一

つは今ある地域資源を活用して、ほかの地域とは明確に差別化することによって地域イメージを高めてその地域の付加価値をつけていくという方法があると思うのです。そこで、伺います。滝川産品のブランド化推進事業について、現状を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 今のご質問をお伺いしながら、なるほどなというふうに関心しながらお伺いしております。例えば新潟のコシヒカリというのは、恐らく後段の地域全体のブランドという話になるでしょうし、魚沼産コシヒカリというのはもっと限定的な、本当に限られた地域のブランド名になると。あるいは、青森のニンニクというのはより広い地域のブランド名であり、絞り込まれると、これは青森の田子町でしたか。田子町のニンニクということで、ニンニクみそだ、ニンニクラーメンだ、アメリカのニンニク主産地との国際交流だ、いろんなことが行われて小さな地域でのブランド化が進んでいく。北海道で見ると、十勝というのは明らかに大きな地域のブランドで、そのイメージで売っていつている。さて、滝川はということになると、やっぱり何か滝川という名前のついたより狭い地域でのブランド名ということがいいのかなというふうに思っています。松尾ジンギスカンは大変なブランド名でありますけれども、あれは個人のお店の名前がついたブランドであります。一体ブランドってどうしたらいいのかということを今までずっといろいろ考えながら悩んできたわけですが、ブランド化協議会が設立されて、そこら辺のことが議論されています。まだ確たるものということの方針が決まったというふうにお伺いはしておりませんが、ここでの議論を踏まえてブランド化戦略というのを明確にしていかなければならないというふうに思います。そのときに、やっぱり素材はいいものがある。ハルユタカのラーメンもあり、パンもあり、SPF豚もあり、あるいはアイガモもあり、米粉の製品もあり、菜の花もあると。こういうものを一体どういうふうに戦略化していったらいいのかというのがまた悩ましいことではありますが、楽しいことでもあるだろうと。果敢に今こそチャレンジしていくべきだというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次に移りたいと思いますけれども、やはりブランド化というのはすぐ簡単にできるものではないと思うのです。それで、今もされているのですけれども、産、官、学連携で中長期的な視野に立って、やはりこの滝川を発展させるという意味では中長期的に立った視点で取り組んでいかなければいけないだろうと思うのですが、今はどうしてもやはり予算組みの段階で、そんなに予算配分されていないのではないだろうかと思うのです。議会も恐らくこういったところに重点配分することに対しては、反対という意見はないのではないだろうかと思うのです。ですから、そういった意味でやはりブランド開発というのは中長期的な観点に立って予算配分を含めて今後考えていかなければいけないと思いますので、ぜひこの部分については市長に見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今農商工連携というのが国の施策としても力を入れられつつあります。私は、予算をこれから編成するわけですが、国としても力を入れてさまざまな財源措置、支援措置も考えていく、そういう環境条件にあるならば農商工連携をやったりしっかりとやって有利な条件を引き入れていく、そういうことが必要だと思っています。そして、その筋は滝川の場合はあるのではない

かと、大いに可能性はあるというふうに思っています。地産地消を含めて、そのあたりは少し力を入れて考えていきたいものだというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

◎3、安心な街づくり

1、ドクターヘリについて

2、自主防災活動取り組みへの障害について

○三上議員 それでは、最後の安心な街づくりということで伺ってきたいと思います。

その第1点目なのですが、ドクターヘリについてです。2001年からこのドクターヘリの導入促進事業というのがスタートしております。北海道では現在1機、札幌に配備されておりますけれども、北海道全部をクリアするには最低でもあと2機というふうに言われております。それで、当面は釧路、根室地方にもう一機を早期に導入したいという動きが今ありますけれども、このドクターヘリは重篤な患者が発生した場所に時速200キロのスピードで医師と看護師を運ぶという、そして初期治療を行っていくというものなのですが、そのことによって救命率のアップを図りたいと思っております。

そこで、滝川の場合、当然専用のヘリポートもありますが、ただ重篤な患者が発生した場合にどのような対応をするのだろうか、どのような形で札幌まで運ぶのだろうかということが今このドクターヘリのテレビがあった中で市民も滝川はどうなのだろうというようなことをよく質問されることがございます。そこで、今回この質問をさせていただいておりますけれども、別に専用のヘリポートがなくてもいいのです。臨時ヘリポートを何カ所かに設置していれば、緊急の場合はそのことが役立つということでもありますけれども、滝川の場合、その認定されている場所、そして受け入れのための態勢というのはどのように今現在なっているのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目の場所の関係でございますけれども、市内に8カ所の臨時ヘリポートを指定しております。これは、消防においてということであります。場所は、江部乙小グラウンド、滝川滑空場、滝の川運動公園、丸加高原多目的広場、旧東陽小跡地、江部乙中グラウンド、花・野菜技術センター、海洋センター広場、以上8カ所であります。ただ、ご質問にもありましたようにドクターヘリは航空法の制限を受けないということでありまして、安全が確認できれば自己判断でどこにでも着陸できるとのことでございますけれども、市内でやはり一番条件がいいのは滝川滑空場ということであります。

次に、受け入れ態勢についてでございますが、消防が必要と判断した時点でドクターヘリセンターに出動要請をし、飛来するまでは大体20分から25分かかるとのことでもありますけれども、消防隊1隊が安全確認のため現場臨場するようにまずなると。転院搬送に当たっては、仮に滝川滑空場ということであると、滝川滑空場を着陸場に指定した上で消防隊指揮隊が救急車とともに臨場します。通信室からは臨着場に対し、入り口の開場、警戒態勢等の依頼をする、また冬季に当たっては雪面マーキングのための散布用入浴剤、これを現在準備していると。入浴剤は、蛍光色が

あって有用だということでもあります。現行は、ただいま申し上げたような体制を整備しているということでございます。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今伺った部分で臨時ヘリポートに結構学校が指定されているということでちょっと気になるのですが、学校側の教師とか、もちろん校長は知っているのでしょうかけれども、緊急の場合ですから、グラウンドで授業をしているということもあり得ますよね。学校の体制はどのようになっているか、ちょっといいですか、質問して。聞きたいのですが。

○議 長 答えられますか。教育長。

○教 育 長 教育委員会が所管します先ほどの江部乙の小中のグラウンド2カ所、それ以外に海洋センターですとか滝の川の運動公園ですとかというのが指定をされております。それぞれの施設におきましても管理をちゃんとされておりますので、そういう緊急に使うということであれば、それは消防からの要請を受けて緊急に対応するということは可能だというふうに判断しています。

○議 長 三上議員。

○三上議員 もちろんそうしたら、教師方も当然あれなのですね。そういう連絡が入ったときにちゃんと避難するような形というか、そういうような認識はあるのですね。

それでは、続きまして自主防災活動の取り組みの障害ということで伺いたいと思います。今自主防災組織というのが各町内会でもできつつあるのですが、その中でこの間のまちづくり懇談会でもちょっと一部話がありました。自主防災組織をつくった、そして要援護者リストは市のほうに言えばもらえる、その要援護者リストの中には名前と住所はある、それ以外の情報はない、それだったら役に立たないのだよねという声が非常にあるのです。そこで、その自主防災組織、せっかく住民がやる気を出して自分たちの地域は自分たちで守ろうという、その意識の高揚がある中で、何とかやはり行政も力になって、もちろん今現在も一生懸命されていると思います。もう一步踏み出してやる必要があるのかなというふうに思っております。

そこで、個人情報にもかかわるのですけれども、本人の同意に基づいて細部情報、いわゆるその方が例えば緊急に入院することになった、その方の緊急連絡先はどこにしたらいいのか、そういったことを町内会というか、自主防災組織で押さええていれば速やかに連絡できるのです。そういったことまで含めて、本人の同意を得ながらそういう災害時援護者名簿のいわゆる台帳を完備すると、そういったことについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 三上議員ご承知のように、要援護者リストにつきましては2年前の平成18年に作成をして以降のまちづくり懇談会、さらにまたリストの説明会、あるいはまた町内会長さんへの直接の連絡等を含めて現在のところ32件、32町内で申し出があります。今後の展開といたしまして、要援護者自身への通知、認識というか、そういうことも必要ではないかと思ひますし、またこれまでもやってきております出前講座ですとか、さらにまた町内会回覧、定期的な防災通信などを発行するなど、行政からさまざまな情報を発信して要援護者の避難支援が進むよう、また防災全般につ

いての意識が向上されるよう今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問のありました要援護者の避難支援の情報共有でございますけれども、まち懇でも実は出ておりました。私も承知をしております。町内会長さんから町連協さんへ一つの協議をするようという、情報提供についてですね。そういう要望があったとも聞いておりますので、具体的な要望があった段階で、それは個人情報の部分に当たるといふ部分について、これはもう行政自身での判断ということにもなりませんので、審議会にお諮りをするなど検討していきたいと考えております。

そこで、ご質問のありました本人同意に基づく家族情報、この必要性についてはる私どもも認識をしておりますが、やはり防災に関して大規模災害が発生した場合は、一番現実としての対応は自助であり、地域一体となつての共助と考えております。私どもとしては、やはり地域として本人と接触をされて、その同意のもとに家族構成を含めた細部情報の収集が必要と。このことは、地域のコミュニティの活性化と申しますか、情報の共有ということにもつながるというふうにも考えておりますので、ぜひ地域での取り組みをお願いをしたいと考えております。それに対する行政の支援、名簿の提供等については先ほど申し上げたようなことで対応したいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしても、やはり今この機運が盛り上がっているときに最大限の支援を行政としても打っていくことが自主防災組織、今32と言われましたけれども、今後拡大していく最大のチャンスかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は以上です。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩に入ります。再開は午後1時ちょうどです。休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 それでは、通告に従ひまして一般質問を行います。

◎1、会計検査院・厚生労働省の返還命令

- 1、厚生労働省の「行政指導」について
- 2、会計検査院・厚生労働省への主張は、第三者委員会報告に逆らうもの
- 3、貴重な財源であることに留意し、交付目的に従ひ誠実に補助事業を行う努力義務違反であること
- 4、生活保護法違反であること

まず、厚生労働省の「行政指導」についてということで、渡辺議員に対する答弁で返還命令という言葉で返還の命令とかいう程度で、現時点で返還命令ではないかのような表現をとられました。

私は、この問題ではこの書類をお見せしたい。これは、11月13日に厚生労働省が滝川市に渡した書類です。唯一の書類です。ここには、先ほど市長が生活保護費負担金の今後の返還手続きについてと。しかし、市長はその次の1、補助金適正化法第18条第2項、額の確定による返還命令を行う、この文言をなぜ読まないのか。市長のご答弁を何ぼ聞いても、これとの整合性が全くわかりません。これは明確な返還命令です。お考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今のお示しされました返還手続きについて、これにつきましては行政指導の中での文書でございます。したがって、厚労省としましてはこれ自体が命令書ということでは厚労省自体も認識してはございません。厚生労働省から議員さんは返還命令が出されたものであるというご指摘でございますが、厚生労働省からは生活保護法に基づく通院移送費の支給について不当であるとの会計検査院からの結果を受けまして、国庫負担金に係る実績報告書をみずから訂正した上で再提出するよう行政指導があったものでございます。返還命令をこの時点で受けたものではございません。また、今後行政指導を受けまして実績報告の再提出を行った後には額の再確定がありまして、それを受けて手続として補助金適正化法第18条第2項の規定によります返還命令が期限を定めて発せられることとなりますが、それはあくまでも市からの訂正を受けた国庫負担金の返還のための会計上の手続としてのものと理解してございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 第15条は、第18条第2項とセットなのです。過大なものを実績報告書を出し直す、これは第18条第2項の前提です。だから、法律的に言えば第18条第2項が既に始まっているのです。そういう認識になぜ立てないのですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今おっしゃられました適正化法の第15条、これにつきましては各省の長は審査をして、調査をして、適合とすると認めたときは補助事業者はその額を確定して通知しなければならないと、これは第15条に記載されている内容であります。したがって、私どもが国庫負担の実績報告をこれに基づいて出しまして、第15条に基づいて国は確定をさせていただいたわけなのですけれども、今回はそれがこのたびの問題によりまして、結果としてはお示した1枚の資料の中で行政指導をいただきました。その行政指導に基づいて第18条の第2項というのは、市みずから額の訂正をしないと。その訂正をした上で、厚労省のほうでは第18条の第2項による返還の命令を出しますと、そういうことでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 反省がないということが理由のこういう言葉の遊びをされていると。

次の項で、市民会議での報告文書では返還命令、違反、不当の文言を必ず記載することを求めます。会計検査院の報告で、過大に交付されていて不当と認められると記載されたことは市民に伝えるべきです。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご質問のございました点につきましては、会計検査院及び厚労省の判断として

示された要点につきましては市民の皆様にお知らせ申し上げます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の３点目については、別の場で明らかになっておりますので、繰り返しはいたしません。

２点目、会計検査院、厚労省への主張は第三者委員会報告に逆らうものと。全員協議会に提出された生活保護費国庫負担金の返還に関する考え方の中で、滝川市の主張として１、通院移送費の支給そのものが入り口段階で不適切だと判断されたことは遺憾である、３、精神的な部分においての治療が必要であったことから、一定の期間札幌市への通院を認めていただきたいなど一部は適切だったという主張をしているが、これは明らかに第三者委員会検証報告に反する主張ではないでしょうか。市長は、第三者委員会検証報告を厳粛に受けとめ、謙虚に反省すると記載し、発言してきたことに反するのではないのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 会計検査院の指摘、厚生労働省の行政指導、それは入り口から否定するということがあります。私どもは、違法性があるとすれば、どこに違法性があるって、どこに適法性があるのかということについて判断を求めたいというふうな気持ちもありましたけれども、そういう立場での確認あるいは要請を行ったと。しかし、そういうことではなくて入り口から認められないということでありましたから、それは残念なことではありますけれども、受け入れざるを得ないというふうに思っております。第三者委員会の検証結果を否定するつもりは全くありません。重く受けとめるといふふうに申し上げてまいりました。こういうことについて主張するということは、第三者委員会の結論を逸脱しているというふうには思っておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 第三者委員会報告は、４ページでやはり入り口論で切っているのです。そもそも夫は、滝川市で受けることが不可能な治療を札幌市で受けているわけではなく、医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能である。あるいは、本人の精神的安定という問題については、それ自体医学的説明ができないことであって、単に滝川の医師に不満があるということにすぎず、札幌市への通院の必要性を肯定するものにならない。第三者委員会も入り口論を展開しているのです。そういうことでいえば、第三者委員会に対するやはり姿勢が甘いというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。今の部分についてお答えください。

○議長 長 市長。

○市長 第三者委員会は、そもそも論ということも言っております。しかし、同時に医師の判断が尊重される現場の実情を考慮した上で、しかしこれだけ多額の移送費を支給継続するに当たっては、さらなる病状調査や検診命令等の手続をとるべきであったと指摘しているわけであります。一方では、したがって医師の判断が尊重される現場の実情を考慮した上でと、こちら辺はある意味では考慮している部分もあると。でなければ、会計検査院が指摘したように医師の意見とかなんとかということではなくて、初めからそもそも論で入り口から否定されるという結論にしかならなか

ったのではないのでしょうか。私は、その両論が併記されたと。しかし、会計検査院は第三者委員会のそもそも論をとったと。それに影響を受けているかどうかはわかりませんが、そういう判断を私はいたしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りたいと思います。

第3項目ですが、補助金適正化法第3条第2項には補助事業者、滝川市は補助事業者ですね。は補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的または間接補助金等の交付もしくは融通の目的に従って誠実に補助事業または間接補助事業を行うよう努めなければならないと。これに反したものであることについて確認をします。

あわせて、法令違反ということで、生活保護法違反であることについても確認をしたいと思います。会計検査院は、通院移送費の支給は保護基準に定めた移送に必要な最小限度の額に違反した取り扱いとなっていると記載しました。これらから、生活保護法違反であったことについて確認をします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目のご質問でございますが、ご指摘の補助金適正化法の総則第3条第2項、関係者の責務につきましては、努力義務につきまして規定されたものでございます。あくまでも生活保護の通院移送費の支給基準に違反したものと会計検査院からの指摘を受けまして、厚生労働省から国庫負担金の返還に係る指導があったものでございます。したがって、2点目のご質問でございますが、生活保護法第8条、基準及び程度の原則及び第15条には医療扶助の規定がございます。あわせて、医療扶助運営要領による移送に必要な最小限度の額に違反しているとして国庫負担金の返還を求められたものでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 確認をしますけれども、補助金適正化法第3条第2項には違反していないということですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 繰り返して申し上げますけれども、適正化法の第3条第2項につきましては努力義務について規定されたものでございます。ただ、我々が指摘されましたのは生活保護法の移送費の支給基準に違反したものであるという会計検査院からの指導のもとに厚生労働省から返還に係る指導があったものでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この第3条第2項をよく読んでくださいよ。3行目、法令の定め及び補助金等の交付の目的、これを守らないということとははっきり検査院に指摘されたではないですか。今言ったように生活保護法の第8条、第15条、医療扶助要綱、これに違反した。つまり法令の定めに沿った補助金の交付をしなかったから、こうなったのでしょう。返還命令を出されているわけでしょう。なぜこれで第3条第2項違反だと言えないのですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 会計検査院からは、生活保護法の違反に基づく指摘をされてございます。したがって、私どもとしましては厚労省のこの指示に従って国庫負担の返還に係る指導を受けたということでご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 どうも部長の答弁では、全く思考停止に陥っていますので、市長、この第3条第2項の法令の定め及び補助金交付の目的、ここに誠実でなかったということで違反というふうに、要するに努力義務を怠ったということで解釈していないのですか。

○議長 長 市長。

○市長 私は、第3条第2項に違反しているのか、違反していないのかという判断基準を持ちません。ただ、厚生労働省が言っているのは第8条に違反しているということと、先ほどのご答弁を申し上げております生活保護の通院移送費の支給基準に違反しているというふうに厚生労働省は言っているわけでありまして、それは受け入れなくてはいけない環境条件にあるというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 半年間、国に法令違反についての判断をゆだねたにもかかわらず、今のような答弁、責任の所在を明らかにする上でも大事なことなのですが、こんなだれが見ても法令の定めには沿っていない補助金の使い方をしたわけですから、これもかたくなに判断基準を持たないなんていう、本当に誠意のなさを私は感じますが、次に移ります。

◎2、タクシー会社裁判

- 1、警察の捜査に応じた時期、市長答弁との整合性について
- 2、監査委員の指摘を無視したことについて
- 3、運行表で、居るはずのない時間に訪問を続けたことについて
- 4、「世帯主に会うことは求められない」との証言について
- 5、札幌市の福祉事務所のケース台帳の記載について
- 6、ひとみが常時高級車を運転していたことについて
- 7、前任者からの引継ぎについて
- 8、秘書課長の関わりについて

次、タクシー会社の裁判でいろんな事実が出てきました。10月5日に領置手続をされたことなど、10月初めから警察の聴取を受けた趣旨の弁論を弁護人が行いました。いつから職員への聴取が始まったのか。また、福祉事務所長、職員の捜査開始の認識はいつか。また、警察の事情聴取について福祉事務所長は市長、副市長らに報告していなかったのか。また、市長らの犯罪性把握時期について、これまでの議会答弁との整合性について確認をします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のいつから警察の聴取が始まったのかということなのですが、聴取が始ま

ったのは10月の初めごろと認識しております。なお、6月ころ警察に相談をしてから動いていた
だいているとは思ってございました。ただし、捜査内容等については明らかにされていなかったも
のでございます。警察署の聴取等の内容につきましては、市長、副市長には速やかに報告をしたと
ころであります。なお、市長からは警察の捜査に協力するよう指示を受けました。警察の捜査によ
り詐欺の疑いがあるとの説明を受けまして、平成19年11月16日付被害届を提出して初めて犯
罪性を認識したものでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 10月初めの事情聴取はどういう内容でしたか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 移送について、架空移送の可能性についてのお話でありました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 聴取を受けた職員の職名及びこの領置手続について、どんな手続に聴取、署名、捺印
等をされたのか伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 聴取を受けた職員ですか。

(「職名」と言う声あり)

○保健福祉部長 職名。主事、査察指導員、あと管理職でございます。

それと、領置につきましてですが、いろんな介護事業者、タクシー事業者のいわゆる請求書で
ございますとか、運行表でございますとか、医療扶助の通院移送費の支給申請書等でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 10月に何回、何人がということできちっとわかるように示してください、日付も。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 済みません。先ほど職名の関係でちょっと申し上げたのを訂正をさせていただ
きたいと思います。10月に聴取を受けたのは管理職1人でございます。申しわけございません。

(「職名を言ってください」と言う声あり)

○保健福祉部長 副主幹職でございます。

10月に聴取を受けたのは、その1回でございます。

(「10月の1回」と言う声あり)

○保健福祉部長 はい。

○議 長 清水議員。

○清水議員 聴取を受けた日付と市長、副市長に報告した日付、内容を伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 聴取を受けた日付は10月の9日となっております。内容につきましては、先
ほども申し上げましたけれども、架空移送の可能性についての報告でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長に報告した日付とその内容と市長の指示等についても伺いました。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市長に報告をいたしましたのは10月の12日でございます。市長からは警察の捜査に協力をするようにという指示でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 もっとリアルに伺いたいのですが、どこの部屋でどういう職員が集まってこういった報告及び指示が行われたのか伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告した場所は市長室でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私の質問の仕方が悪いのでしょうか。私は、場所とメンバーもお聞きしていますが、メンバーはどんなメンバーだったのですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 当時の保健福祉部長と参事でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長にお伺いします。

この時点で支給をとめるということについて、なぜ判断をされなかったのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これまでもお答えを申し上げてまいりましたが、やはり犯罪性を認識したというのは被害届を提出をした、そういう段階です。確かに事情聴取を受けていて、事情聴取を受けたと。残念ながらその内容の詳細というのは、調書のコピーをくれるわけではありませんから、具体的な内容についての報告はありませんでしたけれども、架空請求の可能性について聴取を受けたということでもあります。しかし、果たしてこの段階で、当時の判断としては生活保護費の支給をとめるという判断に至らなかったということがあります。それは、恐らく今こういう大きな出来事になってみれば、いつの段階でも差しとめるべきであるというご意見はあるというふうに思います。しかし、私としては被害届を提出をしたときに初めて犯罪として立件されるということを感じて差しとめをしなくてはいけないというふうに思ったということでもあります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今保健福祉部長、参事、市長、3人ですから、副市長はいらっしゃらなかったと思うのですが、そういう答弁ですね。もしいたのならいたと、あるいは秘書課長やほかの方がいたのならいたと今の段階でつけ加えてほしいのですけれども、私はちょっと驚きを隠せないのですが、詳しい報告はなかったと。警察に事情聴取をされて、任意にプライバシーに関係するものほとんどすべてを出して、そこまでやっているのに詳しい報告がなかったと。一体これ市長は、これで市長の責任を当時指揮監督権ということで果たしていたのかということについてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 架空請求の可能性について問われたということについて報告を受けたわけでもあります。

しかし、先ほど申し上げましたように説明したことは調書にある、しかしその調書の内容自体は、コピーをとれないわけでありますから、その調書に書かれているような詳しい内容に及んでいないということが先ほど申し上げた内容であります。当然部長と参事と報告を受けていますから、その報告が先ほど申し上げたような内容であると。

それから、それが指揮監督権とどう影響するのかということではありますが、私は調書をとられたのも事実でありますし、これからもある意味ではいろんな事情聴取を含めて捜査協力があり得るのだろうというふうに思いましたから、警察の捜査には積極協力するようというのを指示をしたと。私は、それもまた指揮監督権の一つであるというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長は、領置手続というのをどれぐらいの刑事訴訟法上の手続だというふうに考えていますか。何か架空請求の可能性というふうに言われましたが、私はこれより領置手続をしたと、これはいわゆる令状のない証拠物件の任意提出なのです。これでなおかつ捜査に任せたと。副市長は、6月の段階で供託を考えたわけですから、これは副市長ともお話ししたのかも含めて、この時点で領置手続という重い手続に踏み込んだにもかかわらず、指揮監督権を発揮されなかった理由について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 領置手続という難しい法律用語は、私は今回の清水議員の質問で知りました。ただ、書類の任意の提出が求められていることは報告を受けていますから、それは当然そういうことについても提出に協力せよという別に命令は行っておりませんけれども、それは当然捜査に協力をするという中の指示の一環として当たり前のことだというふうに思います。ただ、これはこの事件の最初からの問題点であるかもしれません。いろんな環境条件からいって、今回の支給がもしやめれば法律違反になる可能性があるというようなやっぱり重たいことがありました。こういう判断と同時に、片一方では果たして疑わしきは罰せずとある意味ではあるわけでありまして。それは考え甘いぞという、結果としてはそういうことでありますけれども、そういう意味ではこの段階で、捜査に入っている段階でそれを根拠として打ち切るという判断には至らなかったと、これが率直な考え方、当時の判断であります。それが甘いぞと、結果としてこういうことになったわけでありまして、しかもそういう意味では入り口からだめだと言われたほどでありますから、その過程にあるすべてが甘いということはあるわけでありまして、それは甘んじてそういうご指摘は受けなくてはいけないと。しかし、このときには先ほど申し上げましたような理由で差しとめという判断には至らなかったという状況であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長は、捜査はいつからという認識でしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 警察に本格的にご相談を申し上げたのは6月からでありますから、その6月から何らかの形で進んでいたのではないかというふうには感じております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 副市長と話し合ったことについて答弁がないのですが、この間どんな話を指揮監督権者、監督権者の間でされたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これは、幾度もご質問にお答えを申し上げますけれども、監査委員から報告書が出された、その数日後に副市長から報告がありました。それに基づいて私も副市長にその方針で臨んでほしいということと、あわせて福祉事務所長には特に警察と、それから弁護士との相談をしっかりとやってくれというふうに指示をしたところであります。その後において具体的に市長、副市長と協議というのは記憶にございません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次は、副市長にかかわることで、次の項目に入りたいと思います。

このタクシー会社裁判である職員が還流、または税務署に相談すべき、新たな見積もりをとるべき、タクシー会社を変更すべきなどの指摘を受けた、副市長から指示を受けた福祉事務所の職員が疑いを持っていなかったのかと、こういったことをして……これについての調査は何もしていないという証言をしたのです。なぜしないのだと言われたら、会社を信じていたので、あり得ないと考え実施しなかった、こういう証言をしました。副市長が陣頭指揮をとって福祉事務所にこの監査委員の指摘を実施をさせたわけで、ところが結果はこんなことなのです。副市長は、職務を果たされたというふうに考えていますか。

○議 長 副市長。

○副 市 長 職務を果たされたかということですが、５月２２日、これまでも何度もお話ししているのですが、監査委員から指摘を受けて、まず福祉事務所として調査権の行使、これをしっかりとやってくれと。それと、訪問の徹底、それから弁護士への相談、道との協議、それで法的に含めて福祉事務所からあったのは、こういうケースの医師の判断、道の判断があるというようなことで言われました。ただ、継続的に夫婦で含めて、頻度も高いことを含めて、この辺はしっかり調査権を行使してくれないかということで、なすべき行為をちょっとなしてくれということの指示をした中で、最後に見解としては医師の見解、あるいは道の相談したことも含めてあるということもあったのだけれども、例えば調査権を行使するまでの間に一方的にこっちが、逆に言えば裁判から逆に訴えられますよという、内部検証委員会でも書いていますけれども、そういうことがあったので、一方的にうちから、私も指揮をとめるという確固たる判断根拠は持っていません、その時点では。それで、こちらのほうとして供託ということも考えられないのかと、それもちょっと検討してくれということで弁護士にも相談していただいたのですけれども、供託法については法的にこの分野、この分野と限られているので、これについての供託はとり得ないという弁護士の見解もあった、そういうことであります。私としては、調査権を行使してくれ、その後彼らは行動をしている部分はしていると思っていますし、それで最後どうしても調査が不十分を含めて行き渡らない点については警察に相談してくれと、こういうことを申し上げました。

それと、私の責務として、それで事足りているのかということでもありますけれども、結果としてそういうことで含めて今我々としては反省して、私自身としても反省しておりますけれども、一歩

踏み出すべきでなかったのかということについては、これは謙虚に受けとめなければならないことでもありますし、私としては覆せるだけの法的論拠、論点を含めて持ち得なかったというのが私の最大の反省すべき点であると思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 きょうの質疑で新たな事実がたくさん出てきているので、これはもう新しい事実はないということ saying きてきた田村市長にとっては、本当に市民に顔向けできるのかという私は思いでいっぱいです。10月12日に職員から報告を受けていたと、これは初めてです。これまでは6月の報告、9月7日、そして11月13日、16日はこの被害届の日ですよ。この3つを何回も言われているのです。なぜ今まで10月12日に職員から報告を受けていたことを隠していたのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 このことを隠しておいて私にどういう利益があるのでしょうか。私は、隠しているというつもりもありませんし、質問があつてお答え申し上げたと、それだけです。警察に相談せよというふうに指示したのは、別に犯罪が行われているという強い可能性を持って警察に相談せよということではありません。元暴力団でありますから、そういう意味でのかかわりというものを点検し、あるいは先ほど副市長から言いました調査活動に支障が及ぶということであれば、それについては協力を求めていくと、そういう立場であります。これだけの大事件でありますから、率直に言っていろんなことがあります。いろんなことについて、日誌的にすべてを整理して説明すれば、それは隠すものは何もないということになるかもしれません。私は、質問に応じて真摯に隠さずお答え申し上げてきたと、これは信じていただきたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 関連がありますので、3項目、4項目、5項目、6項目について、まず答弁をいただいた後で第2件、タクシー会社裁判についてということで質疑をしていくということについてお許しをいただけますでしょうか。

○議長 はい。

○清水議員 ありがとうございます。

まず、3項目めです。運行表についてですが、20年6月から提出された運行表で8時には滝川市を出発しているのに、被告がですね。毎回9時に職員が訪問した事実が明らかになりました。なぜこのような初歩的なミス、計画性が欠如した業務が行われたのか。また、このとき担当と同行した職員はケースワーカーなのか。3、査察指導員は2回から3回しか訪問していないと証言しましたが、福祉事務所長以下の管理職、査察指導員は会って指導する必要性を持っていたのか疑問ですが、伺います。

次に、ある職員は世帯主に会わなければならない必要性は生活保護法では義務づけられていない、つまり何度訪問しても会えなかったことについて、それは問題でないのかと問われてこういう証言をいたしました。これは信じがたい証言です。この根拠について伺います。また、当時のケース会議でどのような指導が行われたのか。また、福祉事務所長、福祉課長、査察指導員の認識について

伺います。

次に、札幌市の福祉事務所のケース台帳に滝川市と片倉のトラブルが記載されているという弁護側の供述がありました。そこに記載されていたトラブルというのはどんなことか。また、なぜこれまで議会に報告しなかったのか伺います。

次に、ひとみは半分は滝川からアリストを運転して札幌に通った、これは平成18年12月からのことですが、など約100回は往復、滝川、札幌間を自分でアリストを運転したことを証言しました。そこで、市内で福祉事務所職員と運転中に何度も目が合ったと証言したことについて確認をいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目のご質問でございますが、運行表では毎回8時という出発ではなくて9時過ぎの出発時間も多々ありまして、滝川出発前に訪問できればとの思いから業務を行っていたと。自宅にかけてから訪問するなど、もう一歩踏み込んだ対応をすべきだったということでは反省してございます。担当と同行訪問したのは、ケースワーカー及び査察指導員であります。それで、裁判における証言で、先ほど査察指導員は二、三回しか訪問していないという証言がありましたが、これは当時、その証言のときは記憶があいまいでありました。二、三回と答えたのですが、査察指導員が同行したのは5回でございます。当然会って指導する必要があるという認識は持ってございました。

それから、世帯主に会う必要性は保護法では義務づけられていないということにつきましてのお答えでございますけれども、この証言につきましてはケースによっては世帯主が長期入院したり、いらっしゃらない場合もありますので、居宅訪問に対する一般的な取り扱いとして述べたものでございます。本件につきましては、ケース会議等によりまして世帯主及び妻に会う必要があるとの認識から、滝川を出発する前に訪問できればとの思いから業務を行っておりましたが、結果として世帯主及び妻に会うことはできなかったということで、この点につきましては第三者委員会でも問題として指摘されております。さらに一歩踏み込んだ対応を求められたことにつきましては、深く反省すべき点と考えておりますし、今後改善してまいりたいというふうに考えてございます。

3点目の札幌の福祉事務所のケース台帳に滝川市と片倉被告とのトラブルが記載されているということでございますが、なぜ議会に報告しなかったのかというご質問でございますけれども、私どもが把握しているトラブルといたしますのは平成17年5月、滝川から札幌への転出に際しまして家賃の札幌での認定額の関係でそごがあったという認識はしています。しかし、今回の詐欺事件に係るものではございませんので、議会には報告しておりませんでした。市議会の全員協議会には報告をさせていただいてございます。

それから、最後のご質問の約100回は往復したと、妻が滝川から車を運転して約100回は往復したと証言したということですか、福祉事務所職員と運転中に何度も目が合ったというような証言をしたことについてのご確認ということでございますが、もし実際に車に乗っているということを確認しましたら、これは当時福祉事務所が把握をしていれば、当然生活保護法に基づく指導指示を行ったものでございます。これは当然のことであります。したがって、これについてはち

よっと把握できていなかったということを申し上げたいと存じます。また、福祉事務所職員と何か運転中に何度も目が合ったというようなことでご質問がありましたけれども、私どもの職員も裁判を傍聴させてもらっていますが、福祉事務所の職員という言葉は出されていないというふうにちょっと私ども聞いておりますので、もちろんそのように目が合ったというよりも、それは相手方の妻のほうとしてはそういう意識なのかも知れませんが、こちらのほうとしてはそういう福祉事務所の職員が目が合ったとか、そういうようなことは私ども職員から一切報告を受けておりませんし、これは何か一方的なひとみ被告の証言ではないかなというふうにも感じてはおります。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 また、市長の警察の捜査に応じた時期、捜査と理解したのは6月からだと。ここで1つ、これまでの答弁を紹介したいのですが、昨年11月30日、公明党の三上議員へのご答弁を紹介をしたいと思います。

ちょっとそれはすぐ出てこないで、まず副市長に聞きますけれども、副市長は結局5月に指示をして何度福祉事務所長から、あるいは福祉事務所の職員から報告を受けたのか、また弁護士とは何回どんなメンバーで打ち合わせをしたのか、これについて伺います。

○議 長 副市長。

○副市長 調査を含めて、私が指示したことを含めて、2回か3回ぐらい当時の福祉事務所長のほうから弁護士とはこういう相談をしたとか、そういうことでの報告はありました。弁護士とは、私その時点では直接会っていません。福祉事務所長以下で弁護士に確認するようという指示をしたところであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 副市長も5月から3度の報告を受けていたということもこれまで明らかになっていないと、弁護士ともそんなに打ち合わせをしたことも明らかになっていないと。これも日付についてすべてお伺いをします。これだけ重要なことについて報告を受けた、あるいは弁護士と相談した日付ぐらいきちんとってあるだろうと。

それと、先ほどの……ちょっとこれは時間かかると思いますので、市長にお伺いします。市長は11月30日、公明党の三上議員の質問に対してこのように言っています。若干中は抜きますけれども、「警察としてもその結果6月に入って捜査をするという状況になったわけであります。警察の捜査ということもあるわけでありますので、逡巡していたというのも事実ではあります」と。つまり議会に説明をする必要はあったけれども、捜査中だったので逡巡していたと、6月から11月の間。このような答弁をされていますが、なぜ逡巡をしたのか伺います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 きちっと全文を読みます。「警察としてもその結果6月に入って捜査をするという状況になったわけであります。捜査を開始するということ自体を重大な問題として受けとめて、議会に説明をする必要はあったと。そういう意味では、ご報告を申し上げなかったということが問題なわけでありますけれども、捜査が始まって数カ月を経て、その事件性が明らかになり、逮捕者が出

たと、こういう過程の中で議会に説明をして公にすることが果たして適切であったのかどうかというのは、警察の捜査ということもあるわけでありますので、逡巡していたというのも事実ではあります」と。

○議長 市長。

○市長 明らかな犯罪性をもって警察と相談してくれということを申し上げたわけではありません。しかし、結果としてこの犯罪が立証されて立件されたということでありますから、そういう大ごとについて最初から議会に報告すべきではないかというご意見は、結果として申しわけないことだというふうに思っています。しかし、犯罪性が確認されない中において、やっぱりそういう捜査を依頼しておりますということを議会に言える状況であったのかどうか。私は、そのときに逡巡しておりますというのは素直な気持ちとしてご答弁を申し上げたというふうに当時を振り返って思います。

○議長 副市長。

○副市長 福祉事務所長ほかと打ち合わせた時期、それから回数を含めて、私の日程を含めて、かなり協議を含めて入りますので、福祉事務所長、前福祉事務所長ほか秘書課のほうにちょっと確認いたします。いつどこでという、何時ごろということも含めて確認させていただきます。

（「議長、答弁を修正させてください」という声あり）

○議長 長 はい、どうぞ。

○市長 私の答弁の中で、捜査依頼というふうに申し上げました。これまた私は法律用語を知らないし、清水議員は法律用語に詳しいようですから、その捜査依頼というのは取り消させていただきます。要するに警察に相談を求めたということであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 また同じことを質問しなければならないのです。10月9日に領置手续しているのです。これは明確な、これは市長、捜査だということはわかりますよね。市長は、捜査だという認識はいつからだということをさっき聞いたのです。そうしたら、6月からだということですが、ということは答弁変わってしまうのですか。

○議長 長 市長。

○市長 警察には6月時点、これは職員にも指示していることでありますから、ですから警察に相談せよということを指示したと。警察には相談をしていると、警察としては何らかの動きをしていただいているという認識はしておりました。そのまま放置をしておかれている状況ではないだろうなという認識はしております。しかし、警察として仮に捜査として入った場合、いついつから捜査していますとはっきりおっしゃるでしょうか。それが先ほどの領置手续に入ったら捜査しているのだ、あるいは事情聴取が行われたら捜査しているのだと、これは明らかに捜査が行われているという認識を持つのがまた当然のことだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長、副市長に関する余りにも新たな情報が続々と出てくると。市長は、はっきり警察の捜査ということもあるので、議会に明らかにするかどうか半年間逡巡したのです。こういうこ

とですから、今まで捜査という言葉の意味を間違っ使っていましたと、こんなことで議会が許すわけにはまいりません。何らかのそういう間違っ言葉で議会をもし……事実誤認の状態でこの1年間もし置いたとすれば、これは11月30日の答弁ですから、この罪は私は責任は莫大だというふうに思います。

質問、次に移りたいと思います。次は、前任者からの引継ぎについて、ちょっと時間の関係上割愛させていただきます。

秘書課長とのかかわりです。まず、秘書課長及び秘書課職員は高額なタクシー料金や毎日のような通院などについて知っていたのかについて伺います。また、あわせて会っていた、相談、苦情を受けていたということを市長、副市長に秘書課長は報告しなかったのか。また、報告しなかったとすれば公務員、市職員として問題ではないのか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございます。

1点目の関係でございますけれども、生活保護費が高額であるということは、内容は別にして担当課からは聞いていたと。ただ、種々の病気を患っており、その医療に係る保護費は高額になっていると理解していた。また、札幌に通院していたことも知っていたが、毎日のように通院していたことは知らなかったとのことであります。

2点目でございますが、ご存じのとおり生活保護に関する権限は市長、副市長ではなく福祉事務所にあり、苦情等については他の事案同様に必要に応じて担当課に報告をしていた。担当課には、心配ないのか確認したが、法的、制度的に問題ないと言われていたことから、その時点において市長、副市長への報告は要しないと判断したとのことであります。私としては、このことをもって公務員として、また市職員として問題があったとは考えておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 秘書課の事務分掌について伺います。こういった苦情処理は、秘書課の事務分掌のどこに当たりますでしょうか。

○議長 長 少しお待ちください。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員、時間なくなるのもわかりますけれども、通告したものについてはやはりそちらで時間をはかって全部やっていただくような形、なるべくお願いします。通告しているのですから。

(「わかりました」と言う声あり)

○議長 長 前にもちょっと抜いたことがあったから。

(何事か言う声あり)

○議長 長 総務部長。

○総務部長 大変失礼いたしました。事務分掌でございますけれども、秘書課の事務分掌、市長及び副市長の秘書、市長会に関する事項、渉外及び交際、外事に関する事項、特命事項の連絡調整という5点が事務分掌の内容でございます。

それで、苦情処理についての関係でございますけれども、苦情処理につきましては、苦情についてはどのセクションと申しますか、いろんなセクションでもございます。その中でもいろいろ所管課で対応がなかなかし切れない、あるいは相手方が5階のほうにという場合も中にはございます。そういうことを含めて秘書課では対応をしているということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 秘書課長に会いに来たわけでは私はないと思うのです。片倉は、だれに会いたくて5階に来たのかお伺いします。

(何事か言う声あり)

○議長 長 答えはできますか。総務部長。

○総務部長 だれに会いたいということは、ちょっと私の段階では明確にはわかりません。ただ、一般的には苦情を言われる方については、5階のフロアに市長、副市長がいるということはわかりますので、当然そういう方に会わせてくれということが一般的には多いという認識をしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 当然だと思います。秘書課長は、市長あるいは副市長に会いたいという片倉に対して私が話を聞くと、こうやったのだというふうに思うのです。これは仮定の話ですから、これ以上は言いませんけれども、秘書課長は市長から特命を受けているのです。2月と5月に福祉事務所に監査委員の指摘について、実行及びその報告について、特命ですよ。これ事務分掌の5番目の特命です。このとき既に秘書課長は、片倉と何度も会っているのです。なぜ特命を受けた時点で市長に報告しないのかというのが、もうこれはやはり秘書課長として職務義務を怠ったと言わざるを得ないと思います。私はそう考えますが、もう一度お考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 市長から指示することはさまざまです。毎日恐らく何十も指示しているでしょう。そのすべてがやっぱり特命かという、必ずしもそうではないのではないかと。やはり市長に会いたい、副市長に会いたいと、担当ではちが明かないと、そういうものもまた来るのも事実であります。しかし、秘書課長としては、そのことが特命かどうかということは別にして、問題が解決するように原課との調整をしっかりとやるというのも、秘書室はやっぱり調整セクションの一つでありますから、調整機能を果たすということは、企画課や財政課や総務課やそういう横のセクションと同じ役割を果たす職制だということは、これはまた明らかであります。そういう原課で対応が難しくなったことについて、横のセクションからの調整を図ると。これは、やっぱり秘書室の調整機能としてあるというふうに思います。それが特命とかということではないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、次に移りたいと思います。

まず、先ほど失礼にも割愛をしようと言ったことを撤回いたしまして、7項目めの前任者からの引き継ぎについてお伺いします。18年4月の人事異動での前任者からの引き継ぎについて、弁護士尋問に対し職員は40倍ぐらい大変と聞いていたことを認めました。それにもかかわらず数百万円、340万円ですが、を片倉が立てかえ、許可なしでタクシーで札幌通院、しかも見積もりなしと、

こういうふうによられ放題だったというふうに思うのです。これでは、40倍ぐらい大変という引き継ぎを生かす考えが全くなかったのではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご指摘の件につきまして、引き継ぎにつきましてはケース台帳に基づきまして世帯の生活状況、病状及び課題、援助方針等について引き継がれるものでありますが、当該世帯は病状から判断して自立困難な傷病世帯として引き継がれてございました。今議員さんのおっしゃられたように、このことについては第三者委員会でも本当に組織的対応として引き継ぎの意識が十分でなかったという指摘もされてございます。強く反省をし、おわびを申し上げますとともに、今後こういうことのないようにきっちりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 清水議員。

◎3、懲戒処分

1、懲戒処分について

○清水議員 それでは次、懲戒処分について伺います。

国から正式に金額の返還命令があった。また、裁判での証言、検察、弁護人の陳述で新たな事実が明らかになりました。市長は、新たな事実が出れば考えると述べてきましたが、新たな理由に基づく懲戒、分限処分の考えについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 私は、新たな事実として今の段階で確定というふうには申し上げられませんが、確定しつつあるのはやはり厚生労働省から生活保護法違反であるということが示された。したがって、実績報告書を出し直しなさいという行政指導があった。これは、新たな事実だというふうに思います。ただ、このことをもって今まで職員を処分してきたサービスの根本基準でありますとか、法令等に従う義務でありますとか、あるいは信用失墜行為でありますとか、職務に専念する義務違反でありますとか、こういうこれまで職員の処分をしてきた、その根拠を上回る処分事由があるというふうには考えておりません。今後裁判の行方ということによってその結論が出た場合には、私どもは故意もしくは重大な過失はないということで、今はそういう基本方針で裁判に臨んでおりますので、この結果いかんによってはどうなるかというのは、そのときの判断だというふうに思っております。

○議 長 副市長。

○副 市 長 先ほどの日にち等ではありますが、5月31日、監査委員からの報告に基づいて所が着手する例えば運行表の請求明細など、こういう調査を進めていますとか、そういうことで着手する部分についての報告がありました。それから、ちょっと5月31日周辺だと思っておりますけれども、弁護士の報告、私も含めて、どういう調査をしていくかを含めて供託の部分についても報告を受けております。31日周辺で2回、今31日は確認されましたけれども、以上であります。

○議 長 清水議員。

◎4、契約・入札

- 1、市立病院建替え入札に関わって
- 2、契約単価の見直しについて
- 3、下請け状況について

○清水議員 それでは次、契約、入札の問題について移ります。

まず、市立病院建替え入札に関わって、12億円、2回にわたる増額補正の内訳について、特別委員会では当時示されませんでした。4つの入札の予定価格が6月と9月の入札でどれだけ変化したのか。また、どの資材、項目をどれだけ上げたのかについて、主要な材料や項目で伺います。

○議長 病院部長。

○病院事務部長 まず、予定価格がどう変わったのかということでございます。6月6日に告示をした場合は、これは事前公表ということとさせていただいておりますし、8月17日の告示の場合は事後公表ということとあります。建築工事につきましては、6月時点での部分は42億4,462万5,000円、8月の告示では51億7,345万5,000円でございます。電気設備工事につきましては、6月での告示が9億2,316万円、8月での告示での予定価格は10億1,734万5,000円、空調設備につきましては6月での告示での予定価格は14億3,524万5,000円、8月での告示での予定価格につきましては15億6,093万円でございます。衛生設備工事につきましては、6月では8億5,806万円、8月では9億5,140万5,000円、6月での合計価格が74億6,109万円、8月の時点では87億313万5,000円ということとでございます。

内訳について、特別委員会で示されなかったということとございますけれども、特別委員会ではかなりいろいろと詳しくご説明をさせていただいたというふうに思っておりますが、もう一度考え方について基本的なことをちょっとお話をさせていただきますと、6月の告示の時点におきましては物価の資料あるいは過去の安価な取引事例と、こういうことを参考に積算をいたしましたけれども、市場価格に適応していなかったという反省から、見積もりの有効期限が切れていたこともありまして、再度メーカーからの聞き取り調査を実施しました。また、高騰が著しい鉄骨、鉄筋コンクリートにつきましては、物価資料によりますと時点差が発生することから、見積もりによるということを行ったところでございます。その結果、先ほど言いましたような価格の変化ということでございますけれども、特別委員会のときには鉄骨、鉄筋コンクリート等についてお示しをしまして、その他9億5,000万円というお話でございました。この主なものでございますけれども、建築工事の部分ではクロスなどの内装工事の増額分で、これからは端数を整理いたしまして100万円単位でちょっとお答えさせていただきますが、1億8,200万円、建具などの製作物の増額として1億3,300万円、電気設備工事の主なものといたしましては発電機などの受変電設備の増額として3,200万円、空調設備工事で主なものといたしましてはヒーターですとか関係機器類などの増額として8,700万円、衛生設備工事につきましてはの主なものといたしましては消火設備などの特殊設備の増額で6,200万円ということとでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、9月12日の入札における改築建築工事は、1回目が全員予定価格

を超えたため不調でした。このときの3共同企業体の入札価格について伺います。また、2回目は中山・泰進・伊藤特定共同企業体が98.8パーセントの高率で落札しました。しかし、異常なのはほかの岩倉・田端本堂カンパニー特定共同企業体と丸彦渡辺・笹木・西出特定共同企業体の2つが入札辞退した点です。発注者として、高率と辞退という異様な入札に対して調査をする必要があるのではないのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 9月12日執行、滝川市立病院改築建築工事に係る入札状況でございます。入札額は税抜きということで申し上げます。1回目の入札結果であります、中山・泰進・伊藤特定共同企業体49億5,000万円、岩倉・田端本堂カンパニー特定共同企業体51億2,000万円、丸彦渡辺・笹木・西出特定共同企業体51億8,000万円、いずれも予定価格以上ということで落札者はないということであります。

再入札の結果であります、中山・泰進・伊藤特定共同企業体48億7,000万円、岩倉・田端本堂カンパニー特定共同企業体及び丸彦渡辺・笹木・西出特定共同企業体、いずれも辞退でございます。入札執行中における辞退は、滝川市入札辞退者等取扱要領第2条第3項の規定において認められておりまして、当該入札は適正に執行されたものであり、現時点では調査する必要はないと判断しております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 この問題では、今市民の間には物すごいと言っていいぐらいの風評が流れています。普通の主婦……普通の主婦と言ったら大変失礼な言い方です。普通のお年寄り、普通の会社員、いろんな方を含めて談合があったのではないか、だれだれが地検に呼ばれたのではないか、こうやって語り合っていて、私ども議員に教えてくれるかのような、それぐらい詳しい方もいらっしゃる。まさに今市に対する不信感がこの問題で非常に大きくなっている、こういったことについて市民がそういう状況になっているというふうなことを市長は、あるいは副市長は感じておられますか。

○議長 市長。

○市長 私のところには、今回の入札にかかわって疑惑の情報については入っておりません。

○議長 清水議員、通告とはちょっとずれておりますので。

○清水議員 調査すべきということで言うのであります。耳に入っていないというのは、私はやっぱりもっと市民との接点をふやすべきではないかなと思うのですが、きのう道内の月刊誌でこういう形で特集が出されました。私は、この記事の内容をどうこう言うものではありません。しかし、この問題だけは言うておかなければだめだなということを言いますけれども、この入札においては当時補正予算の段階で私は厳しく指摘をしておりますが、指名停止の期間を他の自治体に反して2カ月から1カ月に短縮した中で入札事務が行われたという経緯があります。具体的に言いますと、7月4日に起訴されております。7月18日に1回目の入札をする予定だったのが6月30日に入札を繰り上げているのです。しかも、この繰り上げの理由が、要は業者から6月中の発注であれば資材を安く買えると、こういう情報をもとにしてやっているのです。しかし、後になって考えると

予想どおり 7 月 18 日に入札を執行していれば、7 月 4 日に起訴ですから、今回落札した業者は入札に参加できないと、こういうことがあったのです。こういうことも含めて、今回の異様な入札に対してはやはり調査をする必要があるというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 疑惑があれば調査いたします。ただ、今回の入札については委員会をしっかりと設けて、その中でしっかり議論をしていただいて、こういう形でやるのが適切であるという決裁の中で市長が判断をしたということでありまして、そういう過程の中に疑惑はないというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、次の項目について、あわせてお聞きをします。

入札の 3 週間後に世界的なバブル崩壊で燃料、鉄、その他資材の暴落が起きました。正式契約日はいつだったのか。また、世界的な資材高騰を理由に 16 億円増額補正した分について、単品スライド条項など契約金額を下げる方法と考え方について伺います。

2 点目として、不況というより恐慌に近いものが経営と雇用を襲っています。市立病院建てかえにかかわって、市内企業、道内企業が 1 次、2 次以下でどの程度参加しているのか、企業数、金額、雇用数などで伺います。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、契約月日でございますけれども、建築、電気、空調、衛生、すべて 9 月 17 日の契約ということとなっております。また、スライド条項といいますか、契約書の中には特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに請負代金の変更を請求できる措置ということである、いわゆる単品スライド条項という適用につきましては、国や都道府県などはことしの 6 月から運用するということでしたところでございますし、また資材価格ばかりでなく労務単価などの価格全般の水準変動に対処した全体スライド条項ということにつきましても契約書の中ではうたわれています。ことしは、ちょっと異常な経済状態ということで、非常に高騰していたものがここへきて油などが急激に価格が下がってきているという状況もございます。この今の契約内容につきましては、受注者、発注者ともに請求が可能であるということになっていきますけれども、当時は当然これらの条項を規定した当時を含めて、今まで過去については価格が異常に上がった場合という想定でつくってございますけれども、当然両方から請求できるということがございますから、資材が著しく下落になったということから、これらの扱いにつきましては、実は国等についても実際に適用した例がないということがございますけれども、詳細をこの部分につきましてはしっかりと調べまして、国、道などと協議をいたしまして、いろいろ初期調査をしてしっかりと検証していきたいというふうに考えてございます。

また、あわせて下請での関係ということでございます。工事につきましては、今 10 月下旬から工事現場の仮囲いを行いまして、立体駐車場、それから旧高等看護学院の解体工事、それから一部精神病棟の後の仮設の工事ということも進めてございます。下請の状況でございますけれども、これは 11 月末現在ということでご報告をさせていただきますけれども、私のほうに 1 次、2 次というようなことでの合計でございますけれども、まず市内では企業数では 10 社、雇用者数では、

これは延べ人数でございますけれども、677人、市内以外の道内では企業数で19社、雇用者数では延べで140人と、合わせまして29社の817人ということでございます。市内以外の道内企業の企業数が多いというのは仮設の建物、これが札幌のリース会社のほうが請け負っているということで、その関連の下請のほうが来ているということで、数としては市内以外の道内のほうが多いという状況でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 前に戻るのですが、指名停止について情状酌量したのですね。しかも、その2点目は公共事業における道内経済及び雇用に与える影響を総合的に勘案すると。これは、高橋はるみ知事が反省し、これについては見直したいと言っているわけです。そういったことも含めて、今回の入札について再調査する考えについて伺います。

○議長 長 副市長。

○副市長 指名停止の短縮については、北海道経済を参酌しということで、要綱に基づいて2分の1にすることができるという中で、道を含めて各自治体踏み切っているところ、またはしていないところも含めながら、参酌しながら2カ月を1カ月に短縮したという、道内企業すべてをそういうことで短縮したということであります。今後、高橋はるみ知事の短縮に関して発言がございました。私どもは、公契連のモデルと参酌しておりますけれども、それら知事の動向を含めながら、今の道の状況、他市の動向を含めながら、私どももそれについては慎重に審査していきたいと思っております。

○議長 長 清水議員。

◎5、市長辞任の考え

1、市長辞任の考えについて

○清水議員 最後です。市長は、6カ月間逡巡した結果、約1億円が支出されました。また、あなたは2月以降、法令制度上問題ないという報告をうのみにした結果、約1億5,000万円支出をさせました。この責任は重大ですが、市長辞任の考えについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 厚生労働省の行政指導に対する対応、そしてその財源の補填、あるいはこういった不祥事の再発防止の仕組みづくり、そしてそれに万全を期する、信頼回復、そのことが私に与えられた最大の任務であるというふうに認識をして、この任務に最善を尽くしたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 あすは市民大会です。あなたが逡巡したこと、また違法性をないということを信じて指示をしてきたと、そのまま続けていいということが間違っていたということを市民会議で明確に述べる考えについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 これまで事実を事実として、ねじ曲げることなくご説明をしてきたつもりであります。

これからの対応についても同じ姿勢で市民の皆さん方のご理解を求めたいというふうに思います。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。生活保護費について私も数点質疑をしたかったのですが、ほかの多くの議員が同じような質疑をたくさん抱えておりますので、私は視点を変えまして教育行政について質問を行いたいと思います。

◎ 1、教育行政

- 1、青少年の指導問題について
- 2、学校と地域の関わりについて
- 3、学校評価制度について
- 4、外国青年指導助手の管理について
- 5、英語教員研修について
- 6、道徳教育について

まず、1点目、青少年の指導問題についてであります。法に触れる問題行動を起こした児童に対して、まずは家庭、学校、警察等に連絡されていくのではないかと思います。このような情報は教育委員会に連絡されてくるのか伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 関藤議員のご質問にお答えをします。

問題行動を起こした児童の対応ということですが、平成17年の4月に滝川警察署と教育委員会との間で児童生徒の非行と問題行動の防止及び安全確保のための協定というものを結んでおります。この中で学校、教育委員会あるいは警察との間で連携が必要であると認められるものについては相互に連携をするというようなことがこの協定の中で結ばれております。したがって、各学校等で起きましたような事案については、速やかに教育委員会のほうにも連絡がありますし、事故報告というような形で上がってきますし、警察と連携したものについても警察のほうから来たり、あるいは学校のほうから事故報告というような形の中で上がってくる仕組みになっております。現在では、各学校で起きたさまざまな問題、ケースについて保護者で対応したものも含めて、すべて教育委員会のほうに事故報告を上げるというような仕組みにしております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁では、情報関係はある程度共有しているのかなというご答弁をいただいているのですが、開かれた学校ということで今学校や家庭、地域が協力をしていくという仕組みを各自治体は進めております。しかしながら、昨年私どもも青少年問題協議会などに参加させていただきまして、そこで教育長、市長もおられたと思いますが、警察署長はまだまだ学校からの情報が上がってこない、開かれていないという警察署長の意見だったかと思います。また、私も保護者からいろいろなご意見を聞くわけですが、やはりその情報というものが的確に上がってきていないので

はないか、学校は自己にとって都合の悪いようなことは情報としてまだまだ表に出さない、隠したいという体質があるのではないかと思います、そのことについて見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 とりわけ滝川の学校におきましては、平成17年に起きました小学校の女子児童の自殺事件を受けて、この先の今後の対応については私ども強く指導をしております。結果的に先ほど言いました保護者あるいはほかの機関と連携した部分については、いずれわかる話ですから、そんなものは隠してもしようがないというふうに思っておりますし、各校長等に対してもそういうような指導をしております。学校側のほうでそういう問題行動があった場合については、速やかに委員会に連絡が来ているというふうに信じております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 やはり児童の問題行動等に関しましては、私たちはいろいろな機関が連携し、情報の共有をするということが必要ではないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

2番目につきましては、問題行動を起こしたことについての再犯率についてであります。これは、親に大きな問題があるのではないかと思います、青少年問題協議会のときにも警察署から述べられたように、万引き等で補導された親には3通りの親がいると言われました。私も保護司をやっている関係上、いろいろな保護者と対象者を持つわけですが、やはり同じような私も意見を持ちました。まず、1通り目として、どうにもならない自分の子供などを逮捕してくれという親、また自分の子供が犯した罪に対して、万引きであればお金さえ払えばいいと投げ捨てる親、また我が子の過ちに対し子供の前で謝罪する親、このような3通りの親がいるということで、前者の2通りの親の子供に対しての再犯率は非常に高い。これは、私も保護司をやっている関係上、そういった感覚を持っております。ここで、このような親に対する指導、つまり子供の非行というのはやはり親に大きな責任があると思います。そこで、教育委員会としてこの親に対する指導機関というものを設置するということとはできないのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 問題行動を繰り返し起こす児童というのには、さまざまな要因があるというふうに考えています。その要因の一つには、当然保護者によるものというものもあるというふうに思いますし、児童生徒を取り巻く環境そのものにもさまざまな原因が、起因するものがあるのだというふうに考えております。教育委員会としましては、登下校の安全確保並びに子供の居場所づくり、学校、PTA、防犯ボランティア団体、地域住民の方と連携をして安全対策に関するさまざまな取り組みを実践をしております。さらに、家庭児童相談室あるいは心の教育推進室にあります指導相談電話等も活用しながら、そういう意味ではさまざまな形で各団体がそれぞれの役割を持って青少年の健全育成に取り組んでいるところです。これまでも議員さんご指摘のとおり、家庭教育の支援という形については子育て10選などを活用して、保護者と子供の対話の大切さについて周知、喚起、啓発に努めているところでございます。また、今年度からは社会教育サイドの事業として家庭教育支援事業というものも取り組んでおりまして、より一層学校、地域、家庭の連携を強化をしたいというふうに思っております。また、今私どもが考えておりますのは学校教育だけではなくて、社会教

育の分野も含めて今子育ての条例化が図られ、あるいは安全・安心条例が制定をされる予定になっております。そういうものとも連動しながら、教育委員会がどう子供たちを見守って育てていくことができるのかというトータルな施策の展開も必要だというふうに思っております。新年度に向けては、そういう施策も展開をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。家庭、地域、学校の協力体制、情報の共有などをしっかりしていただき、子供の指導に当たっていただきたいと思います。

ここで、一つだけご紹介させていただきたいのが少年非行に走る親への指導ということで、全国各地でこのようなNPO法人が立ち上がりまして、非行克服支援センターなるものが全国各地にできております。このようなところも参考にしながら、非行防止に努めていただきたいと思います。

それでは、2点目に、学校と地域の関わりについてであります。今現在学校と地域が具体的にわかっていることについて伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 地域に信頼される学校づくりを推進するために学校だより、あるいはホームページを活用した積極的な情報発信、あるいは学校評価の適切な実施、公表、地域の人材活用、地域行事への参加、協力など家庭、地域に開かれた学校づくりを推進することが必要であり、地域との連携が不可欠であります。このことから、市内の各学校においては地域の方の支援を得た職場体験学習の受け入れ、防犯パトロール、それから登下校の立哨、絵本の読み聞かせ、あるいは高齢者との交流という意味では福寿大学ですとか緑寿園との交流、地域の神社祭への協力のような取り組みを実施しております。また、ようこそ先輩事業のような形で卒業生の方に授業をやっていただいたり、あるいは道德等の時間の中で地域の方のさまざまな取り組みというのも行われております。とりわけ近年では、そらぷちキッズキャンプの取り組みを道德の授業で活用するような取り組みも積極的に行われております。これらの活動につきましては、ますます重要視されてくるものだというふうに思いますし、委員会としてもその各学校の取り組みを支援する体制をとってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 地域のかかわりということなのですから、二、三日前の新聞の報道によりますと特色校に文科省が手厚い予算を配分というようなことで出ておりました。このところに、基本的には児童生徒をたくさん集めたところには多くの予算を配分するよと。ところが、その中に地域と連携した学校運営、特色ある学校運営制度などを導入する市町村教育委員会、ここに手厚い予算を配分すると。その中で、このところによりますと、新聞によりますと5つの教育委員会を選定する予定だというぐあいに書かれているのですが、これはもう決定されているのでしょうか。私は、この新聞だけでしか承知していないのですけれども、この5つの教育委員会は公募によってと書かれているのですが、これは決定している事項なののでしょうか、伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問のありました件につきましては、私どもの業界紙で確認をしておりますが、まだ私ども委員会のほうについてはその正式な通知が来ておりません。その業界紙の中を読んでみますと、公平な教育をするという意味で予算に差をつけるのはいかななものかという議論も一方ではありまして、そういう意味では5つの委員会の中でモデル的に実施をしたいと、こういうような形でこの事業が行われるというふうに承知しております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、次の質疑なのですが、現在滝川では不登校児がどの程度いるのか。これは、私の記憶といえますか、聞いていなかったのだと思うのですが、総務文教でお知らせいただいたところでは多分28人から30名というぐあいに聞いていたかと思います。ここでお聞かせ願いたいのがその不登校児の原因、どういったことが原因で不登校にこれらの生徒がなっているのかということをお伺いいたします。

○議 長 教育部参事。

○教育部指導参事 教育委員会指導参事、早瀬でございます。今年度の11月現在で小学生が5名、中学生が27名、合計32名の不登校児童ということで確認をしております。ちなみに、昨年11月の比較といたしまして、小学生6名、中学生が35名、合計41名おりました。それから、不登校の要因、原因ということでご質問でございますが、さまざまな要因があり、しかも重複しているというところに問題解決を困難にしているという状況が見られます。私どもの分析では、小学生は5名の不登校児童がありますが、心因性のものが3名、それから怠学が4名、家庭事情が1名という分析をしております。合わせますと5名以上になりますけれども、重複しているということでご理解いただきたいと思います。それから、中学生27名の原因といたしまして、心因性によるものが18名、怠学17名、友人関係が9名、家庭事情8名、学業不振が5名、担任との折り合いが合わないというものが1名ということになってございます。

以上でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 家庭事情というのは、具体的にどういった事情になるのでしょうか。もしお聞かせ願えるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長 教育部参事。

○教育部指導参事 家庭の事情というぐあいに分析しておりますのは保護者の教育力不足、無関心あるいは教育に対して全く理解を示してくれないというような事例が見られます。あるいは放任、最近は虐待というような言葉でもあらわされておりますけれども、養育を放棄しているというような事例も見られます。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ここで3番目に入りますが、これはご提案事項にもなるのかなと思うのですが、今この不登校の生徒に対して、特に友人関係、また学業不振ということに関してですが、3番目の質疑として現在進学塾の一つがサポート教育としてボランティアで不登校、中退者への精神サポート、

学習サポートを実際に行っておりますが、このような進学塾が公的な学校にかかわることについて教育委員会はどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほどの不登校と関連をしまして、教育委員会のほうでは適応指導教室、ふれあいルームと称しておりますが、その中で不登校の子供たちが学校に行く前段の教育ということで指導員を配置をして支援を行っております。

また、ご質問のありました進学塾に限らず、そういう問題行動といいますか、困り感を持っている児童生徒に対していろんなアクセスの方法があるということについては、決して否定するものではございません。今ご意見もありましたが、進学塾の一つということで、そういう制度を富良野のほうで行っているということもお聞きをしておりますので、どういう状況にあるのか、どういう連携の方法があるのか、先ほど申し上げましたとおり塾だけではなくてほかの機関ともそういうことができないのかどうなのかという部分については、ちょっと勉強をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ある意味、子供たちへの支援、また親への支援ということを考えると、いろいろな方がボランティアでサポートをしていただけるのかなとは思いますが、私はやはり進学塾、実際に学校の先生と同等の量を子供たちと接し、また保護者との対応をしているわけです。また、別に進学塾だけに限らず、ピアノ教室の先生であったり、書道教室の先生であったり、そういった方々は多かれ少なかれ子供たちと保護者との対話をもってその家庭の事情を知っていたり、いろいろなサポートができる人材というのがいるかと思うのです。ぜひそういった方をこれからの教育支援サポートに人材を登用していただきたいと思いますと思います。

続きまして、3番目に移らせていただきます。学校評価制度についてであります。学校評価制度と学校評議員制度という違いについて伺いをいたします。もしこれを別の組織として設置するのであれば、学校評価制度のメンバー、各学校の各クラスから保護者や児童も積極的にこの学校評価に参加し、その機会を与えるべきだと思うのですが、その見解をお伺いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校評価制度と学校評議員制度と名前が似ているので、非常に混乱しやすい名称なのかなというのはちょっと私どもも感じておりますが、学校評議員制度は評議員と言われている原則各学校5名の方を校長がお願いをして、校長のサポーター役としてお願いをしている制度でございます。したがって、どちらかといいますと学校の中に入っている仕組みということになります。学校の評価制度という部分につきましては、学校が設定をしました教育目標を達成するために一定の基準に基づきまして客観的、総合的に評価をして、その結果に従って改善点を明らかにしようというものでございます。この学校評価制度については、学校の自己評価というもの、それから学校関係者評価という2つの評価でこの学校評価は行うということで、新年度からそういう体制を組んでおります。したがって、各学校においてはこの学校評価の中で学校の自己評価として先生や管理職だけが評価をするのではなくて、児童生徒にアンケートをとったり、保護者にアンケートを

とったりという形の中での学校評価の一環としてそういう保護者、それから児童生徒を含めた評価を受けているということでございまして、その中で学校評議員さんはそれらの学校評価の判断も含めて、どう学校評議員の人がその学校を応援できるのかということについて具体的な手助けをしていただく人という認識でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 学校評議員制度、また学校評価制度を設置するに当たって、国からの補助金はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 一般財源化といいますか、交付税の分も含めてこれらに伴う財源はございません。

○議 長 ございませんですね。

(「ございません」と言う声あり)

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 この学校評価制度を次年度から本格的に進めていくわけですがけれども、この学校評価制度によって学校の体質、また学校の資質等、また教員の資質等が向上すると思われませんか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 当然そのためにやっている制度でございますので、そういうことを期待をしておりますし、学校評価そのものは既に相当の年数、各学校で行われております。今学校関係者評価を21年度から行うことによって、本当にその評価の方法で正しいのかどうなのかというようなこと、いわゆる学校の評価が自己満足に終わっていないのかどうなのかということも含めての学校関係者評価というのをまた新年度から導入をするということになりますので、より教育効果が高められるものと期待をしているところでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 学校評議員制度、学校評価制度、私はいろいろ文科で出している内容を読みながら考えておりましたがけれども、例えば学校評議員制度というのは先ほど教育長が言われましたように校長の推薦によって学校の運営に助言や意見を述べる組織、そしてまた実際の活動内容として学校運営に助言や意見を述べるという立場にあると。今まで具体的に学校評議員の方から、どの学校にどのような助言や意見が出てきているのかという具体的な例があればお知らせ願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校評議員会をやった場合については、各学校から私どものほうに評議員会をやりましたと。大体年3回、各学校で行われております。その中での意見というのは、私ども決裁として見ております。今具体的にどこの学校でどんなところまでのちょっと記憶はございませんが、その部分で特徴的なものについて所管の委員会等ではご報告はできるのかなというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 私が思うには、この学校評議員制度と学校評価制度につきましては、例えば学校適正配置に対する学校評議員の意見というものを多分アンケートの形で調査されたと思うのですが、6

8パーセント程度の回答しかなかったということでもあります。そうすると、このような組織が存在する意味があるのかという気持ちになるわけです。学校評議員の方々、何十名かおられると思うのですが、この重要な学校適正配置のようなことに対しての意見が68パーセント程度の解答率しかないということであれば、存在意味がないのではないかと思います、その見解をまず伺いいたします。

また、学校評議員制度と学校評価制度、わかるようなわからないような部分もかなりあります。私がおもうには、これを一本化して教育に関心と熱意のある人材を改めて登用して、新たな組織をつくって一本化していくということとはできないのか伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 窪之内議員さんから通告があります点につきまして、今関藤議員さんからありましたので、窪之内議員さんには失礼かもしれませんが、考え方をちょっと述べさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のとおり、今さまざまな取り組みを各学校で行っております。家庭教育支援事業ですとか、学校地域本部事業だとか、そういう事業の中で市長マニフェストにもあります各学校でふれあいサロンというものを機能させたいという思いもございます。その中で、そういう事業をやっていく上で、ある意味学校評議員という制度が発展的に解消されるのであれば、私はいつまでもこの評議員制度というものを維持していくと、がんじがらめの考えを持っているわけではございませんし、それらの各学校での取り組みが成熟した時点では、やはり考える時期が来るのだろうなというふうに思っております。学校評議員制度そのものも任意の制度でございますから、管内でもやっていない、その制度を取り入れていない市町村もあります。そういう意味では、柔軟性のある考え方をしていく必要があるというふうに思っております。

それから、学校評議員に関します適正配置に係るアンケートにつきまして、総務文教常任委員会でのご指摘もありましたので、学校評議員さんのほうに改めて調査をさせていただきまして94.1パーセントというところまでの回収率までできております。100パーセントまではちょっといきませんでした。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 この学校評価制度も学校評議員制度にしてもすべて子供たちのためですので、しっかりやっていただきたいと思います。

4番目に移らせていただきます。外国青年指導助手の管理体制についてであります。ここ近年、5年間の間にJETまたはJET終了後も教育委員会等で勤務していた外国青年指導助手が大麻等の所持で逮捕されているという実態がございます。滝川での英語指導助手に対しての管理体制はどのようなになっているのか伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 関藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成19年第3回定例議会におきまして、同じようなご質問でお答えさせていただいておりますけれども、滝川市と個々の英語指導助手が契約同意する前に日本の法令、就業規則に違反した場合

は解雇を含む懲戒処分を行うことについて十分説明をしているところでございます。さらに、飲酒運転、麻薬所持等についても強く警告をいたします。英語指導助手が判断に困るような内容については、個別に指導助言をしているところでございます。また、JETプログラム参加の英語指導助手については、来日直後のオリエンテーション、それと札幌のオリエンテーション等の研修におきましても具体的な実例を挙げ、大麻所持等に対する警告を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 いろいろな今言われたような指導体制であるというのは、これは常識的な範囲の中であって、当然これはどこのあれであって法を犯すようなことがあれば解雇、その他の処分を受けるのは当たり前なのですが、そのネーティブ関係が日本に入ってきたときには、特にこの大麻は今テレビでも盛んに問題になっております。ある国では、またある地域では合法的な国もあるわけですから、そういった意味で日本に長く滞在してくるとその気の緩みから大麻とか、そういったものにちょっとしたことで手を出してしまうという危険性があるわけなのです。これは、ご承知のとおり先月は中富良野、不法滞在就労で2人ほど逮捕されております。

なぜ私がここまでこういうことを言うのかということ、私も自分の業務に関連しているものですから、このJETまたはノンJETの私生活の情報共有ということについて私どもが知り得ている範囲では、私どもが雇用しているノンJET、また各自治体がJETとして雇用しているJET、すべてアフターワークの中では横のつながりをしっかり持っているところ、私たちはではどうなのかという横のつながり、また情報共有が余りないのです。ですから、私が提案をここでさせていただきたいのは、以前に新タッグ計画の中で、多分館企画課長でしたか。教育もお金になるのではないかというようなお話をされたことがあるのではないかと思います。私は、このJETの管理、年に2回から3回、東京または札幌で研修があるわけです。それとは別に、例えば空知なら空知の中で滝川がリーダーシップをとって周りの市町村に来ているJETを管理すると。そのかわり各自治体から月5,000円なり1万円をもらえばいいのではないかなと。例えばそういった広域でされていたのが奈井江と浦臼町さんです、以前に。これは、ご承知だと思うのですが、奈井江と浦臼町さんは以前は1人のJETを雇用して広域でやっていたわけです。そういったようなことから考えると、このJETの管理、ノンJETの管理というのを滝川がリーダーシップをとって管理体制をつくり上げていくというようなことはできないのかお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 まず、実際に今勤務されている英語指導助手の関係でございますけれども、本年度から英語指導助手の皆さん、指導育成をさらに効果的に行いたいということで、教育委員会の中で教育委員会勤務に係る滝川市招致外国青年勤務評定要領というのを定めさせていただきました。この中で、各小中学校の実際に校長先生ですとか教師の皆さんから意見をいただいて、個々の英語指導助手と教育委員会と面接を行いまして、翌年もまた契約更新をするかどうかについても新たにそういった成績とか評価について考えさせていただいているところでございます。

議員さんの今お話がございました中空知のリーダーシップをとって滝川市が云々という部分で

ございますけれども、現時点では非常に実現は厳しいのかなというふうに感じておるところでございます。ただ、当然採用元の責任において適切に管理していかなければならないことだというふうには認識しております。ただ、そこからもう一歩進んでという意味での議員さんのご意見ということで、ご意見として承らせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 このJETに関しては、非常に見えない部分があったりもいたします。というのは、もともとJETは各国にJETとして雇用するために面接を行う場所があって、そこでいろいろな募集をして現地で面接をしてという手順を踏んでいたかと思うのです。ところが、やはりこのような大きな大麻だとか不法就労だとかという問題が全国各地で起きてくると、現地での採用だけでは信用ならないわけです。最近では、どういう状況になっているかという、私ども民間で持っている大きな募集形態のところにJETプログラムの雇用募集というのが入り込んできております。これは何かというと、私たちにとってみると正直言ってえらい迷惑なのです。というのは、JETは年間給与は月30万円の手取りがあって、その他いろいろな手厚いあれがあるわけです。私たち民間では、そんなことは到底考えられない。そうすると、JETというところに募集要項が出てくると、ああ、こっちのほうが給料高くていいなと。民間ですから、私たちの募集しているところというのは、言ってみるといろいろな経験を持った、JETが終わってさらに日本で働いてみたいとかということになると、JETから民間に移るということは当然給与がどんと落ちるということの意味しております。それにもかかわらず、そういうところで日本で働きたいという意欲のある方は、そういったことに手を染めるなどということは絶対あり得ない。そういった意味で、そういうところにJETのまた募集サイトが入ってくると私たちもえらい迷惑をするのですけれども、とにかくそういった外国青年がそういったようなトラブルを起こすことによって一番の被害をこうむるのは子供たちであるということだけを認識していただいて、今滝川に來ているネーティブは優秀な青年でありますけれども、これは終身ではなくて3年、4年に何人かずつ入れかわってくるわけですから、十分注意していただきたいなと思います。

続きまして、それにかかわっての英語指導についてであります。英語教員研修についてであります。2011年度からいよいよ小学校5年、6年で英語指導が実施されていくわけですが、新聞等によりますと北教組は英語指導の研修に参加しないようにと北教組の組合員に呼びかけているようですが、滝川の現状とその対応についてお伺いいたします。

○議長 参事、どうぞ。

○教育部指導参事 ただいまご質問をいただきました研修会は、11月10日から12日までの3日間開催されております。この研修会は、平成20年度と21年度の2年間で全小学校から1名ずつ参加してくださいというものでございます。したがって、本市は小学校7つですので、この2年間で7校から1名ずつ、合計7名が参加するということになるわけですが、今年度は4校から4名、それからさらに講師として1名、この研修会に計5名が参加してございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 やはりここでも文科が進めるように、2011年度から小学校英語というのが始まるわけですから、ここでもやはりそういった研修に参加しない先生方がこれから万が一ふえてくるといことになる、やはり子供たちにその影響が及んでくるといことを考えていただきまして十分検討を願いたいと思います。

続きまして、6番目、道徳教育についてであります。ここでは1点だけです。こころを育む総合フォーラム全国運動について、この活動実態をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問のありましたこのフォーラムでございますが、平成17年の4月の18日の日に元文部科学省の大臣でございます遠山さんを発起人として、現代社会における心をはぐくむ環境づくりに取り組むために設立をされた団体でございます。この総合フォーラムから平成19年の1月に提言がまとめられておりまして4つの視点、学校、家庭、地域社会、企業・メディア等の4つの視点から子供の教育を考える7つの問いということでの提言書が出されております。議員さんのほうから資料をいただきまして拝見をさせていただきました。心の教育を推進しております当教育委員会としても、本活動に学ぶべきものが多いというふうに思っております。とりわけ学校教育を見直す7つの問い、あるいは家庭教育を見直す7つの問いについては、現在進めております子育て10選とも同様な視点であることから、今後本市の教育行政の執行に当たり参考にさせていただきたいというふうに思っております。じっくり勉強をしたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 道徳教育についてでありますけれども、私は一般質問で何回も何回も取り上げて、いろいろな角度からご意見を申し上げさせていただいているのですが、やはり心の教育、道徳教育の中の心の教育だとか生きる力だとか、いろいろな角度からいろいろな先生方がご指導をされているかと思います。また、今学校で行われている道徳教育も小学校、中学校を拝見させていただきました。そういった中で、果たして本当に心に響く教育が道徳教育の中でできるのかということに大きな私は疑問を持っております。例えば本当に生きる力だとか、そういったことを子供たちの心に響くものとして伝えていくなれば、やはり私はそういった経験なり、そういった体験を持った方が子供たちの前に立っていろいろな話をしてやること、そのほうがよっぽど心に響くのではないかと。例えば心の教育の一環として生きる力、命の大切さなど、こういった経験を持った方が滝川にもおられると思うのです。例えばことしの公明党さんの青年の主張の中で、女性が生かされていることのありがたみなどを話をしたわけですが、そのとき市長もおられたので、わかると思うのですけれども、そういった方にどんどん、どんどん学校の中にぜひ入ってもらって、子供たちの前で自分が経験した苦しみだとか悲しみ、そういったものをどんどん語っていただけるようお願いをすることが必要なのではないかと。

また、心の教育を問うのであれば、私は寺の息子なので、余りこれを言っているのかどうかかわからないのですが、宗教心というのが日本人には欠けていると。新しい道徳への提言というのがございます。この中にもやはり宗教ということがうたわれております。ちょっとお読みしますと、宗教は人間生活にとって重要な意味を持っており、広い意味での宗教心は人間の本性に基づくもので人

が生きていく上で不可欠なものであると。また、日本国憲法の中でも及びまた教育基本法の中でも宗教の価値観は認められております。このように、そういったことにおいていろいろな角度から道徳教育というのは説いていくべきなのだろうと。また、いろいろな人材を登用すべきなのだろうと。型にはまった人間が型にはまったことだけやっても全く心には響かないと。そういったことを考えてみますと、ぜひいろいろな人材を発掘してでも道徳教育には人材登用が重要だと思うのですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのほうからご意見がありましたとおり、先ほども申し上げましたが、学校の地域訪問事業等の中でさまざまな方の人材活用というふうに行っております。先ほど言いましたそらぶちキッズキャンプも道徳でございますし、西小学校で滝川市の教育委員会で今臨時職員をしていただいています車いすラグビーの選手、それから別の議員さんからご紹介いただきました車いすサックス奏者の渡部さんですとか、あるいは先般西高の学校祭ではこうたろうという、病気をもちながら今國學院短大に通っております彼のミニコンサートをやったりということで、先ほど申し上げましたさまざまな方々にやっぱり教育に携わっていただくということが大事だというふうに思っています。地域の人材の方ができるところ、そして教員ができるところ、それぞれの得意分野をお互いに高め合いながら子供たちの教育に当たっていくという視点で今後とも進めていきたいというふうに思います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 いろいろ教育につきましては、以前早瀬参事が私どもの教育再生委員会に参加していただいたときに、人間すべて教育については語ることができると。確かに私たちは、生まれてから皆さんここにいる方々、教育を受けてきているわけですから、いろいろな教育観というのがあるかと思えます。そういった中で、やはりこれから10年、20年、30年後のことですので、ぜひそういった意味で教育ということについては、やはり重きを置いて教育委員会の方にリーダーシップをとっていただきたいなと思うのです。

また、最後になります。私ども同じように教育を考えるとということで、ある同志からいただいた手紙の一部を最後に紹介して終わらせていただきます。早瀬参事も途中までお聞きになって知っているかと思うのですが、ちょっとだけ手紙を読ませていただきます。「あっという間に時は過ぎていく。戦後60年、経済復興こそ日本の最も重要な課題であった。我慢、忍耐、額に日の丸を締め、頑張ってきた。金、金、金を追い求めてきた。成功もしてきた。しかし、バブル経済、残された多くの問題、人間、経済、自然、社会、すべてに環境破壊という落とし子に教育という2文字をもって再教育の方法論を論ずるが、大人と呼ばれる者の精神自立こそ第一である。まちづくりは人づくり、今豊かな心、政治家、教育界からの呼びかけ、要望などナンセンス、今こそ自己自身の魂への問いの姿を余計な解説なしに無言で行い、示していくことが大切ではないか」というお手紙をいただいております。私もまさにこのとおりだと思います。ぜひ教育委員会には、本当に強いリーダーシップをとっていただいて教育に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

ここで一時休憩に入ります。再開は3時45分……

(何事か言う声あり)

○議 長 では、3時50分にいたします。休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時52分

○議 長 では、議事を再開をいたします。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀です。よろしくお願いいたします。

◎1、行政改革

1、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて

まず最初に、市民の皆様信頼される市役所づくりの推進プランについてお伺いをいたします。最初に、なぜこの質問を常にし続けているかということについて少々お話をさせていただきます。きょうも多く議員の方から介護タクシーの問題が質問されましたけれども、私と私を支援してくださる市民の皆様は市長の市民報告でありました市役所を変えていくのだと、この事件をきっかけに本当に市役所を変えていくのだというその思いを支持しております。私も同じ立場でございます。そういう意味では、このすばらしい推進プランを必ずし遂げていただきたい、こういう強い思いから毎回質問をさせていただいておるわけでございます。

さて、市民はこのプランができ上がって職員をよく見ております。その評価の中で、非常に女性職員の応対がいいという話を聞かせていただきました。私は、非常にうれしく思っています。本当にすれ違っても会釈をしてくれると、非常に感じいいという意見でございました。その反面、男性職員はどうなのと聞きますと、男性職員はいまいちだねと。一部の人を見てそうおっしゃっているのかもわかりませんが、ぜひこの推進プランで男性職員も女性職員も同じようなレベルで意識改革されることを強く望んでおります。

さて、毎度同じ質問ですが、このプランの進捗状況と2番目の現時点での職員の意識改革はどうか、これについてお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。副市長。

○副 市 長 推進プランの取り組みですが、進捗状況は内部における定期的な進行管理を行って市のホームページで公表しております。現在10月末までの進捗状況ですが、おおむね計画どおりに進んでいると思っておりますが、11月には市内7会場で開催されましたまちづくりの懇談会でも

この推進プランの取り組みについて説明を行ったところであります。3定で答弁した以降の主な取り組みとしては、職員研修では9月に部課長職研修、副主幹研修、10月に主査職研修、11月に担当職研修を実施したところでありまして、また不当要求行為等の対応システムの検証確立では現在条例制定に向けて協議を進められておりまして、21年の4月1日施行予定で現在進めております。組織機構改革では、組織機構改革検討職員会議を設置しまして、21年度からの反映を目指すための協議を進めているところであります。今後も職員全員で問題意識を共有し、その情報を共有化することにより職員のモチベーションを維持を保ちながら職員の意識や行動、組織が変わっていくように推進プランを確実に実行してまいりたいと思います。

先ほどお話がありました女性職員の対応はよいがということで、本当に評価ありがとうございます。それに比べて男性職員はいま一步ということのお話でしたけれども、9月から11月にかけて各役職ごとにそれぞれの役割や責任を再確認するための研修を順次行っているところでありますが、また接遇のあり方、さわやかキャンペーンを実施し、接遇研修も引き続き実施していくことであります。徐々にではありますが、変わりつつあるという認識ですが、ただ職員が変わったと言われる職員像に向け、堀議員の指摘にもありますようにしっかりと受けとめて、引き続き成果が出る形で邁進していきたいと思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしく願いをいたします。

次に、職員の意識改革のための外部講師による研修が行われたと思いますが、その研修はどのような内容であったのか、またその研修を受けた職員の反応というか、評価というか、そういうものがあればお聞かせをお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますが、プランを推進していく上で必要なそれぞれの役職ごとの役割と責任を再確認し、意識改革を図ることを目的とした研修を外部講師で行っております。まず、9月に行った部課長職研修と副主幹職研修と10月に行いました主査職研修については、道内の自治体職員を対象に管理監督者の意識改革のための研修なども専門に行っております日本経営協会の専任講師を招いて開催をいたしております。この研修では、市民に信頼される職員とその組織のあり方をキーワードに、それぞれの役職に求められる自己の役割や責任、期待などを明確にし、それぞれが業務を遂行していく上での意識の持ち方、問題意識を持つことの重要性などについてお話をいただいたところであります。受講した職員からの感想は、それぞれの役職に求められる役割や責任、能力や資質について改めて認識でき、意識改革を図るための大きなきっかけになった、さらにこの研修で得たことを今後どう生かし、どう実践していくかが大切などの評価があり、今後は一人一人が研修成果を持ち続けていくことでさらなる意識改革につながっていくのではないかと認識しております。

一方、11月に行いました担当職研修でございますが、市民の目線で業務を行っていくことができるよう市内在住の市民の方を講師にお願いし、開催したところであります。この研修では、意識改革とは何か、信頼される個人、組織になるためにはをキーワードに、講師自身の民間での重みの

ある経験談を中心に意識改革に関する新聞記事なども引用しながら意識改革の必要性についてお話をいただいたところであります。受講した職員からは、民間で長く働いてこられた方の経験や考え方、市役所や職員に対する印象を聞いたことが貴重な経験だったという評価が多く、自分の立場や意識を再認識し、意識改革の必要性を改めて見直すきっかけになったと認識しております。このように市民講師による研修は、職員一人一人が市民目線で業務を遂行する上で非常に重要であり、有益でもあるため、今後も引き続き実施をしていきたいと考えております。

また、1月には市役所を理解し、職員にも身近な存在であります市議会議員の山口議員さんに講師をお願いし、民間視点で行政と民間の意識、行動格差などをテーマにした研修を予定しております。今後も外部講師による研修は引き続き行っていきたいと考えておりますので、堀議員さんにおかれましても今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長 堀議員。

○堀議員 ぜひだんだん下火にならないように盛り上げていっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、組織機構改革で業務量に見合った職員数の配置とあります。職員数の削減に対して人事配置を検討されていると思いますが、私はこの業務量に見合ったという点がどういう手法でされているのかというのが一番の疑問でございます。そこで、どういう業務量の査定とどうか、判定をしてどういう人事の配置にするのか、その具体的手法をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 平成16年度当初473人の職員が20年度当初363人です。計画よりも上回って職員が少なくなっている、そのことによるまた職員の年齢構成がいびつになってきているということもありまして、3年職員採用凍結というのを2年でやめて採用を開始をいたしました。ある程度安定的に職員採用を図っていかなくてはいけないというふうに思いますが、やはり計画も達成しなくてはいけないと。両面で進めていきたいというふうに思っておりますが、そのときに新しい仕事もどんどん出てくる。それに対応しなくてはいけない。一方、仕事量が少なくなることによって削減されてくるセクションもある。こういう仕事の量とか質とか、こういうものを考えながら適正な配置が必要だというふうに思っております。民間でありますと、きっと明確な業務量分析の手法というのがあるのでしょうか。この業務量分析ということはやっておりませんけれども、業務の質と量について、それぞれ適切に判断しながら行っているところであります。

1つは、やはり人口も少なくなってくる、それに対応した職員数ということもありますから、機構改革は行わなくてはいけないというふうに思っています。改革を始める前に、平成16年に6部24課でありましたが、平成20年度のスタートは6部20課という状況にあります。こういう傾向については、できるだけ小さな組織を温存することよりもやはり組織を大きくしていくということが必要なことだというふうに思っています。一方、専門化はどんどん進むわけですから、この専門化にも対応すると。専門化がどんどん進むことによって課とか係とかをふやしていったら、これはまた大変なことになりますから、そういう大くくりの中で専門性も対応していくべきだというふうに思っています。今組織機構改革検討職員会議を立ち上げて、この部、課、それからこれまでとってまいりましたスタッフ制の是非、こういうものについてもあわせて検討して問題

点、課題を洗い出して、そして対策を練っていくというふうに取り進めているところでございます。

私自身は、行政パートナー制度ということも打ち出させていただいておりますから、これもモデル的に新年度から一部実施をする方向で具体検討を進めているところでありますし、やはりそういうことも含めて正規職員と非正規職員の担うべき役割というものは明確にした中で人員配置を行って、できるだけ行政サービスを低下させることのない体制ということを考えていきたいというふうに思いますし、非正規職員による業務従事が法的に可能な部分を明らかにして配置基準もまた明確にしなくてはいけないというふうに思います。一方、この昨今の極めて厳しい雇用の状況というものがありますから、やはり非正規職員の雇用枠の確保ということも現代的課題であるというふうに思います。部、課あるいはグループの再編、統合ということもあるかもしれません。こういうことについては、やはり1人の管理職とか1人のリーダーとかが管理する部下職員の数というのはある程度やっぱり限られている。余り大き過ぎてもいけない、余り小さ過ぎてもいけないと。ここら辺のことは、よく組織機構改革検討職員会議の中で議論をしてその解決策を考えていきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、役所の都合だけで決まる問題ではありませんで、市民の皆さん方がどういうふうに便利な機構になっていくのかということも重要な視点であろうというふうに思います。窓口は、できるだけ集約化を図ってきたつもりでありますけれども、これからの求められるあっちにもこっちにも行かなくていい、できるだけ窓口の集約化を図って一本化していくという視点もまた重要な視点だというふうに思っております。

○議長 堀議員。

○堀議員 私が一番危惧しているのは、やはり市民サービスのレベルが低下するということが一番問題であろうと思います。そういう面では、そういうサービスレベルを低下させなくて、しかも効率いい運営がされるということが人員削減の要因であろうと思うわけであります。

ちょっと民間のお話をさせていただきますが、私の経験上でいきますと、例えばスーパーでいきますと野菜の部門、農産とか水産とかお魚屋さん、職員が2人でパートさん5人で運営をしていたと。ところが、民間の場合は尺度が人時売り上げとか人時生産性とか、そういう基準、尺度があります。どうしてもあなたの部門の、あの店のあなたの部分は他店舗から見て低いですよと、こういうのが一覧ですぐ明確化できるわけです。何か問題があるであろうということをすぐ追求できるわけです、その数字を用いて。現場には当然統べりとか監督の仕事をする職員が行って調査をします。すると、やはり必ず問題が発生しています。そういう尺度が市役所なり自治体にはないので、恐らく本当に忙しいところは何なのだとか、ここは多分楽しているのだらうとかというのがないのだと思うのです。そこで、私がいつも言いたいのは一たん仕事をしている、オペレーションをしている内容に対する項目とそれに費やしている時間の調査をすべきでないかというのが私の持論なのです。これは、私らの言葉で言うと作業の棚卸しというのですが、そうしないと1カ所の職員のところ、部門の職員なり課なり集中して忙しいところが恐らくあるのではないかと。また、季節的に、瞬間的に忙しいのは何とか残業をしてクリアできるのでしょうけれども、1度そういう精査をして、これはこういうふうにやったら、これだけかかっている時間をこういうふうにできるだらうとか、こ

ういう検討を1度されないと、もしされてやっていきますと市長が言っている350人体制から中長期的には300人、本当は150人でできるかもしれないということなのです。逆に400人要るかもしれない、こういうことが明確になってきますので、少々時間はかかると思いますが、各部課長さんにこの指示をして時間をかけながら改善されていったらいいのではないかとというのが私の考えている手法ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、市長にもう一点、ちょっとこれは通知はしていないのですが、1点お聞きしたいのは民間人を採用するという考えがあるのかなのか。私は、ぜひ中途採用でもいいから、民間人を採用する枠を設けられたほうが市役所の改善にはきっと役に立つのではないかとこのように考えていますけれども、もしよろしければご返答をお願いいたします。

○議 長 堀議員、通告外であります、今回は特別。答え……

(何事か言う声あり)

○議 長 通告外ですけれども、答えられれば答えていただきます。どうぞ。

○市 長 この業務量分析、なかなか行政の世界は難しい面があります。定型的な業務か、企画的な業務か、企画業務も極端に言えば1カ月かかるレベルと1日のレベルと、これはいろいろあるので。ですけれども、幾つかのモデルを設けてやってみます。

それから、民間人ということですが、従来27歳までという年齢制限を30歳に上げました。実は、結構民間人の応募があります。ただ、そういうことをおっしゃっているのではないのかというふうに思います。これからは、やっぱり率直に言って純粹培養でない職員のあり方というものも必要だというふうに思いますし、それはなぜかというやはり相当専門的な仕事が求められてきている。国際的な仕事であったり、あるいはより幅広い他地域とのネットワークが必要であったり、あるいは産業とのパートナーシップが必要であったり、いろんなことが出てきておりますから、30歳ということでこれからは限定するのかどうか、それは少し検討しどころだというふうに思っています。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ぜひその線で検討をお願いいたします。

◎2、福祉行政

1、地域包括支援センターについて

2、入浴着推進について

次に、地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯または常時注意が必要な高齢者世帯が年々増加している中で、住みなれた地域で安心してできる限り自立したその人らしい生活が送れるよう支援していくための総合機関として地域包括支援センターが開設され、平成20年4月より全市町村で本格的に運営が開始されていると思います。そこで、1番目の質問ですが、本市において利用者一月平均は何件ぐらいなのか、また相談内容はどのようなかお伺いをいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 地域包括支援センター、滝川市は平成18年に設置して以来2年8カ月経過しております。住民の皆様には広く認識、周知されていると認識しているところであります。ご質問の利用者の月平均ということでございますが、18年度におきましては月平均で46件でございます。19年度が40件、ただいま本年度、20年度につきましては、これは4月から9月までの月平均でございますが、42件、大体40件から四十五、六件の間で推移しておりまして、今のところ増加傾向にはない状況でございます。

あと、相談内容につきましてでございますが、今年度を例にとりますと、やはり一番多いのが日常生活に関することなのですが、その中でも認知症に関する相談が多うございます。あわせて、住宅改修に関する相談ですとかサービス料に関する相談等がございます。特に介護、日常生活に関する相談の中では認知症の相談のほかにもいろいろ歩けないとか、そういうときの支援ですとか、そういうものについての相談がございまして、電話をいただきましたら、電話だけで済ますことなく訪問して相談に当たっているという現状でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 すばらしいフォローをされているのだなということを初めて認識しました。実は、私この質問については神奈川県資料をもとにして質問を今しております。神奈川県人口の比率からいきますと、恐らく月三、四人ぐらいかなと思っていました。それが40人以上もいるということにまずびっくりいたしました。神奈川県の場合は、相談内容のトップが病気とか、病気でないかなど、そういう気になることに対する質問が一番多いのです。滝川の場合は、認知症に関する問題だとか住宅に対する問題だとか、やっぱりその地域によって悩み方が違うのだなという認識も今お聞きいたしました。今後当然高齢者、私も高齢者に15年もたてばなるわけですがけれども、どんどんふえていくような気がするわけです。神奈川県の場合は、24時間体制の年中無休みたいな形でされているようですが、当然お金もかかる、人件費にお金がかかることもありますけれども、将来的には今受け付けている相談時間から延長したり拡大したりとする意向はあるのかなのか、またその必要性はどうか、この辺について伺いをいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 夜間、土日等の対応というご質問だと思いますが、厚生労働省の局長通知の中では地域包括支援センターに24時間対応の規定はございませんが、滝川市におきましては夜間ですとか土日、祭日等の相談があった場合というのは市役所に入るのですけれども、したがって当直を通じて包括支援センターの職員が連絡を受けて対応するという今体制であります。年間に今のところ4件から5件、こういう対応をしております。それで、訪問をさせていただくわけなのですが、その中ではそういう夜間ですとか土日、祭日の相談ではありますが、内容を直接確認した中では緊急性のある相談ということはほとんどない実態だったということでございます。また、緊急性の高い場合には、介護度の高い場合の人ということでございますが、そういう場合は民間の訪問介護支援事業所のケアマネージャーもいらっしゃるものですから、そういう方々も対応されているということでございます。現在先ほど申し上げましたが、滝川市の相談件数がいわゆる横ばい、増加傾向にはないということから現在の体制で進めてまいりたいと思いますが、将来的に件数が急増す

るなどした場合は状況に応じて需要を見きわめつつ判断してまいりたいと考えております。これは、参考までなのですが、旭川市では1度土曜日相談を受けていたということを聞いておりますが、実は余りにも件数が少なくて対応を中止されているという情報もちょっと入っています。並びに札幌のほうでも今現在は実施されていないということでございますが、いずれにしても状況を見きわめつつ判断してまいりたいと考えています。

○議長 堀議員。

○堀 議員 本当にすばらしいフォロー体制になっているので、安心をいたしました。今後の状況を見ながら、さらに検討をしていただければ結構だと思います。

続きまして、地上デジタル放送についてお尋ねをいたします。

(「入浴着について」と言う声あり)

○堀 議員 ああ、そうか。ごめんなさい。上がっていきまして、申しわけございません。入浴着についてですが、質問をさせていただきました、前回。すぐ市の職員が対応していただきまして、ふれ愛の里、丸加高原のおふろについては認可をいただいたということを承知しております。ところが、なかなか利用状況を聞いてみると芳しくないというか、まずいなかったのかなというふうに思いますが、よく相談者とも検討してまいりましたが、やはり一般客が例えばそういう入浴着を着て温泉なりふろに来られたときの受けるイメージを考えたときに、なかなか勇気が出ないというようなこともお聞きいたしました。そこで、一般客も利用者もわかるようなポスターとかパンフだとか、周知努力をしていただけたことが非常に大事でないかなというふうに思っております。また、道もこの入浴着の問題については今いろいろ運動をされている最中であるそうですが、滝川発北海道にというようなことで、そんなお金も余りかからないことですし、ぜひ他の市町村から女性の体に傷のある方がふれ愛の里だとか丸加を使っただけならば、なおいい発信になるのではないかと思いますので、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 入浴着の推進に関してでありますけれども、第2回の定例会におきまして市長から答弁をした内容を受けまして、所管としましてふれ愛の里あるいは丸加高原伝習館において検討をしていたところであります。お褒めの言葉をいただいたところでありますけれども、若干積極的な対応に欠けていた部分もあったのではないかなというふうに感じているところでもあります。現在地元においてこの活動を進めている関係者の方と両施設の側とも協議を進めております。さらなる利用の推進のために、議員さんからご案内あったようにふれ愛の里、丸加高原伝習館でPRのポスターの掲示を行っております。また、今後につきましては市の広報にも掲載する予定でもあります。地元報道機関にもご協力をいただき、PRの活動を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、保健センターで乳がんの検診を行っております。そういったところにもPRの掲示をしていきたいなというふうに考えております。今後とも周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 どうぞよろしくお願いをいたします。これは、何でもそうですけれども、最初にやる時というのは勇気が要るもので、入浴着をつけて入る人も勇気が要るでしょうし、迎え入れるほ

うはきつとびっくりするのではないかなというようなことも考えられますので、どうかPRのほうをよろしく願いをいたします。

◎ 3、情報化行政

1、地上デジタル放送について

続きまして、地上デジタル放送についてお尋ねをいたします。今月の広報にも第1面にこのデジタル放送についての周知がされておりました。非常にわかりやすく、ほとんどの人は理解できたのではないかなというふうに思います。でも、このテレビという、今生活の中では最大の必需品であるというふうに認識をしております。なくてはならないものであろうというふうに考えます。ところが、やはり高齢者、障がい者の一人一人の方を考えますと、本当に理解しているのかどうか。2011年7月24日にてもアナログ放送はなくなる。恐らくアナログ放送とか地上デジタル放送とかと言っても理解していないのではないかと。総務省の調査では、ことしの9月の調査ですけれども、認知度は75.3パーセント、普及率、デジタルにもう取りかえたよという人が46.9パーセントということだそうです。私は、滝川市民の一人も漏れなく2011年の7月には切りかわっても全員がテレビをちゃんと見れると、こういう行政の努力が必要であらうというふうに思っています。恐らく国レベルでもいろいろな周知努力がされるというふうに考えられますが、いかにテレビの中でコマーシャル的に放映したりいろいろしても、恐らくそれでも理解できない方がいらっしゃるのではないかなというふうに想定されるのです。では、そういう人たちはほうっておいていいのかということになると、なかなかそうはいかないというふうに考えます。それでは、どういう滝川市としての努力で一人も漏れなくちゃんとデジタル放送が見れるようにできるのかというのが大きな課題だと思います。あと2年7カ月ありますけれども、逆に言うと2年7カ月しかない。そういうことを考えますと、この周知対応はどういうことが考えられるのか、今から考えておかなければならないのではないかなというふうに考えます。そこで、1番目の高齢者、障がい者への周知対応はどのように考えられているのかお伺いをいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員さんがおっしゃるとおり、広報の12月号では広くお知らせをさせていただいたところでございます。現在高齢者の方ですとか障がい者の方からの実は問い合わせが窓口には今のところないのが実情でございます。当然ありました場合は、それぞれ所管の窓口等で適切に対応をさせていただくということを考えてございますが、特に今ご指摘の高齢者、障がい者の皆さん方への周知の関係につきましては、高齢者の方でも障がい者の方でもいろんなそれぞれの状況が違うと思いますので、その中でどういう人たちがこの地上デジタルを周知するのにどういう課題、問題があるのかとか、いろいろとちょっと検討しなければならないかなとは思っています。それも踏まえながら、今後は高齢者、障がい者施設に対しましても当然ポスターの掲示ですとかパンフレット配布ですとか、またいわゆる障がい者団体の皆様方ですとか高齢者の市老連の皆様ですとか、そういうところにも情報提供をして周知徹底を図ってまいりたいと考えております。そういう中で、いろんなヘルスコンダクターの皆様ですとか、民生委員の皆様ですとかもいらっしゃるま

すので、そういうところのご協力も仰ぎながら周知の徹底に努めてまいりたいと考えています。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ぜひそういう努力をお願いをいたします。

次に、移行に伴い、市の独自の援助が必要ではというふうに思っております。国では、生活保護世帯、非課税の障がい者、特別老人ホームなどの施設入所者に対してはチューナー等、またアンテナも含めての無償給付を考えているようであります。私は、前段話しましたが、いかなる事情があっても一人も漏れなくテレビはやっぱり見れるようにしてあげなければならないのではないかとこのように考えます。ところが、考えられる中に、私もまだアナログ放送を見ているんですけども、来年あたりに変えなければならないなと思っておりますが、そう思って予定している人がたまたま事故だとか病気だとか等でお金を工面できなくなったという人も発生する可能性はあると思います。そこで、何か貸付制度をすとか、何か考えてあげないと、チューナー代も今は約2万円前後するみたいですが、国では5,000円ぐらいの安価なチューナーができないかというふうにメーカーに要望しているみたいですが、その5,000円でもちょっとお金が都合できないという市民も発生するかもしれません。そういうことを考えますと、前もってやっぱりこういうことを行政として考えてあげるべきでないかというふうに考えておりますけれども、いかがなものでしょうか、お伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど広報についてお褒めをいただきまして、大変どうもありがとうございました。地上デジタル放送への移行に係る低所得世帯等に対する専用チューナー等の設置に関する支援措置というご質問でございますけれども、1つ目として総務省や経済産業省が中心となって低廉で簡易なチューナーの開発、流通の促進が行われることになっております。これは、地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008と、20年の7月10日決定ということで、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議で決定されております。2つ目としては、北海道市長会の20年度の秋季、秋の要望として総務省等へ要望を上げております。その要望の中身でございますけれども、北海道の実情を理解していただいて、次の3点について強く要望するという中身でございます。1点目は、地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において過疎地域等の条件不利地域、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供を行うとともに、必要な中継施設等の整備に万全を期すと、これが1点目でございます。2点目は、条件不利地域やデジタル化により新たに難視聴となる地域の解消のため、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備、改修、さらに維持管理等について市民や都市、自治体等に対して必要な支援措置を講ずること、これが2点目です。3点目は、低所得世帯等に対する専用チューナー等の設置やCATVの加入等の支援措置を講ずること、この3点を秋の要望で国等に上げているということでございます。これらのことから、私どもとしては先ほど議員のほうから貸付制度等々のご提言もございましたが、まずは国等において適切な対応を行うべきと考えているところでございまして、そのために今後国等の対応等の状況を見きわめた上で検討を行っていくという考え方でございます。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしく願いをいたします。

次に、広報でも悪徳商法の注意が掲示されておりましたが、全国的に見ますと結構アンテナが違うから工事しなければならないよとか言ってお金を振り込ませて、そのアンテナは何でもないのにそういう詐欺まがいの悪徳商法があるみたいです。私は、VHFのアンテナとUHFのアンテナの違いが全然わからないでいました。電気屋さんに聞いてみました。中に横棒がありますけれども、あれが5本から7本ぐらいなのがVHFのアンテナなのですね。UHFは12本から14本ぐらいあるらしいのです。私の家も見てもみしたら、12本ぐらいありましたから、ああ、大丈夫だなと思いましたけれども、恐らく余り一般の人もVHFのアンテナなのかUHFのアンテナなのかもわかっていないのが現状でないかなというふうに思います。ましてやそういうときに、ある意味こういうふうにデジタル化の周知がされてきて、安くやってあげるよなんていうと、ああ、よかったなんていって何か詐欺にかかってしまうのではないかなというふうなおそれもあるわけです。そこで、この辺の対策なり対応を行政としてはしてあげないとならないのではないかなと思います。そういう用意があるのかどうなのか、また今後のことについて伺いをいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 堀議員さんの質問にお答えいたします。

12月広報の4ページ目に例を挙げまして、悪徳商法というような格好で紹介させていただいているところでございます。ご用心をとということで広報でも周知させていただきました。国民生活センターによりますと、ことしの4月ぐらいから北海道、東北地方で家電販売商なり業者なりを語りましてアンテナ工事、受信装置、それとチャンネル設定を理由に不当な費用の請求被害が発生しているということでございますけれども、現在のところ滝川市内におきまして被害情報は聞いてございません。滝川消費者センターだより11月号で、全町内会の班回覧で配布し、周知しているところでございますけれども、特に高齢者の方に対しましては、現在も交通指導推進員等が独居老人または老人クラブ等での交通安全指導時ですとか、地域包括支援センターと連携しまして消費者被害防止ということで啓発に努めているところでございますので、これらの活動におきましては引き続き継続したいということでございます。また、広報、ラジオ、町内会等を通しまして啓発に努めたいと思っております。ラジオ関係でエフエムG's k y、毎週木曜日の午前中の番組ですけれども、ホッと安心、消費者センターだよりのコーナーでも啓発中でございます。また、消費者被害ネットワークを通しましてタイムリーな情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 くだいぐらい周知についてはよろしく願いしたいと思います。

4番目の大量廃棄が予想されるアナログテレビについてということで、家電リサイクル法が平成13年4月より実施されました。これは、エアコンだとか冷蔵庫だとか冷凍庫だとかテレビ、洗濯機が入るわけですが、リサイクル料金にお金がかかるのですよね。それで、今1世帯に2台、

3台とテレビが恐らくあるのだと思います。そうすると、見れないテレビを置いておいてもしょうがないから、リサイクルに出したいのだけれども、お金もないとかというふうになりますと、恐らく邪魔くさいから不法投棄がされるのではないかというおそれが非常にあります。これは、資源保護の意味からも環境悪化からもぜひ避けたいことだと思うのですが、しかしこれは個人のモラルもありまして非常に難しい問題だと思います。しかし、ほっておくと恐らく大量廃棄されるのではないかと。至るところにテレビが投げられるのではないかというような危惧をしております。それで、これも行政の内からどこまで届くかわかりませんが、何らかの手を打たないでいると恐らく大変なことになるのではないかなということも危惧されますので、今考えられていること、またこれから進めようとするようなことがありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 家電リサイクル法、特定家庭用機器再商品化法が13年4月1日に施行されたことによりまして、資源の有効利用、再利用というような格好で廃棄物の適正処理及び減量が図られてきているところでございます。対象は家電4品目、議員さんのおっしゃられたとおりの品目でございます。地上デジタルテレビ放送化に伴いまして、現在使用しているアナログテレビ、不法投棄を含む大量廃棄が全国的にも危惧されているところでございます。滝川市内の年間不法投棄、テレビの不法投棄は大体年間30台から40台、中心はほとんど小型、15型以下というのが現状でございます。不用になったテレビの処理方法、不法投棄の禁止につきましては広報、ホームページによる積極的な周知を図るとともに、家電リサイクル法についても記載しました平成14年に1度全戸配布させていただきましたごみのガイドブックを年度内、2月か3月に発行を予定しております。また、11月1日から不法投棄のための料金が一部変更になりまして15型以下のテレビ、現行2,700円が1,000円下がりまして1,700円と料金が改正になったこともありまして、こちらのほうも不法投棄の効果が期待されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 よろしく願いをいたします。

◎4、教育行政

1、特別支援教育支援員について

最後になりますが、特別支援教育支援員についてお尋ねをいたします。文部科学省では、この制度を障がいある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って云々とあります。平成19年4月にできたものですが、文部科学省の調査によりますと通常の学級においても学習障害のLDとか注意欠陥多動性障害の子供とか自閉症等の支援が必要な子供は6.3パーセントぐらいいるというような調査結果が出ております。本市においては、どうかというのをまず1点お聞きしたいのですが、そのことに対する対応は現状はどうなっているのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教 育 長 議員さんおっしゃいますとおり、学校教育法の改正に伴いまして、平成19年の4月からさまざまな障がいを持つ児童生徒に対して適切な教育を行うことが位置づけられまして、発達障がいの児童生徒等に学習上のサポートを行うということが明確になりました。それを具体的に支援をするという形で、地方財政措置で特別支援教育支援員という財政措置も盛り込まれたところで、滝川市におきましては、この特別支援員と呼ばれています、滝川市では介助員という言い方をしておりますが、既にこの法律改正前から特別支援学級においてこの介助員を配置をしております。さまざまな障がいの程度がありますので、あるいは教員の配置数等も勘案をして、現在では6名の介助員を特別支援学級に配置をしておりますし、今では特別支援学級と普通学級との交流事業というの盛んに行われておりますので、そういう意味では普通教室に入って特別支援学級の担任ですとか、あるいは介助員が普通学級の子供たちの支援にも当たると、あるいは道教委の補助事業を活用しながら教育相談員あるいは学習支援員、また場合によってはスクールカウンセラーという職員も現在市内のすべての小中学校に入っております。そういう人材も今後活用をしていく必要があるのだろうなというふうに思っております。いずれにしても、その支援に多様な形がありますので、現在の体制を維持しながら、先ほど申し上げましたさまざまな補助事業等も活用しながら人材を確保するとともに、校内の体制をもまた連携を密にしたいというふうに思っております。生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切で計画的な指導支援の実現に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 この質問については、大谷議員も質問の予定になっておりますので、深いところは大谷議員にお任せいたしまして、私はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、人事行政

1、再任用に関する条例について

まず、1点目でございますが、ここに書いてあるとおりなのですが、再任用に関する条例について、その一部適用されているというのは認識をしておりますが、この条例の適用について、将来的にも含めてどういう適用を考えられているかをお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 退職した職員の再任用で、現状平成18年度から1名採用しております。これは、西高の教員でございます。北海道教育委員会との人事協議の結果、そういう対応をいたしております。ご承知のように、条例制定は平成13年12月でございます。職員の今までの経験、知識などを生かせるという意味では有効な制度だというふうに認識しておりますが、一般行政部局において直ちにこの制度をとり得るかどうかという点については、将来においてその道をとるということもあるというふうに思いますが、今人件費改革を行っているところでありまして、当面なかなか難しいな

というふうに思います。むしろそれよりも職員の年齢構成が若い層が少ないということがありますから、むしろ若い職員の採用というものをまず重視していきたいというふうに思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私も前の議会、定例会だったと思いますが、職員の年齢構成のひずみについてお話をしている関係もあります。今市長がおっしゃられましたように、財政問題から発する職員数の減については全く否定的ではありませんので、そのことは再任用を直ちに適用するかどうかについて伺いをしたのですが、そのことを問題視しているのではなくて、実は1つ問題提起をしたいのは、私もちょっと認識がなかったのですが、こういう平成18年度の公務災害の認定状況というのがありまして、その中で実は、これは国の公務、現業職場ですから、警察官とかそういうのも入ってしまっているのですが、どれだけ公務災害が多いかという数値なのです。平成18年度のものしかないのですが、公務災害の認定状況として職種別で認定をされた数、千人率というのですけれども、人数を件数で割り返した数値を見ますと清掃業務員が一番多いと。うちは、清掃業務員の職員はおりませんので、次いで多いのが調理員という結果になったわけです。もちろん件数的には警察官あるいは医療職場が圧倒的に多いのですけれども、今申しましたように人員で割り返した数を見ると給食の調理員が2番目に多いと。私がここで問題提起をしたいのは、再任用という制度を生かすかどうかは別にして、やっぱり現業労務職の蓄積されたノウハウだとか、あるいは例えば給食調理師でいえば衛生管理の知識は相当持っておられるわけでありますから、まず再任用適用を現業職場に限ってやるというのがいいのか、ちょっと私も判断つきませんが、やはりそのノウハウを生かした例えば嘱託による再雇用というのも一つかもしれません、その辺をちょっと前向きに考えていただければなという問題提起だったわけで、そのことに対してもしコメントをいただければお願いをしたいというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 再任用のご質問でしたから、再任用のことしかお答え申し上げませんでした、やっぱり再任用となると定数に入ってくるのです。私は、そういう形では当面はなかなか難しいというふうに申し上げましたが、ご質問のありましたように職員が技能とか技術とか知識とか、そういうものを生かせる、あるいはそのことが生かしてもらう必要があるという場合においては、それは再任用ということではなくて別な形で、今ご質問のありましたように嘱託という道もあるわけでありますから、必要なところについてはそういう道も配慮する必要があるというふうに思っています。

○議長 長 荒木議員。

◎2、タッグ計画

1、現行タッグ計画の中間総括について

○荒木議員 2番目に移りたいというふうに思いますが、新タッグ計画にかかわります市民会議あるいは市議会の特別委員会でのいろんな議論が行われておるところでありますけれども、現行タッグ計画がまだ終わっておりませんが、なぜ計画どおりに進まなかったのかという単純な中間総括というか、そういうものが余り市民に伝わっていないみたいだというふうに私は感じています。まず、

その中間的な総括として、なぜ計画どおりに進まなかったのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 市長。

○市長 現行の滝川市活力再生プラン、職員数の削減、総人件費の縮小あるいは徹底した節減、内なる改革を実行してまいりましたし、固定資産税率の改正、収納率の向上、使用料、手数料の改正、団体等補助金の見直し、こういった外なる改革も着実に進めてきたところであります。ただ、新たな対応をしなくてはならない需要というものがかなり出てきたと。そうすることによって、今後収支の都合の合わなくなってきたものが3億5,000万円程度あると。これについては、やはり放置しておくわけにはいかないということの中から今回ご議論をいただいているところであります。それでは、どんな新たな行政需要が出てきたのかと、行政対応が出てきたのかということについては担当からご説明を申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 収支見通しの中では、平成17年から6年間ということで当初見込んでおりましたけれども、いろいろ19年度に、ちょうど真ん中の年でございますけれども、いろいろ国の財政制度等も含めて変わってきたという要素もございます。そういう点と、さらにまた先ほど市長が申し上げた今後の財政需要というものを一定程度見込みを立てたわけでございますけれども、それによって3億5,000万円の収支不足、要改善額が出たということでございます。

それで、いろいろこの間、例えば指定管理の関係ですとか物件費の絡み、あるいはまた物件費から補助費等への絡み、人件費、また歳入でいえば使用料、手数料の利用料金制度ということで、歳入歳出の項目を一つ一つを見て、なかなか見た目だと違いは比較は難しいわけでございますけれども、一応歳出の主な見ていなかったというか、そういう主な3億5,000万円の収支不足の原因と思われる中身については、公用パソコンあるいはシステム更新などによる経費の増加、これが1億600万円、さらにまた都市開発公社の公有地を市のほうで再取得をする計画の部分で、一部前倒しによって起債措置により購入したことによって公債費の増が5,200万円、さらにまた今後新たに対応しなければならない事業として義務教育施設の耐震化事業、また図書館の移転、土地改良事業、清掃センター解体等々、そういう歳出ベースが見込みよりかなりふえてきているという中身であります。この件については、せんだっての職員への説明会の中でタッグ計画と新タッグ計画との乖離の差というものをご説明する中でご理解をいただくよう努めたところであり、また現実的にこのような乖離が生じたということについても率直におわびを申し上げたところでもあります。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 その辺の乖離の中身については、特別委員会の中で説明は受けているのです。私がここで市民にわかりやすいようにはっきりさせたほうがいいと思うのは、つまりもともとのタッグ計画における歳入が著しく減ったのか、それか歳入はそんなに変わらなかったのか、歳出がさっき言った予測不能なものがふえたというのはよくわかりましたけれども、要するに全体で歳入不足だったのか、歳入不足はなくて支出がふえたのか、そういうちょっと簡単なことを説明をしたほうがわ

かりやすいのではないのかなというふうに思います。私なりに歳入自体は減ってはいますけれども、それほど大きな乖離はなかったと。歳出については、例えば財政健全化法の絡みもありますし、先ほど申し上げられましたような内容で予測不能の歳出がふえてしまったと。特に内なる改革で言う人件費については、ほぼ予想どおりプラス幾らか職員数の減もあったので進んだと。ただ、物件費への切り込みについては不足したと、このような解釈でよろしいですか。

○議長 総務部長。

○総務部長 大まかに分析をしていただいた中身は、私も共通認識をしております。歳入は、それぞれ市税あるいは交付税、個別の比較をしますと一部ふえていたりしておりますので、それほど大きな歳入不足というものは外面上はないというふうに考えております。ただ、一部例えば国庫支出金あるいは道支出金の中で、例えば保育所の措置費なんかの一般財源化に伴って交付税措置ですとか、そういう措置があるわけでございますけれども、その交付税自体が総体に全国規模で5兆円の圧縮という影響は、これはやはり内税的というか、そういうものはあるのだろうなと思っております。

また、人件費でございますけれども、当初健全化計画ではご承知のように事業費2分の1、さらにまた人件費2分の1という割合で目標を掲げてスタートしておりましたけれども、現実的にタッグ計画の17年度以降の期間では人件費の割合が6割をちょっと超える割合になっていると。そういう面では、荒木議員の認識と私どもの認識とは一致ということであります。それで、物件費の関係につきましては、いろいろタッグの中でも削減を、一定程度毎年4パーセントずつ削減を見込んでいたわけなのですが、今後21年度以降さらに4パーセント、4パーセントという部分については、これは今後の分ということですので、それは新タッグの中で各セクションで削減目標を掲げながら達成に向けて努力をしているという状況であります。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私がここでこういう質問をした意図なのですが、やっぱり新しいタッグ計画に向けて市民も、もちろん職員もですけれども、また新たにいろんな改革をしなければいけないという現状があるからであって、結局最終的に、もう一度だけ確認をしたいのですが、ほぼ平成18年度の半ばぐらいまではタッグ計画の実績と要するに推計との乖離がほとんどなかったわけで、その後退職手当組合の負担金の3年に1度の精算、これが大きかったのはわかりますが、それがあつたはあつたとして、やはりその乖離に向けてもっと努力するべきだったというふうに思います。結果的には新しいタッグへ向けての一丸となった取り組みと、それからつくられた新タッグ計画への信頼性をいかに保つかという意味で、もう一度やはり読み切りがたい要因はあつたかもしれませんが、結果として乖離を生んだ結果は執行者の責任であるということをはっきりこの際明言をしていただいて、新たなタッグに取り組むということのほうですっきりするのではないかなというふうに思います。やはりその辺の責任を明確にしていきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 さまざまな面で想定できないことがあつたと、そういう想定し得ないことを織り込め

なかったということについては反省をしております。この点は、足りないところがあったというふうに思いますが、ただ結構基金を取り崩してやっていくのだという考え方もありました。これは、幸い皆さん方のご協力によって、それについては最小限にとどめることができた。しかし、今後やはりまた改革が求められていくというふうに思います。想定できなかったことについては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

◎ 3、生活保護詐欺事件

- 1、会計検査院の検査結果について
- 2、新たな基金の創設について
- 3、市税を不投入の意味について

○荒木議員 それでは、3番目の生活保護詐欺事件について、3点通告をさせていただいておりますが、何名かの議員さんが同様の質問をされていることもありますので、なるべく重複しないで、ちょっと納得いかない点が数点あるものですから、その辺に限定をして質問をさせていただきます。

1点目でございますが、ここについては基本的に違いがあるというのはお認めになるというふうに思います。私が一番ここで感じるのは、何点かありますけれども、やはり主治医の診断により支給を認める判断をしたと、これは内部検証委員会の結果です。主治医の診断により支給を認める判断をしたと。つまり医師の見解に反する判断をすることは極めて困難だということを内部検証の委員会で報告をされておられるわけであります。ところが、今回会計検査院あるいは厚労省の判断では、その入り口論が認められていないわけですから、やはりそれに基づいて結果的にはお金を返還すると。ちょっと言い回しは正確かどうかわかりませんが、そういうことになるわけですから、やはりここはいろいろ生活保護国庫負担金の返還に関する考え方に記載されているように、例えば謙虚に反省するとか、みずからが非を認めて実績報告書を提出するとか、厚労省の結果に基づいて適切な道を進んで、これは先ほど市長が答弁されたことなのですが、いかなければいけないということはわかるのですが、やはりここはすっきりするためには内部検証報告の一部については間違っていたということを認めるべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 市長 これは、今裁判が進行していますし、なかなか難しいところです。医師の判断があったとしても福祉事務所は滝川の市立病院で治療できるわけだから通わせる必要はなかったと、医師の判断があっても通わせる必要はなかったということですね。内部検証委員会は、やっぱり医師の判断があったことについて、専門知識を持たない中で、なかなか判断はできないのではないのでしょうかということを内部検証委員会で言っているのです。一方、第三者委員会は法的な判断はいたしませんと。ただ、いろんなことが検診を含めて不十分な面があって不相当だったと、また適切でなかったという指摘をしている。ある意味では三者三様というふうに見えるかもしれませんが、私はやはり今後この医師の判断に基づいてやったのだけれども、それが間違いだったということに仮になるとすると、これはやっぱり今裁判が続いている住民訴訟、そういうものにも影響を与えて

いくのではないかと、あるいは与えないかもしれませんが、そういうことについて現段階でなかなか判断しがたいというふうに思います。しかし、厚生労働省が判断した判断というのは、やはり法律家を含めてこの実績報告書を自主的に直して提出し直すのかどうか、そこら辺が、いや、返しませんという判断をするのか、いや、返しますという判断をするのか、今その関頭に立っているわけでありますから、厚生労働省の判断については従わざるを得ないと、そういうやむを得ない結論を出したわけで、医師の判断の適法性ということについてなかなか今は判断しがたい、むしろ裁判の動向をしっかり見詰めなくてはいけないというふうには思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 今市長がおっしゃられましたように民事裁判が進行中ですから、そのことに対する影響があるかもしれないというのは理解します。ただ、そうするとなぜその返還命令が……命令ではないな。厚生省の判断が下ったときに、例えばその判断に従うのか、あるいは従わないで、言葉は悪いですが、戦うかみたいなコメントをなぜ出されたのかが全く理解できないのです。つまりいろんなことを述べられています。最終的には、上級官庁の独立した国の機関でありますから、そのことに対しては従わざるを得ないだとかということはいろいろ書いてあるのですけれども、であれば最初からそのようなコメントを出すべきではなかったのではないかという、私にはそういう思いがあるのです。恐らく市長の思いの中に、本当に全額返還というものが納得いかないという思いがあったのだと思われるので、そういう発言になったと思うのですけれども、ただ結果的には戦うという選択肢はないわけですね。その辺は、なぜその時点でそういうコメントを流したのかということが全く私はちょっと理解に苦しむのですけれども、お答えいただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 国は、生活保護法には違反していると言っているのです。ただ、個々の事例のどこが違反しているかと言っているわけではない、そもそも入り口から間違えていたのだということです。私どもが主張したかったのは、だけれども現実問題としてお医者さんの指示が、検診結果があってそれを専門知識を持たない福祉事務所において、それとは異なる結論を現実問題として出せるのでしょうかということを訴えた。私も訴えました。しかし、そういう訴える過程においては、やっぱり厚生労働省の判断というものに対して意見を申し上げた、要請を申し上げたわけであります。だから、この過程においては私も私としての腹を決めておりません。場合によっては、実績報告書は提出することができないという選択肢も同時にありました。ただ、これは私自身が厚生労働省へ行く以前において法律家の皆さん方にもお会いをし、そしていろいろご意見もお伺いをして、その結果行って申し上げるべきことは申し上げたわけでありますけれども、これを崩すのは極めて難しい、むしろそのことによる被害、影響のほうが大きいのではないかというふうに判断をして、そういう今議会における行政報告をさせていただいた。初めから返還が唯一の道で、しかも自主的に、これは自主的にという議論はありますけれども、自主的に実績報告書を修正して出し直すというのが唯一の道であったかというところではないと。いろんな検討の結果、その道を選ばせていただいたということであります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 ご答弁を聞けば聞くほどちょっとわからなくなってしまうのですが、私はこの問題が発覚して、昨年の1回目の臨時議会の際に質問をさせていただいたのですが、私が当初から言っているのは、医師の診断というのはもう聖域ですと、つまりそれはもうだれも変えられないという主張なのです。ですから、むしろどれに近いかというと、私の当初からの主張は、その部分でいけば内部検証委員会の判断に近いのです。ですから、余計自分の中での整理がつかないわけで、そこに納得がいていないわけです、どうしても。そうしたら、こういうことでいいですか。内部検証、それは入り口論で否定されたことについては、極めて全く納得がいかない。ただ、上級官庁に従わなければならないと、最終的には、それ以外の選択肢はないのだと、こういう整理の仕方よろしいのですか。

○議長 市長。

○市長 厚生労働省は、純粹に生活保護法だけで判断するということを最初から言ってきました。そのとおりに生活保護法だけで判断したのでありましょう。私としては、荒木議員と同じ気持ちなのです。だから、そのことを訴えた。訴えたけれども、医師の判断の以前に福祉事務所として自主的に判断するべきであると、医師の診断があったとしても。そもそも札幌の医師の診断で、札幌に通わせるそもそも必要はなかったと、こういうことであります。それは、生活保護法でそういう判断をされた。したがって、私はいろんな手続はやっているけれども、それは不必要なことだったのだという当厚生労働省の判断ですから、個々の一つ一つがどこが適法でどこが違法であるかという議論ではないわけです。そもそも入り口から行われた以降のことは、その必要はなかったのだということでもあります。ですから、このことについて一つ一つの違法性、適法性ということを生生活保護法で判断していくことにならないのではないかと。ある意味で言えば、その後行われたものはすべて違法であるということかもしれません。しかし、一方ではこのことが刑法によっても、あるいは今住民訴訟によっても問われている、関係することではないかというふうに私は思っています。別な法律でどういう判断がなされていくのかというと、私はやっぱり医師の判断は重たいものがあるということを基本にして訴えていかなければいけないのではないかと、こういうことを申し上げているわけであります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次の件に移りたいというふうに思うのですが、もう一つ私がよくわからないのが新たな基金の創設の件なのです。ここでちょっと説明が足りないなというふうに後で反省をしたのですが、他の自治体においてこのようなケースはないと思うのですが、要するに何らかのものを国に返すための基金の設置というか、そういう設置事例はあるのかないのかをお聞きいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 他の自治体における設置事例ということでございますけれども、いろいろ探しましたと申しますか、いろいろ情報を調べましたけれども、把握はできませんでした。事例はないというふうに考えております。また、これほど多額に上る返還金が生じた事例で、かつ返還によって生じた財政収支不足額を公費以外で返還する例もないのではないかと認識はしております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 今回については、返還の命令ではないということですし、ただ会計検査院の検査に基づく返還命令というのは別に特別なことではないというふうに思うのです。それは、いろんなことがありますよね。補助金の目的外使用だとか、あるいは年数を経ないで施設を閉じてしまったとか、そういうことはあり得ると、今後もあり得るというふうに思うのですが、今後そういうことについても基金を創設して返すということにはならないというふうに思うのですけれども、今回のことが特別だということにすれば何が特別なのかということ、要するに基金をつくってまで何が特別なのかということ、ちょっと何が特別だということを明確にお話ししていただけますか。

○議長 長 市長。

○市長 長 ご質問のありましたように公共事業を適切にやらなかったとか、やった公共事業の耐用年数以前に壊してしまったとか、ほかの目的に利用したとか、こういう事例というのは全国にあるのだろうと。そのときに、それでは基金を設けて対応しているのかというと、そうではないというふうに思います。現実には滝川市においても返還を求められたことがあるわけでありますから、それはそれでは特定目的のための基金を設けてやっているかというのは、そうではありません。しかし、私は今回の事例は第三者委員会の検証結果においても明らかにされておりますけれども、やはり詐欺事件の温床となる、しかも極めて巨額の生活保護費が支給されたと、こういう極めて特殊な、ある意味ではどこにでもある事例ではない事例なのではないかと。そういう意味では返還をしていく、あるいはそれを補填していく、そういう枠組みはやっぱりある程度の透明性をもってやっていく必要があるのではないかと。そういうことから、基金を設けてやりたいという基本方針を出したわけであります。さまざま会計検査院の指摘に基づく返還命令というふうなものはあるというふうに思いますが、全国的にさまざまな話題になった、やっぱり今回は特殊な事例だという認識のもとでの判断であります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 この件について、もう一点だけ伺いますが、私の考えを言いますと特別な基金、同じ返済するのでも財政調整基金から立てかえて払う、そこに戻すための基金をつくる意味がわからないということなのです。つまり返済の枠組みがもし仮にできたと、そうしたら財政調整基金にその都度返せばいいのではないのかなと私は思うのです。つまり新たな基金をつくって、そこにずっと積み立てておくことによって、順次返せばそれも金利分も余計なものも必要なくなるという計算も成り立つわけで、だからなぜその基金をわざわざ……透明性というのは、よく目に見える形というのはよくわかりますが、ただ同じよく見える形にするのであれば、その都度毎月順次返還額を別に広報に掲載したり、ホームページで周知することは可能であるわけですから、そのことがよくわからないのです。

それと、もう一つ、ついでお伺いしますが、基金の名称を滝川再生基金、仮称ですが、この意味が全くわかりません。この生活保護詐欺事件と何の関連性があったのか。仮称ですから、後から名前を変えるのでしょうかけれども、この問題とこれがどう結びつくのか。さらには、結局財政調整基金に返すための返還の基金ですから、それとも結びつかない。私はですよ。なぜこういう（仮称）

滝川再生基金としたのか。これは、どうでもいいことと言えばどうでもいいことかもしれませんが、ちょっとデリカシーに欠けるのではないかと私は思います、正直。ですから、どうしてこういう仮称にしたのか、その意味を教えてください。

○議長 市長。

○市長 私は、やっぱり透明性ということにはこだわります。透明性が確保されるのだというふうに言うのであれば、必ずしも基金の設置に最後までこだわるつもりはありません。ただ、基金というのもやっぱり基本の考え方として一つの有力な透明性を確保する方法論であると、これが一番わかりやすいというふうに思って基本方針をつくっております。しかし、それ以外にでも市民の皆さん方に透明性を確保できる方法があるということであれば、それはこだわるものではありません。

それから、滝川再生基金と、デリカシーに欠けるというふうなご意見でございますけれども、これどういう名称がいいのかと、仮称とはいえ随分悩みつつ議論をして決めた名称であります。やはりここは今滝川市の大きな危機であるという認識に立って、この危機を脱する、職員一丸となって脱していくというやっぱり気構えが必要であると。それがどういう言葉なのかというと、やはり再生というイメージが近かったと。このことについて、デリカシーに欠けるというご批判があれば、それは甘んじて受けたというふうに思いますし、そしてこの基金のあり方というのは、今後どうしていくのかというのは慎重に検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後の項目に入りたいというふうに思います。4月22日の文化センターでの市民報告会において、市税を投入しないというふうに発言をされた。もちろんあの場で市税を投入しますとは言えないのですよね。それは、当然だというふうに思いますが、ただあそこで市税を投入しないと言ったからには、当然頭の中にどういう補填方法が想定されるのかというのは一つではないと思うのです、私は。そこで、ここの質問になるのですけれども、どういう方法を当時想定をされていたのかをお伺いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 これは、文化センターでの報告会のときもそういうご質問が出ました。そのときもお答え申し上げましたけれども、返還を求められると、そういうふうな段階で具体的な方法論については検討させてくださいということを申し上げました。私としては、何があったのか、そして今後再発防止のために何をやっていかなくてはいけないのか、そしてもし返還が求められた場合に、その基本の方針というものはどうしていくのか、これはやっぱり市民の皆さん方に説明をしなくてはいけない、もし返還が求められたときにはそのときに考えますということでは当然許されないことだというふうに思いましたので、返還が求められた場合の基本の考え方というものを表明させていただいた。私は、そういう表明なしに市民の理解、納得は全く得られないと、そして今現在もやはり市民の皆さん方の直接的に市税を投入しないということについて、この表明をしない限りは今も納得してくださっていないだろうというふうに思っています。そういう意味では、あのときの基本方針を出したということについては今も同じ考え方あります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これを最後にしたいというふうに思います。私は、市税を投入しないと言ったことを責めてはいません。当然だというふうに思います。ただ、私が申し上げたいのはこの3つ、いろんな関連で質問をさせていただいたのですが、つまり当時、4月22日、全額1億8,000万円相当が返還しなさいと言われることが確率としてあったわけで、何パーセントか。そうすると、当然市長、副市長あるいは関係者で補えるわけではないわけで、やっぱり最悪の場合を想定を常にしなければいけないのではないのかなと。そのことを念頭に入れて発言のタイミングだとか、そういうものを図るのが危機管理ではないのかという思いがあるから申し上げているのであって、ここ数点、1点、2点、3点、基金のことも含めて質問をさせていただきましたが、最後に、きのう、きょうと議長から余り関連以外のものという強く指導を受けておりますが、そういう危機管理の欠如あるいは職員との信頼関係が本当に構築されているのか、あるいはさまざまな想定をしない中での発言等、結局この問題に輪をかけていろんな問題を発生させてしまったという、ある意味責任は私はあるというふうに思います。ただ、何らかの形で打開をしていかなければいけないわけですから、この状況を打開するために市長としてどうすることが一番ベストだというふうな思いを持っておられるのか、そのことを最後にお伺いをして質問を終わりたいというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 職員の理解をよく求めて適切な対応をしていくこと、そのことをもって市民の皆さん方に理解をしていただくこと、その私の姿勢が問われているというふうに思っています。最善を尽くさせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめまして延会をしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会をいたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 5時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成20年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成20年12月17日（水）

午前10時02分 開 議

午後 5時15分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第 9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例

日程第 4 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 報告第11号 監査報告について

報告第12号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める要望意見書

意見書案第2号 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室統合計画の撤回を
求める要望意見書

追加日程第 1 決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督
権等の責任の調査に関する決議

日程第 7 請願第 6号 生活保護通院移送費不正支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権
等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願
書

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 （18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君
保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君	保 健 福 祉 部 参 事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	多 田 幸 秀 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	高 橋 一 昭 君	教 育 部 指 導 参 事	早 瀬 公 平 君
監 査 事 務 局 長	中 本 隆 之 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
病 院 事 務 部 参 事	居 林 俊 男 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	吉 井 裕 視 君
行 政 経 営 課 長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	山 本 信 子 君	書 記	寺 嶋 悟 君

開議 午前10時02分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。
では、酒井議員の発言を許します。酒井議員。
○酒井議員 おはようございます。日本共産党の酒井隆裕でございます。以下、通告の順に従いまして一般質問を行いたいと思います。

◎1、国民健康保険

1、子どもの資格証明書発行について

第1件目は、国民健康保険、子どもの資格証明書発行についてであります。国民健康保険税を滞納する世帯に発行される資格証明書について、札幌市は一律に18歳以下の子供には資格証明書を発行しないと発表いたしました。これは、厚生労働省が全国の自治体に対して子供の資格証明書の発行状況について調査を行い、これまで年齢による資格証明書の発行の差を認めなかったものを子供については一般被保険者と別の扱いをしても構わないということを示したことによるものであります。

さて、本市ではどうでしょうか。滝川市においては、2008年9月から義務教育以下の子供がいる世帯に対して資格証明書にかえて短期保険証を発行しています。こうした前進は評価するものでございます。しかしながら、私が求める今回の質問は、こうした滝川市自身のご努力に加えてさらに拡大するという意味で18歳以下の子供、言い換えれば札幌市の場合は高校生を想定したということでございますが、18歳以下の子供または高校生以下には資格証明書を発行しないように求めるものでございます。まず、この考えについてお考えを伺います。

○議長 長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。酒井議員の質問にご答弁申し上げます。

今国会に国民健康保険法の一部改正が提出されているところでございます。進捗状況につきましては、衆議院のほうは通りまして、今参議院のほうに上程、審議中という情報でございますが、国

民健康保険法の一部改正の内容につきましては、中学生以下の子供に対する緊急的対応という内容でございます。子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一部払いが困難である旨の申し出を行った場合には、速やかな短期被保険者証の交付に努めることが主な内容となっております。本市では、酒井議員の質問の中にもございましたとおり中学生以下の子供に対しては資格証明書ではなく短期被保険者証での対応を行ってきたところですが、今国会に子供への保険証の取り扱いについて先ほど言いました内容で提案されているところでございます。本市といたしましては、法案の成立に合わせまして、法律の内容に沿いまして関係要綱等の整備をする予定でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 現在の国会での審議を見守るというようなお話であったというふうに思っております。

そこで、先ほど要綱のほうに義務教育以下の者という部分については、これは法案が成立する、そうしたことを見ながら整理していくというようなご答弁だったというふうに思います。ぜひ法案成立前にでもこうした前進面、義務教育以下の者には資格証明書を発行しないということを明記すべきだと、私はこういうことについてはいち早く対応すべきだというふうに思っております。このことについて、所管の市民生活部長としてはどのように考えているのか再度お伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 現在行っております本市の中学生以下の子供に対する資格証ではなく短期被保険者証の扱いにつきましては、運用の中でこのような取り扱いをさせていただいているのが現状でございます。法制当局のほうとも協議させていただいているわけなのですが、今現在国会に上程されているということもございまして、法律が通りました後、関係要綱を整備したいというのが今現在の私どもの考えでございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 他の自治体では中学生以下、義務教育以下の子供に対してということで要綱に記したというところも数多くあります。ぜひこういう点で前進された部分については、国会の動向を見るのは当然ではありますが、それにかかわらずいち早く対応していただきたい、そういうふうに思います。

もう一度お伺いしますけれども、この中で現在18歳以下の国保被保険者数、それから資格証明書を発行されていればその被保険者数等、これについても発行されていれば示していただきたい。18歳以下の国保被保険者数は幾つになっているのかお伺いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 18歳以下の国保被保険者数、資格証明書が発行されている被保険者数ですが、11月末現在でございますが、18歳以下の加入者が1,097名でございます。資格証明書を交付している18歳以下の者については、中学生については短期証を交付していますので、2世帯、3名となっております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私が持っている資料は、ちょっと古い資料でありましたので、18歳以下での資格証明書の方というのはとらえてはいなかったのですけれども、ただいま伺いましたところ2世帯、3名ということで、これは言うならば18歳以下ということですから、恐らくは高校生の方が大多数ではないかなというふうに思っております。ご存じのとおり、高校生は多くは親などの支援がなければ、みずからの手で収入を得るということは極めて困難であります。また、そうした若年、仮にそうではなかったとしても極めて低い水準にあるというふうに思っております。ぜひこうした18歳以下、札幌では18歳未満でしょうけれども、こうした高校生を念頭に置いて滝川市において拡大するよう、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

◎2、保育制度

1、政府による保育制度改革について

それでは、次の質問に移ります。次は、保育制度についてでございます。今政府による保育制度改革が進行中でございます。10月30日、厚生労働省が保育所利用のあり方を大きく変える制度改革の原案を厚生労働省の諮問機関、社会保障審議会に提示いたしました。この中身では、直接契約制、最低基準の廃止、見直しなど公的保育制度を改悪する、こうした動きが強いものとなっております。はっきりとこうした方向、すなわち保育に市場原理を持ち込む、そうした考えを反対をするべきであるというふうに私は思っております。こうしたことにおいて、保育の本当に必要な子供が仮に保育サービスが利用できないということがあってはならないことではないかと思っております。滝川市子育て施策との関係も含めて、現在このような情報について所管としてどのようにとらえられているのか伺いを申し上げます。また、基本的な考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 おはようございます。ご質問にありましたように、今保育制度におきましては厚生労働省においてその議論がなされているようであります。利用者と従来の措置から直接契約というのもその一つでありますし、ご質問のありましたように最低基準を見直していくということについてもその対象になっているようであります。時代の変化に応じて制度というのは改善されていくべきだというふうに思いますが、問題はその利用者が便利に利用できる仕組みでなくてはいけません。入りたいところになかなか入れないとか、そういう状況があってははいけませんし、全国一律という最低基準もまたその地域に置かれている状況によって変わってくるのではないかと。従来の公立保育所に対する措置制度がなくなって、措置費がなくなって地方交付税に算入されるようになると。しかし、最低基準だけは全国一律で制限が加わっていると。こういうのもまた余り適切なことではない、地域に合った最低基準のあり方というのはやはりあるのではないかと。その時代、その時代に合った適切な保育所の運営が行われる、そのための改革が行われるということを期待しております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 地域に合った適切な運営ができるということであれば、問題ないというふうに恐らく

おとらえになっているのではないかなというふうに思っているのですけれども、社会保障審議会、消費者対策特別部会は16日に大筋に了承した改正案の中では、そうした前進面につながるようなことよりもむしろ自治体がこれまで担ってきた役割などを後退させるようなものが出てきている。それについて、例えば日本保育協会では法的責任の後退である、全国保育協議会では子供の発達を保障できる保証がないという形で反対意見を出しているわけであります。自治体において、こうした保育を守っていくというのは、やはり大事な役割であるというふうに私は思っております。今の新しい情報の中では、なかなかとらえ切れない部分があるというふうにも思っております。しかし、やはり滝川市内の中で例えば入所が困難になって保育所に入ることができなくなってしまう、そうしたことがあってはならないことだというふうに思っております。ぜひ所管としても情報を大きくつかんで、利用者の不利益にならないようにこうした情報について注意深く見ていただきたいなというふうに思っております。

◎3、青年等雇用

1、青年等の雇用を守る対策について

それでは、次の質問に移ります。次は、青年雇用について、項目として青年等の雇用を守る対策についてと書いております。ここで伺いたかったことは何か。実は私、毎年のように青年雇用について一般質問や、また予算、決算などで質問をいたしております。その中で、特に青年に限って質問をすることが多かったわけでありますけれども、現在ご承知のとおり青年に限らず、数多くの労働者の方が非常に困難な状況になっている。本州のほうでは、それが顕著であるそうであります。そこで、この中で滝川市の青年等の雇用実態についてお伺いをするものでございます。ここで伺うのは、数字がどうこうということではないのです。滝川市としてどうやってつかんでいくのか、いこうとしているのか、それからハローワークとどう手を取り合ってやっていくのかがわかるような答弁であれば幸いです。

まず、非正規雇用の実態についてお伺いします。可能であれば、人数及び比率などについてお示しください。

また、青年の雇用状況についてお伺いをいたします。さらに、高校、短期大学での就職状況についてお伺いをいたします。

最後に、滝川市としての雇用確保の取り組みや事業所への指導等の対応についてお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 数字については所管からご答弁を申し上げますが、若年層に限らず、あらゆる世代で雇用環境が悪化をしております。滝川管内で、10月のデータでございますが、有効求人倍率は0.44、前年同月比0.08ポイントの減少ということでございます。また、きょうの新聞報道もありましたけれども、雇用環境はさらに悪化が予想されるという状況でありますので、私どもはハローワーク滝川と頻繁に情報収集を行って、そして商工会議所、商工会あるいは市内の高校、そういう皆さん方にも必要に応じてお集まりいただいて情報交換をして、そしてその状況に応じた対応策

を考えていくと、こういうことをやりたいというふうに思っております。

求職は非常に多いという状況がありますので、私どもも従来から市役所ロビーに求人情報提供の専用ボックスなんかを置いてはいますが、ぜひここなんかもご利用いただきたいというふうに思っておりますし、一方雇用のための能力、技術の向上を図っていくための訓練施設、スキルアップセンター空知でもいろんなことをやっておりますから、こういう面ではPRもしたいというふうに思いますし、そういう情報も市民の皆さん方はぜひ十分ごらんをいただいて、有効なものについては対応していただきたい。そういう現状の情報というものは有効に活用していただきたいというふうに思いますが、極めて厳しい状況が想定されますので、先ほど申し上げたような対応をしたいというふうに思っております。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 私のほうから非正規雇用の実態、人数、比率についてまずお答えを申し上げたいというふうに思っております。

この数字につきましては、滝川市で隔年実施、1年ごとに実施をしております滝川市労働事情調査で把握をしているところであります。今年度実施をするところであります。現在につきましては、18年度の調査によりますと2,198事業所中、調査対象は320事業所、うち218事業所が回答、回答率68.1パーセント、4,487人の労働者のうち非正規雇用人数は1,241人、比率につきましては27.6パーセントということになってございます。

高校、短大の就職状況であります。平成21年3月の滝川市内新規学卒者の就職内定状況であります。高校におきましては就職希望者115名中、就職内定者99名、内定率86.1パーセント、短大につきましては就職希望者83名中、就職内定者29名、内定率34.9パーセント、滝川市内就職者の割合につきましては高校で16.2パーセント、短大で6.9パーセントとなっております。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 非正規雇用について示されたわけではありますが、17日の地元紙にでっかく載っているとおり滝川職安に新規求職者が急増しているという形で出ております。本当にゆゆしき事態であるというふうに思っております。以前の資料では、こうした大企業による影響について、本州のほうでは3万数千人、本道では300人ぐらいだと思うのですが、350人だったかな。そのぐらいだと思うのですが、実際の数字を追っていったら滝川に戻ってこられている方々、そういう方も含めればかなりの人数がこの滝川市も含めているのではないかなというふうに思っております。ぜひこうした調査もハローワークと連携をとってやっていただきたい、そういうふうに思っております。

それで、高校や短期大学の就職状況についてであります。高校では、さすがに内定取り消しというのは聞いたことはありません。もともとの就職を決めることで、決まったものが取り消されるというのは聞いたことがないのですけれども、文系の大学などでは内定取り消しなんかというのはこのごろ目立ってきているようであります。こうした情報などをつかむということも大事なという

ふうに思うのですけれども、そうしたことについて努力していくお考えがあるのかどうかお伺いします。

それから、先ほど情報ボックスのお話がありました。私も議会などで来庁をするたびにあそこをのぞくのです。中身を見たら、やっぱり正社員は少ないです。資格ある方、そうではないとなかなか勤められないものばかりです。金額的にもそれほど多くとは言えない。男女構わず募集しているのですけれども、どう見ても仕事の内容を見ると女性しかとってくれないのではないかなと思えるものもあります。ですから、そういうものも含めて滝川市の労働環境、ハローワーク滝川としても今の0.44という極めて低い数字ですよね。本当に仕事を探して、どんな仕事でも構わないからという形で仕事を探してもそういった数字なのです。ぜひそういった実態も踏まえて、この情報交換を市長はやりたいというふうにお話しされましたので、この情報交換を通して少しでもよい知恵を出していただきたい。そのために私たちも奮闘したいというふうに思っております。

◎4、新タッグ計画

- 1、低所得者祭壇費助成事業の廃止について
- 2、児童館のあり方について

それでは、次の質問に移ります。新タッグ計画についてでございます。低所得者祭壇費助成事業の廃止についてであります。この事業についてでありますけれども、生活保護世帯、70歳以上の独居、母子世帯の非課税者が対象となるもので、8万円の35パーセントが負担となるものでございます。しかしながら、所管での説明では近年の利用状況がほとんどない、またセレモニー会館等のパック利用が多いことから事業廃止を検討ということでございます。しかし、利用状況がほとんどないのには周知不足もあるのではないのでしょうか。また、セレモニー会館、一般のそうした民間の葬儀会館を利用できる方というのは、一程度身寄りがあって葬儀代が払える方だけなのです。今孤独死が社会問題化しております。こうした孤独死になっている方というのは、当然身寄りがない方でありますから、どうなるかといいますとそのまま残念ながら焼かれてしまう。今こうした問題がある中、せめて最後のセレモニーぐらいは受けさせてあげたいではないですか。見直し項目として挙げなくてもよいのではないかというふうに思います。お考えを伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の低所得者祭壇費助成事業の廃止につきましては、議員さんのおっしゃられたとおり新タッグ計画の見直し方針として単独事業の見直し、これに沿った提案を特別委員会に説明をさせていただいたところであります。セレモニー会館等のパック利用が多いと、これは特別委員会等でもご説明をしたところでありますが、これによって近年事業の利用がゼロであるということで分析をしたことをご説明したところであります。正直申し上げまして、道内の市もいろいろ調べました。そういう中で、同様の事業を実施しているところは調べた結果ございません。我々としては、やっぱり利用の関係、実績の関係でやはり少なくなってきたものにつきましては検討を進めていく必要があると考えてございます。

また、周知不足ということもご指摘をいただいたところですが、葬儀を取り扱う業者さんにつ

ましては、このことについては十分承知をしているところで、いわゆる当事者と葬儀屋さんとの中でそういうことも当然相談されている中ではありますが、平成18年度、19年度とゼロ件ということもございます。単独事業見直しの中で検討をしているところでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 ご理解とご協力をというふうに申された。私は、すごく残念に思います。今滝川市の財政は大変だと、だからタッグ計画を行っている、なおそのための財源としてやられているわけがあります。しかし、とるべきところが僕は間違っているのではないかなというふうに思っております。この中で、タッグ計画の中で1年間の削減効果、効果金額、幾らだと見ているのでしょうか、お伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 金額的には少額であります、1件2万8,000円でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 2万8,000円なのです、市の負担をしなければならないというのは。2万8,000円のためにこの制度をなくしてしまうなんていうのは、滝川市にとってやっぱり汚点を残しますよ。ぜひ再検討していただいて、1年間に利用が1件ぐらいしかなくても残していく、これが人の道ではないですか。ぜひ再考していただくよう強く望むものでございます。

次に、児童館のあり方についてお伺いいたします。児童館のあり方については、館の体制でありますとか、さまざまな見直し、改善、またそれに伴う後退などもとられていることは議員の皆さんもご承知のとおりだというふうに思います。その中で、09年度からスタートすると検討されます日曜日、祝日の休館であります。これについて、基本的な考えをまずお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 さきのご質問にも関連をいたしますけれども、なぜ行財政改革をやらなくてはいけないのかという基本のところに関連をいたしますので、申し上げたいというふうに思いますが、お金が足りないから削るのだと。財政改革の面では、そういう部分も確かにあります。ただ、行財政改革の基本は、今行っている行政サービスがみんないいと思ってやってきたわけですから。みんないいと思ってやってきたのだけれども、今の現下の情勢に照らし合わせるならば優先性というものを考えなくてはいけない、あるいは時代的に陳腐化したものが出てきたとすると、それは再編しなくてはいけない、行政の仕組みとして仕事のやり方が不適切なところはそれを改革していかなくてはいけない、そういうことが基本であります。したがって、すべての面について今までの行政サービスがそのとおり行われていくのかということ決してそうではない。これは、酒井議員もご理解をいただけるのではないかとこのように思います。そして、新たな行政需要はどんどん出てくるわけがあります。この行政需要に限られた予算の中で、どう対応していくのかという総合的な判断が求められているわけがあります。

児童館についてでございますけれども、日曜、祝日を開館しているというのは一体道内でどの程度あるだろうかということ調査をいたしましたけれども、私どもの知り得る資料に基づくデータ

によりますとほんの数カ所なのです。数カ市町村です。それでも滝川はやるのだという選択もきつとあるというふうに思いますが、しかし平日に比べて半分以下です、日曜、祝日というのは。しかも、滝川の児童館というのは全道的にも数からいって11館あるわけでありますから、小学校に1館以上あるという地域は全道的に見てもほとんどありません。そういう児童館対策としては進んできましたけれども、今この状況の中で事業のあり方というものを考えますと、やはり費用対効果ということも考えなくてはいけないというふうに思いますし、願わくばやはり土曜、祝日、できる限り家庭において家族団らんの日を暮らしてほしいものだというふうな期待も持ったこのように提案であります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどの質問の中でもご答弁がありましたので、これについてもちょっとお伺いしたいと思うのですが、陳腐化しているものについては見直していく、それは私も納得できるものです。しかし、今私が挙げましたこうした低所得者祭壇費は陳腐化しているからというわけではないですね。他の市町村がやっていない、言いかえれば先進的なものであって、滝川市がそれが維持できなくなったからやめていくのだというふうに私は理解したわけでありますけれども、そうではなくて、もともとの金額の問題ではありませんけれども、挙げるべきではないというふうに私は申し上げたわけであります。そうした点では、それは市長は行政サービスがこうした先進的に行われていることであっても、ほかのところはやっていないのだから、横並びでやらないという形で問題ないだろうというふうにお考えになっているというふうに理解してよろしいのかどうか。決してそうではないと思います。

この児童館のあり方についても同様なのです。おっしゃるとおり数カ所しかない。言いかえれば先進的であります。先ほど児童館の箇所数について述べられましたけれども、これについては特別委員会等でさらなる議論が必要な条項でありますので、ここではお伺いしません。ただ、この日曜、祝日利用についての分析であります。先ほど場所によって2分の1、3分の1になっていると言われた。確かに特別委員会に出されました追加資料を見ますと、そういった施設もあるわけです。これは、削減といいますか、集約に上げられていない部分の児童館は3分の1とか2分の1なのです。逆にそうではないところ、今タッグ計画の中で、新タッグの中で、特別委員会の中で審議されている中の児童館では2分の1ではないのですよね。どこも2分の1ではないのです。残るところは3分の1、2分の1です。

それから、これについて、もう時間もないので、余り詳しくは述べませんが、特別委員会の中で子育て応援課長が七、八割方はご理解を得たと考えているというふうにおっしゃっていたのです。しかし、その後のまちづくり懇談会や、また市民の声などを聞いてみると必ずしもそうではないのです。来年度から、09年度からこういうのがスタートするというのを今滝川市は計画しているということが知らされると、いや、それは困るのではないかという形でなかなか理解はされていないというふうに思うのです。もちろんこの問題についても特別委員会、まだ期間もありますので、十分審議していかなければならないと思っていますけれども、私としてはこの日曜日、祝日の休館については来年度スタートということではなくて、もう少し時間をかけてゆっくりと話し合

うべきだというふうに思っておりますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 今行われている施策をやめるということになれば、やはり反対論というのは必ずあるのではないのでしょうか。しかし、私はだからといって、それではこういう課題があるということに手を染めないのかというと、それではいけないと。皆さん方には利用の実態、全道の状況、そしてその効果等をお示しをして、そしてそのサービスの水準について適正なご判断をいただくと、そういうことが必要だというふうに思ってお提案を申し上げているわけであります。十分ご議論を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 酒井議員。

◎5、市民生活

1、滝川市安全・安心地域づくり条例案（仮称）について

○酒井議員 それでは、時間も大分押してきましたので、次に移りますが、次は市民生活、滝川市安全・安心地域づくり条例案（仮称）について伺いを申し上げます。

この条例案は、策定市民会議によりまして検討、協議がなされました。それを受けて市長に提案がなされました。滝川市では、来年4月施行に向けて準備を進めて、現在パブリックコメントとして26日まで意見を募集しているところでございます。しかしながら、具体的にこれがどういったものかよくわからない、そうした声、さらに条例そのものの必要性に疑問を持つ声も少なくありません。本条例案の基本的な考えを伺うものでございます。

○議長 市長。

○市長 安全・安心条例、北海道もつくり、北海道からも早く滝川市もつくってくださいという話もあり、したがって条例づくりのための市民の策定市民会議の折にこういうお願いをいたしました。条例作成という意味では後進地域ですと。しかし、私どもとしてはさまざまな課題がある。したがって、先発後進地域でなくて、後進であるけれども、先進的な取り組みがなされるような、そんなことを考えたいと。ぜひとも皆さん方の知恵を集めたご論議をいただきたいというお願いを申し上げました。

そういう中で、幾つかの基本理念を示していただきました。1つは、関係行政機関等と十分な連携をして安心、安全なまちづくりをしていくことと。そういう意味では、市民委員会は必ずしも関係行政機関、協力が十分でないところがあるのではないかという問題意識に基づいての基本理念だというふうに思いますけれども、私はやはり関係行政機関がしっかりと連携を持って体制をしいていくということが重要だというふうに思います。

それから、みずから防ぐ、みずから守る、こういう意識を高めて活動をしていくことが必要であるというのが2つ目であります。過日のまちづくり懇談会でも出ました。いろんなところで不審者が出てくると。これに対して、子供を守るためにはどうしたらいいかというご意見でございまして、行政でももう少し力を入れてほしいという話がありました。私は、そのときに地域の皆さん方とぜひ土俵をつくりましょうと。全市的にくまなくいつでも高いレベルの水準でそれが確保できるとい

うことでは、それができればいいのですけれども、なかなかそうはいかないとすると、基礎的なことはしっかりやると。しかし、時間であるとか、地域であるとか、そういう場合にはやっぱりその対応が必要であって、これはやはり私どもだけでなく地域 皆さん方と一緒にやってやらないとできないことだと、ぜひともその土俵をつくりましょうということでやろうということになりました。私は、行政がやらなくてはならぬことは、しっかりやらなくてはいけないと。しかし、みずから防ぐ、みずから守るというこの策定市民会議が基本理念に掲げた、そういうことはやっぱり重視してやらなくてはいけないと思います。

3つ目、子供から高齢者まで無理なく継続して取り組める、そのことによって災害を未然に防止できるというようなことについて取り組んでいく必要があるのではないかと。そういう意味での市、市民、事業者及び地域活動団体との協力というのが3つ目の中身であります。私はやはりこういう面については条例としてその理念をしっかり掲げて、しかもその理念だけでは実現できませんから、この条例に基づいて具体的な活動計画をどう定めていってその実効性を担保していくのか、そういうことが必要であろうと。私どもは、やはり地方分権の時代、法律が定まっていれば条例は必要ないのだという時代ではもうなくなったと。したがって、必要な条例は条例としてつくっていく。そして、その中で基本の行政的な活動指針も定めていくと、そういうことがこれから求められていくというふうに思っています。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 本当は、このことについて余り私の持論を言うつもりはなかったのですけれども、市長のほうがかかり言われておりましたので、このことについても再質問を少しさせていただきたいなと思っております。

まず、この中身について読まれた方、反対する方はほとんどいらっしゃらないのではないのでしょうか。ごくごく当たり前の中身であります。ごくごく当たり前の中身だけれども、条例案にしなければならない理由について所管はどのようにおっしゃっていたか。横のつながり、また市民独自が行う、そういった自主的取り組み、こういうものを推進していくためにはやはり条例にしていくことが必要なのだと、このようにお話ししておられました。しかし、先ほど市長のほうから言われました道もつくり、道からつくってくださいとのお話があったと。道は、どこから言われているのでしょうかね。北海道は、どこから言われているのでしょうか、つくってくださいと。実は、北海道も独自につくったわけではないのです。滝川市の中身は全然違うものではありますけれども、これは全国の自治体で行われているものであります。その点で、先ほど市長が言われた後発だけれども、先進の条例を目指すということにつながるというふうに思っております。

この安心条例というので、最後の部分はほとんど一緒だというふうに思うのですけれども、地域によって名前が異なります。暮らし条例、暮らし安全条例のところもあるし、何々を守る安全条例であるとか、さまざまな名前がある。だけれども、根っこの部分は一緒なのです。これは警察のほうで、生活安全局のほうから随分昔に都道府県にあてて通知がされた。その要請に基づいて都道府県が設置をした。そして、道のほうが各自治体にお願いをして、つくりませんかという形でやりました。それが実態であります。でも、その中でさまざまな問題点が出てきたのです。この条例では

ありませんけれども、別の自治体では、例えば本当に安心、安全というのだったら防災を入れるべきではないのか、では防災対策は何なののかとかという話になったりとか、結構ごっちゃになってきてしまっている。それで、ある程度整理をされて今に至っているというのが実態ではないかなというふうに思っております。

私は、この点について何これ言うつもりはないのです。ただ、1点だけ確認しておきたい。個人のプライバシーを守るという点では、この条例案では記されていないというふうに思います。個人のプライバシーを侵すことがないというような文章、またそういうことについては記されているのかどうかお伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 今安心、安全が脅かされていないのかというと、どうでしょうか。ますますいろんな状況があって、安心、安全が脅かされつつあるのが実態ではないでしょうか。もう信じられないような状況が日々起きている。やっぱり安全というのは、なかなかこれ定義すると難しいですけども、どちらかといえば安全というのは基準的なものであって、安心というのは感ずるものだというふうに思うのです。安全であっても市民の皆さん方は安心と思っていないかもしれない、そこら辺に案外行政の考え方と市民の考え方とのそごがあるかもしれない。なかなか安心、安全という言葉は意味の深い言葉だなというふうに思いますけれども、私はそれが脅かされているためにやはり今こそつくらなくてはいけないという問題意識を持って、提案しようということで今策定作業を進めているものであります。

それと、プライバシーということがどういう面でご心配なさっているのかわかりませんが、犯罪を取り締まるということが目的でつくっていく条例ではないと、こういうことは申し上げておきたいというふうに思います。

なお、具体的にプライバシーのことについて条例案に入っているのかどうかというのは所管からお答え申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今提案させていただきました条例案につきましては、プライバシーという文言等はございません。ただ、条例をうたった中の趣旨または規範意識というようなことで、市民会議の中で説明をさせていただいたのは社会一般のルールやマナーを守ることの大切さを認識すると、これは市民の責務の中でそのような説明をさせていただいているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 時間も迫っているのですが、ちょっと市長がかなり別な話をしたので、ちょっと聞かざるを得ないのですが、市民の安心、安全が脅かされていないのかと、それを守るのがそうした市としての責務ではないのかという、そういうような形で私は受け取ったのですが、そもそも市民の安心、安全を守るのはやはり国や自治体であり、そして警察なのですよ、まず犯罪を取り締まるものって。その点、先ほど犯罪を取り締まるものではないというのは当然のことなのです。ただ、自分をみずから守り、みずから行うというような話をしました。先ほど不審者とか、そういったこともありましたけれども、なぜここでプライバシーの話を出したかという、

こうした条例を用いて大都市圏などでは監視カメラなどをつけることが行われています。今監視社会というものが言われている。

それから、この中で言われているのは、地元の警察官が情報収集を行うことが非常に困難な世の中になってきたということから、未然に情報をつかむためにこうした団体とのつながりも持ちたいということが一番の趣旨であったと私は伺っております。今その点で、こうした条例案を策定された市民会議の皆さん、それからパトロールなどを行っている、巡回などを行っている、そうした自主的に行っている組織の皆さんを批判するつもりは毛頭ないのです。ただ、この中に先ほど部長が言われましたとおりプライバシーについては述べられていないのです。責務で必要な情報を提供しなければならないということばかりなのです。それだけではなくて、こうした個人のプライバシーは尊重されなければならないという文言を追加するべきです。追加することに全く問題はないというふうに思うのです。中身自体は、そんなに私は悪いものだとは思っていない。ひどい自治体だと生活安全局が出した資料そのままのようなものもあったりします。でも、滝川市の場合は全然違うのです。消費者安全とか、よい項目も加えられているのです。その点で、市民会議の皆さんもよくご苦勞をされた、また所管の皆さんもご苦勞をされたなというふうに思っています。だからこそ、こうしたことについてこだわってお話ししています。このことについて、再度伺います。

○議長 市長。

○市長 一定の評価をいただいたのかなというふうに感じさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように犯罪を取り締まるということが目的の条例ではありません。そういうことではありますけれども、プライバシーは確保しなくてはいけませんから、それはこの条例の中で書くべきことなのか、そうではないのか、それは検討をいたします。

○議長 長 酒井議員。

◎6、会計検査院・厚生労働省の返還命令

1、返還の考え方について

○酒井議員 それでは、最後の質問に移ります。生活保護不正問題についてであります。会計検査院・厚生労働省の返還命令について、返還の考え方について伺います。

副市長は、公職選挙法に縛られませんので、私費による返還には問題ないものと考えます。責任の重さの順番としても監査委員が調査を始めることを2月に聞き、調査結果を6月に受けた当事者であります。さらに、6月時点で供託も考えたとおっしゃったように事件性を認識しながら打つべき手を打たなかった責任は重大です。清水雅人議員が全員協議会で発言した副市長がまず私費で相当額を返還するべき、こういった質疑に対して住民訴訟裁判、この結果には従いますと、このように答弁いたしました。

ここで伺います。市長は、副市長が給与以外の返還をする必要がないと考えているとするならば市民の理解は得られないものと考えます。市長の考えを伺うものです。

続いて、2番目もあわせて伺います。次は、市長自身の返還問題です。市長は、最大の責任がありながら、現職にとどまる限り減額給与分しか返還できません。退職後に私財で相当額を負担する

考えについて伺います。

○議長 市長。

○市長 副市長の責任ということについては、既に処分として行われた中身があり、そして今後返還に伴う、これは議会の議決が今後必要でありますけれども、返還する場合の補填策ということで給与の減額条例を今議会に提案しているところでもあります。私は、やはりこういう中で責任を果たしていくべきだというふうに思います。それを超えるものというのは、今議会でも副市長が答弁に立ちましたけれども、副市長の考えを私は尊重していきます。

それと、私に関するご質問でございますけれども、私はこの補填について今後とも真摯に考えていくと、当然条例提案をするものを含めてであります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 責任という点では、今後の部分で行われるからという話で、尊重したいというお話でありましたけれども、私がまずお伺いしたいのは、副市長の責任というのは重たいものだというふうに考えております。副市長は供託も考えた、6月時点で。そういうふうに答弁されておりました。しかしながら、供託は考えられない、これが弁護士によって判断された。供託まで検討されたのに副市長が動かなかったというのは、私は重大な過失だというふうに思っております。実際のこうした供託について、できないとした根拠はどういったものだったのでしょうか。そして、そのときにどうしてそういった動かなかったものがあったのでしょうか、それについて伺います。

○議長 副市長。

○副市長 何度もお話ししているように、まず調査権を所として行使してくれということを前提に言いました。最大限行使してくれと。その中で、所管から出てきたのは道の監査結果、それから医師の判断によるということで、そこで所管からの話があった中で最大限行使してくれという点です。ただし、相手からそれをとめるとなると、裁判を含めて起こされたら勝てないという所管の意見もありました。そこで、意思としてこちら側の調査結果が出るまでの間、払う意思はあるということでこちらの……払う意思というか、供託は意思をもって調査が終わるまでそういう保全をしていくという意味で、そういう供託ということがとれないのかということで弁護士にちょっと相談してくれと。弁護士は、供託法の中ではそれぞれ法律があってできる範囲、供託ができる範囲というのは各法律で定められているので、この件に関してはできないということでの報告が所管からありました。

以上です。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどのところで、もしやめれば裁判を起こされたら負けるという話がありましたよね。これの根拠はどこにあるのでしょうか。一体だれが言ったのですか。

○議長 副市長。

○副市長 内部検証委員会の中で明記、32ページでしてありますけれども、北海道の事務監査において事務処理上問題なく、制度上、法律上も問題ないとされており、また主治医が札幌の病院での受診が適当であると認められている以上、もし札幌への通院を認めず、不服申し立てや裁判を起

こされたとしたら市側は負けるものと考えられ、現状では現在の治療を認めざるを得ないと考えられるとの助言を受けているということで、これについては福祉のほうからありました。それは、私の受け取りとしては道の監査の中での相談の中でそういう話があったということを伺っています。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員は発言しないでください。酒井議員。

○酒井議員 職名でお答えください。だれの判断で、先ほど道と言いましたけれども、道の監査の中で言われていて、それについて裏づけはとられたのかどうなのか伺います。

(何事か言う声あり)

○議 長 副市長。

○副 市 長 道の判断ということで聞いておりますので、道のだれだれの判断だという職名までは今確認いたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 今調整中ですので、私語は慎んでください。質問についても会派内で調整をしていただいて、同僚議員の質疑に対して横から口を挟まないこと、いいですか。保健福祉部長。

○保健福祉部長 道の監査の中でのそういう見解をいただいたのですが、これは記録の中では道の事務監査の確認事項ということで、道の職員自体のことについてはちょっとこのケース記録に記載されておりません。道の監査であることは間違いございません。

(何事か言う声あり)

○議 長 はい、どうぞ。

○保健福祉部長 職名は主査ということでございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 そうしたら、先ほどありましたけれども、医師からということではない、しかも弁護士に確認したこともないということで確認してよろしいのでしょうか。根拠として私は伺いました。道の監査がどうのこうのという話もありましたけれども、弁護士にこうしたことについては本当にそうなのかどうかと確認されたのかどうか聞いているのです。法的根拠は何なのだという話です。

○議 長 副市長。

○副 市 長 ちょっと言っている意味が理解できないのですが、私が所管から報告を受けたときに市が不服申し立てを断ち切ると負けるよということも含めて報告が監査の中であつたということを受けたので、では調査権を最大に行使してくれと。初めて22日、時系列を含めて見たわけですから、所として調査権を行使してくれと、そして負けるよという話もあつた。その中で、調査が終わるまで一部私もそれを覆す、停止せいだとかということには至らなかったのだけれども、停止をできる条例か何かに違反しているということで含めて、保護法上とめるかどうかというのは、先ほど言ったそういう理由から次を認めざるを得ないというような状況下、説明はあつたけれども、私としては一たん……そのときに法律がすべて私の頭の中にあつたわけではありません。こちらのほうとして調査が行使していて、調査結果が出るまでの間に供託という方法論がないのかということでの話であります。それを弁護士に相談してくれと。そうすると、弁護士は所管を通じてきたのが法

律上を含めて、それは供託法というのはできる範囲とこういう事例で、こういう事例でということ
で明確にあるから、そこではこの件については供託は無理ですという話が私としては報告を受けた
ということです。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私が伺いたかったのは、その裁判に負けるといったことの裏をとったのかということ
なのです。副市長は、そうではなくてその後の話をされましたけれども。

○議 長 副市長。

○副市長 裏はとっていません。所管からの報告をそう受けたということです。

○酒井議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議長のお許しが出ましたので、無所属女性の会、窪之内美知代です。通
告に沿って質問を行いたいと思います。私の質問も前段の方が質問をした件とダブる面もあります。
そうした同様の質問をした方の答弁を踏まえ、省けるものは省いていきたいというふうに考えてい
ます。今定例会でもやはり何度も答弁し、何度も解明された事柄を同じような観点で何度もやると
いうことが果たしていいのかということを私自身も疑問に感じます。そうした意味では、私自身も
そういうことがないような形で……

（「議長、議事進行」と言う声あり）

○窪之内議員 質問をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 ただいま窪之内議員が発言された解明された事項を何度も繰り返したという部分につ
いては、私が質問をしたことについての趣旨が伝わっていなかった部分において繰り返し答弁され
たものであり……

○窪之内議員 私、酒井さんと言った覚えはないです、全然。そういうこと……

○酒井議員 そのように考えておりますが、ただいまの繰り返しやるといようなことは削除して
いただきたいと思います。

○窪之内議員 私は、酒井議員の質問……

○議 長 ちょっとお待ちください。休憩します。

休憩 午前１１時１６分

再開 午前１１時１７分

○議 長 再開をいたします。

今の酒井議員の発言について、窪之内議員からコメントございますか。

○窪之内議員 私は、酒井議員を侮辱するとか、個別の名称は出していません。きのうからの質疑
も踏まえて、今まで全員協議会または委員会または臨時会、本会議等で同様の質問、同様の答弁が

行われた、そういったケースの質問もあったというふうに私は理解しています。そういう私の理解が間違っているということであれば、それはどこかで精査していただく必要もあるのかもしれないですけども、私はそういうふうに感じたので、私がそういうふうにならないようにしたいというふうに私は言ったつもりであり、そういう人たちを非難した言葉を言ったということではないというふうに私は思っています。

○議 長 酒井議員、今窪之内議員が発言されたような意図でありますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○酒井議員 わかりました。

○議 長 では、質問を続けてください。

◎ 1、生活保護費詐欺事件

1、会計検査院および国の判断と市の責任について

2、国への返還、およびその財源確保について

○窪之内議員 それでは、第1項目め、生活保護費詐欺事件についての質問です。きのうからこの質問は続いています。私の質問は、そういう中でも違う点の質問を第一に上げておりますので、ご答弁願いたいというふうに思っています。

会計検査院も厚生労働省も通院移送費全額を不正な支出と認定したわけですが、支出した市の責任のとり方についてですが、厚生労働省からどのような指導が行われたのかということで、その厚生労働省との話し合いのペーパーはいただいています。その支出、補助金の修正実績報告書を提出し、それに基づいた返還金を行うということだけで、このほかに何らかのペナルティーがかけられるとか、あるいは修正実績報告書とともに始末書的なものの提出を求められているといったことがないのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 厚生労働省からは、あれ以外のことについての話は一切ありません。別にペナルティーがあるのかというご心配ですけども、私はそういうものはないというふうに思っています。ただ、国ではないですけども、北海道が監査いたしましたから、生活保護法施行事務監査、これにかかわる改善措置報告書というものを北海道に上げてあります。それは、福祉事務所長から知事に報告をしているものでありますが、第三者委員会の検証結果を踏まえて上げてあります。その中には、再発防止策を含めてさまざまな対応を書いて北海道に報告してあると。恐らく北海道は、厚生労働省にその報告書は渡しているのではないかなというふうに思います。だからといってペナルティーがあったとか、そういうものではなくて、報告に基づいて滝川市が着実にやっているのかどうかということは、北海道はチェックしてくるというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 簡単に、それでは補助金の修正実績報告書というのは全くペーパー1枚的なもので、先ほど言ったそれがどうして発生したのかとか、不正だということなので、会社でいえば始末書的なものを求められているということではないと。修正実績報告書というのはどういうものなのでし

ようか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 改めて実績報告書を訂正して再提出するということでございます。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 いろんな扶助の実績を数字で訂正して再提出するということでございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 文書的なものはないということだと思います。その変わった数字を提出するだけだということで、そういった措置しかされないのだなというのが、これだけ多額の不正支出だと認めた国がそれだけで、そういった行政指導だけで済むのかなというのは、正直私としてはいいのかなというような疑問はありますが、この質問は終わります。

次ですが、国への返還については来年の3月末、年度末に財政調整基金を財源として行うとされています。私は、市長は税金での返還はないと明言されてきたことから財政調整基金から返還を行う上では、その財政調整基金の補填がどんなふうに行われるのか、いつまでに補填がこういう形でこういうところから行われるということが明確にされるということが返還の前提だというふうに考えますが、市長の見解を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 実績報告書を提出し直して、そうすれば返還命令が来るということになりますが、この命令はだれに来るかというところ、滝川市に来るわけでありまして。したがって、この返還命令に基づいて滝川市は対応しなくてはならないということになります。この補填策というのは、滝川市内部の問題であります。この内部の問題も私はちゃんと明確にしなくてはならないというふうに思いますが、国が滝川市に対して返還を求めてくると滝川市がそれをどう補填するかという滝川市内部の問題と、これはやはり切り離して物事を考えなくてはならない。しかし、限りなくその時期が一致することが望ましいと、その最善の努力をするつもりであります。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 次の質問とも関連しますので、第2要旨の職員給与削減のことについてお聞きします。職員給与削減については、難航が予想されるというふうに私は思っています。その職員給与は、報道によりますと話し合いのテーブルに着く上での前提条件が市長が考えている方針と違うのではという認識もあります。この事件における職員給与削減も新タッグ計画における職員給与の削減も、どちらもその具体的なパーセントとか時期とか金額とかといったものが示されていません。

そこで、職員への説明を6カ所ですか、で行われているということはお伺いしていますが、予想される職員組合との話し合いの困難さというふうにも考えていますけれども、その職員給与削減計画の詳細、また職員説明会において出された意見とその対応、また理解を得るため今後の市長の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 関係者による最大限の補填財源の確保、それを基礎に置きながら、相当多額でありますから、それに至らない多額の財源について職員の皆さん方に組織的な対応として協力をお願いを

したいというお願いをいたしております。これは、前代未聞のことでもありますし、極めて厳しい市長としてのお願いであります。したがって、職員の皆さん方もいろいろ今ご意見をいただいているところであり、どういう形で組織的にご協力をいただけるのかというその内容について、今一生懸命組織的なまずはご協力をお願いしたいということで、ご理解をいただくための説明会を開いている段階であります。私は、さまざまなご意見が現実に出てきております。この現実にはさまざまな出てきたご意見を踏まえて、どういう具体提案をさせていただけるか、そのことをまずは次の段階で考えなくてはならないと、今は組織的な対応のご協力をお願いをしているという段階であります。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 新タッグ計画の職員給与削減も含めてあるわけで、まず1点目は出されてきている職員からの意見というのは、協力しますよという意見も出されているし、協力したくないという意見も出されているのだと思うのですけれども、特徴的な意見、何点かについて、またそれに対して市長はどういった答弁をされたのかお伺いしたいということと、そういう説明会を行いながら組織的な対応ができる、協力を得る説明会をやっているわけで、その詳細を示せる、示そうとする時期はいつごろまでに行いたいと考えているのかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 いろんな多くのご意見がございますから、それを逐一お話するわけにはいきません。ただ、実態がどうであったのかというご質問があります。それは、その実態についてご説明を申し上げている。なぜ我々がこの返還をしなくてはいけないのかと、その理由は何かという意見も多くあります。それについても今議会でもお話を申し上げておりますけれども、そういう趣旨でお答えを申し上げております。あるいは、独断専行しているのではないかというご意見もあります。私の率直な考えを申し上げて、独断専行ということで受け取られるのは真意ではありませんけれども、そうであればそれは真摯に反省をしたいと、今後の対応に生かしたいという趣旨のことを申し上げます。そういったとにかく数多くのご意見がありました。あるいは、いつまでにどの程度協力しなくてはいけないのかというご意見もございまして、それは今後いろいろまた皆さん方のご意見を聞いた中でこの対応をさせてもらいたいという趣旨のことをお答えを申し上げてあります。今は、いつの時期にどういう方法でということについて、お答え申し上げられる状況下にはありません。私としては、先ほどお答え申し上げましたように返還の時期にやはり補填策も明らかになるというのが一番望ましい形だと、そのためにやはり私としては最善を尽くさせてほしいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 次に移りたいと思います。その補填の一環として、事件関係者に対して協力を求めるというふうにされていて、私はそうした意味では法的な拘束力はない、強制力はないというふうに思われますが、その関係者と言われる人数と協力を求める具体的な内容、方法についてお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にありましたように、強制力は持ち得ないと考えております。関係の対象職員には、協力という形でお願いすることと考えておりますけれども、現時点では関係者は2人を想定しております。具体的内容についてでございますが、職員へ協力をお願いする具体的な中身が決まった段階で、その内容なども考慮して考えたいということで、現時点ではまだ決まっていないという状況であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 具体的な内容は、これからで説明できないと。そういう段階で、あす市民大会が行われるので、物すごいそうした点での市民の不安や不満が解消されないのではという思いがあります。ただ、この問題を解決するためには、どんな困難にも向かっていかなければならないということとははっきりしていますので、そういったところへの努力を惜しまず、本当に対面の機会で納得してもらえると、そういう機会をふやすことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

◎2、国民健康保険

1、国保税滞納者への資格証明書交付について

次ですが、国民健康保険税滞納者への資格証明書交付の問題についてです。これは、本日酒井議員が行い、答弁をいただきました。私は、そういった答弁を踏まえまして、1つにはここの私の質問にありますように16歳以上18歳までの子供は何人いるのかという点では2世帯、3名という先ほど答弁をいただきました。ただ、その前の直近の資格証明書交付世帯数ということでは伺っていませんので、この直近の資格証明書交付世帯数を伺いたいというふうに思っています。

それと、酒井議員の答弁からありましたが、ちょっと確認なのですが、滝川の場合、義務教育までの子供には、私は資格証明書自体を世帯に交付していないというふうに思っていたのですが、そうなのか、子供の分だけ短期保険証なのか、その違いを説明していただきたいと思っています。

それと、札幌ではこういう通達を受けた段階で、もう12月1日から既に施行されているわけです。札幌の場合は、ここでも書いてあるように18歳に達した日の属する年度の末日までは対象となるということで、高校生だけではなくて、働いていないお子さんもいらっしゃる方も含めて対象となるわけです。以前、国の方針に沿わなければ、実質的なペナルティーということではなくて、滞納回収に努力しているのかというようなことを評価されるようなところでペナルティーが科せられる可能性があるというふうに受けとめていたのですけれども、仮に16歳から18歳の子供の被保険者に短期保険証を交付した場合に、今後ペナルティーはかけられるというふうに考えられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 資格証明書の交付世帯数ですけれども、20年11月末で91世帯でございます。

それから、既に滝川市が実施しております資格証ではなく短期証の交付につきましては、世帯ではなく中学生以下の子供さんということでございます。

それと、ペナルティーの関係ですけれども、保険税の収納率等についてはご存じのとおりペナル

ティーはあるのですが、仮の話ということなものですから、ある一定国の基準以上というのでしょうか、15歳以下、中学生以下という表現をさせていただきますが、15歳の年度末までということですが、それを18歳までというふうな格好で枠を拡大しますと市の単独事業というような格好でみなされるというのが多いケースでございます。国のほうがペナルティーを処す方法としましては、実際の収納率であられるペナルティーもございますし、普通交付税等の交付税の削減ということもペナルティー措置としては考えられるのかなという現在の考え方でおります。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 世帯には資格証を交付し、その子供たち、被保険者の子供たちへ短期証を交付するということ言えば、2世帯に属している3名についても命に直接かわることだし、その世帯には資格証を交付されているわけですから、収納率をどうするかということではきちんとした対応はとれるはずですので、私はやっぱり18歳、札幌と同様の子供さんへの被保険者証、短期証を交付するということをやっぱり強く求めたい。所管でたった3名ですよ、滝川の場合。たった3名けれども、子供の命、人の命というのはかけがえのないものですから、そういった点でもそういう国の考え方も含めて検討されたいということを申し述べて、次に移ります。

第2要旨ですが、私は資格証明書を交付するというのは悪質な滞納者、財産や資産があっても国保の支払いが可能であっても払わないよといっているのが私は悪質だというふうにとらえているわけですが、そういった意味で7割、5割、2割といった低所得者軽減を受けている世帯に対しては、面接の機会をふやすなどで収納対策を強化するということを前提に、やっぱり受診抑制ということが明らかな資格証明書から短期保険証へ切りかえるよう求めますが、お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険税の軽減世帯は、既に保険税の軽減を受けて応分の負担となっているのが事実でございます。資格証明書が交付されるまでには、短期の被保険者証の期間もありまして、またそれ以前には納めてくださいという督促、催告、それと訪問等での数多くの接触機会を経てこのような結果になっていると思われまます。また、資格証の交付は法律で義務づけられておりますし、収納対策はこれからも強力に推進してまいります。また、面会期間をふやす等の対策もとってまいります。ただ、公平性の観点からも必要と今現在は判断しているところでございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 答弁は、そうされるだろうということは予想はしていたのですが、今回の子供に関する厚労省の通知では、資格証明書は納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応としてその世帯に属する被保険者に対して速やかな短期被保険者証の交付に努めることと。子供の場合では、こういう観点を厚労省は持っているわけです。そうした意味からも国の考え方も含めて、今後変わってくるということを私は願いたいと思います。

◎3、農業行政

1、農地基盤整備について

それでは次、滝川市安全・安心地域づくり条例案（仮称）についてお伺いします。

（何事か言う声あり）

○窪之内議員 済みません。申しわけありません。間違えました。3件目、農業行政、農地基盤整備についての質問です。国や道の補助事業採択要件を満たさない地域における農地基盤整備への補助制度の新設を求める質問です。

近い将来、世界的食料難の時代が来ると言われています。こうした中で、日本の食料基地である北海道の農業、滝川の農業を守る、その前提である農地の基盤整備は緊急の課題となっていると思います。本市においてもこうした位置づけからパワーアップ事業が開始されました。しかし、農家負担の軽減があるパワーアップ事業あるいは農地集積加速化基盤整備事業として事業実施を目指したけれども、その採択要件を満たせない地域がもう既にあります。こうした地域においても就農者の高齢化が進み、元気なうちに基盤整備を終了させたいとの要望があります。11月に行った市長への面談要望の中で、市長は要請にこたえる姿勢を示されました。現物支給などの方法もあるかと思いますが、こうした地域の基盤整備における補助制度を早期に新設するよう求めますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 この土地基盤整備事業あるいは改良事業について、国の制度に該当しないという地域についても同様な事業をやりたいという方々も現実にはいらっしゃるわけであります。その対応をどうしたらいいのかと。まず、第1は、やはり国の事業にできるだけ乗っていただくという努力をしていただく。しかし、さまざまな条件の中でそれが極めて困難だというふうになった場合には、やはり最近米も評価は高くなっています。あるいは、農地の集約化を図っていく上でも基盤の整備がなされていないということから耕作放棄地になっていくというのも心配でもあります。したがって、ぜひ例えば暗渠排水なんかをやりたいのだけれども、どうも補助事業には乗っかれないと、そういう皆さん方がどの程度いらっしゃるのか、まずは調査することが必要だというふうに思います。調査をした結果、やはり必要であるということになれば、滝川市の単独事業がいいのかどうか、土地改良区あるいは農協さんとも十分協議をさせていただいた上での制度設計が必要だというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 国の事業に乗っかろうということで、要望を一定集約した結果がもう既にあるわけで、そうした中でそのパワーアップ事業、また先ほどの集積化事業も含めると、ずっと数年かかってしまうと。そういったことから、要望はあるけれども、そんな何年もかかる事業に乗っかれない、でもやりたいと思っている人、数年かかってもやりたいと思っている人、そういう人たちがばらばらで結果的には面積的な要件を満たさない、そういう補助に乗れないような地域がもう既にあって、そういう要望は一定所管もつかんでいるわけですから、何とかそういうことで見たら年度内に新しい制度設計をつくるということをさっき言った農協さんや関係機関とも相談して、そういう目標でぜひ頑張っていただきたいと思いますと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 国の事業でやりたいということで取り組んでいらっしゃる地区が何地区もあるわけです。一気に進んでいけません。それなのに期間もかかっていくわけでありです。しかし、私としてはやっぱり国の事業に乗り、道のパワーアップ事業に乗り、このことがやはり農家負担が一番少なくなる道でありますから、だからそういう道を選んでいただくことが一番ではないかなというふうに思います。パワーアップ事業、国の基盤整備事業に乗っかれないという地域がそれでは国の事業が終わった後、それでは次の単独事業に取り組みますということでも適切ではないのだろうというふうに思います。ただ、単独でやっていく事業は、この補助事業に乗っかっていく農家負担額よりもやっぱり結構高い農家負担が求められるのだろうというふうに思います。私は、調査はできるだけ急いでやります。どういう事業でやれるかということについても関係機関とよく協議をいたします。そういう動向を見据えていただきながら、どうされるのかということを打ち上げたときにご判断いただきたいものだと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 そうした方向での調整その他を待たずに、すぐに進めていただくことを要望して、次の質問に進みます。

◎4、市民の安全・安心

1、滝川市安全・安心地域づくり条例案（仮称）について

4件目、市民の安全・安心について、滝川市安全・安心地域づくり条例案（仮称）について質問いたします。これも先ほど酒井議員から質問し、答弁をいただいております。私は、所管常任委員会に委員外議員として出させていただいて、この問題について質問した時点では条例案の中身を余り見ずに、実はその場のあれで質問していたなというふうに思っているところです。

まず最初に、条例案策定に尽力された策定市民会議の委員の方々に敬意を表したいというふうに思っています。この条例案の第1条では、市民や事業者に罰則を伴うような行動の縛りを設けるのではなく、意識の高揚と自主的な市民活動の推進を図ることで安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを目的とすると書かれています。市長もおっしゃったように、既にこうした活動を地域で進めている自主団体があることは、安全、安心なまちづくりにとって貴重な存在、江部乙でもそうした組織が子供たちの安全、安心の見守り等を進めています。

私は、こうした条例制定によって安全、安心地域づくりはどんどん推進していくべきなのだなというふうに考えています。しかし、どうしても切り離せないのは、その委員会でも質問した防災の件です。やっぱり安全、安心地域づくりにとって、防災についても市民の意識改革とともに自主的な市民、地域運動が求められているものであり、市長が言う後発先進条例とするためにもこの条例の中に防災を位置づけるべきではないかというふうに考えています。条例案を読ませていただきましたが、この案を基本に交通安全の推進という項目や防犯対策の推進という項目が掲げられているのですけれども、その1項に防災対策の推進という条項を設けて、中身でいえば防災計画に沿ってやるとか、そういうふうにすれば条例として防災を位置づけることは可能なのではないかなというふうに思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ご趣旨はわかりますけれども、私としては余り拡散したくないなという思いがあります。防災については、防災計画を策定してやっているわけで、これそのものについては、その対応は万全と言えるかどうかは別にして、それに近い形での実効性を確保する形は整っているわけがあります。この防災そのものを条例化するかどうかというのは、また別な議論になりますけれども、私は安全・安心条例の中に防災を入れるよりは、今の防災計画をしっかり担保していくことによって防災からの住民の命を守ったり、財産を守ったりということを担保していくことがまず必要だと。いや、これ条例が必要だよと、条例の位置づけが必要だよということになった場合には、やっぱり火災だとか、水害だとか、風水害だとか、地震だとか、こういうものの別な条例をつくっていくということがいいのではないかなというふうに思っておりますが、今はいわば防災条例みたいなものをつくる考え方はありませんけれども、基本はそういう考え方で臨みたいと思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 拡散したくないというふうに市長はおっしゃったのですけれども、私は市民の立場からとると、防災計画による地域や市民での運動があり、安全・安心地域づくり条例に基づいた具体的なそういう実行計画の中での市民の運動というのは重なるのだと思うのです。だから、かえって総合的にやったほうが市民のそういう自主的な運動、地域ぐるみの運動という点では、私は総合的に進んでいく可能性があるというふうに考えているので、策定市民会議の中でも防災はどうするのだという意見が出たそうですが、そこは別な形でというふうになったのだというふうに思うのですけれども、私は全国のこういうことの中に防災というのを含めているところがあるのかどうかというのを調査していませんのでわかりませんが、さっき言ったように防災計画は防災計画に沿ってどんどんやっていただければいいので、条例の中に防災を位置づけ、その実行として防災計画にのっとって進めていけばいいということを考えると、市民の安全、安心して滞在できるって、防災は切り離せないというふうに思っていて、市長の言う拡散したくないということよりも市民の側からとったら、やはり別々にするほうが複雑になっていくのでは、統一したほうがというふうに思いますが、いま一度お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 基本は、先ほど申し上げました考え方であります。今パブリックコメントもいただいていますし、窪之内議員のご意見もお伺いをいたしました。そういう今条例案のご意見をいただいている中でどういうふうに、多様な意見が出てくるというふうに思いますから、そういう中でどうするか判断をしたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 まだ意見を集めている最中で、市長もそういうことも含めて検討をしたいということだったので、そういう市民の意見も参考に、私のその思いもぜひ受けとめていただいて検討していただきたいというふうに思います。

◎5、教育行政

1、学校評議員制度について

2、教育委員会活動外部評価について

次は、教育行政に移ります。第1項目めは、学校評議員制度についての質問です。質問の要旨は、最初は違っていたのかもしれませんが、関藤議員がきのうの質問で学校評議員制度を廃止してはという質問を行い、教育長が答弁されました。私は、その教育長の答弁は必置規定でない、任意のものであるので、いろんな形で発展的な解消もあり得るというふうに答弁されたというふうには思っています。ただ、それはいつ発展的に解消するのか、議会の答弁だけでそういう考えもあるよということだけを表明したのかということ、これからどうしていくかということで見れば、やっぱり再度考え方を確認しておきたいというふうに思っています。

私は、学校評議員制度廃止を求めている一つは、学校長の求めに応じて、学校長が推薦された方が学校運営に関して意見を述べれるのが学校評議員なのです。でも、学校長というのは、そういう5人の学校評議員に学校運営の意見を求めるというだけではなくて、日ごろから多くの人たちから学校運営について意見を求めるというのが学校長の立場なので、わざわざ学校評議員というのを設置しなくても、廃止したとしてもそういう学校運営についての意見を得る場というのは確保できるというふうに思っているのが1点と、学校評議員というのは一定学校運営に関心があったり、そういうところで力を発揮してもらったり、意見を言ってもらえる優秀な人材の方が多いのだというふうに思っているのです。だから、そういう優秀な人材、有能な人材であれば意見を述べる立場よりもやっぱり恒常的に、ふれあいサロンですか、新聞に載っていましたが、そういうような形で実践で活躍していく場に転換を図っていくというほうが有効だというふうに思っているから求めているのであって、そういう意味で見直しをいつ行おうとするのかも含めて再度お聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校評議員制度のご質問でございます。昨日、関藤議員の質問にお答えをしましてしており、そのときの私の感覚で言っているのではなくて、教育委員会の内部で今そのことについて検討を始めようとしているところです。これは、学校ふれあいサロンの中で今学校教育サイドのほうが行っております地域支援本部事業、そして社会教育サイドで行っております家庭教育支援事業、補助事業の関係がありますので、その2つの名称を使っておりますが、基本的にやる場所という部分についてはふれあいサロンという形の中で、滝川市の事業の中でこの2つの補助事業をやっていくという位置づけをしようということで、両方の事業が平成22年度で終了することになっております。ぜひ多くの地域の方が学校の運営に参加できる仕組みをこの補助事業があるうちにつくり切って、補助がなくなったときにはきちんとした形にできているようにと。その時点の中で単に意見を言うという形ではなく、あるいは現行の学校評議員が単に学校の評価をするかのような雰囲気もなきにしもあらずという、そういう風潮もありますので、積極的に地域にかかわる方をふやしていくべきだという、そういう形に転換をしていくべきだという議員さんの意見はもっともだというふうに思っております。大まかなめどとしては、今は平成23年度には何とか新しい形でスタートしたいと、その中で評議員制度がどうあるべきかということについても同じように検討が必要

だというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 求めたような立場での検討も始まっているというふうに理解しましたので、次の質問に移りたいと思います。教育行政の第2項目は、教育委員会活動外部評価についての質問です。

第1要旨は、教育委員会の権限に属する事務の外部評価会議設置要綱について伺います。

まず初めに、設置要綱の内容についての質問です。第1に、教育長が選出するとされている第3条第2項の保護者とは、小中学校及び西高校に通う児童生徒の保護者に限定ということかどうか。

第2に、(3)の関係団体の代表についてですが、関係団体とはどのような団体を指し、何団体あるのか。また、団体の代表となると団体のトップの方が委員になるケースが多くなり、1年ごとに代表者がかわる団体もあります。こうした場合、団体からの申し出があれば委員も新代表者への変更を認めるのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 この教育委員会の外部評価会議という、まずそのものなのですが、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、本年の4月から施行されております。この中で、教育委員会の事務の管理執行について、学識経験者の知見も活用しながら毎年点検、評価を実施をし、さらにそれを議会に報告をするということが義務づけられたものでございます。この外部評価を取り入れる理由としましては、点検及び評価の客観性を確保するというために先ほど申し上げました学識経験者から意見を聴取をするというふうに規定をされております。ただ、滝川市の教育委員会としては、幅広くその評価について意見をいただいたほうがいいだろうということで、学識経験者のほかに保護者や関係団体からも委員を選任をしたいということで5名以内の定員ということで定めたところでございます。保護者の範囲でありますので、教育委員の選任の中にも今保護者の義務づけ、その保護者の考え方というのは18歳未満の児童生徒がいる家庭という規定であります。特に西高等学校というふうに限定をしているわけではございません。保護者の範囲としては、そういう同様の考え方をしているところでございます。

また、関係団体ということですが、これは教育委員会が所管をします団体、所管外の団体を含めて多数あります。ある意味、教育委員会が所管をする団体では手前みそ的なことになりますので、今回はPTA連合会、それから婦人会の2団体ということで委員さんをお願いをしたところでございます。これは、社会教育分野からの観点、それから学校教育分野からの観点、そして前段にあります学識経験者ということで國學院短大の先生にも委員長をお引き受けいただいているところでございます。要綱では3年の任期となっております。ご質問のように団体の長という形で出てくれば、1年交代ということもあり得るのかもしれませんが、私どものほうとしては要綱上3年というふうになっておりますので、できれば3年間はその団体に属しているのであれば、長であるないにかかわらずをお願いをしたいというふうに思っております。ただ、団体から委員さんを交代させてほしいという要望があれば、これは認めざるを得ないのかなというふうに思っております。

また、この外部評価につきましては、もちろん全国で一斉に今取り組みをしているところでございます。滝川市は、中空知管内の9市町の担当課長会議というものの中で、これをどう滝川だけで

はなくて地域全体で進めていくかというような中でもある意味中心的な役割を果たしながら、この外部評価の活動について取り組んでいるところでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 そういった意味では、学識経験者だけでなく、もっと幅広いという姿勢で外部評価をしてもらおうとした姿勢については、それこそ評価をしたいというふうに思っていますが、関係団体は何団体あるのかということは答弁されなかったのですけれども、市内にある団体全部だということで数多くの団体があるのだなというふうには思っています。

それで、ここが主ではない、次のところが主の質問ということもありまして、次に移らせていただきます。外部評価会議の設置要綱の見直しを求める質問です。私は、最初内部評価とは別に独自の外部評価が行われるというふうに思っていたのですが、それが違うということがわかりました。ですから、これは多く教育委員会がやられている事業の中から教育委員会自身が評価する事業を毎年決定し、それぞれの主幹課長が評価リストに沿って内部評価を行った上で、その内部評価について外部の評価委員に意見等をもらいながら評価してもらうというのが制度だということはわかったのです。しかし、こういう制度だとどうしても教育委員会主導で行われるという印象を免れないのです。教育委員会が選んだ人が教育委員会自身がやった評価を聞くわけですから、選ばれた人に率直な意見を述べられるのかということのも、それも団体の代表ということになると、団体の求めに応じれば1年ごとにかわるということもあり得るということになると、本当に責任を持っていけるのかなという不安が物すごくあります。私は、そういう不安を解消して、やっぱり本当に委員の人たちが教育委員会の内部でやった評価をきちんと意見を述べて、それを参考にいろんなこれからの教育行政に生かしていける、そういう仕組みをつくっていくためにもそういう団体の代表をお願いするという方法よりもやっぱり設置要綱を見直して、日ごろから教育に関心が深い熱心な方を公募によって選出する、公募委員を一定数設けることが必要ではないかというふうに思っています。

それと、既に19年度の評価が行われていて、5人以内ということで今は3人だけなのです。ぜひ公募で、私は公募ということを要求しているわけですが、その多くの、3人よりも5人以内と決めていたら、評価はやっぱり5人というのを確保したほうがいいと、早急に5人にするという考えについてもお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 委員の選任の仕方ということでございます。先ほど言いましたように、全国で一斉にことし初めて行われる制度ということもありまして、私ども割と早い時期から、11月の初めからこの委員会を開催をして、ちょうどきのうで第4回目の、本当は3回で終わる予定だったのですが、第4回の委員会がきのうようやく終わりました。その中では、委員さんは3名ということですが、かなり厳しい意見もいただいておりますし、私どもも初めての経験ではありましたが、かなり実りの多いものだったのだらうなというふうに思っております。

この制度について、先ほど申し上げましたが、導入初年度ということもあって、我々も資料のつくり方だとか、あるいは説明の仕方、それから委員さんもどの程度の負担が委員さんにもかかるものなのかどうか、あるいは初年度ということもあって条例上の位置づけだとかいうのをまだ

行っておりません。要綱での取り扱いということになっていきますので、その辺もどういうふうにしたらいいのかというようなこともさらに検討が必要だというふうに思っております。議員さんのご要望にもありました公募についても委員会の内部で、今回の検証も踏まえて検討していきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 公募についても検討するということですし、やはり透明性を確保していくということが目的であればなおさらのこと、市民の目から見て教育委員会主導で進めているのだと、教育委員会が選んだ人で進めているのだというだけの見方はやっぱり避けたほうがいいと。そういった意味でもやっぱり公募ということは大切な方法だというふうに思いますので、早急に結論を出していただきたい。また、今3人で頑張っていらっしゃる委員の方たちのご苦労には本当に感謝をしたいと思います。

以上でお願いを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時ちょうどといたします。日程がちよっと詰まっておりますので、1時に再開いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

◎1、福祉行政

1、生活保護費国庫負担の返還に関する考え方について

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。私は、今回3件について質問を入れてありますが、1件目の福祉行政、生活保護費については国庫負担金の返還に関する考え方についてですが、これはきのう、きょうの午前中と本当に多くの方がそれぞれの立場で質問され、答弁をいただいております。そして、先ほどの窪之内議員の発言もありまして、私はこの際これについては割愛させていただきます。しかし、この4件については割愛いたしますけれども、若干市長に質問をいたしたいと思います。

私としましては、たくさんの議員の皆さんが質問され、そして市長が答弁されていることにつきましては、やはり自分として納得のできない部分はございます。本当にこれからの減額分が……市税ですよ、今入っている分。それが市税を投じないという形で基金となり得るものかと。また、事件に一切関係のない職員に対する協力負担金、今求められておりますが、それが多過ぎるのではないかなど納得のできないものはたくさんあります。市民は、この問題に本当に大きな関心を持って見ております。市長として、市民の理解を得るために何をすればいいのか、また職員の理解を得

るためにどうしなければならないか、信頼回復がシステムやプランづくりで終わることのないように市民、職員が一丸となって滝川市を再生していくための最善の努力を市長に求めたいと思います。

4月22日の文化センターでの市民集会では、市長に辞任を求める声も本当にたくさんありました。また、市税を投入しない方法でという発言に市民は市長の潔さを感じ、辞任より責任に重きを置いた、そのことに評価をしたという人たちもたくさんいたと思います。その重みを酌み取っていただきまして、今回は相当の覚悟を持った責任のとり方を求めたいと思います。ここで改めて市長の決意を伺います。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 市民報告会でありました厳しいさまざまなご意見、それは今さらながらのように胸に刻んでおります。お示しをしましたこの形、この形というのは例えば市税を投入しない、そのために基金を設けるというお約束をいたしましたけれども、それは何かというと直接的に税を投入しない、そしてそれが明らかになるためには基金という形が最も適切ではないかということ判断をいたしました。ただ、その中で給料も税ではないかと。私は、やはりいろんな方法がこれから提案をさせていただかなくてはいけない、議会にも提案をしなくてはいけないというふうに思います。これが直接的な税かどうかという議論をすれば、あるいは終わらないかもしれません。提案をする中身が適切なかどうかというのがやっぱり根本のことになると。少なくとも直接的に市税や地方交付税や、こういう自主的なものを財源として返還の補填をするのかというところが本質的なところだというふうに思っています。あるいは、職員負担について組織的な対応をお願いしています。ほとんどの方は、直接的には関係のない皆さん方であります。しかし、ここは何とか組織的な対応をお願いできませんでしょうかということで皆さん方のご意見を聞いているわけであります。できるだけそういう道で協力をしていただく、市長としての最善の努力を尽くしたいというふうに思いますし、また先ほどありましたシステムをつくったら終わり、プランをつくったら終わりという気は全くありません。これをしっかりと動かして行って再発防止を完全に図る、そしてまた失った信頼回復に全力を尽くす、そういう強い覚悟を改めていたしているところであります。それが今私にとり得る最善の責任であるというふうに覚悟をしながら、最善を尽くさせていただきます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 市長の覚悟、決意ということをしっかり聞かせていただきました。私たちは、やはりこれ以上市民に、全国に滝川のイメージを悪くしないように、ダーティーなイメージを払拭するために一丸となって取り組んでいかなければならないと思います。どうぞその点では、よろしくお願いいたします。

◎2、医療行政

1、医師・看護師の確保について

それでは、次の質問に移らせていただきます。医療行政について、医師・看護師の確保について伺いますが、今報道では全国的に医師、看護師の不足が大変問題になっております。患者の多くの人たちは、市立病院に行っても待ち時間が非常に多いと、元気でなければ市立病院には行けないと

というような声も聞いておりますけれども、市立病院の医師、看護師は人数的にどのような状況にあるのか伺います。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 ご質問のありました医師数でありますけれども、12月1日現在の医師数ですけれども、正規職員が32人、嘱託職員が2名、それから嘱託職員でありますけれども、研修医が5名と、合わせまして39名ということとなっています。これを診療科別に申し上げますと、内科が10名、外科が4名、整形外科が5名、小児科が3名、眼科が2名、泌尿器科が3名、麻酔科が3名、精神神経科が2名、病理が1名、放射線科が1名、そして研修医が5名ということとなっております。まして、残念ながら産婦人科と皮膚科と耳鼻咽喉科については出張医で対応しているという状況でございます。医療法上の医師数といいますのは、患者数をもとに計算するということとなっております。この数が平成19年度の患者数をもとにいたしますと37.97人であります。また、医師数につきましては、常勤医ばかりでなくて出張医も常勤換算をして換算をするということとなっておりますので、その出張医も常勤換算をいたしますと、先ほどの常勤39人のほかに非常勤の者の常勤換算が加わりますから39.9人となりますけれども、当院としてはやはり実質的には常勤の医師数は足りないというふうに考えています。看護師につきましては、12月1日現在で職員が228人、嘱託、臨時職員が43名でありまして医療法上の看護師数は満たしております。また、看護基準としては10対1の必要数を満たしているという状況であります。

○議長 長 許可をしてから。挙手をお願いします。大谷議員、どうぞ。

○大谷議員 失礼しました。それでは、常勤では足りないけれども、39人ということで満たしているという医師の数の確認をいたしましたが、ここの市立病院ではそういうことはないのかもしれませんが、医師が非常に忙し過ぎて大変な状況が報道されております。この病院の患者数から見ると、この充足率は何ともない、つまりそんなの激務というような状況にはないというような押さえ方でよろしいでしょうか。

○議長 長 病院部長。

○病院事務部長 先ほど申しました医療法上の医師数というのは、あくまでも医療法上の医師数ということで、この考え方がずっと変わっていないわけです。ところが、医療の世界というのはどんどんいろいろと高度化、近代化をしてきている、そしてまた患者さんに対するいろいろと説明、その他の部分で必要とする書類の作成なども非常にふえているということで、これはやはり国は医療費抑制ということで、医師数は将来過剰になるからということで抑制政策をとってまいりましたけれども、実質的には医師が不足しているということは国も認めて、昨年ぐらいから少し方向転換をしてきたと。OECDの平均でいきますと、1,000人当たり医師が3人、日本は2人ということでOECDの中でも本当の下位ですから、そういうことから非常に少ない、そして勤務医が非常に激務であるということについては全く報道のとおりだと思います。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、今産婦人科については出張医ということでお話しいただいています。それで、産科については砂川のほうに、あるいは市内の個人病院ということなのですから、この確

保のための対策ということではずっとそれを、例えば産婦人科の医師探しという、そういう努力は引き続きされていると思ってよろしいのでしょうか。一応それは、砂川等に移しているの、うちには産科はないのということに現在なっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 病院部長。

○病院事務部長 医師につきましては、特に勤務医の不足ということは全国的な状態、そしてまた北海道にあっても地域偏在等々もあるということではなかなか難しいというのが実態です。ただ、やはり当市といたしましても理事を配置するですとか、それからいろいろな医育大学への派遣要請ですとか人材紹介サイトへの登録など、いろいろとしているところでございます。ただ、ご質問のあった産婦人科医ということについても、これまた全国的に一層少ないということもありますし、道内の中でも現実的にはなかなかいないというのが実態です。したがって、現状では北大が主導で行った滝川、砂川、美唄、そして当時は岩見沢でしたけれども、1カ所にするという集約体制では当面これはいかにざるを得ないというふうに考えているところです。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 医師の確保についてですけれども、市長は先日行われました男女共同参画の研修会の中で、女性の医師が多くなってきているが、子育ての理由で中断するケースが多くあり、働き続けられる環境づくりが大切ということをお話されました。まさにそのとおりであります。第3回定例会の中で、この病院に関して私は院内保育所について質問をいたしましたが、東事務部長のほうから場所的だとか、財政的だとか、いろんな観点から無理であるというお話をいただきました。市として24時間体制で働くための環境づくりとして対応できる保育所や対策など、あの時点では要望が今の時点でそれほど多くないというお話もございましたが、これからの問題として市長が先ほど話したようなこともあわせて、やはりそういう方向でこれから市も考えていかなければならないのではないかと思います。早急な問題でないとしても今そういうことは全然うちの市としては考えられないということではなく、やはり今後に向かって検討していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 病院部長。

○病院事務部長 医師ですとか看護師などの働くための環境づくりとしての保育所の設置というのは、課題の一つというふうに我々もとらえております。ただ、前回のときにもお話ししましたように当院では若い看護師が多いということから、退職理由については結婚ですとか、都会への転職ですとか、家事専念などが多いというのも実態であります。

北海道では、北海道地域医療振興財団というのが行っております北海道女性バンク、これは女性医師バンクですけれども、ありまして、言うなればここが仲介になって女性の医師のあつせんをすると、こういう制度が実はございます。ただ、常勤を求める病院側と、それから子育てを主とした中での非常勤を求める女性医師という部分でなかなか条件一致が難しいということで、この成果がなかなか出ていない、結果が出ないという状況のようでございます。やはりお子さんがいらっしゃる女医さんは、ご主人の勤務地、それから子育て、家庭ということをやまず優先し、その中で働ける条件を探すという傾向にあるのかなというふうに考えるところでございます。

また、保育所の運営につきましては、多額の病院負担も発生するということがありますし、先ほども言ったようなことから実際に利用者がどれだけいるのかと、こういうことも見きわめなければならぬと考えています。ただ、議員さんがおっしゃいましたようにやはり女性医師が今後ますますふえると、これは間違いない状態です。大学医学部の入学生も女性が多いと、そして総体的にふえてきているのも事実と。そういうことを考えますと、やはり今後の将来的なものとしては市長も言っているように将来的な環境をどう整えるのかと、女性の働く環境をどう整えるのかということは、その保育所も含めまして今後の一つの課題というふうに考えているところであります。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 子育てについては、やはり女性が働き続けることができるように、この病院関係ばかりでなくて、今高齢者施設で働く介護員あるいはシングルマザー、いろいろそういった人たちのことを考えて、そういう体制づくりのために市としてぜひともこれから取り組んでいただきたい課題であると思いますので、検討いただきたいと思います。

次、今年度の看護学院を卒業予定の方たちの動向についてお伺いいたします。

○議長 長 病院部長。

○病院事務部長 今年度の卒業生は、平成20年度の卒業予定者は24名おります。当院への就職内定者は7名、それから進学希望が1名と、そのほかにつきましては道内外の病院への就職という希望であります。当院への就職につきましては、早期の就職説明会などを行うということもしておりますし、特に看護学校を卒業いたしましても一人前の看護師になるためにはやはり職場での教育と、それからまた本人の努力というのは欠かせません。そういう意味では、学生には早い時期から当院の充実した教育体制、指導体制などをしっかりまたPRをしていくということも必要ではないかなということで、これについても一層努めていきたいと思っておりますし、それから卒業をして当院のほうに就職される看護師さんは、やはり地元、この近辺の出身の方が実は多いのです。札幌方面から来られて入学された人は、どうしてもやっぱり札幌方面に行く傾向が強いということもありますので、当院の看護学院に入学されるのが、やはり地元の高校生にもより多く入っていただくような努力もしていきたいと思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 せっかく養成した人材ですから、ぜひとも市で生かせるように努力をよろしく願いいたしたいと思います。

◎3、教育行政

1、特別支援教育支援員の配置について

2、滝川西高等学校の授業料の納入状況について

3、奨学金制度について

次、教育行政に移ります。特別支援教育の支援員の配置でございます。きのう堀議員のほうからも質問がありまして、市内での支援員の配置状況については6名ということでした。その部分はわかりました。きのう教育長の答弁にもありましたように、滝川市はほかの市に先駆けて単費で、障

がい児学級と当時言っておりましたが、この重い子供たちに対しての介護員、介助員、どちら……介助員でいいのですか。介助員をつけていたと。そういう点では、全道的にいろんな大会の中でも滝川市はすごいねということで評価をいただいております、私もありがたいなと思っておりましたが、このたび19年から特別支援教育が開始されました。これは、以前は精神障がいとか知的障がい、情緒障がい、肢体不自由とか、いろいろ障がいはあるわけですが、出現率としては3パーセントぐらいかなと言われていたのが昨今すごくふえてきたと。多動児だとか、学習障がいとか、注意欠陥だとか、高機能のそういういろんな障がいを持つ子供たちがふえてきていると。きのう堀さんの話では6パーセントぐらいいるのではないかというお話もありましたけれども、そういう子供たちが普通学級、通常学級の中で一緒に学習しており1人の、あるいはTTの場合もあるかもしれませんが、なかなかそういう指導者のもとでは子供たちに合った、ニーズに応じた教育が難しいのではないかとということで文科省が手をつけたのが特別支援員の制度でございます。

その制度でいきますと、平成20年度では各小中学校に1人ずつの指導員、支援員を配置できるだけの予算措置をしたと、そのように出ているわけであります。250億円、支援員2万1,000人相当の規模で予算措置をしていると。滝川市では6人ということは、介助員を含んで6人ということだと思うのですが、それでなくて支援員、障がい児学級に行っている介助員でない支援員というのはどのような配置になっているのか伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地方財政措置の関係ですが、平成19年度が2万1,000人という規模で、平成20年度は3万人の規模というふうになっております。これは、全国の小中学校が約3万という数がありますので、単位費用といえますが、交付税の算定上は各小中学校に1人ずつという基準になっておりまして、その単価は平成20年度は120万円、1人当たりという算定になっております。したがって、平成19年度はその7割、2万1,000人ですから84万円が19年度においては地財措置されているということになります。

この支援員という制度は、必ずしも特別支援学級にいる児童生徒ばかりではなくて、普通学級の問題を抱えている子の対応にも当たるという制度でございます。堀議員さんの答弁にも述べましたとおり、現在は教育相談員という形で基本的には各学校1名、介助員とは別途1名を派遣しております。中には、國學院の学生さんだったりということもありますけれども、それらの方、それから特にいじめの関係も含めてスクールカウンセラーというものも小学校に配置をしておりますし、今道費の中で中学校にも配置をしております。そういう意味では、予算的な部分でいきますと、これまで滝川市が独自で行ってきた議員さんからも評価をいただきました介助員の制度がようやく国として認められたというふうに思っております。したがって、実際の介助員の配置につきましては、それぞれの子供たちの実態あるいは学級数、それに伴います教員の配置数等、それぞれ状況に応じまして学校と委員会のほうが協議をいたしまして配置をしているということになっております。

なお、参考までに平成20年度、11校で120万円ということですから、単純計算しますと1、

320万円が地方財政上は見られている分ということになります。現在介助員、それから教育相談員、スクールカウンセラーに要します費用は約1,650万円というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 支援学級のほうに入っている児童生徒については、かなり障がい重い場合が多くて、介助員は学級の中で必要、あるいは授業によってはその子供と一緒に通常学級の同じ学年の中に行って学習をすると、主にその子供に手がかかる場合が多いと。また、あわせてほかの子供を指導できる場合もあると、そういう状況だと思います。ただ、健常児学級の中における特別支援を必要とする子供たちについて、スクールカウンセラーとか、いろんな形で配置されている人を使ったとしても学校全体でそういう人を入れて1名ということでは、なかなか本当に子供のニーズに合った教育ができるかという難しい状況にあるのではないかと思います。また、時間数も普通の教員のよう一日じゅうということではないですから、時間がありますよね。そういうことからいくと、やはりまだまだ人が足りないのかなと、本当に支援教育が必要であると手をつけたということであれば、やはりできる限りの支援をしていくことが必要であろうと。介助員も入れると本市としては文科省で言っている11校、1,320万円を超えて1,650万円と、かなりの措置をしていただいているということはわかりますが、もし学校のほうからそういう要請があつて、うちの学校にぜひ支援員を特別配置してほしいということがあれば、そういう申し出があれば検討していただけるものと押さえていいのかどうか、確認いたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 現状でも、本来は支援員というふうに呼ぶべきでしょうけれども、その支援員の配置につきましては学校からの要望がありますし、特に新入学生の場合については就学指導委員会というところで、どのぐらいの方がまた新年度に入学するという判定も委員会のほうではわかっておりますので、その辺の内容、それから実際に時によってはその子の状態も見せていただいたりしながら、その都度検討をして決定をしてきているところです。また、介助員の配置ばかりではなくて、先ほども言いました教育相談員の時間調整をするというような中でもこれまで対応してきたつもりでありますので、そういう意味では各学校に1人、予算上の措置はそうですけれども、必ず1人置くということではなくて、児童生徒の実態に応じた形でその都度学校と協議させて配置をしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 学校の実情に合った、本当に子供たちに合ったような配置をお願いしたいと思います。ということをお願いしておきまして、次に移ります。

次、滝川西高等学校の授業料の納入状況についてお伺いいたします。今道立高校の授業料の未納額が年々増加して、対策としては6カ月以上の滞納で出席停止という厳しい措置を講ずるとされております。また、入学式でこの4月には新入生が入学式に参加できないというのもテレビで報道されていたのもご承知だと思いますが、西高の納入状況や未納対策についてお伺いしたいと思ひ

ます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 西高等学校の授業料の未納額についてのご質問でございます。滝川西高等学校におきましては、19年度までにおきましては未納者はありません。年度内にすべて授業料等については納めていただいている状況でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 西高については、本当に健全に行われているのだなということがわかって安心したわけですが、滝川市におきましては小中学校の子供たちの要保護、準要保護の保護費が非常に今回人が多くなったということで補正予算が組まれました。教材費、給食費等の助成ですが、そういうことからいくと、今後先ほどの雇用が大変難しくなっているという状況とあわせて、そういったことが心配されるわけですが、20年度分としてそういった遅滞、おくれるとか、相談だとか、そういうことがないのかどうか、19年度分はわかりましたが。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 20年度につきましては、滞納の部分というのにつきましては二月以上ということでカウントをさせていただいた場合は、今の12月の上旬の状態で調査をしたところ15名、全体の1.8パーセントに当たる方が未納ということで、学校のほうでは電話をしたり、自宅のほうに訪問をさせてもらったりして納入に向けて対応を進めさせていただいているという状況でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 現在20年度になって15名の方がいるということは、やはり生活状況が苦しくなってきたのが、これまで学校だけはあると思って頑張ってきた部分がそこにも苦しさが見えてきているのかなと思うわけであります。何としてもこの教育格差、せめて高校ぐらいは今では行かなければ就職についても大変だろうと思いますし、そういったことで学校を退学しなければならないということになる、そういう人が多く出てくるとしたら社会的にも大きな問題になるのではないかなと思います。そういうことから、3番目の奨学制度について伺いたいします。社会情勢が厳しくなっているということから、進学に係る問題、進学はしたいけれども、どうしてもその予算がないと。そういった高校生、中学生の卒業生に対してどのような奨学金が利用できるのか伺いたいします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 一般的な奨学金の制度といたしましては、旧日本育英会、今は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、それとあしなが育英会、交通維持育英会などのほか、財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金等がございます。あと、奨学金制度のほかに北海道社会福祉協議会による就学費貸付制度、公立高校の授業料免除制度の活用及び日本政策金融公庫や各種銀行の教育ローン等についても活用は可能であるというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 授業料の免除はあっても、そのほかに教材費、交通費、いろんな支出が多くかかって経済的に本当に困難だという状況も聞いております。また、これらの奨学金を受けるためのいろん

な義務、決まり等があつて、そういうのも利用できないような場合もあるのかなと思いますが、そういうことに対する、奨学金についてというような相談は市のほうに持ち込まれているのかどうか、またあわせて奨学金制度を市独自で持っているという市も結構北海道でもたくさんありますが、市としての考えはいかがでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 西高等学校での授業料の免除制度というのも当然ございます。それにつきましては、入学時ですとか年度がわりのときには生徒を通して周知をさせていただいている状況でございます。当然その中には、各種制度についてのご案内もさせていただいているところでございます。

先ほど今のお話の中で、奨学金の制度についてということでございますけれども、奨学金制度につきましては滝川市、当市におきましては現在は奨学金制度についてはございません。他市の状況ということでございますが、持っていない市は最近調査したところによりますと3市が持っていないという状況でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それで、今後この経済情勢がますます厳しくなる中で、市としてこの奨学金制度を設けるという、そういうお考えについてこれから検討する余地があるのかどうか、伺いたいします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 昨今の経済状況で、そういうケースが出てくるとということも想定はされるのかなというふうに思っております。現在西高においては、減免を受けている方の割合が10パーセントから11パーセントぐらいの間でこの3年間ぐらいは減免制度を利用させていただいております。まずは、そういう制度、滝川市以外の持っている制度も含めて利用していただくということが、いかにPRに努めるかというのがまたこれからの課題だというふうには思っております。

また、経済情勢に対する対応としましては、これは教育委員会だけの対応というのではなくて、総合的な形の中で検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 今後この部分については、やはり教育格差を解消し、それぞれの子供たちが将来にわたって頑張っていけるような、そういう進学について十分に考えていただきたいということを要望いたしまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

続いて、田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 私は、新政会の田村勇でございますが、平成20年度の最後の一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の政治姿勢

1、今年1年の統括について

最初に、市長の政治姿勢であります。市長も議員もひとしく滝川市民であります。もちろん義務も権利も平等なわけであり。就職試験ではなく、4万5,000市民の有権者の洗礼を受け

当選し、今の職にあるわけであります。市民の幸せのために知恵を出し、努力をする、ひいては滝川市の発展に千端万緒、全知全能で臨むのは当然であります。情報公開が定着してきた昨今、市民の問題点、知りたいこと、真実を公開するのは当然のことであります。政治は、一歩間違うととんでもない方向へ進んでいきます。不透明、しがらみ、私欲、権柄、不法権力等々切りがありません。市長はことし1年、昨年もそうでしたが、事件、事故で全国のマスコミに追い回されました。北海道滝川市は、日本で知らない人がいないくらい有名になりました。滝川市民にとっては、本当に肩身の狭い不名誉なことばかりあります。本当に主人公である市民のための政治ができたのか、ここではタッグ計画を聞いているではありません。市長は、市民のための基本政治をどう考え、実行してきたか。ことし1年の統括、総括ではございません。統括はどうだったかをお聞きいたします。

○議長 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 市民の皆さん方のご意見をよく伺って、それを市政に反映していく、まちづくり懇談会を含めてその姿勢は貫いてきたつもりであります。そのことによって、市民自治の歩みというのは一歩一歩ではありますけれども、進んできているというふうに思います。一方、行財政改革においてもそういう市民自治の流れに合った行政の仕組みということについても、これまた改革の歩みを進めてきました。道半ばではありますけれども、この方向もまたしっかりと進めていかななくてはいけないというふうに思います。

昨年も引き続き不名誉な生活保護不正受給事件ということで全国的に話題となりました。本当にこのことについては、市民の皆さん方に深くおわびを申し上げたいというふうに思います。行政に対する信頼を著しく損ねたということでもあります。私としては、この問題解決、そして信頼回復、こういうことをばねとして職員一致団結して努力しなくてはいけないというふうに思います。行政執行の基礎は、市民の皆さん方の信頼であります。そのことを深くやはり肝に銘じて行政執行に取り組まなくてはいけないという反省の残る1年であります。そういう意味では、これから解決策については、金額の返納及びその対応ということについては、これからお諮りをするわけではありますが、再発防止ということについては、これまでも最善の努力をしてきたつもりでありますけれども、その方向、基本の方向に沿ってさらに努力をしたいというふうに思いますから、ぜひとも議会及び市民の皆さん方のまたご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、2つ目に移りますが、市長が何度も発言している滝川市株式会社ということとあります。民間会社の経営哲学をどれぐらい勉強されたのかは疑問であります。先般12月1日、読売テレビの報道局解説副委員長の辛坊治郎氏の講演がありました。市長も行かれたでしょうか。こういう辛坊治郎氏の講演がありました。演題は、「未来を見通す正しい判断に必要なこと」ということでした。そのお話の中で、賞味期限改ざんや使い回しのお話がありました。見事再建した会社、一方では破産、閉鎖、閉店に追い込まれた会社、皆さんもご存じの白い恋人や赤福の話でございました。白い恋人や赤福は成功例ですが、最高責任者がいち早く非を認め謝罪、社長交代であります。従業員にも謝罪をし、リストラもせず、数カ月を経て再開、千歳空港には皆

さんご存じのとおり白い恋人を求める行列ができたということがマスコミにも取り上げられたと。赤福においても同じであります。反面、船場吉兆本店は息子の社長が自分のせいではない、船場吉兆支店の責任だと、社長の権力だけを誇張していました。最後に母親のおかみさんが涙の謝罪をしましたが、時遅く破産、閉店であります。講演では、経営者は従業員のせいにするのではなく、最高責任者の体質の問題、最初にしっかり謝って善後策を考えることが必要な時代であるそうであります。北海道でも、私のところも取引がありましたが、苫小牧のミートホープ、これは辛坊治郎氏の講演とは違うのですが、内部告発による偽造発覚であります。破産、田中社長はそんなことはしていない、高慢な態度で会見をしていたことは皆様も報道関係でよく見ていたことと思いますが、幾ら言葉で見繕っても真実でなければすぐぼろが出てしまうわけであります。

生活保護費について質問をいたしますが、文化センターで満員の市民説明会で滝川市株式会社の社長として、またお客様であります株主である従業員でもある4万5,000人の市民に本当は関係者一同が土下座をしてでも理解と協力を求めるべきではなかったのでしょうか。それによって、良識ある市民は市長を助けようという気になってくれたのではないのでしょうか。今滝川市株式会社は信用失墜、株式なら紙くず同然であります。民間発想の基本理念とは大違いの市長の言う滝川市株式会社とは何を意味しているのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 生活保護費の問題については、内部検証委員会で何があったのかということを迅速に確かめ、そのことを基礎に置いて第三者委員会の検証をいただいて、厳しいご叱責もいただきました。その過程の中で、最終的責任は私にあるということも申し上げてきたところであります。市民報告会におきましても事実とその対応策ということについてご説明を申し上げて、返還が求められた場合にはこういう基本の姿勢で臨みたいということをご説明を申し上げて、さまざまなご意見をいただきました。市民の皆さん方は、そのしっかりと約束したことが実現していくのかということに大きな関心をお寄せいただいているというふうに思います。約束したことは、守らなくてはなりません。それは、当然の世の中のルールであります。そのことに最善を尽くすことが信頼の回復につながるというふうに思います。

株式会社でいえば、今のご質問にございましたように市民は株主であります。ある意味では、代表民主主義をとっておりますから、議会はその株主代表ということになるのでありましょうか。私は、そういう気持ちで日々行政に臨んでいるところであります。今後ともその姿勢は変わりません。企業経営者の皆様方にとって、企業経営のマインドとは違うというところがありましたら、またご指摘をいただきたいというふうに思います。

辛坊氏の講演は、都合があって聞けませんでした。いい話であったということと同時に、滝川市はいいまちだと、応援団になりたいというその後の話もあったよ、市長という報告も受けました。ぜひとも市民の皆さん方にもそう言われるような市政運営を進めていきたいと思いますので、またご支援、ご協力、ご教示を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 私は、いろんなことを言っていますが、滝川市は本当にいいまちなのです。私も大好

きなまちなのです。しっかりと市政運営をしていただきたいと思います。

◎ 2、生活保護不正受給

1、市長への耳打ち話は無意味か

2、生保者の家賃について

次に、生活保護費不正需給であります。先般新政会 8 人で 12 月 12 日でしたが、当管内選出の飯島夕雁衆議院議員にご尽力をいただき、一緒に厚生労働省の戸井田徹政務次官事務所において 45 分にわたり本事件における当時の実態と特段のご配慮 8 項目にわたりお願いを申し上げてきたところであります。1 つは通院移送費給付のすべてが不適切との判断について、2 つ目は移送に必要な最小限の通院移送費の給付について、3 つ目は医師、患者の信頼関係について、4 つ目は北海道大学病院の責任について、5 つ目は生活保護法、刑事訴追法、刑事裁判との因果関係について、6 つ目は札幌市における給付実態について、7 つ目は北海道の指導監査のあり方について、8 つ目は生活保護法における制度基準の明確化についてであります。明確な配慮等は期待できないかもしれませんが、舛添要一厚生大臣にも伝えるとの確約のもと、すぐ帰宅したわけであり。お話の中で、滝川市はこの巨額の支払いになぜ疑問を感じなかったのかということ問いかけられました。

私は 18 年 9 月、片倉勝彦の多額のタクシー代が支払われていることを問題がないのか、おかしくないのかと会合の後の懇談会等で市長や副市長、一部部長に耳打ちしたことは前回の一般質問のとおりであります。私の一般質問や委員会、全体協議会で明らかになったこの質問に対し、私はやぐざ、一般用語では暴力団員と言うようですが、この時点で警察は既に内偵を進めていたわけであり。18 年の 9 月には、既に警察は内偵を進めていたわけであり。しかし、市長は私の忠告にこの段階で事件性を疑っていない、情報の量と質からそう判断したと一般質問でも委員会でも答弁をしております。私は、このときになぜ皆さんにお知らせ、皆さんというのはほかの方へ言わなかったということは、今言ったように捜査の問題があるから耳打ちをしたわけです。残念ながらその耳打ちというのは、まさに馬の耳に念仏になったわけです。市長は、私の忠告を無視した。無視というよりは、その時点では全く危機管理の意識がなかった、そのために今回の大きな事件へと発展していったわけであり。今の考え、市長の考えは私が耳打ちしたことが無意味だったかどうか、今の心境をお知らせください。

○議長 市長。

○市長 量と質で判断したというのは、そのときの素直な心境をご答弁を申し上げました。その後におきまして、第三者委員会におきましても指摘をいただきました。重大な事案については、具体的に情報を得たら速やかに行動を起こすべきであると、そのとおりであるというふうに反省をいたしております。何が問題となるのか、確かな嗅覚を持ちたいというふうに思います。

○議長 田村議員。

○田村議員 私は、ここで 1 つ確認をしておきたいわけですが、20 年 3 月 14 日、第 4 回滝川市全員協議会提出の資料であります。主からのクレーム等について、箇条書きで裏表あります。この平成 17 年 2 月 15 日、市立病院のことが書いてあります。主の検査入院、主というのは片倉勝彦

のことでございます。検査入院にかかわってトラブルとなり、胸を拳で殴られた、こういう事件がありました。これは、この資料によると通報したことから警察が到着したが、告訴はしなかった。これは、どうして告訴しなかったのですか。

○議 長 田村議員、これ通告にはないのですよね。

(何事か言う声あり)

○議 長 ですから、そういう通告はありませんけれども、できる限りで答弁をいたします。それでよろしいですね。

(「はい」と言う声あり)

○議 長 ちょっと答弁調整のため休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

○議 長 調整ができましたので、再開をいたします。

病院部長。

○病院事務部長 ただいまの件ですけれども、私が病院に行く前のことで、後ほど聞いた話ですけれども、たしか地域医療室のほうの職員がそういうことで胸を突かれたということで警察を呼んだと。ところが、警察が来る間に片倉が本人に謝って、最終的に本人が告訴をしないということで告訴をしなかったというふうに聞いております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今私がいろいろ質問をしているのは、通告にないからということではなくて、量と質で判断したということで、この案件を私が言ったのは18年の9月であります。こういう事件があったのは、17年の今お話を聞いたわけですが、私が量と質で判断したと言われる答弁を受ける前に、18年の9月に耳打ちをしたときには既にこういう事件があったのです。それを言っているのです。

それと、もう一つ聞いておきたいわけですが、これも重要な案件ですので、聞いていただきたいのですが、平成19年6月10日、片倉勝彦の家の近くの倉庫の窓ガラスを子供が割ったという電話があった。そして、これは警察に被害届を出した。その被害届を取り下げた。これは、どういうことですか。

○議 長 調整のため休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

○議 長 では、議事を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問の水道企業団の関係でございますけれども、19年6月10日、主の家の近くにある倉庫の窓ガラスを子供が割ったということのみの電話が妻と思える者から入ったと。それは、確認しに自宅に向かったが、会えなかったということで、この件に関しては明確にだれがやったかというのが特定できないということも含めて、その後の対応はないということで、クレームの一つとして報告書にまとめたという中身でございます。

○議長 長 田村議員の質問を受ける前に、この件につきましては質と量の判断の後の件のことでありますので、今お答えをさせましたけれども、これ以上につきましては要旨にも入っておりませんし、通告外といたしますので、これは打ち切らせていただきます。田村議員。

○田村議員 それでは、2点目に移りますが、私は暗から明へアンテナを張っております。すべてがガサネタかどうかを確認をし、裏をとって、そしてお話をしているわけでありまして。いろいろな問題、事件の先行話等は市長にとって不必要かどうか。私が耳打ち話をしたことがそのままに放置されたために、こういう事件が起きたと。今後そういう耳打ち話というのは要らないのか。これは、どういうことかという、事件になる前に気づいた話、私が気づいた話はすべて裏をとっているから間違いはない、ガサネタではないということを申し上げたいのですが、いろいろな情報があって相手に気づかれたり、捜査の邪魔にならないように暗にほのめかす。それを確認することによって未然に防ぐ効果がある。そういうことを市長なり副市長なりが悟って、危機管理もしっかり持った中でそういうことを考えた場合に、事件は大きくならないで防げる場合もあるということを考えておりますが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 このたびの反省を踏まえて対応したいというふうに思いますので、情報があればぜひいただきたいと思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、これからもよりの確な情報があればお伝えしたいと思います。

次に、3の返還金に対する考え方、この問題については10人中7人くらいの方がいろいろ質問をされておりますが、市税及び国庫負担金、合計2億3,886万円の返還に対する考え方ですが、厚生労働省は過大交付分は実績報告を訂正し、提出せよと言っているわけでありまして、その作業はどこまで進んでいるか。先にそれを聞きます。どれくらい進んでいるのか、その作業は。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 行政指導に基づきまして、今準備は進めております。したがって、1月中には、これは年度それぞれちょっとあるものですから、その辺の準備は鋭意取り進めております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 いずれにしても、補助金適正化法第18条第2項、国庫負担額1億7,914万5,000円は返還命令による返還ということになるわけでありまして。

そこで、市長が期待している組合員との話、昨日のお話ですと4回ぐらい交渉というか、お話とか協力を求めているということでございますが、いつどんな場所で、その4回というのは同じ場所、組合でお話しされたのか、あるいはその職場、職場に行ってお話がされたのか。いつごろ、その4

回というのは、日にちを教えてください。

○議長 市長。

○市長 市役所で2回、市立病院で2回開いています。さらに、昨日からは職場集会を開催をしてご説明を申し上げて、組織的な対応についてのご協力をお願いをしているという段階です。先ほどのご質問にもご答弁申し上げましたが、実績報告書の再提出によって補助金返還命令が来ると。これは、平成21年度末を超えてその期間は設定されない。これは、実績報告書をその前に出しておかなかったら、手続に間に合わないということがありますから、作業そのものは準備を進めております。お金を返す方途、その補填策というのは別の取り組みでありますけれども、できるだけ至近の時期にともに解決できればいいなど。その最善の努力を今しているところであります。この点については、今しばらくその補填策については時間をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 市役所で2回、市立病院で2回の説明をしたということでございますが、市立病院の説明でドクターには求めないと、そのほかの技術職員、看護師等を含めて負担をお願いした、それは事実でしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 負担をお願いする対象職員の関係でございますけれども、今考えている基本的な考えは財政調整基金で補填、返還をする、その財政調整基金の減った分を穴埋めをする、その不足分の財政収支不足、さらにタッグ計画の今提案している不足分、それをあわせて協力を求めたいということなのです。

それで、これはまだ確定ではございませんが、現在のタッグ計画で協力をお願いしている部分については、今の申し上げたドクターの関係だとか西高の先生方、そういう方は実は入っておりません。そういうのが確定しているのかという部分のご質問もありましたので、それは確定していないけれども、現在のタッグ計画で協力をいただいている方を基本に考えておりますというような答弁をしました。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 ドクターが本当は一番給料が高いと。技術職員、看護師等は、それよりはずんと安いと。なぜドクターにも求めないのかと。これには過失というか、やはり全く責任がないということにはならないと思うし、医師というのは特別扱いでこういう措置をとっているのか。それと、もう一つ、消防職員のほうはどうなっているのですか。

○議長 長 病院部長。

○病院事務部長 医師の部分につきまして、先ほど総務部長が言いましたように現在の3パーセントの部分については医師の協力は求めておりません。ただ管理職手当、それから期末、勤勉手当の役職加算の減額と、これについては求めています。この3パーセントのタッグ計画の前に本俸1パーセントとか、減額の時期があったのですが、そのときには医師もほかの職員と同じですべて減額をしたと。ただ、実際に今度3パーセントに移っていくときに医師不足という状況があつて、やはり果たしてそういうことで減額をしたときに医師がそのまゝいてくれるのか、確保ができるのかと、

そういうところを判断をして医師については本俸の部分だけについては適用除外としたいところでございます。したがって、現状はそういうこと、それで今後の部分についてどうするかについては、これからの検討課題というふうになっているところです。

○議長 市長。

○市長 組織的な対応は、今タッグ計画の見直しをやっていますから、この不足財源、それとあわせて今回の事件に対する不足額、これをあわせて補填していただくことに協力していただけないかと、全体の財源不足額についてという説明をしております。その中で、今までタッグ計画はどういうふうにならしたかという、市立病院の医師は除外されていたと、今のようなことであります。それから、西高は私が確かに任命権者にはなっていますが、もとは北海道の職員です、北海道としての給与の削減は別にやっているわけです。したがって、扱いとしてはそこまで及ばすわけにはいかないのではないかという話はしていますけれども、今いろいろご意見をいただいているところですから、ご意見をいただいて、どういう制度設計をしていくのかということを考えたいと思いますが、西高はやっぱり難しいというふうに思います。

それから、滝川地区消防事務組合、かつては滝川市の職員で一部事務組合に派遣しておりました。今は違います。一部事務組合の職員であります。滝川市のほうの本籍は持っていません。そういうところに対して、滝川市のことについて要請をするというのはいかがなものかという考え方を持っております。しかし、どんな形でいくかはいろんな形が考えられると。ご協力をいただけるならば、市民の皆さん方にこの間ご寄附いただきましたけれども、ああいう形ででもお願いしたいものだという甘いお願いもしなくてはいけないというふうに思いますが、いろんな形で皆さん方のご協力をいただきながら補填財源は確保していきたいというふうに思います。制度設計については、ちょっと時間をください。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 確認をいたしますが、滝川署の消防職員も同じですね。一部事務組合ととらえていいのですか、滝川市の消防職員。

(「消防署の職員」と言う声あり)

○田村議員 消防署の職員。

(「消防署の職員、滝川市の任務は持っていないんです」と言う声あり)

○田村議員 持っていないのね。わかりました。

そこで、ドクターは除外すると、看護師は除外しないと。看護師だって集団でやめられたら、大変なことになるのではないですか。文句たらたらですよ。この辺について、ドクターも除外しない、看護師も除外しない、これならまだ平等性はある。看護師の間では、こんなところやめてやると、こんな声まで出ているのです。そういうのは把握していますか。

○議長 市長。

○市長 説明会の中では、職場一体となってやっていくということなのだから、医師を除外するというのはどういう考え方でしょうかという確かにご質問が出ました。今いろいろご意見を聞いているところですから、このご意見を伺って、これから市立病院も職場集会に入っていきますし、

より細かな単位でご意見をお伺いをするということになりますから、そういう中でやっぱり協力を求めて判断をしていく形というのは、どういうことが皆さん方の合意を得られるのかということで判断をしていきたいというふうに思っております。少なくともこんな市立病院やめてやるという職員が出てこないことを望まざるを得ません。そういうことのないような解決策を望みたいというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今市立病院が着々とできていく、そんな中でぜひ医師不足、看護師不足のないようにいろいろご努力を願いたいと思います。

それでは次に、生活保護者の家賃についてであります。1つ目は生活保護者の基準家賃であります。その上限は幾らでもいいというわけではございません。さきの片倉勝彦事件では、角地の庭つきの一軒家に入っていました。家主との正式な契約書は、建物賃貸借契約書により1カ月7万円です。滝川市に提出された契約書は幾らになっているのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護の基準、滝川市の場合、7人以上の世帯につきましては3万8,000円となっております。家賃証明書につきましては3万8,000円の家賃証明書をいただいております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 どうも腑に落ちないのですが、実際は7万円と。でも、生保の家賃は3万8,000円と。役所に出されているのは3万8,000円で実際は7万円と。こういう整合性のない契約書でも通用するのですね。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私ども提出されました家賃証明書の金額について、それぞれ1人世帯ですとか、また2人から6人までの世帯とかの基準の家賃の金額と照らし合わせて確認しておりますので、3万8,000円という家賃証明書が出れば、それで支給をするということになります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これ不思議だと思わないのですかね。実際は7万円なのです。常識あれば、庭つきの一軒家が3万8,000円で借りれるわけがないのですよね。ですから、実際は7万円でも生活保護の分は3万8,000円しか出ませんよと、そういうのならわかるのです。差額は個人負担でいいと、こういうことを認めているのならそれでいいのですが、3万8,000円が真正な契約書だと、大家さんとの。そういう見解でいらっしゃるのですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 我々が判断するのは家賃証明書であります。ただ、今議員さんのおっしゃられた基準家賃を超える契約を結んで、その差額負担をご自身の節約により賄うとしましても、これは生活保護上は最低生活の維持に支障があるということで、福祉事務所としてはそれは容認できないということになります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 そうしますと、ここには住めないということになるわけですね。だから、常識とかけ離れていると言いたくなるのです。今滝川市内でふろがついて、一軒家で2階建てで角地で日当たりもよく車庫もあると。そんなところが3万8,000円で借りれるという常識にはないと思うのです。それが書類として契約書が3万8,000円を出てくれば、福祉事務所としてはそれを認めると。そして、それは3万8,000円で借りているという認識の上に立ってお答えしているのですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 家賃証明書は大家さんが書いていただくものですから、それに基づいて福祉事務所はそれぞれのケースで判断して対応しております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 事件というのは、こういうところから発生するのです。この3万8,000円という家賃証明書が出てきた。これは、完全に偽造とは言いませんが、話し合いによってこうしないと生保が通らないからということで二重契約をしているわけです。それを疑いもなく認めると。だとしたら、この介護タクシーのような間違いがまた起きる危険性があるのです。そう思いませんか。3万8,000円で一軒家借りれるのだったら、だれでも借りますよ。ですから、これが本当に3万8,000円なのかとなぜ疑わないのですか。書類上いいから、これでいいというのですか。ですから、さっき言ったように高くても差額分はご本人が節約して払うなら、それは認められるのか、生保者の家賃として。それとも、7人以上は上限3万8,000円と、1人の場合は2万3,000円か2万4,000円ぐらいですか。そういう方も例えば5万円のところに入って、2万6,000円は自分で払いますと言ったら認められるのですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども申し上げましたけれども、最低生活の維持に支障がありますので、生活保護上は認められません。したがって、基準額以内の住居への転居指導ということを行うこととなります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、これ以上言っても切りがないので、こういうことについてしっかりやっぱり検討、調査をしていかないと、またおかしい事件が起きるのではないかと気を付けてもっと厳格にやってほしいと実は思います。

次に、生活保護者の支給日、生保の支給日の家賃引き落としの問題なのです。よく民間に生保の方が、古いブロックの市営住宅は余りにもひどいとか、あるいは民間でもひどいところに入っている方、そういう方は生保内の家賃であれば引っ越したいという方も結構いるのです。そういう場合に、生保を受給し、その日にまた家賃を振り込むだとか、あるいは届けるとかいうことによって、少ない生保費の中からそういう費用もかかってしまうと。そういうことから、民間家賃の支払い、それを生保の支給日に振り込み料は家主持ちで振り込みができないのか。そういう制度は全くないのか。そういうのは話し合いですることができるのか。前に聞いたときに、誓約書だか確約書だかがあればいいような話もしていたのですが、それを再確認いたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 住宅の賃貸契約につきましては、あくまでも被保護者と住宅所有者との契約行為であります。被保護者のプライバシーもございます。また、月の途中で生活保護の廃止というようなことによる住宅扶助費の返納金の発生など、いろいろと課題も多いために滝川市としては実施しておりません。いわゆる代理納付ということのご質問だと思うのですが、今実施しておりますのは介護保険料及び学校給食費並びに公営住宅料、これにつきましては代理納付という形でやってございます。

○田村議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで議会運営委員会開催のため、およそ30分程度休憩をいたしたいと思います。再開は5分前に放送をかけますので、お集まりいただきたいと思います。休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時16分

○議長 長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例

○議長 長 日程第3、議案第8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）、議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

生活保護費に係る国庫負担金の返還に伴い、市長及び副市長に係る滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例、議案第9号として追加提案しておりますが、その内容につきましては後ほど総務部長より説明いたしますが、今回の補正はこれに伴う市長及び副市長の給料等の減額分のうち20年度の影響額について補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ179万6,000円を減額し、予算の総額を197億5,602万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１３款１項１目職員費、補正額１７９万６，０００円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございまして、議案第９号に伴う特別職給与等の減額でございまして、市長の給与等につきましては、給料減額５０パーセント、３カ月分、１月から３月までの分です。９５万１，０００円の減額、これに係る共済費の減、４４万円の減額、副市長の給与等につきましては給料減額１５パーセント、３カ月分２７万６，０００円の減額、これに係る共済費の減１２万９，０００円の減額、合計で１７９万６，０００円を減額するものでございます。

以上、歳出合計で１７９万６，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。２０款１項１目繰越金１７９万６，０００円の減額は、補正に伴う一般財源の減額について、繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で１７９万６，０００円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第８号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第９号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の提案の趣旨でございますが、生活保護費に係る国庫負担金の返還に伴い、市長及び副市長の責任を明確にするため提案したいとするものであります。既に市長、副市長については行革による給料の減額を平成１７年１２月より実施してきたところであり、第２条でございしますが、市長におきましては給料月額の１００分の３０．３、副市長におきましては給料月額の１００分の１５．３を減額しているところであります。さらに、市長については平成２０年１月から平成２０年１２月までの間１００分の３０．３の減額に加えて給料月額の１００分の５０を減額しておりますが、引き続き平成２１年１月から任期中の在職期間において、これまでと同様の減額を行いたいとするものであります。また、副市長については既に平成２０年５月から平成２０年１０月までの間１００分の１５．３の減額に加えて給料月額の１００分の３０を減額しておりましたが、今後平成２１年１月から任期中の在職期間において、１００分の１５．３の減額に加えて給料月額の１００分の１５を減額したいとするものであります。

附則におきまして、この条例は平成２１年１月１日から施行したいとするものであります。

なお、今回の条例制定に伴います減額による影響額につきましては、市長分として給料、共済費合わせまして１３９万１，０００円、副市長分として４０万５，０００円、合計１７９万６，０００円でございます。

以上で議案第９号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 ただいま上程されました議案第８号、第９号の中で、市長の減額１００分の５０、そ

れから副市長の減額１００分の１５というふうに説明がありましたけれども、従前は総務部長の説明の中にあつたように副市長の減額率は１００分の３０であつたわけですね。１００分の３０という率が１００分の１５に変わった根拠をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 表面的には１００分の３０が１００分の１５でありますから、副市長は半減するのかという印象がおありになるというふうに思います。私は、みずからに対する処分、それから副市長に対する処分を行いました。この処分の考え方というものをこれからの補填をしていく考え方にも同じ考え方でやっぱり臨むべきではないかという考え方があります。それでは、その処分の内容というのはどういう内容であつたかという市長の場合は５０パーセント、１００分の５０、１２カ月という内容です。つまり金額的な減額をいうと、６カ月減じたということになります。実質１年の給与の６カ月分を減じたということになります。副市長に対する処分は、１００分の３０の６カ月間あります。つまり金額換算しますと、１年のうちで１．８カ月分の給与を減じたということになります。つまり市長と副市長との間には、処分において１対３の割合で処分をしたと。私は、この考え方というものは今後の補填の考え方にやっぱり基礎に置かなくてはならないと。とすると、やはり副市長は金額からいうと０．１５にしないと、市長を１００分の５０とする限りにおいてはバランスが合わないということになります。極端なことを言いますと、もし副市長の給与を１００分の３０ということにいたしますと、市長の給料はゼロにしないといけないと、そういう発想もあるというふうに思いますけれども、私はそういう考え方ではなくて、先ほど申し上げましたような市長と副市長との処分のバランスを考えて補填対策を考えた。それは、割合ではなくて実際の金額であると、こういうことでご提案を申し上げた次第であります。

○山口議員 終わります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ２点について伺いをいたします。

まず、１点は、１月１日からこの条例に基づけば、任期中これが返還財源に回るということですが、既に減給されている分１００分の３０についてもその返還に回されるというお考えなのか。それと、総額幾ら返還に回ることになるのか、市長については。副市長についても同様に、既に減額されている分についても返還に回されるのか、それと返還に回される総額について伺います。

２点目は、本条例案はまさしく返還財源に関する直結したものなのですが、市長は退任後に私財を投入するということについて、これまで明言をされていません。明らかにすることについて、どのような検討をされているのかについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 総額というのは、これから削減するものも含めてですか。私は、既削減分も、それからこれから削減する分も合わせて返還財源に充てたいと、充てさせてほしいというふうに思っています。その総額が幾らになるかというのは把握しておりませんから……所管で把握しているのでしょう。所管からご答弁を申し上げます。

退任後の私財ということでございますが、お答え申し上げるわけにはまいりません。今回の一般

質問でもお答えを申し上げました。これからの給与削減に伴う削減分を含めて真摯に対応させていただきますと、考えさせていただきますというご答弁を申し上げました。そういうふうに対応していきたいというふうに思っております。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 金額についてのご質疑でございますけれども、市長、副市長とも提案の中でご説明した行革、その分を除いて今回のこの事件に絡んでそれぞれ50パーセント、30パーセントの削減を既にやっている分、さらにまた今後の分と、そのみの補填ということでございます。それで、市長につきましては総額でよろしいですね。総額、既実施分と今後の予定分も含めると2,350万円、端数の関係はありますけれども、2,350万円、副市長については460万円相当になります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 つまり市長の既に減額されている行革分の30パーセント、副市長の15パーセントは返還財源にはならないということで確認をしましたが、この場合、ちょっと最初に聞くのを失念をいたしましたので、2年後退任時点の退職金の予定額についてもお伺いをいたします。

次に、市長は答えられないと、これからの給与削減に伴い真摯に考えさせていただくと、こういう答弁をしなければならない理由として、公選法上のことを考えてこういう答弁をされているのか、それとも公選法上の縛りなく、これから真摯に考えていくということなのか、そのどちらなのかということをお明らかにしていただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 公選法の制約がなかったら、明らかにします。公選法の制約があるから、明らかにできないということです。

それから、退職金の予定額ですけれども、これは退職手当組合で今いろんな議論が進んでいるようです、削減すべきだとか。したがって、そのときにどういう状況が生じるのかというのは想定できません。ただ……今試算はあるの。

(「あります」と言う声あり)

○市長 試算はある。

(「今現在の数字でよろしければ」と言う声あり)

○市長 今現在の数字で試算は出せるの。

(「一応出せます、今の制度で」と言う声あり)

○市長 出せるそうでありますので、そのときにどうなるのかと。明らかに退職手当組合の条例改正は行われるそうでありますから、ふえる方向ではなくて減額する方向で改正されるという情報が入っていますから、恐らく今申し上げる金額よりは下がるのではないかと想定されますけれども、現制度でお答え申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 退職金の金額でございますけれども、現制度で試算いたしますと約630万円前後と

いう額になります。

(「市長の」と言う声あり)

○総務部長 市長の質疑でしたが。

○議 長 副市長は言っていないです。

(何事か言う声あり)

○議 長 2回質疑……

(何事か言う声あり)

○議 長 どうぞ。

○清水議員 副市長の退職金の予定額を聞くのを失念いたしましたので、副市長の退職金予定額についてもお聞きをしたいと思います。

次に、やはり公選法上の縛りで市長は言明されないということは大変よくわかりました。問題は、公選法というのは選管、中央選管、北海道選管がいろんな行政実例をもとに判断をしているところです。ですから、全く話せないということはないと思うのです。例えば抽象的な言い方であればよろしいとか、今の状態だったら考えるというだけで、退任後の私財投入については全く不明という状態なのです。いわゆる選管の行政実例等にあわせて、これ以上のことは言えないというような検討をされての答弁なのかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 寄附行為に当たるというようなことは、総合判断して申し上げるわけにはいかないということです。ただ、私は関係者による返還財源の確保には最善を尽くすということを申し上げております。一方、しからざる部分について、職員の皆さん方に組織的なご協力をお願いできませんでしょうかということも同時に申し上げております。協力をしてくださいという部分の額の確定が必要です。これは、今できる状況にありませんけれども。とすれば、関係者による確実な見込みの立つ財源はどれくらいなのかということがやっぱり出てくるのではないのでしょうか。私は、そういうことも含めて真摯に考えるということをご答弁申し上げているわけです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 副市長の退職金の額でございますけれども、現行制度で820万円前後でございます。

○清水議員 終わります。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、議案第8号と第9号、あわせましてお尋ねをいたしたいと思います。

昨日、本会議の質問で取り上げておりますが、条例にはやっぱり目的がしっかりあると。さらには、もっと言えば、法学的に言えば、その目的のまた裏のほうというのがやっぱり大事になってくるわけであります。両議案は、要するに市長、副市長の給与削減案、これが純粋な形であれば、これは市の一般財源に、きのうも申し上げましたが、一般財源に入る。これは、だれも余り反対はしないと思うのですが、昨日から言うておりますようにこの条例、また次に目される条例は極めて不純な目的で理解ができないと、こういうことでございますので、これから昨日に続きましてこの裏わざ等の、そういう裏の目的等もひとつ質疑をしたいと思うわけであります。

第1点目にただそうとしたことは、ただいま清水議員のほうで終わりましたので、3点ほどにわたりまして、まず1点目でございますが、昨日の質問でも争点になりました、ただいまもまた清水議員からも一部ありましたけれども、今回の副市長というより市長の給与削減案は、条例で削減するまでは全く本当に違法性はないと思います。そして、しっかりとそれが一般財源に入るわけですから、そこまでは問題ない。私が不純と言っているのは、これには必ず目的があって、先ほどから繰り返れるというようなこと、返還財源にすると、こう言っておりますから、この〇〇基金、こういうものに積み立てて拠出する、その段階で市長の公職選挙法違反は成立する。第199条違反、これをしっかりと私は明言をしたいと思いますが、その見解をしっかりと述べてください。

2点目であります。私が元来主張してまいりました生活保護法第28条違反、初めから私は言っております。これが図らずも厚生労働省は、しっかりと私の言っていることを補完したようなものであります。その観点から見ても市長、副市長のこの給与減額処分ぐらいで済まされない全市的な滝川市の名誉を全国的に失墜させた責任がこれほどの処分の金額で済まされると思ったら大間違いでないかという、こういう意味であります。したがって、昨日からの続きであります、その責任は199万6,000円ぐらいのこんな減額ではなくて、しっかりと市民に直接責任を負う首長のとるべき道はもう辞職しかない、こういうふうにして2点目、これぐらいの金額で市民を惑わせてはいけません。やめなさい。どうですか。もう一回繰り返します。

3点目、最後であります。滝川市は、顧問弁護士がいるはずであります。私は、顧問弁護士に1度だけ、全員協議会の折だったと思うのですが、この生活保護法第28条に照らして滝川市の福祉事務所や滝川市内部の行動は生活保護法第28条違反だと思うのだけれども、弁護士さん、いかがですかと、何かそういうものに瑕疵がないかとお尋ねしたことがあります、そういう意味で今回の会計検査院とか厚生労働省の結論は、そういう弁護士さんの助言を超えて私のほうの法解釈のとおりではないですか。したがって、第3点目のことは、先ほどからも返還財源と明言したのですから、次に市長がこの給与削減、今回の条例の適用は、これは本当に何でもないと思います、一般財源に戻るわけでありますから。ところが、次から私が昨日から言っています裏わざをやったときはどんなことになるかということを顧問弁護士さんからしっかりとこれはやっぱり知恵をもらっているはずであります。だから、この一般財源に戻った市長の削減分を〇〇基金に拠出して、そしてその条例は結局違法性を含んだものになるのかならないのか。これは、しっかりと顧問弁護士さんからご助言をいただいているはずですから、3点目、その見解を述べていただきたいと思います。

以上、3問よろしくお願いします。

○議長 渡辺議員、実は先ほど渡辺議員がおっしゃっているように一般質問と同じ内容であります。昨日の一般質問の内容が重複しておりますので、今の議案に関する分だけお答えはできますが、それ以外についてはきのうもお答えしている部分で、それ以上のことはできませんので、よろしいですか。では、そういうことでお答えできる部分だけ、市長。

○市長 ただいま上程をいたしております補正予算と特例条例、これが違反するのかどうかということでご論議をいただきたいというふうに思います。

2点目は、程度の問題についてはご提案申し上げた趣旨をご論議いただきたいというふうに思い

ます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それはわかりますが、３点目はやっぱりしっかりとここで答えてもらわなければいけないと思います。しっかりとやっぱり顧問弁護士というものを抱えて、それを議会で何も言えない、そういうことはないと思います。これはお答えいただきたいと思います。昨日は全然関係ありません。

○議 長 総務部長、お答えください……市長ですか。市長、どうぞ。

○市 長 条例案と補正予算について、違法性があるだなんて疑っておりませんし、当然そのことについて、この提案が違法性があるのですかどうかという相談は行っておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 今申し上げましたように、この条例はそういうことではないということを言っているのです。つまり返還財源にしたときの次の措置が、返還財源が先ほど清水議員のときから出ているわけでありますから、返還財源についてやっぱり質疑が出たと。こういう意味では、その返還財源の次の措置のときのことを考えておられるか、そしてそれを顧問弁護士とどんな打ち合わせをしているかということでもあります。つまりもっと具体的に言えば、今回の１７９万円程度ですか。それが戻されるということはわかるのです。そのことは質疑しません。しかし、それが先ほどのように返還財源になると言うのですから、返還財源にするときの措置について、やっぱりこれは市長としてどうなのかということで質疑があったということで、返還財源についてです。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 一時的に財政調整基金を取り崩して補填財源、不足財源に充当するということは従来から申し上げていることでございます。それと、今回の特例条例と、それから補正予算とは何ら関係は持たないのではないのでしょうか。私は、純粋にこの提案をさせていただいた特例条例、それから補正予算、それについてご審議をいただきたいというふうに思います。このことについては、何ら疑いのないことなのではないのでしょうか。賛成していただけるか、反対をなさるのか、渡辺議員のご討論をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○渡辺議員 終わります。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

本案に対しましては、山腰議員外６人からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。本間議員。

○本間議員 それでは、議案第８号 平成２０度滝川市一般会計補正予算（第６号）及び議案第９号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例に対する修正動議について提案理由の説明をいたします。

生活保護通院移送費詐欺事件は、その発覚以来究明の過程において本来行うべき行政の活動に大

きな影響を与え、市民の信頼を著しく損なうことにつながってしまいました。滝川市が取り組むべき課題は山積しており、一刻も早くこの事件を解決し、活力ある滝川市の実現に向け、全力を傾けなければなりません。

会計検査院と厚生労働省による全額返還の行政指導に基づいて去る12月12日、新政会は8名で厚生労働省に行き、調査と疑義の確認をいたしました。納得のいかない部分を残しながらも市民利益を優先するために全額返還を受け入れざるを得ない状況と判断しております。返還の意思を固める以上、速やかに財源を確定し、新たなスタートを切る節目にするべきであります。2億4,000万円は容易な金額ではなく、返還に向けては多くの市民と特に職員の協力が不可欠であり、その先鞭をつける市長と副市長がみずから課す負担額は、今後も財源確保の取り組みに多大な影響を与えることは言うまでもありません。

そうした中で上程された議案第8号と第9号による副市長の給与削減率15パーセントは、10月までの削減率30パーセントを下回る提案であり、先ほど市長の答弁の中にもございましたけれども、月数による効果額は上回るとはいえ、早期解決の阻害要因となると判断せざるを得ないことから以下の修正案を提案するものであります。ただし、この修正案は事件の責任の度合いを数値化するものではなく、前向きな取り組みに向けたものであるということをつけ加えます。

それでは、ご説明いたします。平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案でございます。

平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）の一部を第1項中「179万6,000円」を「220万1,000円」に、「197億5,602万3,000円」を「197億5,561万8,000円」に改めたいとするものでございます。

金額について説明いたしますので、歳出のほうから説明をいたします。2ページ、3ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。まず、歳出でございます。13款1項1目職員費の右のページの説明文をごらんいただきたいと思います。給与に要する経費といたしまして、マイナス179万6,000円をマイナス220万1,000円に、その下、特別職、内訳としまして122万7,000円を150万3,000円に、共済組合納付金等をマイナス56万9,000円をマイナス69万8,000円に訂正するものでございます。

第1ページに戻りください。歳入が20款1項でございます。繰越金として179万6,000円を220万1,000円に、歳入合計といたしまして197億5,602万3,000円を197億5,561万8,000円に訂正し、先ほど申し上げました歳出と歳入歳出合計が同額ということでございます。

4ページの給与費明細書については、ご一読いただきたいと思います。

続きまして、第9号に対します修正案について説明を申し上げます。議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を次のように修正したいとするものでございます。

第3条中「100分の15」を「100分の30」に改める。

これにつきましては、副市長の給料月額の減額に係る比率を変更するため修正したいとするものでございます。

次のページが新旧対照表でございます。下線の部分の１００分の１５を１００分の３０に改めたということでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより修正案の一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、修正案第８号、第９号について質疑を行います。

この内容は、副市長の減額率を引き上げるものですが、市長は責任のとり方としてやめるか、給料を減らすか、どちらかの選択だと言ってきました。そういう中で、減額幅を考えられたというふうに思うのです。減額幅ということで、市長については下げることも検討されたというふうに思いますが、これについては修正をしなかった理由、また副市長についてもこの幅にとどめた理由についてお伺いします。

２点目は、やはり返還に直結する条例案並びに議案ですから、果たして市長の、あるいは副市長の返還金額がこれでいいのかということも検討されたというふうに思うのです。そこで、お伺いしますが、提案者は市長の返還責任はこの給与減額だけでよいと考えるのか、それとも退任後の退職金による返還、また私財を投入することによる返還、これについても必要だというふうに考えるかどうか伺います。

○議長 長 答弁を求めます。

○本間議員 それでは、清水議員の質疑に答弁をさせていただきます。

まず、市長の責任はやめるか減らすかであるということ、市長についても検討したのでしょうけれども、下げなかった理由は何か、副市長はここでとどめた理由は何かというのが第１点ですね。まず、基本的には生活給であるということです、大きなものは。ただし、本当はそこまで私どもも踏み込んでいろいろ、では幾らだったらできるのだろうなんていうことはやっぱりできないものだというふうには思いますので、基本的にやはり今１０月まで、市長は１２月までですか、削減をしていた金額がかなり大きなものだというふうな感覚、印象を持っておりましたので、その金額に合わせるのが妥当であろうというふうに考えております。

それからあと、返還金額は要するにこれだけで済ませるのかということですよ。済ませていいのかという。このことについては、基本的にはあらゆる理由のもとに、なかなかそのことはまだまだしっかりとしたものを出せないということは清水議員もおわかりだというふうに思います。そんなところで、今後の課題でもあるというふうに理解もしておりますし、ただそれにつきましては基本的には市長、副市長のご自身のお考えのもとに行われるのがよろしいのではないかなというふうな感覚でおります。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長、副市長の減額というのは、今の時点でいうと第一歩なのですよ。第一歩でどう示すかというのは、給与返還でよしとする立場の方にとっては重要なだろうと私は思います。今後市長や副市長の考え方を見ていくというご答弁、しっかりとしたものを出せないというような

状況についても触れられましたが、提案者が市長の退任後について語るの、これは全く公選法に違反するものではございません。必要な責任に応じた相応する金額をはじいて出すということで残額もおのずと決まってくるというふうにも思いますので、もしそういう相応の金額について示せるものがありましたら、抽象的でも結構です。お伺いをいたします。

それと、2点目は生活給についての考え方ですが、約30万円ということですね。年収で500万円程度でしょうか、手当を入れると。そうすると、滝川市、この職員の中にも500万円以下の職員の方はたくさんいらっしゃるということで、こういった生活給に対する考え方は職員にも当てはまるのかということで、別に職員の給与削減について考えているのではなくて、生活給をどのように考えたのか。2人暮らしで30万円というふうに考えたのか、年齢やそういったことも考慮して生活給を考えられたのか、その生活給をどのような基準で考えられたのか伺います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 まず、1点目の私が金額を示す分には公選法にはひっかからないとおっしゃっていましたが、ただリアルでない話、すぐさまそのことがそのようにならないことに対して、ましてこの修正案に関しては事件の責任度合いを数値化できるものではないという意図でやっておりますので、基本的にそうした金額を算出することは私どもは無理だと思っております。

それから、2点目でございますけれども、生活給です。これは、余り詳しく申し上げてもどうかとは思いますが、実態の金額というか、これは削減率で、いわゆる既に可処分所得というものがございまして、ですから、例えば10万円もらっている人だったら、実際はもう既にあらゆるものにお支払いをしなければならないものがあって、そういうものをやたら減らすということが実は何よりも大変だということでございます。その率が大変であるということに対する生活給と申し上げているというふうにとらえていただければわかりやすいのかなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 生活給について、そういう基準ということが示されました。私は、生活給と言う以上は、例えば平均賃金ですとか、あるいは生活保護基準ですとか、いわゆる社会に通用する客観的なそういった基準を用いるのかなというふうに思いますが、そのように考えたということですから、以上質疑を終わります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。私は、市民クラブを代表し、ただいま上程されました議案第8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算並びに議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例、そして平成20年度滝川市一般会計補正予算修正案並びに滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例修正案を否とする立場で討論いたします。

まず初めに、今回の原案に反対する理由としては、返還金が見込まれた最終段階において指揮

監督権を持つ市長と監督権を持つ副市長の責任が明確となっていないことにあります。具体的には、厚生労働省の判断が決定する以前とそれ以降の責任であります。今回の会計検査院の検査結果や厚生労働省の判断は、滝川市の主張を入り口から否定されるものとなり、その判断については生活保護費不正受給や補助金、交付金などの不正使用にかかわる全国のさまざまな事例に対する処分の象徴的な存在とされてしまった感も否めず、私どもとしても非常に厳しい結果であり、大変遺憾に思うところではあります。しかしながら、その結果責任は重大と言わざるを得ず、現在市税を投入しないで返還を穴埋めする枠組みに対して職員に協力を求めている現状に照らし合わせても十分と言えるものではないと判断するところであります。

また、修正案についても同様の理由であります。責任の度合いが給与減額のみではかることはできないこと、30パーセントを超える給与減額が大変重い行政処分との認識は十分あります。しかし、想定になかった全額返還に多額の協力を職員に求めており、処分内容が以前と据え置きか以下であることに市長の誠意ある対応と受け取ることはできず、今回の両案では不十分と判断したものであります。私ども会派が望むのは、一日も早い市政の正常化であり、そのためには職員が一丸となって再出発する意思を共有することは欠かせないことを申し添え、討論いたします。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 ただいま新政会より提出されました議案第8号及び第9号の修正案に対し、公明党を代表し、修正案を可とする立場で討論させていただきます。

滝川市で発生しました生活保護移送費詐欺事件は、いかなる理由があろうとも行政に対する不信感をぬぐうことはできないというのが市民の声でございます。また、返還額が全額と決まった今、市民と職員に対し協力要請を行う以上、副市長の減額がこれまでの減給額を下回るということは到底職員や市民からも理解されないと思うわけでございます。よって、副市長の給料月額をこれまで10月までの30パーセント減額を維持し、在職期間とする修正案に賛成するものであります。

最後に、私たちは今信頼回復に努め、いち早く市民の暮らしが向上するための道を探ることに邁進するものであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）及び議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例を否とする立場で、また議案第8号の修正案並びに議案第9号の修正案についても否とする立場で討論を行います。

まず、この議案、また修正案は市長、副市長が今後2年以上もその職にとどまり、市政を担うという点で大きな問題と考えます。

まず、現在の状況について3点述べたいと思います。今回の返還命令2億3,886万円、これは市の一般会計を含めた分ですが、についてはだれ一人異論を唱えない、まさに全国民一致の不適正な支出、違法な支出、不当な支出と認められたものと思われ、この原因をつくった責任者、決裁権者が全額を支払うべきものと考えます。2点目は、しかしながら市長は公選法の縛りにより私財については述べず、副市長についてのみ語っておりますが、これも賠償責任はないとして給料の減

額が副市長の責任のとり方であることを言明いたしました。このような中で、市長は片倉及びタクシー会社が逮捕された昨年１１月まで何も知らなかった職員が９割以上もいるのに職員に対する給与削減要請をしています。

日本共産党は、会計検査院、そして厚生労働省の判断が出た後の進め方については、これまでの職員への給与削減要請をまず白紙に戻して、以下２点を行うことが必要と考えます。第１は、原因究明です。今回の一般質問で、１０月１２日に警察の正式な捜査である領置手続の報告を受けながら市長は支給をとめなかった原因は一体何なのか。２点目、市長、副市長が制度上、法令上も問題がないという福祉事務所の報告を７カ月間にわたってうのみにしてきた原因は一体何なのか。３点目、監査委員の指摘について、６月に指示した後、副市長が全くフォローしなかった原因は一体何なのか。４つ目、弁護士にも相談せずに支給をとめれば裁判で負けるという道の意見を理由に支給をとめなかった、つまり弁護士の裏づけをとらなかった原因は何なのか。そして、５点目、市長は疑わしきは罰せずなど主観的な考えをもとに支給をとめなかった原因は何なのか、こういったことを明らかにすることです。

次、第２は、副市長がまず私財を投入すること、そして退任後も退職金の全額寄附を表明することです。公選法上の縛りのある市長については、退任後の私財投入分を第三者機関の決議などで縛っておくことです。また、関係したＯＢに寄附をまず求めることです。そして、関係した職員の懲戒、分限処分について国の違法、不当、全額返還という新たな状況で処分を行うことが必要です。これら第１、第２のことを行わないまま市長、副市長の給与減額提案には修正案も含めて賛成できません。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。議案第８号及びその修正案並びに関連議案第９号及びその修正案を否とする立場で討論を行います。

この議案の態度を決める上で、昨日と本日にかけて行われた生活保護費詐欺事件についての質問と答弁を考慮して判断いたしました。通院移送費に要した費用の全額が不正支出と認定され、国への返還と市への返還合計は約２億４、０００万円と多額の金額になりました。財政調整基金で返還し、新たな基金を創設してその補填に充てるという方針です。しかし、現時点で２億円を超える基金を集め切る時期や関係者の負担金額、職員への協力内容など明確な根拠は示されていません。職員へ協力を求めるとされている金額も実生活に直接影響を与える額であり、市長、副市長が給与減額だけで終わりとするのは納得できない職員も多いと聞いています。また、市民の中にもそうした声があるのも事実です。こうした市民、職員意向を考慮したとき、以下の２点から議案及び修正案を否とするものです。

第１の理由は、２億４、０００万円をだれがどのように、いつまでに集めるのかなど全容が明確にされていません。市長、副市長の給与削減以外に補填に必要な財源がどれだけ集まるかが明確になっていない今、暫定として給与削減を提案するのであれば納得できますが、そうではない状況の中で今市長給与の減額を最終決定とするのは拙速過ぎるのではないのでしょうか。

第2の理由は、これまでの給与減額について、私は賛成の立場をとってきました。しかし、これまでの給与減額は返還金額が明確になっていない中での措置でした。通院移送費全額返還が確定した今、その金額と責任の重さからいって減額率をプラスした提案を行うのが筋ではないでしょうか。しかし、市長はこれまでと同率、副市長は30パーセントから15パーセントへのマイナス提案です。修正案も副市長の現状維持という減額率です。これでは、市長、副市長が最大限可能な責任をとった提案とはいいがたく、市民や職員の理解が得られるものではないと考えます。

最後に、ここ数年全国ニュースで取り上げられる滝川の不幸事が重なり、市民の中ではまた何か起きるのではないかとといった疑心暗鬼の声があります。さらに、市長、副市長を初め市職員に対する不信感や議会のチェック機能への不満も耳にします。こうした事態が続けば、まちづくりにとってはかり知れない影響を与えます。一刻も早くこの状況を脱却し、市民とともにまちづくりを進めていくためにも返還金財源については市民の理解と納得を得る対応が求められています。そのため何をしなければならないか、いま一度熟慮していただきたいと考えます。

以上を述べまして反対討論とします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、議案第8号 平成20年度一般会計補正予算及び議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の両議案、そしてただいま出されました修正案すべてに反対の立場で討論をいたします。

先ほどの質疑でも申し上げましたが、給料減額の期間だとか額と、そういうものよりもこの条例の次にもくろんでいる目的が不純であると、こういうことであります。179万円程度、修正されても220万円程度、先ほどから返還財源についてもするとかしないとか、ぶれているわけであり、端的に給料減額をして一般会計に戻すという目的であれば容認できるかもしれません。しかし、昨日から繰り返して質問や質疑をしておりますが、市長の考えがいまだに確定しておらず、1度一般会計に戻してもその後に、そのお金は実は私のもらう分だったのだから、私の分として〇〇基金拠出金分としてくれないかなどという不純なものが見え隠れするのでございます。税を投入、これも直接とか間接と、そういうふうにしてまことにぶれております。当面は、条例で一般会計に戻るこの段階までは法的に問題はありません。ところが、昨日から私が論じておりますような裏わぎを使って、次、拠出金に繰り出し、〇〇積立金基金、これに支出された段階で市長の分は寄附行為になり、違法行為として摘発の対象になります。この場合、一般会計から繰り出した項目は何の項目であれ、市長の減額給与分の拠出、積立基金に回したものは寄附金そのものであります。違法として市長逮捕のおそれが出てまいります。

最高裁に違憲立法審査権というものがあります。準じて違法条例の審査権が裁判所にあるわけがあります。それが行使されかねません。このことは、過去のとし1月からとし12月まで既に一般会計に戻っているものであります。これも例の5,500万円に、拠出案に組み込まれているではありませんか。拠出がなされた段階で市長の公職選挙法違反は確定いたしますので、これも強く警告を発しておきます。このとき関係する条例を措置した議会も市長の公職選挙法違反の幫助として問題になるかもしれません。このような市長の裏わぎに議会も組み込まれることに強く警告を

発しておきたいと思います。市税を投入しないで返還に努力する、そのために市長の職を辞任しないと4月22日、市民に約束した事柄が税が直接か間接かなどと持論をだんだん、だんだんと曲げて解釈し、ぶれてダッチロール状態であります。こんな裏わざを使わず、昨日、きょうと質問や質疑でも申し上げておりますように市長は潔く辞職して、次の市長に返還すべてをお任せすることです。滝川市制50周年の年に何と50年間の中でも最大、最悪の事件で全国に名をはせてしまいました。このような重大事件を起こした市長は、このようなこそくな減給で済ませることなく、直ちに辞職すべきことを表明し、これら両議案の反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第8号を採決いたします。

まず、本案に対する山腰議員外6人から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

したがって、議案第8号修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

まず、本案に対する山腰議員外6人から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

したがって、議案第9号修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案につきまして、起立によって採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長 日程第４、議案第１０号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第１０号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

産科医療補償制度の創設に伴い、健康保険法等の改正に準じ、出産育児一時金の額を改定したいとするものであります。

次ページの参考資料、新旧対照表によりご説明いたしますので、お開き願います。出産育児一時金、第５条第１項に次のただし書き、ただし、市長が健康保険法施行令第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに３万円を上限として加算するものと、この項を加えるものでございます。

附則で、施行期日を平成２１年１月１日とし、経過措置をこの条例の施行の日前に行われた出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものとしたいとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は可決されました。

◎日程第５ 報告第１１号 監査報告について

報告第１２号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第５、報告第１１号 監査報告について、報告第１２号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。堀田議会選出監査委員。

○議選監査委員 報告第１１号 監査報告についてご説明をいたします。

初めに、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、総務部、総務課、防災危機対策室、企画課、秘書室、交流推進室、財政課、行政経営課、情報化推進室を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成19年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、文書事務関係では決裁責任者、合議、文書取扱主任の印漏れなどの処理方が、備品出納関係については受け入れ支払い額の記載漏れ、所属長の照合印漏れなどの処理方が、ほか契約関係、出張命令関係、外勤命令兼復命簿関係、公印使用簿関係など所属に対する講評において指導いたしました。監査の過程において、軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

以上で報告第11号 定期監査報告の説明を終わります。

続きまして、報告第12号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項に基づき、平成20年8月分から10月分の例月現金出納検査をいたしました……

(何事か言う声あり)

○議選監査委員 例月ですよ。いいですか。同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、出張旅費について、旅行パックが普及しており、飛行機利用はもとより道内においての宿泊に伴うJR利用の際は比較検討、支払い伝票の記載の処理方など所属に対する講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、これらの内容は省略をいたします。なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行などによりなお一層経費節減に努められることを要望しておきます。

以上で報告第12号 例月現金出納検査報告の説明を終わります。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第11号及び第12号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める要望意見書

意見書案第2号 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室統合計画の
撤回を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める要望意見書、
意見書案第2号 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室統合計画の撤回を求める要望意見
書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理
大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第2号 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室統合計画の撤回を求める要望意
見書。送付先は、北海道知事、北海道議会議長であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提
案されましたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

(「議長」の声あり)

◎動議の提出

○議 長 清水議員。

○清水議員 動議を提出したいと思います。

○議 長 ただいま清水議員から生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・

監督権等の責任の調査に関する決議の動議が提出されました。

会議規則第15条の規定によりまして、動議の成立にはほかに1人以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認をいたします。

（「賛成」の声あり）

○議長 長 この動議は、1人以上の賛成者がございましたので、動議は成立をいたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時43分

○議長 長 会議を再開をいたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りをいたします。

生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◎追加日程第1 決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議

○議長 長 追加日程第1、決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議の動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 それでは、提出者を代表いたしまして、決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議についてご説明を申し上げます。

この動議は、通院移送費不当支出問題を考える市民の会代表世話人の橋向久浩氏、同じく川浪忠弘氏による請願第6号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を發揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書の内容を全面的に支持する内容の動議です。1の調査事項以下、常任委員会への付託などは請願に書かれている内容をほぼ全面的に取り入れております。

以下、説明をいたします。まず、裏のページをごらんください。下の（理由）です。「生活保護

通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書」の内容を実施するために、地方自治法第100条に規定される調査を行う議決を得たいとするものであります。

まず、調査事項です。会計検査院は、『同市福祉事務所の世帯主及び配偶者に対する通院移送費の支給に関する判断は、同市内のC病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた「移送に必要な最小限度の額」に違反した取り扱いとなっている。したがって、滝川市福祉事務所の被保護世帯Aに対する通院移送費の支給2億3,886万円に係る負担金計1億7,914万5,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。』と内閣総理大臣に報告しました。これを受けた厚生労働省は11月13日、同夫婦に関する通院移送費全額の返還命令を滝川市に文書で行いました。

これに対し田村弘市長は、事実上約1億8,500万円の給与削減による協力を、市立病院技術職員や一般職員全員に要請しました。しかし、ほとんどの職員は当時何の情報も無く到底納得は得られません。

問題は「違反」「不当」と認定され「返還命令」を受けた原因について、市長・副市長の責任の解明が不十分な点です。検証第三者委員会は4月にまとめた報告書で「市長及び副市長は、（中略）保護の実施に関して法令、条例又は規則に違反しているとは認められないとの認識を持っていた。しかし、結果的に、これだけ多額の公金が詐取され、行政の信用を著しく失墜することとなった責任は問われるところである。指揮監督責任者は、本件のような重大な事案について、具体的な情報を得たら、速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらず、自ら具体的な調査を指示すべきであった」と指摘しました。

市民が納得できる返還実施に向け、滝川市議会の責任は重大です。特に、第三者委員会が指摘した、市長・副市長が情報を得ながら具体的に行動しなかった状況と原因についての解明が必要です。よって以下の点で、慎重かつ徹底的な調査が必要です。

(1) から (7) に記されておりますが、12月の一般質問で一部解明されているものもありますが、以下の点について抜本的な解明が必要です。

(1) 2007年5月、監査委員の130ページに及ぶ報告書で①～③のように指摘を受けたのに、十分対応しなかった理由。①夫婦別々にストレッチャー対応型タクシーを利用し、2006年度実績は1億900万円②医師の診断書や移送費支払い方法に疑問③調査・確認等が考えられる事項として、見積書と請求金額との整合性、国・道への対応協議（通常の移送費としては現実離れしている）、近郊病院・入院等による治療方法の可否、移送方法・移送会社変更の可否、運輸局からの情報入手、税務署等の調査依頼など。

(2) 監査委員が行動を開始した2月に、市長は『金額からいいますとどの程度だという説明を受けたという記憶はありません。極めて多額であるという説明は、受けたような記憶があります。ただし、それは極めて多額だと言っても、常識を超えるような多額な金額であるというイメージは、その2月の段階で持っていたという記憶があります。』と述べている。市長・副市長が、この時点で得た報告・情報と経過について。また、なぜ十分対応しなかったのか。

(3) 副市長は、「支払いを供託にする可能性についても検討を指示した」など、関係者の中で最も、事件性を感じていたはずなのに、具体的な行動を取らなかったのはなぜか。

(4) 市長が犯罪と知った時期に疑問がある。市長は「逮捕の6日前に福祉事務所長から被害届を出したと聞いて、犯罪と知った」と答弁してきた。しかし、福祉事務所職員は、それ以前から警察の事情聴取を受けており、市長、副市長は、福祉事務所職員から事情聴取の報告を受けていなかったのか。

(5) 市長は『もう少し危機感を感じてやっておくべきだった』と答弁している。これは、指揮監督権を発揮しなかったことの告白である。なぜ巨額の支出に危機感を感じなかったと発言するのか。

(6) 『警察に相談して安心感を持った』と答弁している。これに対して福祉事務所長は、事件性を感じての相談ではなく「きっかけが欲しかった」と述べている。警察に相談させた時期と内容について。

(7) 市長は『指示、報告はすべて口頭だった。私はメモ魔ではない』『記録が残っているのは、9月7日のA4半分のペーパー』と述べた。(1)～(6)のような問題でありながら、本当に口頭だけでの報告だったのか。

以上、7点の解明が必要です。さらに、本12月定例会の一般質問などで明らかになった点をつけ加えます。まず、1点目は10月12日に警察の正式な捜査である領置手続の報告を受けながら対応しなかったこと、2点目は市長、副市長が制度上、法令上も問題がないという福祉事務所長の報告を7カ月間にわたってうのみにし、監査委員の指摘について、指示の後フォローしなかったこと、3点目、弁護士にも相談せずに支給をとめれば裁判で負けるという北海道の意見に再確認や弁護士の裏づけをとらなかったこと、4点目、疑わしきは罰せずなど主観的な考えを持ったこと、以上も解明が必要です。

2、常任委員会への付託。本調査は、厚生常任委員会に付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を厚生常任委員会に委任する。

4、調査権限。厚生常任委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査を行うための経費は、4,400円以内とする。(費用弁償分)

以上、決議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。山口議員。

○山口議員 それでは、新政会を代表して、ただいま提出されました動議、生活保護通院移送費支

出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議の採択を否とする立場で討論いたします。

昨年11月に当該事件が発覚以来、滝川市議会は事件の全容解明に向け、平成19年11月20日開催の厚生常任委員会を皮切りにこれまで17回の委員会開催、会議時間38時間を超える中で審議を精力的に行ってきました。また、本年1月29日より7度の全員協議会も開催して議員全員の積極的姿勢により議会の本意を遺憾なく発揮しております。

なお、つけ加えれば昨日、本日の4定でも当該事件に関する要旨で一般質問、各議員が真相解明に努力をしています。今後も常任委員会、全員協議会、一般質問等で真相究明のための議員活動をするべきと考え、ただいま提出された動議を否といたします。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議並びに請願第6号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書に賛成する立場で討論を行います。

まず最初に、多忙な中こうした請願を行いました通院移送費不当支出問題を考える市民の会の皆様には深く敬意を表するものです。以下、賛成理由を述べます。

第1に、田村市長は2億3,886万円の8割を超える金額を職員給与削減で補填する姿勢であります。しかし、逮捕された11月19日まで何も知らなかった職員が9割もいるのです。私は、最も責任の重い2人、副市長は私財の投入をしない、市長も退任後の補填については公選法での縛りがあるからと言って具体的な考えを示さない中、職員給与削減要請をしたことに反対をいたします。

第2に、市民、職員はなぜ2億3,886万円を返還しなければならないような違法、不当、不適切な支給をしたのかについて疑問を持っています。この問題で最も解明がおくれているのが市長、副市長の責任です。市長、副市長は、今回の一般質問で警察が捜査していると認識しながら、支給をとめれば裁判に負けると考えて支給をとめなかった、特に逮捕の1カ月以上前に領置手続まで行っていました。また、裁判に負ける判断の根拠は弁護士に相談もしていません。道に対して詳しい根拠を聞くこともありませんでした。さらに、副市長は監査委員報告を受けながら5月に指示しただけで、それ以降は何の点検、フォローもいたしておりません。また、市長、副市長の間で話し合いもしていません。以上の状況を踏まえると、百条調査の実施で市長、副市長の行動、責任を解明することが議会の責務であり、2億3,886万円補填に必須だと考えます。

以上を申し上げ、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 私は、市民クラブを代表し、ただいま上程されました決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議を否とする立場で討論いたします。

この決議案は、いわゆる百条調査を求めるものであり、本事件発覚以降私ども会派としても百条

調査発動の是非については何度か議論はなされてきた経緯はあります。しかし、第100条第1項の権限を持つ調査は、その第3項に議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処すると刑罰を科すことができるように本議会にとりましても極めて重要な責任が問われる決議案であります。事件発覚から1年が経過し、厚生常任委員会、全員協議会において十分に真相解明されたという状況ではありませんが、二十数回にわたり精力的に審議をしてきており、現段階において百条調査が本当に適切か慎重に判断する必要があります。

また、同条第4項では、議会は選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申し立てを受けたときは、当該官公署の承認がなければ当該事実に関する証言または記録の提出を請求することはできないと明記されており、現時点以上の新事実が百条調査により究明される可能性が極めて低いことが想定をされます。

さらには、同決議案が示す付託先でもある厚生常任委員会の調査と比較しても百条調査が個人情報保護法準用下であることも含め、現状において圧倒的な優位性が期待できない状況であると言わざるを得ません。何よりも一番重要なのは、この条項の性格上、議会の総意をもって設置、調査されるべきと考えるところであります。

以上のことから、当会派におきましても慎重に協議をしてまいりましたが、結論として第100条第1項の権限を持つ調査の必要性はないものと判断し、ただいま上程された動議を否とするものであります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。決議案第1号 生活保護通院移送費支出における市長・副市長の指揮監督権・監督権等の責任の調査に関する決議を否とする立場で討論を行います。

第1に、決議案は調査事項として7項目挙げられていますが、これらについては厚生常任委員会、全員協議会、臨時議会、定例会等で既に質疑、答弁をされているもの、あるいは第三者委員会の検証報告でその調査結果が示されているものがほとんどです。今後も本会議や厚生常任委員会での質問、質疑の道が閉ざされているわけではなく、こうした手段での解明を尽くすべきではないでしょうか。

第2に、私は地方自治法100条規定による調査は非常に重いものと受けとめています。しかし、100条規定に基づき慎重かつ徹底的な調査を求めている事項は、十分に対応しなかった理由、具体的行動をとらなかった理由、危機感を感じなかった理由、本当に口頭だけの報告だったのかなどです。事実や証拠に基づき疑義があるので、調査を行いたいとするものではありません。これらは、市長や副市長の当時の認識を求めているものであり、これまでの答弁以上のものが出てくるとは思われません。私的な感覚かもしれませんが、こうした内容の調査事項は果たして100条規定に基づく調査になじむのかといった疑問を感じます。

以上の点から決議を否とするものです。ただし、この事件による波紋は大きく、真の解決への道のりは困難をきわめていると感じています。常識とかけ離れた支出、不適切と認定されるような支

出が行われたことは事実であり、市民の怒りがおさまらないのも無理はありません。市長、副市長は信頼回復に全身全霊を注いでいただくことを要請して討論とします。

○議 長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより決議案第 1 号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、決議案第 1 号は否決されました。

◎日程第 7 請願第 6 号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書

○議 長 日程第 7、請願第 6 号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書を議題といたします。

請願第 6 号は、12 月 11 日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会で確認したとおり、本件については会議規則第 125 条の規定に基づき所管する常任委員会等への付託を省略します。

既に同じ内容の決議が否決されておりますので、請願第 6 号 生活保護通院移送費不当支出で市長・副市長が指揮監督権・監督権等を発揮しなかったことについて百条調査を行うことを求める請願書は不採択とされたものとみなします。

◎日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第 8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第 4 回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長から発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

12月9日から本日までの9日間にわたりまして平成20年第4回市議会定例会が開催をされ、諸議案が審議をいただきました。かつて例があったのかなのか私はわかりませんが、市長提案が否決をされて修正案が可決されましたことにじくじたる思いはありますけれども、議会の意思として受けとめて行政執行に専心当たってまいりたいというふうに思います。本件以外の議案につきまして、熱心にご討議をいただいてご承認いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

変化の激しい時代であります。迅速、的確に市政執行に職員一丸となって当たっていくつもりであります。生活保護費不正受給問題で一昨年来、滝川市の行政に対する信頼を失ったことはざんきにたえません。この対応に市役所挙げて超多忙な1年でありましたし、議会におきましても通常と大きく異なる多忙さがあったというふうに思います。こういったことは、まことに申しわけないこととございましたけれども、今後マイナス志向に陥ることなく、これをばねとして滝川市の振興発展を前向きに考え、努力をしていきたいというふうに思います。年末、さらに多忙を加えるということになります。どうかご自愛をいただき、よい新年をお迎えいただきたいというふうに思います。

以上を申し上げて、ごあいさついたします。どうもありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 私からもごあいさつをさせていただきます。

ことしの漢字が発表されました。変という字でありまして、それは変わるというか、変化というか、変革ということでございます。まさにこの1年は変革の年であったと思われます。サブプライム問題に端を発し、社会経済は一変をいたしました。その中で、アメリカはオバマの民主党のチェンジという変革をもって期待の世界を迎えようとしております。それにつけても日本政府は、景気対策はころころとそれこそ変化をして、政局は政界再編という変化をしようとしております。

滝川市は、市始まって以来のこの生活保護費不正受給詐欺という欺騙に遭遇をいたしまして、滝川市も私たち議会も、そして市民の皆さんも翻弄をされた1年でございました。それは、皮肉にも私たち議会の議論、会議の活性化を呼んだという結果になりました。この1年間で議運が19回開かれました。常任委員会は25回、その中の厚生常任委員会につきましてはテレビが入りまして非常に長時間論議がなされました。また、病院でありますとか新タッグ計画の特別委員会は20回を数えております。計63回ということでございまして、本会議、予算、決算特別委員会を含めると、土日曜日を除くと3日に1度の会議が開催をされていたということでございまして、また一般質問におきましても延べ38人、512の要旨で質問がなされました。これは、こういう議論がなされましたことは逆に喜ばしい限りでもございます。このような皆さんの英気でありまして、

行動力のおかげで徐々にではありますが、この問題も終結に向かっているものと私は信じております。皆様方のご努力、そして行動に感謝を申し上げる次第でありますし、今後につきましても市民の皆様の信頼の回復に努め、何せ滝川市を私たちが守るということでますますご努力をいただきたいと思っております。そして、来年の後半にはなりましようけれども、ぜひこの変革から安定のときを迎えたいと希望するものでございます。それには、理事者ともども私たちは一緒に頑張っていかなければならないと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

どうかよきお正月をお迎えいただくことをご祈念申し上げまして、私からのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成20年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時15分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員